

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	研究科の設置									
フリガナ設置者	ガクコホカシン チュウカクガク									
フリガナ大学の名称	チュウカクガクガク									
大学本部の位置	東京都八王子市東中野742番1									
大学の目的	中央大学大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする。									
新設学部等の目的	国際情報研究科では、本学の建学の精神「 「実地應用ノ素ヲ養フ 」に基づき、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	国際情報研究科 [Graduate School of Global Informatics] 国際情報専攻 (M) [Global Informatics Course] 計	2	25	-	50	修士 (国際情報) 【Master of Global Informatics】	令和5年4月 第1年次	東京都新宿区 市谷田町一丁目18番		
【基礎となる学部】 国際情報学部 国際情報学科 14条特例の実施										
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	国際情報研究科 国際情報専攻	講義	演習	実験・実習	計	30単位(修士論文で修了の場合) 40単位(特定の課題についての研究の成果で修了の場合)				
		27科目	4科目	0科目	31科目					
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
	新設分	国際情報研究科 国際情報専攻 (修士課程)		教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任
		計		12 (12)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
	既設分	法学研究科 公法専攻 (博士課程前期課程)		9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	24 (24)
		民法法専攻 (博士課程前期課程)		17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	27 (27)
		刑法法専攻 (博士課程前期課程)		6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	25 (25)
		国際企業関係法専攻 (博士課程前期課程)		9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	45 (45)
		政治学専攻 (博士課程前期課程)		9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	27 (27)
		公法専攻 (博士課程後期課程)		11 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	0 (0)
		民法法専攻 (博士課程後期課程)		23 (24)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	23 (24)	0 (0)	0 (0)
刑法法専攻 (博士課程後期課程)		7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)		

教員組織の概要

既 設 分	国際企業関係法専攻 (博士課程後期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
	政治学専攻 (博士課程後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
	経済学研究科 経済学専攻 (博士課程前期課程)	29 (32)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (32)	0 (0)	18 (18)
	経済学専攻 (博士課程後期課程)	25 (27)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	25 (27)	0 (0)	0 (0)
	商学研究科 商学専攻 (博士課程前期課程)	47 (49)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	60 (62)	0 (0)	10 (10)
	商学専攻 (博士課程後期課程)	39 (41)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	46 (48)	0 (0)	0 (0)
	理工学研究科 数学専攻 (博士課程前期課程)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	107 (107)
	物理学専攻 (博士課程前期課程)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	111 (111)
	都市人間環境学専攻 (博士課程前期課程)	17 (18)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	19 (20)	0 (0)	116 (116)
	精密工学専攻 (博士課程前期課程)	11 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	101 (101)
	電気電子情報通信工学専攻 (博士課程前期課程)	9 (9)	3 (3)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	106 (106)
	応用化学専攻 (博士課程前期課程)	11 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	96 (96)
	ビジネスデータサイエンス専攻 (博士課程前期課程)	10 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	95 (95)
	情報工学専攻 (博士課程前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	158 (158)
	生命科学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	107 (107)
	数学専攻 (博士課程後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	22 (22)
	物理学専攻 (博士課程後期課程)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	22 (22)
	都市人間環境学専攻 (博士課程後期課程)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	21 (21)
	精密工学専攻 (博士課程後期課程)	11 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	18 (18)
	応用化学専攻 (博士課程後期課程)	11 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	22 (22)
	ビジネスデータサイエンス専攻 (博士課程後期課程)	10 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	18 (18)
	生命科学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	20 (20)
	電気・情報系専攻 (博士課程後期課程)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	17 (17)
	文学研究科 国文学専攻 (博士課程前期課程)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	6 (6)
	英文学専攻 (博士課程前期課程)	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	3 (3)
	独文学専攻 (博士課程前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
	仏文学専攻 (博士課程前期課程)	4 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	1 (1)
	中国言語文化専攻 (博士課程前期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	2 (2)
	日本史学専攻 (博士課程前期課程)	5 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (7)	0 (0)	9 (9)
	東洋史学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
	西洋史学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	4 (4)
	哲学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
	社会学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	3 (3)

既 設 分	社会情報学専攻 (博士課程前期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
	教育学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7 (7)
	心理学専攻 (博士課程前期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	12 (12)
	国文学専攻 (博士課程後期課程)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
	英文学専攻 (博士課程後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
	独文学専攻 (博士課程後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	仏文学専攻 (博士課程後期課程)	4 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	0 (0)
	中国言語文化専攻 (博士課程後期課程)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	日本史学専攻 (博士課程後期課程)	5 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (6)	0 (0)	5 (5)
	東洋史学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	西洋史学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	哲学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)
	社会学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	1 (1)
	社会情報学専攻 (博士課程後期課程)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)
	教育学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	1 (1)
	心理学専攻 (博士課程後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	1 (1)
	総合政策研究科 総合政策専攻 (博士課程前期課程)	23 (24)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	30 (31)	0 (0)	14 (14)
	総合政策専攻 (博士課程後期課程)	22 (23)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	26 (27)	0 (0)	0 (0)
	法務研究科 法務専攻 (専門職学位課程)	41 (44)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	43 (46)	0 (0)	63 (63)
	戦略経営研究科 戦略経営専攻 (専門職学位課程)	10 (10)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	48 (48)
戦略経営研究科 ビジネス科学専攻 (博士課程後期課程)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
計	683 (711)	70 (70)	0 (0)	2 (2)	755 (783)	0 (0)	- (-)	
合 計	695 (723)	77 (77)	0 (0)	2 (2)	774 (802)	0 (0)	- (-)	
教員 以外 の 職 員 の 概 要	職 種	専 任		兼 任		計		
	事 務 職 員	432 (432)	人	336 (336)	人	768 (768)	人	
	技 術 職 員	8 (8)		32 (32)		40 (40)		
	図 書 館 専 門 職 員	7 (7)		21 (21)		28 (28)		
	そ の 他 の 職 員	3 (3)		- (0)		3 (3)		
計	450 (450)		389 (389)		839 (839)			

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		
	校 舎 敷 地		406,783㎡	0㎡	0㎡	406,783㎡		
	運 動 場 用 地		107,967㎡	0㎡	0㎡	107,967㎡		
	小 計		514,750㎡	0㎡	0㎡	514,750㎡		
	そ の 他		47,026㎡	0㎡	0㎡	47,026㎡		
合 計		561,776㎡	0㎡	0㎡	561,776㎡			
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計		
			318,232㎡ (318,232㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	318,232㎡ (318,232㎡)		
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体		
	342室	269室	330室	25室 (補助職員 69人)	7室 (補助職員 12人)			
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称		室 数			
			国際情報研究科		23 室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体の共用分として、 図書 2,262,254 〔903,637〕 学術雑誌 103,275 〔84,623〕 電子ジャーナル 78,248 〔73,866〕 視聴覚資料 10,286 なお、図書には外部 保管委託分を含む。
	国際情報研究科	282,830 〔108,585〕 (273,018 〔106,766〕)	10,979 〔8,745〕 (10,575 〔8,341〕)	7,087 〔6,456〕 (6,683 〔6,052〕)	623 (623)	0 (0)	0 (0)	
	計	282,830 〔108,585〕 (273,018 〔106,766〕)	10,979 〔8,745〕 (10,575 〔8,341〕)	7,087 〔6,456〕 (6,683 〔6,052〕)	623 (623)	0 (0)	0 (0)	
図書館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体	
		24,977㎡	3,766		1,974,673			
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要					
		24,936㎡	弓道場	1棟	524.62㎡			
			馬房	1棟	377.40㎡			
			雨天練習場	1棟	566.40㎡			
			硬式野球場本部棟	1棟	712.73㎡			
			射撃場	1棟	428.80㎡			
			硬式野球場	1面	14,530.40㎡			
			馬場		4,442.04㎡			
			陸上競技場	1面	22,879.80㎡			
			軟式野球場	1面	9,412.96㎡			
			軟式テニスコート	6面	4,212.00㎡			
			硬式テニスコート	4面	2,816.92㎡			
			ハンドボールコート	2面	2,366.29㎡			
			サッカー場	1面	10,901.70㎡			
			一般学生用フィールドA	1面	5,159.93㎡			
			バスケット・テニスコート	4面	2,421.26㎡			
			一般学生用フィールドB	1面	6,851.63㎡			
			バレーコートB (兼テニスコート)	3面	1,260.00㎡			
			バスケット・バレーコートA (兼テニスコート)	6面	3,334.00㎡			
			ラグビー場	1面	9,945.00㎡			
			ゴルフ教場	15打席	1,183.14㎡			
			屋外プール	2面	3,969.00㎡			
			洋弓場		497.11㎡			
			多目的コート (後楽園)		1,407.00㎡			
			合計		110200.13㎡			

経費の見積り 及び 維持方法の概要	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	教員1人当たり研究費等は、研究科単位での算出が不能なため、学部との合計。 共同研究費等は大学全体の経費。 図書購入費には電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
	教員1人当たり研究費等			580千円	580千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	共同研究費等			160,069千円	160,069千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	図書購入費		2,000千円	2,000千円	2,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
	設備購入費		25,937千円	300千円	300千円	-千円	-千円	-千円	-千円	
学生1人当たり 納付金	第1年次		第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,111千円		871千円	-千円	-千円	-千円	-千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			<p>学生納付金以外の維持方法は、次のとおりです。</p> <p>①手数料収入（入学検定料収入、試験料収入、証明手数料収入等）</p> <p>②補助金収入（国庫補助金収入等）</p>							
既設大学等の 状況	大学の名称		中央大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	法学部	4年	1,439人	-	5,756人	-	0.98倍	昭和29年度	東京都八王子市東中野742番1	
	法律学科	4	882	-	3,528	学士(法学)	1.00	昭和29年度		
	政治学科	4	389	-	1,556	学士(法学)	0.92	昭和29年度		
	国際企業関係法学科	4	168	-	672	学士(法学)	1.01	平成5年度		
	経済学部	4	1,062	-	4,248	-	1.01	昭和38年度	東京都八王子市東中野742番1	
	経済学科	4	467	-	1,868	学士(経済学)	0.93	昭和38年度		
	経済情報システム学科	4	180	-	720	学士(経済学)	0.95	昭和38年度		
	国際経済学科	4	265	-	1,060	学士(経済学)	1.03	昭和38年度		
	公共・環境経済学科	4	150	-	600	学士(経済学)	1.29	平成5年度		
	商学部	4	1,020	-	4,080	-	1.01	昭和38年度	東京都八王子市東中野742番1	
	経営学科	4	300	-	1,200	学士(商学)	1.02	昭和38年度		
	会計学科	4	300	-	1,200	学士(商学)	1.01	昭和38年度		
	国際マーケティング学科	4	300	-	1,200	学士(商学)	0.99	昭和38年度		
	金融学科	4	120	-	480	学士(商学)	1.08	平成6年度		
	理工学部	4	1,020	-	4,080	-	0.99	昭和24年度	東京都文京区春日一丁目13番27号	
	数学科	4	70	-	280	学士(理学)	1.06	昭和37年度		
	物理学科	4	70	-	280	学士(理学)	1.06	昭和37年度		
	都市環境学科	4	90	-	360	学士(工学)	0.97	昭和24年度		
	精密機械工学科	4	145	-	580	学士(工学)	0.91	昭和24年度		
	電気電子情報通信工学科	4	135	-	540	学士(工学)	0.96	昭和24年度		
	応用化学科	4	145	-	580	学士(工学)	0.98	昭和24年度		
	ビジネスデータサイエンス学科	4	115	-	460	学士(工学)	1.03	昭和37年度		
	情報工学科	4	100	-	400	学士(工学)	1.01	平成4年度		
	生命科学科	4	75	-	300	学士(理学)	0.99	平成20年度		

既設大学等の状況	人間総合理工学科	4	75	-	300	学士 (工学)	0.96	平成25年度	
	文学部	4	990	-	3,960	-	1.04	平成18年度	東京都八王子市東中野742番1
	人文社会学科	4	990	-	3,960	学士 (文学)	1.04	平成18年度	
						学士 (史学)			
						学士 (哲学)			
						学士 (社会学)			
						学士 (教育学)			
	総合政策学部	4	300	-	1,200	-	1.01	平成5年度	東京都八王子市東中野742番1
	政策科学科	4	150	-	600	学士 (総合政策)	1.02	平成5年度	
	国際政策文化学科	4	150	-	600	学士 (総合政策)	0.99	平成5年度	
	国際経営学部	4	300	-	1,200	-	0.99	令和元年度	東京都八王子市東中野742番1
	国際経営学科	4	300	-	1,200	学士 (国際経営学)	0.99	令和元年度	
	国際情報学部	4	150	-	600	-	1.00	令和元年度	東京都新宿区市谷田町一丁目18番
	国際情報学科	4	150	-	600	学士 (国際情報)	1.00	令和元年度	
	通信教育部	4	3,000	-	12,000	学士 (法学)	0.12	昭和25年度	東京都八王子市東中野742番1
	(法学部通信教育課程)								
	法学研究科	2	73	-	146	-	0.15	昭和26年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程前期課程)								
	公法専攻	2	8	-	16	修士 (法学)	0.12	昭和55年度	
	(博士課程前期課程)								
	民法法専攻	2	20	-	40	修士 (法学)	0.22	昭和26年度	
	(博士課程前期課程)								
	刑事法専攻	2	10	-	20	修士 (法学)	0.50	昭和26年度	
	(博士課程前期課程)								
	国際企業関係法専攻	2	20	-	40	修士 (法学)	0.00	平成9年度	
	(博士課程前期課程)								
	政治学専攻	2	15	-	30	修士 (政治学)	0.06	昭和26年度	
	(博士課程前期課程)								
	法学研究科	3	28	-	84	-	0.19	昭和28年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程後期課程)								
公法専攻	3	3	-	9	博士 (法学)	0.55	昭和55年度		
(博士課程後期課程)									
民法法専攻	3	7	-	21	博士 (法学)	0.09	昭和28年度		
(博士課程後期課程)									

既設 大学等 の 状 況	刑事法専攻	3	5	-	15	博士 (法学)	0.26	昭和28年度	
	(博士課程後期課程)								
	国際企業関係法専攻	3	10	-	30	博士 (法学)	0.13	平成11年度	
	(博士課程後期課程)								
	政治学専攻	3	3	-	9	博士 (政治学)	0.22	昭和28年度	
	(博士課程後期課程)								
	経済学研究科	2	50	-	100	-	0.36	昭和26年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程前期課程)								
	経済学専攻	2	50	-	100	修士 (経済学)	0.36	昭和26年度	
	(博士課程前期課程)								
	経済学研究科	3	10	-	30	-	0.20	昭和36年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程後期課程)								
	経済学専攻	3	10	-	30	博士 (経済学)	0.20	昭和36年度	
	(博士課程後期課程)					博士 (会計学)			
						博士 (経営学)			
	商学研究科	2	25	-	50	-	0.48	昭和26年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程前期課程)								
	商学専攻	2	25	-	50	修士 (商学)	0.48	昭和26年度	
	(博士課程前期課程)								
	商学研究科	3	5	-	15	-	0.26	昭和29年度	東京都八王子市東中野742番1
(博士課程後期課程)									
商学専攻	3	5	-	15	博士 (商学)	0.26	昭和29年度		
(博士課程後期課程)					博士 (経営学)				
					博士 (会計学)				
					博士 (経済学)				
					博士 (金融学)				
理工学研究科	2	347	-	694	-	1.03	昭和28年度	東京都文京区春日一丁目13番27号	
(博士課程前期課程)									
数学専攻	2	25	-	50	修士 (理学)	0.38	平成3年度		
(博士課程前期課程)									
物理学専攻	2	25	-	50	修士 (理学)	1.00	昭和42年度		
(博士課程前期課程)									
都市人間環境学専攻	2	60	-	120	修士 (工学)	1.00	昭和28年度		
(博士課程前期課程)									

既設大学等の状況	精密工学専攻	2	52	-	104	修士(工学)	1.39	昭和30年度	
	(博士課程前期課程)								
	電気電子情報通信工学専攻	2	45	-	90	修士(工学)	1.56	平成29年度	
	(博士課程前期課程)								
	応用化学専攻	2	45	-	90	修士(工学)	1.15	昭和30年度	
	(博士課程前期課程)								
	ビジネスデータサイエンス専攻	2	30	-	60	修士(工学)	0.94	平成3年度	
	(博士課程前期課程)								
	情報工学専攻	2	40	-	80	修士(工学)	0.66	平成29年度	
	(博士課程前期課程)								
	生命科学専攻	2	25	-	50	修士(理学)	0.58	平成24年度	
	(博士課程前期課程)					修士(工学)			
	理工学研究科	3	29	-	87	-	0.60	昭和30年度	東京都文京区春日一丁目13番27号
	(博士課程後期課程)								
	数学専攻	3	3	-	9	博士(理学)	0.33	平成6年度	
	(博士課程後期課程)								
	物理学専攻	3	3	-	9	博士(理学)	0.66	平成3年度	
	(博士課程後期課程)								
	都市人間環境学専攻	3	5	-	15	博士(工学)	0.80	昭和30年度	
	(博士課程後期課程)								
	精密工学専攻	3	3	-	9	博士(工学)	0.77	昭和39年度	
	(博士課程後期課程)								
	応用化学専攻	3	3	-	9	博士(工学)	1.33	昭和39年度	
	(博士課程後期課程)								
	ビジネスデータサイエンス専攻	3	3	-	9	博士(工学)	0.55	平成10年度	
	(博士課程後期課程)								
	生命科学専攻	3	2	-	6	博士(理学)	0.16	平成24年度	
(博士課程後期課程)					博士(工学)				
電気・情報系専攻	3	7	-	21	博士(工学)	0.33	平成29年度		
(博士課程後期課程)									
文学研究科	2	80	-	160	-	0.54	昭和30年度	東京都八王子市東中野742番1	
(博士課程前期課程)									
国文学専攻	2	10	-	20	修士(文学)	0.55	昭和31年度		
(博士課程前期課程)									
英文学専攻	2	10	-	20	修士(文学)	0.35	昭和31年度		
(博士課程前期課程)									

既設大学等の状況	独文学専攻	2	5	-	10	修士(文学)	0.80	昭和31年度	
	(博士課程前期課程)								
	仏文学専攻	2	5	-	10	修士(文学)	0.40	昭和30年度	
	(博士課程前期課程)								
	中国言語文化専攻	2	5	-	10	修士(文学)	0.70	平成18年度	
	(博士課程前期課程)								
	日本史学専攻	2	7	-	14	修士(史学)	1.00	昭和38年度	
	(博士課程前期課程)								
	東洋史学専攻	2	5	-	10	修士(史学)	0.40	昭和38年度	
	(博士課程前期課程)								
	西洋史学専攻	2	5	-	10	修士(史学)	0.60	昭和37年度	
	(博士課程前期課程)								
	哲学専攻	2	5	-	10	修士(哲学)	0.50	昭和31年度	
	(博士課程前期課程)								
	社会学専攻	2	5	-	10	修士(社会学)	0.80	昭和37年度	
	(博士課程前期課程)								
	社会情報学専攻	2	5	-	10	修士(社会情報学)	0.50	平成7年度	
	(博士課程前期課程)								
	教育学専攻	2	5	-	10	修士(教育学)	0.50	平成4年度	
	(博士課程前期課程)								
心理学専攻	2	8	-	16	修士(心理学)	0.24	平成12年度		
(博士課程前期課程)									
文学研究科	3	46	-	138	-	0.17	昭和37年度	東京都八王子市東中野742番1	
(博士課程後期課程)									
国文学専攻	3	5	-	15	博士(文学)	0.26	昭和38年度		
(博士課程後期課程)									
英文学専攻	3	5	-	15	博士(文学)	0.06	昭和39年度		
(博士課程後期課程)									
独文学専攻	3	3	-	9	博士(文学)	0.00	昭和37年度		
(博士課程後期課程)									
仏文学専攻	3	3	-	9	博士(文学)	0.00	昭和37年度		
(博士課程後期課程)									
中国言語文化専攻	3	3	-	9	博士(文学)	0.11	平成20年度		
(博士課程後期課程)									
日本史学専攻	3	5	-	15	博士(史学)	0.46	昭和37年度		
(博士課程後期課程)									

既設大学等の状況	東洋史学専攻	3	3	-	9	博士 (史学)	0.11	昭和38年度	
	(博士課程後期課程)								
	西洋史学専攻	3	3	-	9	博士 (史学)	0.11	平成6年度	
	(博士課程後期課程)								
	哲学専攻	3	3	-	9	博士 (哲学)	0.11	昭和37年度	
	(博士課程後期課程)								
	社会学専攻	3	3	-	9	博士 (社会学)	0.44	昭和40年度	
	(博士課程後期課程)								
	社会情報学専攻	3	3	-	9	博士 (社会情報学)	0.22	平成9年度	
	(博士課程後期課程)								
	教育学専攻	3	3	-	9	博士 (教育学)	0.00	平成6年度	
	(博士課程後期課程)								
	心理学専攻	3	4	-	12	博士 (心理学)	0.25	平成14年度	
	(博士課程後期課程)								
	総合政策研究科	2	40	-	80	-	0.11	平成9年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程前期課程)								
	総合政策専攻	2	40	-	80	修士 (総合政策)	0.11	平成9年度	
	(博士課程前期課程)								
	総合政策研究科	3	10	-	30	-	0.06	平成11年度	東京都八王子市東中野742番1
	(博士課程後期課程)								
総合政策専攻	3	10	-	30	博士 (総合政策)	0.06	平成11年度		
(博士課程後期課程)					博士 (学術)				
戦略経営研究科	3	12	-	36	-	0.00	平成22年度	東京都文京区春日一丁目13番27号	
(博士課程後期課程)									
ビジネス科学専攻	3	12	-	36	博士 (経営管理)	0.00	平成22年度		
(博士課程後期課程)					博士 (学術)				
法務研究科	3	200	-	600	-	0.52	平成16年度	東京都新宿区市谷本村町42番8	
(専門職学位課程)									
法務専攻	3	200	-	600	法務博士 (専門職)	0.52	平成16年度		
(専門職学位課程)									
戦略経営研究科	2	80	-	160	-	0.87	平成20年度	東京都文京区春日一丁目13番27号	
(専門職学位課程)									
戦略経営専攻	2	80	-	160	経営修士 (専門職)	0.87	平成20年度		
(専門職学位課程)									
附属施設の概要	該当なし								

学校法人中央大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
中央大学				中央大学				
法学部				法学部				
法律学科	882	-	3,528	法律学科	882	-	3,528	
政治学科	389	-	1,556	政治学科	389	-	1,556	
国際企業関係法学科	168	-	672	国際企業関係法学科	168	-	672	
経済学部				経済学部				
経済学科	467	-	1,868	経済学科	467	-	1,868	
経済情報システム学科	180	-	720	経済情報システム学科	180	-	720	
国際経済学科	265	-	1,060	国際経済学科	265	-	1,060	
公共・環境経済学科	150	-	600	公共・環境経済学科	150	-	600	
商学部				商学部				
経営学科	300	-	1,200	経営学科	300	-	1,200	
会計学科	300	-	1,200	会計学科	300	-	1,200	
国際マーケティング学科	300	-	1,200	国際マーケティング学科	300	-	1,200	
金融学科	120	-	480	金融学科	120	-	480	
理工学部				理工学部				
数学科	70	-	280	数学科	70	-	280	
物理学科	70	-	280	物理学科	70	-	280	
都市環境学科	90	-	360	都市環境学科	90	-	360	
精密機械工学科	145	-	580	精密機械工学科	145	-	580	
電気電子情報通信工学科	135	-	540	電気電子情報通信工学科	135	-	540	
応用化学科	145	-	580	応用化学科	145	-	580	
ビジネスデータサイエンス学科	115	-	460	ビジネスデータサイエンス学科	115	-	460	
情報工学科	100	-	400	情報工学科	100	-	400	
生命科学科	75	-	300	生命科学科	75	-	300	
人間総合理工学科	75	-	300	人間総合理工学科	75	-	300	
文学部				文学部				
人文社会学科	990	-	3,960	人文社会学科	990	-	3,960	
総合政策学部				総合政策学部				
政策科学科	150	-	600	政策科学科	150	-	600	
国際政策文化学科	150	-	600	国際政策文化学科	150	-	600	
国際経営学部				国際経営学部				
国際経営学科	300	-	1,200	国際経営学科	300	-	1,200	
国際情報学部				国際情報学部				
国際情報学科	150	-	600	国際情報学科	150	-	600	
通信教育部 (法学部通信教育課程)	3,000	-	12,000	通信教育部 (法学部通信教育課程)	3,000	-	12,000	
計	9,281	-	37,124	計	9,281	-	37,124	
中央大学大学院				中央大学大学院				
法学研究科				法学研究科				
公法専攻(M)	8	-	16	公法専攻(M)	8	-	16	
民法法専攻(M)	20	-	40	民法法専攻(M)	20	-	40	
刑事法専攻(M)	10	-	20	刑事法専攻(M)	10	-	20	
国際企業関係法専攻(M)	20	-	40	国際企業関係法専攻(M)	20	-	40	
政治学専攻(M)	15	-	30	政治学専攻(M)	15	-	30	
公法専攻(D)	3	-	9	公法専攻(D)	3	-	9	
民法法専攻(D)	7	-	21	民法法専攻(D)	7	-	21	
刑事法専攻(D)	5	-	15	刑事法専攻(D)	5	-	15	
国際企業関係法専攻(D)	10	-	30	国際企業関係法専攻(D)	10	-	30	
政治学専攻(D)	3	-	9	政治学専攻(D)	3	-	9	
経済学研究科				経済学研究科				
経済学専攻(M)	50	-	100	経済学専攻(M)	50	-	100	
経済学専攻(D)	10	-	30	経済学専攻(D)	10	-	30	
商学研究科				商学研究科				
商学専攻(M)	25	-	50	商学専攻(M)	25	-	50	
商学専攻(D)	5	-	15	商学専攻(D)	5	-	15	
理工学研究科				理工学研究科				
数学専攻(M)	25	-	50	数学専攻(M)	25	-	50	
物理学専攻(M)	25	-	50	物理学専攻(M)	25	-	50	
都市人間環境学専攻(M)	60	-	120	都市人間環境学専攻(M)	60	-	120	
精密工学専攻(M)	52	-	104	精密工学専攻(M)	52	-	104	
電気電子情報通信工学専攻(M)	45	-	90	電気電子情報通信工学専攻(M)	45	-	90	
応用化学専攻(M)	45	-	90	応用化学専攻(M)	45	-	90	
ビジネスデータサイエンス専攻(M)	30	-	60	ビジネスデータサイエンス専攻(M)	30	-	60	
情報工学専攻(M)	40	-	80	情報工学専攻(M)	40	-	80	
生命科学専攻(M)	25	-	50	生命科学専攻(M)	25	-	50	
数学専攻(D)	3	-	9	数学専攻(D)	3	-	9	
物理学専攻(D)	3	-	9	物理学専攻(D)	3	-	9	
都市人間環境学専攻(D)	5	-	15	都市人間環境学専攻(D)	5	-	15	
精密工学専攻(D)	3	-	9	精密工学専攻(D)	3	-	9	
応用化学専攻(D)	3	-	9	応用化学専攻(D)	3	-	9	
ビジネスデータサイエンス専攻(D)	3	-	9	ビジネスデータサイエンス専攻(D)	3	-	9	
生命科学専攻(D)	2	-	6	生命科学専攻(D)	2	-	6	
電気・情報系専攻(D)	7	-	21	電気・情報系専攻(D)	7	-	21	
文学研究科				文学研究科				
国文学専攻(M)	10	-	20	国文学専攻(M)	10	-	20	
英文学専攻(M)	10	-	20	英文学専攻(M)	10	-	20	
独文学専攻(M)	5	-	10	独文学専攻(M)	5	-	10	
仏文学専攻(M)	5	-	10	仏文学専攻(M)	5	-	10	
中国言語文化専攻(M)	5	-	10	中国言語文化専攻(M)	5	-	10	
日本史学専攻(M)	7	-	14	日本史学専攻(M)	7	-	14	
東洋史学専攻(M)	5	-	10	東洋史学専攻(M)	5	-	10	
西洋史学専攻(M)	5	-	10	西洋史学専攻(M)	5	-	10	
哲学専攻(M)	5	-	10	哲学専攻(M)	5	-	10	
社会学専攻(M)	5	-	10	社会学専攻(M)	5	-	10	
社会情報学専攻(M)	5	-	10	社会情報学専攻(M)	5	-	10	
教育学専攻(M)	5	-	10	教育学専攻(M)	5	-	10	
心理学専攻(M)	8	-	16	心理学専攻(M)	8	-	16	
国文学専攻(D)	5	-	15	国文学専攻(D)	5	-	15	
英文学専攻(D)	5	-	15	英文学専攻(D)	5	-	15	
独文学専攻(D)	3	-	9	独文学専攻(D)	3	-	9	
仏文学専攻(D)	3	-	9	仏文学専攻(D)	3	-	9	
中国言語文化専攻(D)	3	-	9	中国言語文化専攻(D)	3	-	9	
日本史学専攻(D)	5	-	15	日本史学専攻(D)	5	-	15	
東洋史学専攻(D)	3	-	9	東洋史学専攻(D)	3	-	9	
西洋史学専攻(D)	3	-	9	西洋史学専攻(D)	3	-	9	
哲学専攻(D)	3	-	9	哲学専攻(D)	3	-	9	
社会学専攻(D)	3	-	9	社会学専攻(D)	3	-	9	
社会情報学専攻(D)	3	-	9	社会情報学専攻(D)	3	-	9	
教育学専攻(D)	3	-	9	教育学専攻(D)	3	-	9	
心理学専攻(D)	4	-	12	心理学専攻(D)	4	-	12	
総合政策研究科				総合政策研究科				
総合政策専攻(M)	40	-	80	総合政策専攻(M)	40	-	80	
総合政策専攻(D)	10	-	30	総合政策専攻(D)	10	-	30	
国際情報研究科				国際情報研究科				研究科の設置(届出)
国際情報専攻(M)	25	-	50	国際情報専攻(M)	25	-	50	
法務研究科				法務研究科				
法務専攻(P)	200	-	600	法務専攻(P)	200	-	600	
戦略経営研究科				戦略経営研究科				
戦略経営専攻(P)	80	-	160	戦略経営専攻(P)	80	-	160	
ビジネス科学専攻(D)	12	-	36	ビジネス科学専攻(D)	12	-	36	
計	1,035	-	2,410	計	1,060	-	2,460	

教育課程等の概要															
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門共通科目	ベースライン	研究の計画と遂行	1前	2			○			3	3				オムニバス
		ELSI研究法Ⅰ	1前	2			○			8	1				オムニバス
		ELSI研究法Ⅱ	1後	2			○			8	1				オムニバス
		情報基盤研究法	1後		2		○			3	2				オムニバス
		情報法研究法	1後		2		○			1					
		小計（5科目）	—	6	4			—		11	6				
	コグニティブ・シミュレーション	コミュニケーション特論（1）	1・2前		2		○			1					
		コミュニケーション特論（2）	1・2後		2		○				1				
		比較文明学特論	1・2前		2		○			1					
		哲学特論	1・2後		2		○				1				
小計（4科目）	—		8			—		2	2						
専門分野科目	AI・データサイエンス	HCI特論	1・2前		2		○			1					
		データマイニングとAI特論	1・2前		2		○				1				
		並列・分散システム特論	1・2後		2		○				1				
		法律人工知能特論	1・2後		2		○			1					
		国際情報学実践研究（1）	1・2前		2		○			2	2				オムニバス
		小計（5科目）	—		10			—		2	2				
	社会デザイン・社会実装	情報イノベーション学特論	1・2後		2		○			1					
		情報心理学特論	1・2後		2		○			1					
		インターネットの技術と文化特論	1・2前		2		○			1					
		情報セキュリティ特論	1・2前		2		○				1				
		デジタルジャーナリズム特論	1・2前		2		○			1					
		国際情報学実践研究（2）	1・2後		2		○			4	1				オムニバス
	小計（6科目）	—		12			—		4	1					
	情報法	情報公法特論	1・2前		2		○			1					
		情報民事法特論	1・2前		2		○				1				
		情報刑事法特論	1・2後		2		○				1				
		プライバシー情報法特論	1・2後		2		○			1					
		ネットワーク情報法特論	1・2後		2		○			1					
		AI・ロボット情報法特論	1・2前		2		○			1					
国際情報学実践研究（3）		1・2前		2		○			4	2				オムニバス	
小計（7科目）	—		14			—		4	2						
研究指導科目	国際情報学研究指導Ⅰ	1前	2				○		9	3					
	国際情報学研究指導Ⅱ	1後	2				○		9	3					
	国際情報学研究指導Ⅲ	1・2前	2				○		9	3					
	国際情報学研究指導Ⅳ	1・2後	2				○		9	3					
	小計（4科目）	—	8				—		9	3					
合計（31科目）		—	14	48			—		12	7					

学位又は称号	修士 (国際情報)	学位又は学科の分野	工学関係、法学関係	
卒業要件及び履修方法			授業期間等	
①「修士論文」で修了する場合 「専門共通科目」から8単位以上、「専門分野科目」から14単位以上 (※)、「研究指導科目」から8単位修得すること。以上の要件を満たし30 単位以上修得すること。 また、「修士論文」の審査及び最終試験に合格すること。 ※「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」3分野 のうち、学生が選択した1分野から8単位以上、当該1分野以外から6単位以 上 ②「特定課題研究論文」で修了する場合 「専門共通科目」中「ベースライン」から8単位以上、「グローバル・コ ミュニケーション」から4単位以上、「専門分野科目」から20単位以上 (※)、「研究指導科目」から8単位修得すること。以上の要件を満たし40 単位以上修得すること。 また、「特定課題研究論文」の審査及び最終試験に合格すること。 ※「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」3分野 のうち、学生が選択した1分野から10単位以上、当該1分野以外から10単位 以上			1 学年の学期区分	2学期
			1 学期の授業期間	14週
			1 時限の授業時間	100分
			/	

教 育 課 程 等 の 概 要														
(国際情報学部国際情報学科)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
専 門 科 目 群	国際情報概論	1前	2			○			1					
	基礎情報学	1前	2			○			1					
	プログラミング基礎	1後	2			○			3	3				兼2
	プログラミングのための数学	1前		2		○			1					
	インターネット概論	1前	2			○			1					
	国際情報史	1後	2			○			13	7				オムニバス
	統計学	1後		2		○								兼1
	データサイエンス基礎	1後		2		○				1				
	情報倫理	1後	2			○			1					
	メディア論	1後		2		○			1					
	情報フルエンシー	1前	2			○			3	2				兼4
	情報理論	2前	2			○				1				
	オブジェクト指向プログラミング	2前		2		○								兼1
	コンピュータアーキテクチャ	2前		2		○				1				
	情報ネットワーク論	2前		2		○				1				
	情報社会と社会的包摂	2前		2		○								兼1 メディア
	システム開発論	2前		2		○				1				
	情報セキュリティ論	2前		2		○				1				
	問題解決とアルゴリズム	2後		2		○								兼1
	OSとハードウェア	2後		2		○				1				
	リスクコミュニケーション	2後		2		○			1					
	意思決定論	2後		2		○								兼1
	システムマネジメント	2後		2		○								兼1
	データベース論	3・4前		2		○				1				
	システムとソフトウェア	3・4前		2		○				1				
	SNSとコミュニケーション	3・4前		2		○								兼1
	情報産業における人的資源管理論	3・4前		2		○								兼1
	ICTケーススタディ（ネットワーク構築）	3・4前		2		○				1				
	セキュリティマネジメント	3・4前		2		○								兼1
	データマイニングとAI	3・4後		2		○				1				
小計（30科目）	—		16	44			—		13	7				兼12
情 報 法	法学概論	1前	2			○			1	1				
	民法法（総則と情報契約法）	1前	2			○				1				
	情報政策概論	1後	2			○			1					
	情報と憲法	1後	2			○			1					
	刑事法（概論）	1後	2			○				1				
	情報法	1後	2			○			1					
	国際規約と国際標準化団体	2前		2		○			1					
	民法法（情報不法行為法）	2前	2			○				1				
	情報プライバシー権法	2前	2			○			1					
	法情報学	2前		2		○			1					
	AI・ロボット法	2前	2			○			1					
	情報政策ワークショップ	2後		2		○			2					共同
	行政法（情報行政法）	2後	2			○			1					
	刑事法（サイバー犯罪の刑事規制）	2後	2			○				1				

情報法	法と経済学	2後	2	○	1									
	ICTビジネスと公共政策	3・4前	2	○	1									
	情報と国家安全保障	3・4前	2	○	1									
	情報政策事例研究	3・4前	2	○	1									
	競争法（情報競争法）	3・4前	2	○		1								
	民事法（情報財産権法）	3・4前	2	○								兼1		
	企業と情報法	3・4前	2	○	1									
	国際私法	3・4前	2	○								兼1		
	刑事法（サイバーセキュリティと刑事法）	3・4前	2	○								兼1		
	情報判例研究A	3・4前	2	○			1							
	国際契約の起案学	3・4前	2	○	1									
	情報判例研究B	3・4前	2	○	1									
	外交政策論	3・4後	2	○	1									
	情報通信法	3・4後	2	○	1									
	著作権実務	3・4後	2	○								兼1		
	消費者保護法	3・4後	2	○				1						
	電子商取引法	3・4後	2	○								兼1		
	刑事法（デジタル・フォレンジック）	3・4後	2	○								兼1		
	法交渉学	3・4後	2	○								兼1		
	情報判例研究C	3・4後	2	○	1									
	小計（34科目）	—	22	46	—	6	2						兼7	
	情報発展	イノベーションと技術	3・4前	2	○								兼1	
		インターフェースデザインとユーザ体験	3・4前	2	○								兼1	
		システムコンサルティング技法	3・4前	2	○	1								
		情報戦略論	3・4前	2	○								兼1	
		システム監査論	3・4前	2	○			1						
		プロジェクトマネジメント	3・4後	2	○	1								
		技術戦略論	3・4後	2	○								兼1	
		企業の情報戦略とEA	3・4後	2	○	1								
		デジタルブランディング	3・4後	2	○								兼1	
		ITILとサービスマネジメント	3・4後	2	○								兼1	
		ICTケーススタディ（セキュリティインシデント）	3・4後	2	○			1						
	小計（11科目）	—	22	—	2	1							兼6	
	情報実践	Practical English for Informatics	2前	2	○	1								
English for Current Topics		2前	2	○								兼1		
比較メディア論		2前	2	○	1									
Technical Writing		2後	2	○								兼1		
情報心理学		2後	2	○	1									
特殊講義（デジタルジャーナリズム論）		2前	2	○	1									
特殊講義（アジアとメディア）		2後	2	○	1									
特殊講義（eスポーツ）		2後	2	○								兼1		
デジタルメディアとコンテンツ		3・4前	2	○								兼1		
情報サービスとゲーミフィケーション		3・4前	2	○								兼1		
金融情報システム論		3・4前	2	○								兼1		
情報と外交		3・4前	2	○	1									
情報と国際政治		3・4前	2	○								兼1		
情報教育論		3・4前	2	○								兼1		
ICTケーススタディ（バケットキャプチャ）		3・4前	2	○								兼1		
特殊講義（クラウドコンピューティング）		3・4前	2	○	1									
特殊講義（デジタルパブリッシング）		3・4前	2	○								兼1		
特殊講義（言語とメディア）		3・4前	2	○								兼1		
広告論		3・4後	2	○								兼1		
パブリックコミュニケーション		3・4後	2	○								兼1		
現代視覚文化論	3・4後	2	○								兼1			

専門科目群	関連科目	情報実践	ネットビジネスとマネタイズ	3・4後	2		○												兼1		
			情報と言語	3・4後	2		○			1											
			特殊講義 (位置情報システム論)	3・4後	2		○			1											
			特殊講義 (ブロックチェーン)	3・4後	2		○			1											
			特殊講義 (ゲームプランニング)	3・4後	2		○			1											
			小計 (26科目)	—	52		—		6										兼14		
演習科目群			基礎演習	1前	2		○		13	7											
			国際情報演習Ⅰ	2後	2		○		12	7											
			国際情報演習Ⅱ	3前	2		○		13	7											
			国際情報演習Ⅲ	3後	2		○		13	7											
			国際情報演習Ⅳ	4前	2		○		13	7											
			国際情報演習Ⅴ	4後	2		○		13	7											
			卒業論文	4後	4		○		7	3											
			卒業制作	4後	4		○		5	3											
			小計 (8科目)	—	12	8	—		14	7											
グローバル・教養科目群	グローバル		統合英語Ⅰ	1前	2		○			1									兼7		
			統合英語Ⅱ	1後	2		○			1										兼7	
			情報英語Ⅰ	2前	2		○			1										兼7	
			情報英語Ⅱ	2後	2		○			1										兼7	
			ICT留学	2・3・4前	2		○				1										
			国際ICTインターンシップ	2・3・4後	2		○				1										
			哲学	1前	2		○				1									メディア	
			倫理学	1後	2		○				1									メディア	
			宗教学	1後	2		○			1											
			比較思想論	2前	2		○				1	1									
			応用倫理学	2後	2		○					1									
			国際文化論	2後	2		○			1											
			比較文明論	3・4前	2		○														兼1
			比較宗教論	3・4前	2		○			1											
			異文化間コミュニケーション論	3・4前	2		○														兼1
			ダイバシティ論	3・4前	2		○														兼1
			国際関係論	3・4前	2		○			1											
			宗教とメディア	3・4後	2		○			1											
			インターネット文化とサブカルチャー	3・4後	2		○			1											
			各国ICT事情	3・4後	2		○														兼1
			小計 (20科目)	—	12	28	—		4	2									兼11		
教養			政治入門	1・2・3・4前	2		○												兼1		
			歴史入門	1・2・3・4前	2		○													兼1	
			生命科学	1・2・3・4前	2		○													兼1	
			環境科学	1・2・3・4前	2		○													兼1	
			心理学	1・2・3・4前	2		○			1											
			経済入門	1・2・3・4後	2		○														兼1
			社会入門	1・2・3・4後	2		○														兼1
			物質科学	1・2・3・4後	2		○														兼1
			文学	1・2・3・4後	2		○														兼1
			健康・スポーツ	1・2・3・4後	2		○														兼1
						小計 (10科目)	—	20		—		1									
学部間共通科目群			短期留学プログラムⅠ	1・2・3・4通	4			○											兼3		
			短期留学プログラムⅡ	1・2・3・4通	4			○												兼3	
			短期留学プログラムⅢ	1・2・3・4前	2			○												兼2	
			短期留学プログラムⅣ	1・2・3・4前	2			○												兼2	
			グローバル・テュートリアル	1・2・3・4前・後	2		○														兼5
			専門インターンシップ	1・2・3・4休	1			○													兼2
			グローバル総合講座	2・3・4前	2		○														兼7
			グローバル集中講義	2・3・4前	1		○														兼1

学部間 共通科目群	グローバル遠隔ラーニング	2・3・4後	2			○							兼1 メディア
	グローバルアクティブラーニング	2・3・4前	1				○						兼1
	学部共通インターンシップ I	2前	2				○						兼1
	学部共通インターンシップ II	2後	2				○						兼1
	F L P 演習 A	2通	4			○		1					兼27
	F L P 演習 B	3通	4			○		1					兼26
	F L P 演習 C	4通	4			○		1					兼30
	AI・データサイエンスと現代社会	1・2・3・4前・後	2			○		1	1				兼3 メディア オムニバス
	AI・データサイエンス総合	1・2・3・4後	2			○							兼15 メディア オムニバス
	AI・データサイエンスツール I	1・2・3・4前・後	2			○							兼2 メディア オムニバス
	AI・データサイエンスツール II	1・2・3・4後	2			○		1					メディア
	AI・データサイエンスツール III	1・2・3・4前	2			○							兼3 メディア
	AI・データサイエンスツール IV	1・2・3・4後	2			○							兼2 メディア
	AI・データサイエンス演習 A(1)	2前	2			○		1					兼2 メディア
	AI・データサイエンス演習 A(2)	2後	2			○		1					兼3 メディア
	AI・データサイエンス演習 B(1)	3前	2			○		1					兼3
	AI・データサイエンス演習 B(2)	3後	2			○		1					兼3
	AI・データサイエンス演習 C(1)	4前	2			○		1					兼3
	AI・データサイエンス演習 C(2)	4後	2			○		1					兼3
	大学生のための論文作成の技法(基礎編)	1前・後	2			○							兼1 メディア
大学生のための論文作成の技法(発展編)	1前・後	2			○							兼1 メディア	
小計 (29科目)	—		65			—		3	1				兼78
科 随 意	キャリア・デザイン・ワークショップ	1前		2		○							兼2 オムニバス
	学術情報の探索・活用法	1・2前・後		2		○							兼1
	小計 (3科目)	—		4		—							兼3
合計 (170科目)		—	62	285	4	—		14	7				兼133
学位又は称号		学士 (国際情報)			学位又は学科の分野			工学関係、法学関係					
卒業要件及び履修方法							授業期間等						
<p>■ 「専門科目群」から68単位以上（「情報基盤」から30単位以上、「情報法」から30単位以上、「関連科目」から8単位以上）を修得すること。</p> <p>■ 「演習科目群」から16単位を修得すること。</p> <p>■ 「グローバル・教養科目群」から24単位以上（「グローバル」から16単位以上、「教養」から8単位以上）を修得すること。</p> <p>■ 卒業単位として認める単位を合計124単位以上修得すること。 （履修科目の登録上限（年間）：1年次42単位、2年次42単位、3年次38単位、4年次38単位）</p>							1 学年の学期区分			2期			
							1 学期の授業期間			14週			
							1 時限の授業時間			100分			

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要															
(法学研究科博士課程前期課程国際企業関係法専攻)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
研究 科目 基礎	研究倫理・研究方法論	1前	2			○			1					兼4	オムニバス
	アカデミック・ライティング	1前・後		2		○								兼2	
	リサーチ・リテラシー	1前		2		○								兼6	オムニバス
	小計(3科目)	—	2	4	0	—	—	—	1	0	0	0	0	兼11	—
共通 科目	社会科学基礎理論1	1・2前		2		○								兼1	
	社会科学基礎理論2	1・2後		2		○								兼1	
	法哲学1	1・2前		2		○								兼1	
	法哲学2	1・2後		2		○								兼1	
	法史学1	1・2前		2		○								兼1	
	法史学2	1・2後		2		○								兼1	
	比較法学1	1・2前		2		○								兼1	
	比較法学2	1・2後		2		○								兼1	
	比較体制論1	1・2前		2		○								兼1	
	比較体制論2	1・2後		2		○								兼1	
	法社会学1	1・2前		2		○								兼1	
	法社会学2	1・2後		2		○								兼1	
	情報法1	1・2前		2		○								兼1	
	情報法2	1・2後		2		○								兼1	
	外国法研究1	1・2前		2		○								兼2	
	外国法研究2	1・2後		2		○								兼2	
	法思想史研究1	1・2前		2		○								兼1	
	法思想史研究2	1・2後		2		○								兼1	
	古典研究1	1・2前		2		○			1						
	古典研究2	1・2後		2		○			1						
	特殊講義	1・2前・後		2		○			3					兼23	オムニバス含む
	総合特講	1・2前・後		2		○								兼4	
小計(22科目)	—	0	44	0	—	—	—	3	0	0	0	0	兼33	—	
専攻 科目	比較企業法1	1・2前		2		○								兼1	
	比較企業法2	1・2後		2		○								兼1	
	経済法1	1・2前		2		○			1						
	経済法2	1・2後		2		○			1						
	知的財産法1	1・2前		2		○			1						
	知的財産法2	1・2後		2		○			1						
	国際私法1	1・2前		2		○			1						
	国際私法2	1・2後		2		○			1						
	国際取引法1	1・2前		2		○			1						
	国際取引法2	1・2後		2		○			1						
	国際経済法1	1・2前		2		○			1						
	国際経済法2	1・2後		2		○			1						
	国際関係法1	1・2前		2		○			1					兼1	
	国際関係法2	1・2後		2		○			1					兼1	
	アメリカ私法1	1・2前		2		○			1						
	アメリカ私法2	1・2後		2		○			1						
	アメリカ公法1	1・2前		2		○								兼1	
	アメリカ公法2	1・2後		2		○								兼1	
	現代国際経済論1	1・2前		2		○			1						
	現代国際経済論2	1・2後		2		○			1						
	国際金融為替論1	1・2前		2		○			1						
	国際金融為替論2	1・2後		2		○			1						
国際企業法務論	1・2後		2		○			1							
国際取引法事例研究	1・2後		2		○			1							
知的財産法事例研究	1・2後		2		○			1							

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要															
(法学研究科博士課程前期課程国際企業関係法専攻)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
専 攻 科 目	国際経済法事例研究	1・2後		2		○			1						
	国際紛争解決法	1・2前		2		○			1						
	現代日本外交論	1・2前		2		○									兼1
	現代国際関係論	1・2後		2		○									兼1
	英米契約法	1・2前		2		○			1						
	英米財産法	1・2後		2		○			1						
	情報法	1・2前		2		○									兼1
	比較捜査法	1・2前		2		○									兼1
	金融政策の現代的課題	1・2前		2		○			1						
	国際企業論	1・2前		2		○			1						
	国際企業財務論	1・2後		2		○			1						
	国際企業会計論	1・2前		2		○			1						
	Japanese Law 1	1・2前		2		○									兼1
	Japanese Law 2	1・2後		2		○									兼1
	Japanese & American Legal Systems 1	1・2前		2		○									兼1
	Japanese & American Legal Systems 2	1・2後		2		○									兼1
	Japanese & European Legal Systems 1	1・2前		2		○									兼1
	Japanese & European Legal Systems 2	1・2後		2		○									兼1
	Japanese & Islamic Legal Systems 1	1・2前		2		○									兼1
	Japanese & Islamic Legal Systems 2	1・2後		2		○									兼1
	Legal Research	1・2前		2		○			4						
	研究特論 1	1・2前		2			○		9						
研究特論 2	1・2後		2			○		9							
小計 (48科目)		—	0	96	0	—			9	0	0	0	0	兼7	—
合計 (73科目)		—	2	144	0	—			9	0	0	0	0	兼45	—
学位又は称号	修士 (法学)		学位又は学科の分野				法学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
■『研究倫理・研究方法論』2単位必修 ■総修得単位32単位以上。修士論文および最終試験に合格。 ※他専攻科目、他研究科科目はあわせて10単位を上限に修了に必要な単位数に算入 ※交流・協力校との特別聴講、留学による修得単位はあわせて15単位を上限に修了に必要な単位数に算入…① ※入学前の既修得単位の認定は、15単位を上限に修了に必要な単位数に算入…② ※①と②の合計で20単位を超える単位は、修了に必要な単位数に算入しない								1学年の学期区分			2学期				
								1学期の授業期間			14週				
								1時限の授業時間			100分				

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要

(理工学研究科博士課程前期課程情報工学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験 ・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手			
	特殊講義 I	1・2 通		2		○			1							
	特殊講義 II	1・2 後		2		○			1							
	特殊講義	1・2 前		4		○			1							
	プロジェクト演習 I	1・2 前		1			○		1							
	プロジェクト演習 II	1・2 後		1			○		1							
	プロジェクト演習 III	1・2 前		1			○		1							
	プロジェクト演習 IV	1・2 後		1			○		1							
	アカデミック・ライティング	1・2 前		2		○									兼1	
	アカデミック・プレゼンテーション	1・2 後		2		○									兼1	
	海外特別研修	1・2 後		2			○								兼2 オムニバス	
	理工学英語セミナー I	1 通		1			○								兼2 オムニバス	
	理工学英語セミナー II	2 通		1			○								兼2 オムニバス	
	先端科学技術論 I	1・2 後		2		○									兼9 オムニバス	
	先端科学技術論 II	1・2 後		2		○									兼9 オムニバス	
	先端科学技術論 III	1・2 後		2		○									兼9 オムニバス	
	環境テクノロジー I	1・2 前		2		○									兼1	
	環境テクノロジー II	1・2 後		2		○									兼1	
	沿岸環境システム概論 I	1・2 前		2		○									兼1	
	沿岸環境システム概論 II	1・2 後		2		○									兼1	
共 通 科 目	地球環境気象学特論 I	1・2 前		2		○									兼1	
	地球環境気象学特論 II	1・2 後		2		○									兼1	
	環境数理学	1・2 前		2		○									兼1	
	地球環境モデリング概論	1・2 後		2		○									兼1	
	海洋環境学	1・2 後		2		○									兼1	
	地球温暖化特論	1・2 前		2		○									兼1	
	データサイエンス特論第一	1・2 前		2		○									兼1	
	データサイエンス特論第二	1・2 前		2		○									兼1	
	統計学基礎	1・2 前		2		○										兼1
	多変量解析特論	1・2 後		2		○										兼1
	ビジネスデータ解析特論	1・2 前		2		○										兼1
	データマイニング特論	1・2 前		2		○										兼1
	ビッグデータ解析特論	1・2 後		2		○										兼1
	計算機集約型統計モデル特論	1・2 後		2		○										兼1
	機械学習特論	1・2 後		2		○										兼1
	線形モデル特論	1・2 後		2		○										兼1
	ベイズ統計特論	1・2 後		2		○										兼1
	数理統計学特論	1・2 前		2		○										兼1
	極値統計学特論	1・2 前		2		○										兼1 集中
	非線形モデル特論	1・2 前		2		○										兼1
医学データ解析特論	1・2 前		2		○										兼1	
バイオインフォマティクス特論	1・2 前		2		○										兼2	

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要

(理工学研究科博士課程前期課程情報工学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
共通 科目	アクチュアリー数理Ⅰ	1・2 前		2		○									兼1
	アクチュアリー数理Ⅱ	1・2 後		2		○									兼1
	生命保険数理	1・2 後		2		○									兼1
	小計 (44科目)	—	0	84	0	—			3	0	0	0	0		兼35
専 攻 科 目	離散アルゴリズム	1・2 前		2		○			1						
	近似アルゴリズム	1・2 後		2		○			1						
	計算基礎理論	1・2 前		2		○			1						
	アルゴリズム応用	1・2 後		2		○			1						
	アルゴリズム工学特論	1・2 前		2		○			1						
	応用数理工学特論	1・2 後		2		○			1						
	アルゴリズム微分	1・2 前		2		○			1						
	数値情報処理論	1・2 前		2		○			1						
	言語系人工知能デザイン	1・2 前		2		○			1						
	応用系人工知能デザイン	1・2 後		2		○			1						
	システムのモデリングと最適化特論第一	1・2 前		2		○			1						
	システムのモデリングと最適化特論第二	1・2 後		2		○			1						
	暗号と電子認証	1・2 前		2		○			1						
	メディア情報処理特論	1・2 後		2		○			1						
	コンピュータグラフィックスとバーチャルリアリティ	1・2 後		2		○			1						
	システム解析と可視化	1・2 後		2		○			1						
	組合せ最適化特論	1・2 前		2		○			1						
	数理構造論	1・2 後		2		○			1						
	空間情報処理	1・2 前		2		○				1					
	都市空間モデリング	1・2 後		2		○				1					
	機械学習アルゴリズム	1・2 後		2		○			1						
	幾何形状処理特論	1・2 前		2		○				1					
	位相幾何学的計算特論	1・2 後		2		○				1					
	社会と技術の数理	1・2 後		2		○									兼1
	情報ネットワーク構成特論	1・2 後		2		○			2						兼14
	確率と計算	1・2 前		2		○				1					
	乱択アルゴリズム	1・2 後		2		○				1					
	情報工学論文研修第一	1 前	3					○	8	3					
	情報工学論文研修第二	1 後	3					○	8	3					
	情報工学論文研修第三	2 前	3					○	8	3					
	情報工学論文研修第四	2 後	3					○	8	3					
	暗号理論特論	1・2 後		2		○									兼1
オペレーティングシステム特論第一	1・2 前		2		○									兼1	
オペレーティングシステム特論第二	1・2 前		2		○									兼3	
情報セキュリティ技術	1・2 後		2		○									兼3	
ネットワークセキュリティ	1・2 前		2		○									兼1	
高信頼プログラミング	1・2 後		2		○									兼1	
情報セキュリティの管理と監査	1・2 後		2		○									兼1	
ネットワーク時代のセキュリティとガバナンス	1・2 前		2		○									兼5	

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要

(理工学研究科博士課程前期課程情報工学専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
専攻科目	システム監査	1・2 後		2		○									兼1	
	情報セキュリティ法制	1・2 前		2		○									兼1	
	先進ICT演習	1・2 前		2			○								兼2	オムニバス・集中
	電子社会と情報セキュリティ	1・2 前		2		○			2						兼12	オムニバス
	小計(43科目)	—		12	78	0	—		8	3	0	0	0		兼44	
特別履修科目	環境・生命工学概論	1・2 前		2		○									兼7	オムニバス
	環境・生命科学概論	1・2 後		2		○									兼7	オムニバス
	環境・生命特別演習 I	1・2 前		2			○								兼2	
	環境・生命特別演習 II	1・2 後		2			○								兼2	
	データ科学・アクチュアリー特別演習 I	1・2 前		2			○								兼3	
	データ科学・アクチュアリー特別演習 II	1・2 後		2			○								兼3	
	情報セキュリティ特別演習 I	1・2 前		3			○		2						兼2	
	情報セキュリティ特別演習 II	1・2 後		3			○		2						兼2	
	感性情報論第一	1・2 前		2		○									兼2	オムニバス
	感性情報論第二	1・2 前		2		○									兼1	
	ヒューマンメディア工学	1・2 前		2		○									兼1	
	視覚情報処理論	1・2 後		2		○									兼1	
	心理計測・実験心理	1・2 前		2		○									兼1	集中
	感性認知脳科学基礎論	1・2 前		2		○									兼4	オムニバス・集中
	ソフトコンピューティング	1・2 前		2		○									兼1	
	感性システム論	1・2 後		2		○									兼1	
	プロジェクトマネジメントのための感性の実践哲学	1・2 前		2		○									兼1	集中
	感性デザイン論	1・2 前		2		○									兼2	オムニバス・集中
	感性・知性の脳機能論	1・2 後		2		○									兼1	集中
	音楽認知	1・2 前		2		○									兼1	
	テクノロジーベンチャーのビジネスデザインと実践	1・2 後		2		○									兼1	
	ヒューマンメディア情報環境論	1・2 後		2		○									兼1	
	支援工学	1・2 後		2		○									兼1	
	感性ロボティクス特別演習第一	1 前		2			○								兼12	
	感性ロボティクス特別演習第二	1 後		2			○								兼12	
	感性ロボティクス特別演習第三	2 前		2			○								兼12	
	感性ロボティクス特別演習第四	2 後		2			○								兼12	
小計(27科目)	—		0	56	0	—		2	0	0	0	0		兼46	—	
自由科目	産業科学技術論A	1・2 前			2	○									兼13	オムニバス
	産業科学技術論B	1・2 前			2	○									兼10	オムニバス
	産業科学技術論C	1・2 前			2	○									兼10	オムニバス
	産業科学技術演習A	1・2 後			1		○								兼12	オムニバス
	産業科学技術演習B	1・2 後			1		○								兼7	オムニバス
	産業科学技術演習C	1・2 後			1		○								兼5	オムニバス
	産業科学技術研修1	1・2 通			2		○								兼2	オムニバス
	産業科学技術研修2	1・2 通			2		○								兼2	オムニバス
	コンピュータグラフィックス	1・2 前			2	○			1							

別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要

(理工学研究科博士課程前期課程情報工学専攻)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
自由 科目	特別演習A	1 前			2		○								兼5
	特別演習B	1 後			2		○								兼5
	特別演習C	2 前			2		○								兼5
	特別演習D	2 後			2		○								兼5
	小計 (13科目)	—	0	0	23				1	0	0	0	0		兼48
合計 (129科目)		—	12	218	23				8	3	0	0	0		兼158
学位又は称号	修士 (工学)		学位又は学科の分野			工学関係									
卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法						授 業 期 間 等									
<p>【修了要件】 修士課程に2年以上在学し、論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三、論文研修第四を含む授業科目30単位以上を修得し、且つ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格したとき、修士(工学)の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>【履修方法】 ア 修士論文の作成については指導教授の研究指導を受けなければならない。 イ 授業科目の履修については指導教授の指導を受けなければならない。 ウ 各専攻の必要最低単位数30単位をその専攻の授業科目の中から選択履修しなければならない。 エ 前項ウの30単位のうち10単位については、他専攻の授業科目若しくは他研究科の講義科目又は交流・協力校が聴講を認めた授業科目を選択履修することができる。他専攻の授業科目を履修する場合には、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の講義科目を履修する場合には、その講義科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。</p>						1学年の学期区分			2学期						
						1学期の授業期間			14週						
						1時限の授業時間			100分						

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門 共通 科目	ベース ライ ン	<p>本研究科の導入に位置づけられる科目である。大学院生として身につけておくべき研究の能力、規範、倫理を知り、それを実践できるスキルを養う。具体的には研究デザインと研究リテラシー、アカデミックリーディング、アカデミックライティング、統計、社会調査の基本技法、データの表現について学び、大学院で研究を行うための基盤となる力を養う。データサイエンスの基礎もあわせて習得する。正しい規範のもとに、研究を計画・遂行し、アウトプットできる能力を獲得するのが目的である。 （オムニバス方式／全 14回）</p> <p>（4 岡嶋裕史／2回） 国際情報研究科の特色と施設・設備、履修方法、受講方法、卒業までのスケジュール、研究費の取り扱いや倫理規範について講義する。</p> <p>（11 松野良一／3回） 修士課程で研究をするにふさわしい研究の計画と遂行方法、研究を進める上でのポイントと諸注意点を講義する。プレゼンテーションの基礎も含む。</p> <p>（13 小花聖輝／2回） 統計の基本と統計調査の方法、統計データの読み方、活用の手法について講義する。</p> <p>（12 村田雅之／3回） 各種調査の基本技法やデータの表現などについて講義する。プレゼンテーションの応用を含む。</p> <p>（15 中島美香／2回） 学術論文の探し方、読み方について講義する。海外文献、専門データベースの取り扱い方法も含む。</p> <p>（16 中村真利子／2回） 学術論文、研究ノートの種別や書き方について講義する。論文の構成や引用、参考文献、図版の取り扱いについて説明する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門共通科目	ベースライン	<p>本講義では、ELSIに関する基礎を学ぶ。ELSIとは倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social IssuesあるいはEthical, Legal and Social Implicationsの頭文字をとったもの）で、エルシーと読まれている。最先端の生命科学やコンピュータサイエンスなど人間、社会、生態系に大きなインパクトを与えるだろう科学技術の研究開発の在り方について考察し、倫理的・法的・社会的課題について考察する研究である。</p> <p>本講義では、特に情報科学技術の在り方について、その利活用上の課題、倫理的な課題、法学的な課題について研究している教員によって各専門的観点からELSIに関する基礎的な考察を行うものである。</p> <p>（オムニバス方式／全 14回）</p> <p>（7 須藤修／1回） 授業ガイダンス、この授業の大学院科目としての位置づけ、授業方法、受講後の到達目標について説明を行い、ELSI研究の概説を行い、これまでの議論の全体像を理解する。</p> <p>（1 飯尾淳／2回） 「人間と情報システムのインタラクション」というテーマで情報技術活用における倫理的課題や社会的課題について議論する。とくに人間中心設計という考え方について理解し、人間を中心にシステムを設計すべきことの是非と留意点について、具体的事例や個別の課題を取り上げつつ、情報システムに関する研究開発のあり方について解説する。</p> <p>（4 岡嶋裕史／2回） 「ELSIを学ぶ上で必要な技術知識」というテーマで講義を行う。受講者が保有しているITリテラシー、ネットワークリテラシー、ネットワーク技術、セキュリティ技術などの知見をブラッシュアップしつつ、知識基盤の再構築を行う。その上で、受講者は倫理的課題を解決するために、これらの要素技術をどう配置しなければならないか、どう開発すべきかを議論する。</p> <p>（10 保坂俊司／2回） 現代社会は、近代西欧文明下の特殊発展形である「科学革命の時代」と、比較文明的では位置づけられる。本講義では、2回にわたり現代に至るまでの科学技術の発展の過程を比較文明的に鳥瞰し、近代科学文明が生み出された背景を総合的に検討する。その上で、科学革命の発展形とも云える高度情報化社会である現代社会が直面する諸問題を、SDGsの視点を盛り込みつつ総合的に検討する。</p> <p>（18 矢島壮平／2回） 「なぜそれは倫理的課題か」というテーマで、現代の情報科学技術が直面するさまざまな倫理的課題について、そもそも私たち人間がなぜそれを「倫理」の課題と捉えるのかを考察する。具体的には、私たちが進化的に獲得した人間本性の一部である道徳心理によって、情報技術の特定の側面に倫理的課題が見出されることを解説する。</p> <p>（9 平野晋／2回） 「emerging technologiesの負の側面」というテーマで、核兵器を開発・拡散させてしまった人類の失敗事例を参考にしながら、ゲノム研究・利活用に伴うELSI研究の必要性議論から、その応用であるAI研究・実装にともなうELSI研究の必要性議論に発展させて、負の側面の発生・拡散を未然に防ぐ必要性を、〈法と文学〉等の学際的視点を交えて議論する。</p> <p>（3 岩隈道洋／1回） 「医学研究・情報研究の法と倫理1」というテーマで、人を対象とする医学系研究機関における倫理審査委員会の活動を一つのモデルとして、生命科学系研究の現場から生まれたELSIの概念とそこから生まれた諸規範や方法が、情報科学・工学及び情報実践に関する研究に影響を与えた過程を紹介し、それらの分野における倫理規範や法のありかたを考察する。</p> <p>（2 石井夏生利／1回） 本講義では、ELSIとプライバシー・個人情報保護法の問題を理解するための基礎的知識を養う。具体的には、プライバシー・個人情報保護法の歴史的な発展から現代的状況に至るまでを概観し、近時のAI技術の利活用動向を紹介する。その上で、検討すべきプライバシー・個人情報保護法を巡る論点を全員で議論し、解釈論上、制度上のアプローチから考察を行う。</p> <p>（6 小向太郎／1回） ELSIに関わる課題を解決するためのアプローチとして、国際的な枠組み、法的規制、ガイドライン、自主規制など、さまざまなレベルでのルール作りが行われている。こうしたルール作りの事例を題材として、その概要やポイントを紹介するとともに、それぞれの規範が持つ役割、性格、効果について考察する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門共通科目	ベースライン ELSI研究法Ⅱ	<p>本講義では、ELSIに関する応用的研究または事例研究について学ぶ。ELSIとは倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social IssuesあるいはEthical, Legal and Social Implicationsの頭文字をとったもの）である。最先端の生命科学やコンピュータサイエンスなど人間、社会、生態系に大きなインパクトを与える可能性がある科学技術の研究開発や社会実装の在り方について考察し、倫理的・法的・社会的課題について考察する研究である。本講義では、特に情報科学技術の在り方について情報科学技術の社会的利活用、倫理的諸課題、法学的諸課題を研究している教員あるいはゲストを招いて各専門的観点から毎回ELSIに関連する重要課題を取り上げ、それぞれのテーマに焦点を当てて受講者全員で討論する。（オムニバス方式／全 14回）</p> <p>（7 須藤修／1回） 授業ガイダンス、この授業の大学院科目としての位置づけ、授業方法、受講後の到達目標について説明を行う。その上で、AIと人間の尊厳に関連する課題について紹介し、受講者全員で討論を行う。</p> <p>（1 飯尾淳／2回） 「人間と情報システムのインタラクション」というテーマで情報技術活用に関する研究を進めるうえで、避けては通ることのできない倫理的課題への対応について議論する。人間を対象とする工学系学会等で定められている倫理規定を題材にして、その位置付けと考え方のポイントを解説し、それを前提としたうえで研究者の倫理観について、討論を行う。</p> <p>（4 岡嶋裕史／2回） 「情報ネットワークで社会的な課題を解決する」というテーマで、講義を行う。ネットワーク中立性やスケールフリーネットワークの問題などを紹介し、これらについてディスカッションするために必要な技術知識を習得する。その上で、受講者は具体例な事例を選び、ネットワーク技術が社会問題の解決にどう寄与できるか議論する。</p> <p>（10 保坂俊司／2回） 高度情報科学技術の発展は、人類に時間と空間の大幅な削減、言い換えれば膨大な情報の獲得を可能にした。しかし、情報の量における無限大の取得可能性は、その一方で情報の質の部分をも担保するものではない。否むしろ、情報の氾濫は、却って実質的な情報の真空状態を生じている。というのも、情報は人間が、人間の為に発し、また人間が理解し、活用してこそ初めて情報としての意味が生まれ、また生かされるからである。故に、情報は最終的には手段にあるのではなく、質にあるのである。そしてその最終的な活用法は人間である、という点こそ情報化時代において強調されるべき視点である、と言う視点から、高度化されたAI技術の善用に必要な大局的な視点を育成のヒントとすべく、比較文明学の要諦を紹介する。</p> <p>（18 矢島壮平／2回） 「AIと倫理」というテーマで、原理的に倫理が行為者、被行為者、観察者の三者から構成されることと、AIがこれら三者になりうる可能性があることを説明し、問題を整理する。そのうえで、これら三者としてのAIについて、現在または将来ありうる状況を想定し、どのような規範が見出されることになるのかを、受講者全員で討論する。</p> <p>（9 平野晋／2回） 「predict, provide, and protect」すなわち危険性を「予測し、備え、人々を防護する」という「Three P's of Robot Law」（ロボット法の3つのP）をテーマに据えて、ロボットやAIの利活用に伴う主要な危険性を例示的に取り上げて、それらに対する実定法上の効果や、今後必要になる在るべき規範について、ソフトローとハードロー双方の視点とL. LessigのCode Theoremの視点等から、議論する。</p> <p>（3 岩隈道洋／1回） 「医学研究・情報研究の法と倫理2」というテーマで、人を対象とする医学系研究機関における倫理審査委員会の活動を一つのモデルとして、生命科学系研究の現場から生まれたELSIの概念とそこから生まれた諸規範を、情報科学・工学および情報実践に関する研究に対してどのように適用、応用、あるいは変化させてゆくべきなのかについて受講者と討論する。</p> <p>（2 石井夏生利／1回） ELSIに関わる法的問題について、国外動向との比較を交えつつ、プライバシー・個人情報保護の観点から考察する。本講義では、近時のAI技術の具体例や国際的なルール形成を巡る議論を取り上げつつ、プライバシー概念をいかに捉えるべきか、プロファイリングの問題にいかに対処すべきか、認証制度の有効な活用方法など、プライバシー・個人情報保護の論点を多角的に議論する。</p> <p>（6 小向太郎／1回） ELSIに関わる課題を解決するためのアプローチとして、国際的な枠組み、法的規制、ガイドライン、自主規制など、さまざまなレベルでのルール作りが行われている。こうしたルールのなかから具体的な分野に関するものを題材として取り上げ、それぞれの規範が持つ役割、性格、効果について、受講者全員で討論を行う。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(国際情報研究科修士課程国際情報専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門共通科目	ベースライン 情報基盤研究法	<p>本講義では、特に情報基盤分野における研究の進め方に関する基礎的な知識と理解を深めることを目的とする。具体的には、同分野における最先端の研究を紹介し、担当教員が取り組む様々なテーマにつき、その問題状況を示すとともに、あるべき解決策を考えるための基礎的な知識と視点を提供することを目標とする。 (オムニバス方式/全 14回)</p> <p>(1 飯尾淳/6回) 授業ガイダンス、大学院科目としての学修効果、授業方法について説明を行い、情報基盤分野における、基礎的な研究方法やプログラミング、システム開発等に関する知識と理解を深める講義を行う。 情報基盤分野における「情報システムと人間のインタラクション」に関する研究の進め方について、知識と理解を深める講義を行う。 また、それぞれの分野で学んだ研究の進め方を踏まえて、本講義のラップアップとして自らの研究の進め方について討議を行う。</p> <p>(4 岡嶋裕史/2回) 情報基盤分野における「通信プロトコルとネットワークデザイン」に関する研究の進め方について、知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(5 角田篤泰/2回) 情報基盤分野における「社会制度設計や運用への情報システムの応用技法」に関する研究の進め方について、知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(17 松崎和賢/2回) 情報基盤分野における「サイバーフィジカルシステムのサイバーセキュリティリスク分析」に関する研究の進め方について、知識と理解を深める講義を行う。</p> <p>(19 吉田雅裕/2回) 情報基盤分野における「情報通信と人工知能を活用したICTサービス」に関する研究の進め方について、知識と理解を深める講義を行う。</p>	オムニバス方式
専門共通科目	ベースライン 情報法研究法	<p>本講義では、主に法学未修者に対して、国際情報研究科において情報法的視点から学修研究を進めて行くために必要な、①法学的素養(憲民刑といった基本的な法制度の概略的知識とそれらに基づくものの見方(リーガル・マインド)の養成と、②法情報資料の体系的知識とその調査方法を身につけることを目的とする。受講生の法学的な知識は前提としないが、それまでの学習や職務経験によって異なる法的なバックグラウンドを揃えて行くような運用を構想している。また、受講生の関心分野を授業の最初期に聴取し、特に関心のある法分野がある場合(例:プライバシー権・個人情報保護法・知的財産法・消費者保護法・契約法・放送法・電気通信行政法など)は、可能な限りそういった法分野の素材を用いつつ授業を進めて行く。</p>	
専門共通科目	グローバル・コミュニケーション コミュニケーション特論(1)	<p>本講義の目標は、背景知識および人文情報学の知見も応用しつつ、17世紀から19世紀のイギリスで思想・感情を伝達する手段であった当時の詩や演劇作品を題材として、詩・演劇作品の影響について理解を深め、詩・演劇作品の読解方法を身につけることである。読解によって19世紀イギリス・ロマン派の詩人間の影響を理解し、読みの実践を学ぶ。また人文情報学の知見を併用して過去の時代の作品と19世紀文学作品との影響を主観的方法および計量分析によって明らかにし、文学に応用する計量分析の手法を学ぶ。また時代を超えた作品を読解することで文学の慣習について理解を深める。学生は作品の読解と主観的読み、計量分析の取り組みに参加し、議論と発表を通して協働的な読みの行為に参加する。</p>	
専門共通科目	グローバル・コミュニケーション コミュニケーション特論(2)	<p>欧州評議会が2001年に発表したヨーロッパ言語共通参照枠(The Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: CEFR)はヨーロッパだけでなく、ヨーロッパ以外の国々でも言語教育の参照枠として幅広く利用されている。CEFRの特徴としてはコミュニケーション重視の言語教育、複言語主義、複文化主義にある。日本の中学・高等学校の学習指導要領にもCEFRの4技能5領域のCan-do指標の影響が見られる。CEFRが発表されてから20年経つが、2020年にはCEFRのCompanion Volumeが発表された。CEFR Companion Volumeではこれまでの4技能5領域から、Reception(Oral Comprehension, Reading Comprehension), Production(Oral Production, Written Production), Interaction(Oral Interaction, Written and online Interaction)に代わり、Mediation(Mediating a text, Mediating concepts, Mediating communication)が追加された。CEFRが誕生した背景、世界各国でどのようにしてCEFRが言語教育に活用されているかを理解して、言語教育の目的と目標の変化の歴史をCEFR Companion Volumeから検証していく。特にグローバル社会で必要とされる、CEFR Companion Volumeの重要概念であるMediationについての理解を深める。講義では講義参加者も主体的に各国でどのようにCEFRとCEFR Companion Volumeが導入されているかの調査も行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門共通科目	グローバル・コミュニケーション	比較文明学特論	文明とは人類が生み出した知的な産物の総体を包括的に表現するために生み出された言葉である。この文明という言葉を用いる事で、人類の歴史的な変化を、人類の進歩という発展と拡大の有様を体系的に価値付け理解することができる。これを、比較文明学と呼ぶ。その理解によれば、現代社会は近代文明を生み出した産業革命の最終段階とも云える情報革命の段階にある。この段階を近代文明の最終段階としての「情報文明の時代」と呼ぶと、この情報文明時代においては、情報こそ最大の産業の資源となり、AIを駆使した情報の活用が最大のテーマとなる。 例えば、産業革命以来の産業形態の結果として生み出された地球環境の破壊は、人類、否既存の生物の存続さえ危うくなるような環境破壊を招いているが、このような危機的な状況の解決には、最先端の科学技術をはじめ膨大な人類の知的遺産を、AIを駆使しその有効性を最大限に引き出す必要がある。そして、そこにのみ持続可能な人類の、否、あらゆる生物の未来が賭かっているといっても過言でないであろう。 本講義では、人類の発展を情報文明に至る過程と仮定し、その展開史を鳥瞰的に理解することで、現代社会が希求するSDG s 問題などに資する視点を提供する。
専門共通科目	グローバル・コミュニケーション	哲学特論	近代イギリスでは、人間が生まれながらにして普遍的に共有する心的性質、すなわち人間本性（human nature）の探究に基づき、認識論・倫理学に関する経験論的理論研究が展開された。たとえば、近代イギリスの認識論において「情報」概念との関連で興味深いのは、外的物や内的情念の感覚に基づいて人間心理に形成される像、すなわち観念（idea）をめぐる理論の発達である。他方、行為の「情報」を入力して是認・否認（道徳判断）を出力する人間本性の理論の洗練が、近代イギリスの倫理思想の特徴である。そこで本科目では、情報学基礎論としての認識論、または、法学基礎論としての倫理学について、17世紀から18世紀の近代イギリス哲学思想に焦点を絞って詳細に検討し、情報と法律について根源から考え抜く力を身に付ける。授業形態は講義形式を基本としつつ、教育効果等の観点から、英語文献について講読・発表する演習形式も排除しない。
専門分野科目	AI・データサイエンス	HCI特論	AIの応用や開発、あるいはデータサイエンスを活用した様々な分析作業を実施するには、コンピュータの利用が不可欠である。本授業では、情報システム（コンピュータ）に人間が対峙するとき、その界面（インタフェース）はいかにあるべきか、人間とコンピュータ間に置かれるインタフェース、すなわちHuman- Computer Interface (HCI) に関する様々なトピックを取り扱う。AIが備える ユーザインタフェース (User Interface, UI) はいかにあるべきか、HCIを介した人間の行動データの取得と分析など、HCIに関する高度な話題、最先端の技術動向などについて演習を交えて議論し、理解を深める。様々な実装の特質を理解し、自らが進める研究に活用できるだけのHCIおよびその周辺に関する知識と応用能力の習得を目標とする。
専門分野科目	AI・データサイエンス	データマイニングとAI特論	本講義では、統計や人工知能を用いたビッグデータの分析手法について学ぶとともに、プログラミング演習を通して実際にビッグデータを分析する方法について学修する。データ事前処理、記述統計、推測統計などの手法を学ぶことで、ビッグデータに含まれる有用な情報を理論的に分析する力量を養う。 人工知能についても、教師あり学習、教師なし学習、強化学習の代表的手法を理解し、実際のビッグデータに対して、プログラミングによるデータ分析を行うことができる水準の技術を獲得する。 確率統計、線形代数、微積分、最適化などの必要な数学的知識については、具体的な分析手法と織り交ぜながら解説を行う。 ビッグデータに対するデータサイエンス、音声認識、画像認識、自然言語処理などを行うための知識を習得することを目標とする。
専門分野科目	AI・データサイエンス	並列・分散システム特論	ネットワーク技術の進歩やプロセッサのマルチコア・メニーコア化により、多くの計算機システムでは複数の処理を同時並列的に実行する並列分散処理が用いられている。また、並列処理ライブラリなどの充実により、並列・分散プログラムの開発が容易になっている。しかし、並列・分散システムでは全体の処理が複雑化するなどの問題もある。本講義では、並列・分散システムの基盤技術について学び、プロセッサのマルチコアを有効に使うための並列化手法や、複数の計算機が協調して動作する分散システムの考え方、そして並列・分散システムにおける主な注意点とその解決方法について学ぶ。開発手法についても、並列アルゴリズムを用いたプログラミングや、OpenMPやOpenMPIなどの並列計算ライブラリを用いたプログラミング手法について学び、並列・分散システム的设计やアルゴリズム選択、開発ができることを目標とする。
専門分野科目	AI・データサイエンス	法律人工知能特論	法律分野への人工知能の導入の試みは「人工知能」という言葉が誕生した頃から存在し、国際会議の開催や国際ジャーナルの刊行も30年以上続いている。近年では“LegalTech”などと呼ばれる、より実用に近づいた法務支援の分野の成果も現れている。さらに司法分野はもちろん、立法分野などへの応用を目指した研究も試みられている。一方で、法律分野に人工知能を導入するにはまだ技術的に多くの問題がある上に、制度的、心理的に高い壁も存在する。特に技術的問題点の多くは人工知能の基本問題と言われるものとも重なっており、人工知能の基本問題を考察する上でも示唆に富むものである。本講義ではこのような法律人工知能の動向の紹介とそれらの基本問題の検討を進めていく。

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門分野科目 AI・データサイエンス	国際情報学実践研究（1）	<p>本講義では、AI・データサイエンス分野に関連した最先端の動向や国際的な動向を踏まえ、人工知能、機械学習、データサイエンス等の各分野についての専門性を深めることを目的とする。具体的には、社会における応用を考察しながら、その領域における最新の研究や調査分析、システム開発を事例として学習し、自らの研究を進める上で必要となる知見や理論、方法論を学修する。 （オムニバス方式／全 14回）</p> <p>（1 飯尾淳／5回） 授業ガイダンス、大学院科目としての学修効果、授業方法について説明を行い、各回の学修を踏まえ、学修した事項を自らの研究にどのように応用、利活用できるかの議論を行う。 また、「情報システムと人間のインタラクション・行動分析」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。</p> <p>（5 角田篤泰／3回） 「法令工学」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる背景事情や開発現場の紹介と、この研究分野の応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。</p> <p>（13 小花聖輝／3回） 「Webアプリケーションができること」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。</p> <p>（19 吉田雅裕／3回） 「情報通信と人工知能を活用したICTサービス」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。</p>	オムニバス方式
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	情報イノベーション学特論	<p>イノベーションとは、かつてJ.A.シュンペーターが述べたように、生産手段や資源、労働力などのいままでとは異なった仕方の新結合によって価値を生み出すことを意味している。今日、世界で活性化しているのは、情報基盤を利活用したオープン・イノベーションである。オープン・イノベーションとは、自らの内部資源のみを活用したイノベーションとは異なり、CPS（Cyber-Physical System）や情報ネットワークを活用して外部資源を有効活用し、複数の主体が協働して行うイノベーションである。ひとりの非凡なる才能によって価値を生み出すのではなく、クラウドや情報通信ネットワークによって、さまざまなテクノロジーを連結させ、潜在的に創造する力と協働する力を有する複数の主体の相互作用を活性化させ、それによって新たな価値を生み出す能力を意味している。</p> <p>この授業では、講義の形でを行い、クラウドコンピューティング、オープンAPI、AI、データサイエンスを利活用した共創の在り方について学び、情報イノベーションのさまざまな手法を習得する。</p>	
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	情報心理学特論	<p>情報は、真空の中ではなく、様々な社会的条件のもとで生み出され流通している。メディア社会の急激な発展のもとで、情報を読み解き、巧みに表現するスキルの獲得が、重要になってきている。そこで少なくとも、メディア情報のよき「読み手」となるための知識を、確実に習得する必要がある。また、「情報処理する主体としての個人のこころ」というミクロな側面だけでなく、「情報のもたらす集団的・社会的な影響」というマクロな側面まで、広く把握しなければならない。さらに、急速なデジタル技術の発展は、多くの可能性をもたらす一方、これまで直面したことのない、複雑な課題を現代人につきつけている。情報化の「光と影」を軸に、複雑に絡み合う社会事象を、多面的に捉える姿勢を取得することが重要である。このような認識から、おもに「メディアと情報」、「社会と情報」、「技術と情報」の3テーマについて、講義する。もちろん、「情報＝コンピュータ」ではない。多様な社会事象を、科目名にある「情報」と「心理」、そして「社会」の視点から、串刺的に読み解いていきたい。なお、講義のスタイル（発表、討議の有無を含む）は、履修者の人数や属性、問題意識の分布に基づき、調整や変更を行う可能性がある。</p>	
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	インターネットの技術と文化特論	<p>ネットワーク技術が高度化した結果、ネットワーク上に、現実とリンクしつつも現実とは異なる社会が構築されつつある。デジタル社会、仮想世界、サイバー空間、呼び方は様々だが、一つの独立した社会である。この社会の特徴について、理解を深めることを目的とする。仮想化社会の特徴であるスケールフリーやスモールワールドについて学び、その知識を軸になぜ炎上や個人情報漏洩などの問題が生じてしまうのかを考えていく。受講者が卒業後に活躍するビジネスシーンでは、これらの問題を起こさないよう行動することが求められる。そのため基礎知識として、基本的なセキュリティ、インターネット文化、サブカルチャー、サイバー空間、インターネットにおける利用者の振る舞いやビジネスモデルなどについて、理解を深めていく。仮想化社会の特徴を理解して、業務や生活の質を向上させる能力を獲得する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	情報セキュリティ特論	情報セキュリティが経営にも大きな影響を与えるようになってきている昨今において、組織の情報セキュリティの対策に関する妥当な判断をできるようにする。そのために、技術的な観点と法制度の観点とから現在の情報セキュリティを取り巻く状況を正しく把握できるようにする。技術的な観点では、攻撃者の実像や手口等を理解できるようにする。また、法制度等についても先進的な事例を参考に国際的な情報セキュリティの動向と内容について理解できるようにする。 講義の中では、攻撃対象に応じた攻撃事例を把握する。攻撃に関する警報、行動パターンについて文献を調査し、結果を共有する中で理解を深める。その際に、模擬的な環境を構築し、具体的に攻撃の検知をテーマに検証することで理解を深める。また、対策に関して、法制度、認証制度、国際標準、ガイドライン等の具体事例について、最新の状況を調査、共有する中で理解を深める。	
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	デジタルジャーナリズム特論	デジタル化の進展、インターネットの普及により、メディア状況は大激変状態にある。これまで主流だったマス4媒体（ラジオ、テレビ、新聞、雑誌）の広告収益はインターネットに抜かれただけでなく、若い世代は新聞も読まないしテレビもあまり見ないという時代が到来している。マス4媒体は、コンテンツ制作能力を維持しつつも、送出先を徐々に紙や電波からインターネットへとシフトしている。さらに、YouTuberに代表されるような、一般ユーザーがコンテンツを制作し発信するという現象が生じ影響力を増している。さらに、Netflixなどのように良質のコンテンツを独自に制作・配信するという媒体も登場してきた。このような状況の中で、メディアとジャーナリズムはどう進化していくのか、新しい方法論やビジネスモデル、地域・市民メディアの可能性などをテーマとする。講義に加え、参加者による発表と議論を踏まえて、本課題への考察を深める。	
専門分野科目 社会デザイン・社会実装	国際情報学実践研究（2）	本講義では、情報学、法学の知見をベースにどのような社会デザイン、社会実装があり得るのかを示す。最先端かつ国際的な動向を踏まえ、情報イノベーション、情報心理、デジタルジャーナリズム、情報セキュリティ、インターネット文化などの各分野についての専門性を深化させることを目的とする。社会実装に耐えうる研究を前提として、自らの研究を遂行するために必要な理論と方法論を修める。 （オムニバス方式／全 14回） （4 岡嶋裕史／2回） 授業ガイダンス、この授業の大学院科目としての位置づけ、授業方法、受講後の到達目標について説明を行う。インターネット文化の先進的なトピックを数点選び、議論を行う。 （11 松野良一／3回） 「メディア大激変時代のコンテンツ制作とジャーナリズム」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。 （12 村田雅之／3回） 「デジタル社会のコミュニケーション」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。 （17 松崎和賢／3回） 「アジャイル・ガバナンス時代のセキュリティ・プライバシー」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。 （7 須藤修／3回） 「DXと社会イノベーション」というテーマに関して最先端の研究を紹介し、ゲストスピーカーによる実践事例の紹介と、それらの応用事例の検討や関連研究の追求などを通じて知識と理解を深める議論を行う。	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
(国際情報研究科修士課程国際情報専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門分野科目	情報法 情報公法特論	本講義では、憲法や行政法の情報法的側面を多角的に検討する。特に、情報法における表現の自由とプライバシーの権利の相克の関係は、単に憲法問題であるだけでなく、ICT企業が個人のデータを活用したシステム開発やビジネスを行う上で、要件の聴取や定義、設計段階や、事業の構想の段階で十全な事前のリスクの洗い出しや、データの処理方法それ自体のコンプライアンスが要求される時代になってきている。また、官公庁等の公的機関においても、疾病対策や社会保障など、個々の国民に対する、条件の異なった行政サービスを提供する上で、国民の個人データの活用が求められている反面、多機関で縦割りになっている情報管理の仕組みをどう改善してゆくかが課題とされている。更にICT企業のイノベティブな情報活用に法や行政がどのような規制をするか(裏を返せばICT企業は自らの新事業に適合的なルールメイキングをどう官公庁に働きかけるか)といった法に関する官民関係の相互協力的な創造も近年顕著に行われている。 こういった観点から、これまで政治的なアリーナでのみ語られてきた憲法・行政法が、情報社会の成熟とともにきわめて実務的な法分野となってきたことを理解しつつ、国家の機能や人権保障といった古典的な公法概念と情報法実務の関係を考察する。	
専門分野科目	情報法 情報民事法特論	民法の財産法分野、特別法を含む法解釈を基礎として、情報に関わる課題をフォローし、比較法的考察も視野に入れつつ、法制度のあり方について検討を行う。例えば、契約に関しては、オンラインショッピング、オークションサイト、C to Cプラットフォーム上のオンライン取引をめぐる企業と消費者間のトラブルが増加し、複雑化している。また、不法行為に関しては、インターネット、SNSにおける誹謗中傷の問題が深刻化し、フェイクニュースの拡散という新しい問題が顕著となっている。さらに、ビッグデータやIoT、人工知能(AI)、自動運転、シェアリングエコノミーなど、情報技術の進展に伴う新たな法制度上の課題を検討することが喫緊の問題となっている。こうした新しい課題について、アメリカやEUにおける動向も踏まえつつ、情報法の中でも民事法に関わる法制度のあり方について検討を行う。	
専門分野科目	情報法 情報刑事法特論	情報技術の発達に伴い、サイバー空間を悪用した犯罪が増加・巧妙化し、それとともに、犯罪の証拠もサイバー空間から収集する必要性が生じてきている。このような事態に対応するため、刑事法分野では、サイバー犯罪条約などの国際的な動向もふまえつつ様々な改正が行われてきており、また、これらの法を具体的に運用するなかで新たな問題も生じてきている。情報刑事法特論では、演習形式でサイバー犯罪対策、サイバー犯罪捜査について比較法研究を行い、刑事法の基本的な考え方に則りつつも、情報技術の発達に伴う刑事法の新しい課題について主体的に考察することを目標とする。演習にあたっては、履修者がアメリカ合衆国やEUの法制度、関連する裁判例の報告を行い、ディスカッションを通じて、日本のサイバー犯罪対策、サイバー犯罪捜査についてどのように考えられるか、あるいはどのように考えるべきか比較検討する。	
専門分野科目	情報法 プライバシー情報法特論	本科目では、プライバシー権、個人情報保護法を巡る国内外の諸論点を議論することを通じて、周辺の法分野との関わりを含め、近時の課題及びその解決策に向けた検討手法を習得することを目的とする。個人データ保護の分野を牽引する法制度は、2016年に採択されたEU一般データ保護規則であるが、EUでは、消費者保護法や競争法、データガバナンスやAIの領域などで新法の制定が進められており、そうした動向とGDPRとの関わりを検討する必要性が生じている。他方、アメリカでも各州でプライバシー保護法の制定が進み、連邦レベルでの包括的なプライバシー保護法制定に向けた動きにも注目が集まっている。プライバシー・個人情報保護法の分野は常に動きがあるため、法的課題も常に変動する。本科目では、可能な限り最新動向に着目し、履修者による報告と討議をもとに学習を進める。必要に応じて当該分野の第一人者をゲストスピーカーとして招聘し、専門的な知識を醸成する。	
専門分野科目	情報法 ネットワーク情報法特論	デジタル・ネットワークの急速な普及は、人々のコミュニケーションを大きく変え続けている。インターネットやスマートホンがない生活はもはや考えられないという人も多い。こうした変化は、我々に大きな恩恵をもたらすとともに、新たな問題も生じている。ネットを使った詐欺、誹謗中傷、著作権侵害、青少年有害情報、個人情報の不適切な利用、サイバー攻撃など、以前にはあまりみられなかった問題も深刻になっている。ネットが社会の分断を生み出した、民主主義の根幹を揺るがすのではないかと指摘もある。情報は容易に国境を超えるため、問題の検討にグローバルな視点も不可欠になっている。 この授業では、こうしたデジタル・ネットワークに関する法的課題を広く取り上げ、具体的な問題について議論・検討する。基本的事項と最近のトピックについて説明を行ったあと、情報法に関する裁判例や課題・テーマについて、受講者が分担して報告を行い、それを基に全員で議論する。これらを通じて、情報法に関する理解を深め、具体的な論点や具体的な事例を論ずることができるようになることを目指す。	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門分野科目	情報法 AI・ロボット情報法特論	<p>本講では、新興技術の一つである人工知能（AI）と、これを利活用したロボットに関する、主に負の側面や危険性を発見し、これに対して現行法を当てはめた状態を考察した上で、現在の実定法等だけでは不十分と予測される部分への対策について検討する。その際、〈法と文学〉や〈法と経済学〉等の学際的研究視点も重視する。</p> <p>授業形態として主に講義形式を採りつつも、受講生は課題を事前に読んだ上で、指導教授や他の受講生との問答及び意見交換を通じて、争点や対策案への考察を深めてもらう。</p> <p>本講の目標は、〈ロボット法〉と一般に呼ばれる研究分野の概要を理解してもらうことにある。</p> <p>授業計画としては、先ずロボットの語源、大衆の理解、定義、及び歴史等について理解してもらう。その上で、ロボットやAIが発展し普及した将来の危険性、問題点、又は争点を、使用形態別又は法分野別に考察する。そして、望ましいガバナンスの在り方の検討に移行する。</p>	
専門分野科目	情報法 国際情報学実践研究（3）	<p>本講義では、情報法・情報政策に関する最前線の問題をテーマとして各分野の専門性を深めることを目的とする。各界の情報法・政策関係の実務家や、先端的な情報法研究に携わる研究者の特別講義を数回設け、学期末には各回講師と受講生および国際情報研究科担当教員が登壇するミニシンポジウムを行う。</p> <p>（オムニバス方式／全 14回）</p> <p>（3 岩隈道洋／4回） この授業の大学院科目としての位置づけ、授業方法、受講後の到達目標について説明を行う。その上で、受講生の研究テーマ及び情報法への関心について全員と意見交換を行い、今年度の講義予定を共有する。また、導入としてLegal Tech企業の実務家をゲストに招き、法と情報技術の接点について紹介を頂く。コーディネーター教員として他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p> <p>学期末には出講した講師と、受講生の一部が登壇した形で行う情報法・政策に関するミニシンポジウムをコーディネートする。</p> <p>（6 小向太郎／2回） ICT企業で情報法に携わる実務家をゲストに招き、具体的な業務内容のビジネス視点・法的視点から見た特徴を共に紹介するとともに、コーディネーター教員も交えて、他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p> <p>（16 中村真利子／2回） 情報法関連司法実務に明るい弁護士や公務担当者をゲストに招き、それぞれの実務経験を踏まえた情報法実務について共に紹介するとともに、コーディネーター教員も交えて、他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p> <p>（15 中島美香／2回） 知的財産権・情報競争法関連実務に明るい専門家陣をゲストに招き、それぞれの実務経験を踏まえた知的財産・情報競争法実務について共に紹介するとともに、コーディネーター教員も交えて、他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p> <p>（2 石井夏生利／2回） 官公庁や公益法人等で情報法政策に関する実務に携わっている方々をゲストに招き、関係する研究者から、具体的な業務内容の行政の視点・法政策的視点から見た特徴について共に紹介するとともに、コーディネーター教員も交えて、他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p> <p>（9 平野晋／2回） 法が未発達なAI分野に関するELSIの諸原則や考え方に共通する規範を理解した後に、そのソフト・ローの実装の在るべき姿を学ぶ。コーディネーター教員も交えて、他科目の学習内容との整理や、質疑・ディスカッションを誘導する。</p>	オムニバス方式

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導科目	国際情報学研究指導 I	<p>（概要）修士論文または特定課題研究論文（以下、修士論文等と表記する）の作成にあたり、研究を進める上で必要な専門知識、分析能力を養い、研究分野における先行研究の内容や課題を指導する。なお、研究指導においては、学際的視点と議論の多様性を担保するため、指導教員とは異なる分野を専門とする副指導教員を置く体制をとる。</p> <p>（1 飯尾淳） 人間と情報システムのインタラクションに関する分野における修士論文等の作成に向けて、同分野の基礎知識の確認、および、対象とする問題意識や課題の確認、調査すべき関連研究の範囲等についての指導を行う。</p> <p>（2 石江夏生利） プライバシー・個人情報保護法の歴史的発展から現代的課題に至るまでの経緯を講義し、修士論文等を作成するための基礎的知識を養う。加えて、国内外で生起する最新の議論動向をテーマに意見交換を行うとともに、法解釈論や裁判例の調査検討を行い、プライバシー・個人情報保護法のあり方を検討するための手法や考え方を指導する。</p> <p>（4 岡嶋裕史） 修士論文等を作成するにあたり基礎となる知識基盤を作る。ネットワーク、セキュリティの高度IT人材としての技術水準を獲得する。修士論文等の取り組み方についても指導を行う。</p> <p>（5 角田篤泰） 法律問題や制度設計に対してAIや高度なITを応用する分野の修士論文等の作成に向けて、同分野の基礎知識、および、対象とする問題意識や課題の確認、調査すべき関連研究の範囲等についての指導を行う。</p> <p>（13 小花聖輝） Webアプリケーションに関する分野における修士論文等の作成に向けて、同分野の基礎知識、基礎技術の確認、および、対象とする問題意識や課題の確認、調査すべき関連研究の範囲等についての指導を行う。</p> <p>（6 小向太郎） デジタル・ネットワークは、生活になくなくてはならないものになる一方で、これを利用した犯罪、サイバー攻撃、著作権侵害、情報の不適正利用などの新たな問題をもたらしている。この他にも、法律がネットワークの普及・拡大に対応するために検討すべき課題は多い。こうした課題に関する先行研究・検討動向・裁判例などを取り上げ、デジタル・ネットワークに関する法的課題の検討について指導する。</p> <p>（7 須藤修） DX、クラウドコンピューティング、情報イノベーション、オープンイノベーションなどに関する国内外の先行研究の動向について概観し、重要な研究課題の設定の在り方について指導する。</p> <p>（9 平野晋） CPS（cyber-physical system）の開発・実装化も視野に入れつつ、AI・ロボット法の様々な分野の研究を行う上で問題意識を確認させるべく、サイバー法や製造物責任・不法行為法等の基礎的な専門知識や分析方法を身につけさせて、AI・ロボット法に係る先行研究の内容や課題について指導する。</p> <p>（17 松崎和賢） 知能システム、サイバーセキュリティのリスク分析に関する修士論文等の作成に向けて、研究を行う上で問題意識を確認し、基礎的な専門知識や分析方法を身につけ、リスク分析領域の先行研究の内容や課題について指導する。</p> <p>（11 松野良一） メディア、ジャーナリズム分野においてデジタル化が及ぼしている現状と問題について、先行研究のレビューによって専門知識を深めると同時に、各自の研究テーマ、研究目的、分析方法が明確になるように指導を行う。</p> <p>（12 村田雅之） 社会心理学、メディアリテラシー、教育デザインなどに関する分野の修士論文等の作成に向けて、問題意識を確認し、具体的な研究テーマに繋げるための支援を行う。研究上で必要となる関連知識や分析方法の修得に向け、先行研究の検討を含めて指導する。</p> <p>（19 吉田雅裕） AI、IoT、データサイエンスに関する修士論文等の作成に向けて、研究を行う上で問題意識を確認し、基礎的な専門知識や分析方法を身につけ、これら情報技術の先行研究の内容や課題について指導する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導科目	国際情報学研究指導Ⅱ	<p>（概要）「国際情報学研究指導Ⅰ」における学習を前提として、修士論文または特定課題研究論文（以下、修士論文等と表記する）として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献の収集と分析視点について指導する。</p> <p>（1 飯尾淳） 人間と情報システムのインタラクションに関する分野の修士論文等のテーマを設定し、関連する論文や参考文献を収集、精読する。そのうえで、それらと自らのテーマ設定の関連性や修士論文等の方向性について指導する。</p> <p>（2 石井夏生利） プライバシー・個人情報保護法に関し、修士論文等の対象となるテーマを絞り、関連する論文、政府資料、裁判例、法案等の文献を収集し、それらの資料の精読と整理を行い、修士論文等のテーマを具体的に設定し、構成案について指導する。</p> <p>（4 岡嶋裕史） TCP/IP系のプロトコルについて、テーマを決めて実習を行う。座学知識と実務技術が乖離しないよう、簡単なネットワークプログラムが書ける水準まで情報ネットワークについて指導する。</p> <p>（5 角田篤泰） 法律問題や制度設計に対してAIや高度なITを応用する分野に関する分野の修士論文等のテーマを設定する。この時、具体的な応用対象や環境も特定し、関連する論文や参考文献を収集、精読する。そのうえで、それらと自らのテーマ設定の関連性や修士研究の方向性について指導する。</p> <p>（13 小花聖輝） Webアプリケーションに関する分野の修士論文等のテーマを設定し、関連する論文や参考文献を収集、精読する。そのうえで、それらと自らのテーマ設定の関連性や研究の方向性について指導する。</p> <p>（6 小向太郎） デジタル・ネットワークと法に関する修士論文等の対象とする研究分野を絞り、関連する論文、政府資料、判例等の文献を収集し、それらの資料の精読と整理を行い、修士論文等のテーマを具体的に設定できるように指導する。</p> <p>（7 須藤修） DX、クラウドコンピューティング、情報イノベーション、オープンイノベーションなどに関する先行研究の整理方法を指導した上で、研究上の課題の設定、研究アプローチの在り方について指導する。</p> <p>（9 平野晋） AI・ロボット法に関する修士論文等のテーマを絞らせて、関連する論文、裁判例、立法提案、及びガイドライン等の文献を収集させ、それらの資料を精読させて、修士論文等のテーマに沿った目次及び構成案の構築について指導する。</p> <p>（17 松崎和賢） 知能システム、サイバーセキュリティのリスク分析に関する修士論文等のテーマを絞り、関連するリスク分析領域の文献の収集・精読を通して、修士論文等のテーマ設定について指導する。</p> <p>（11 松野良一） メディア、ジャーナリズム分野においてデジタル化が及ぼしている現状と問題に関して、さらに先行研究のレビューを行うとともに、各自が修士論文等の作成に向けて研究計画を立案できるように、研究テーマ、研究目的、分析方法などについて指導を行う。</p> <p>（12 村田雅之） 社会心理学、メディアリテラシー、教育デザインなどに関する分野の修士論文等の作成について、研究テーマの絞り込み、関連領域の文献資料の収集と検討、調査分析の計画と実施などについて、支援と指導を行う。</p> <p>（19 吉田雅裕） AI、IoT、データサイエンスに関する修士論文等のテーマを絞り、関連するそれら情報技術の論文の収集・精読を通して、修士論文等のテーマ設定について指導する。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導科目	国際情報学研究指導Ⅲ	<p>（概要）「国際情報学研究指導Ⅱ」を踏まえて、修士論文または特定課題研究論文（以下、修士論文等と表記する）の完成に至る研究計画の立案について指導する。加えて、論文全体の構成を検討し、中間発表会に向けた指導も行う。</p> <p>（1 飯尾淳） 人間と情報システムのインタラクションに関する分野の修士論文等について、論文完成までの計画を定め、論文の構成を決定する。さらに、研究における主要部分の分析を完了させ、研究の着地点を確定する。</p> <p>（2 石井夏生利） プライバシー・個人情報保護法に関する修士論文等の目次案及び構成案を完成させるとともに、論文中で取り上げる主な文献等を調査・分析し、その内容を要約することで、中間発表を行うことができるように指導する。</p> <p>（4 岡嶋裕史） 国際情報学研究指導Ⅰ、Ⅱを踏まえて、情報ネットワークや情報セキュリティに関する自身のテーマを修士論文等としてまとめることができる水準まで昇華させる。必要に応じて、最新技術に触れる場としての外部講師招聘や企業連携研究を行う。</p> <p>（5 角田篤泰） 法律問題や制度設計に対してAIや高度なITを応用する分野の修士論文等について、論文完成までの計画を定め、論文の構成を決定する。さらに、研究における主要部分の開発あるいは分析を完了させ、研究の着地点を確定する。</p> <p>（13 小花聖輝） Webアプリケーションに関する分野の修士論文等について、論文完成までの計画を定め、論文の構成を決定する。さらに、研究における主要部分の実装・分析を完了させ、研究の着地点を確認する。</p> <p>（6 小向太郎） デジタル・ネットワークと法に関する修士論文等の構成をまとめ、論点および研究の背景となる事実に関する部分を完成させ、これから調査・分析を行う内容を整理させることで、中間発表を行うことができるように指導する。</p> <p>（7 須藤修） 国際情報学研究Ⅰ及びⅡの指導を踏まえて、DX、クラウドコンピューティング、情報イノベーション、オープンイノベーションなどに関する修士論文等の課題設定、研究計画立案、主要先行研究のまとめ方、研究アプローチについて指導する。</p> <p>（9 平野晋） AI・ロボット法に関する修士論文等の暫定的な目次及び構成案を完成させると共に、資料をとりまとめさせた上で、主要部分の分析を完成させて、中間発表に向けて指導を行う。</p> <p>（17 松崎和賢） 知能システム、サイバーセキュリティのリスク分析に関する修士論文等の構成を完成させ、論拠の充実をはかりつつ、中間発表に向けて指導を行う。</p> <p>（11 松野良一） メディア、ジャーナリズム分野においてデジタル化が及ぼしている現状と問題に関する各自の修士論文等について、論文作成に向けた分析方法（実験、調査、事例研究）をデザインできるように支援する。同時に、中間発表に向けたデータ解析、発表資料作成方法についても指導する。</p> <p>（12 村田雅之） 社会心理学、メディアリテラシー、教育デザインなどに関する分野の修士論文等について、論文の全体構成と調査分析の進行に見通しをつけさせ、中間発表に向けての支援と指導を行う。</p> <p>（19 吉田雅裕） AI、IoT、データサイエンスに関する修士論文等について、全体の構成を完了させ、章ごとの分析作業に見通しをつけさせ、中間発表に向けて指導を行う。</p>	

授 業 科 目 の 概 要			
（国際情報研究科修士課程国際情報専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究指導科目	国際情報学研究指導Ⅳ	<p>（概要）「国際情報学研究指導Ⅲ」を踏まえて、修士論文または特定課題研究論文（以下、修士論文等と表記する）の完成および最終審査に向けて、中間報告で受けた指摘を踏まえつつ、問題意識、理論構成、結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。</p> <p>（1 飯尾淳） 人間と情報システムのインタラクションに関する分野の修士論文等を完成させ、最終審査に向けて、問題提起、論文の構成、結論の整合性・妥当性などについて、再度、指導する。</p> <p>（2 石井夏生利） 中間発表で受けた指摘を踏まえつつ、プライバシー・個人情報保護法に関する修士論文等を一通り執筆し、論文全体の論理的整合性及び妥当性を繰り返し検証・修正し、脚注を含めた細部の書きぶり等を修正し、最終審査に臨むことができるように指導する。</p> <p>（4 岡嶋裕史） 情報ネットワークや情報セキュリティに関する修士論文等を完成させる。合同ゼミを行いながら、副査の先生の多様な視点も取り込み、論理構造、整合性の点で精度の高い論文の完成へと導く。参考文献の精読、論文執筆に必要な時間を予習、復習ともに十分に確保させつつ指導する。</p> <p>（5 角田篤泰） 法律問題や制度設計に対してAIや高度なITを応用する分野の修士論文等を完成させ、最終審査に向けて、問題提起、論文の構成、さらに応用対象ドメインを考慮した結論の整合性・妥当性について検討し、指導する。</p> <p>（13 小花聖輝） Webアプリケーションに関する分野の修士論文等において、開発する情報システムの問題点を修正し、システムの妥当性、実験・分析結果を検証する。問題提起と結論の整合性を確認し、修士論文等の完成に向けて指導する。</p> <p>（6 小向太郎） デジタル・ネットワークと法に関する修士論文等を完成させ、最終審査に向けて、問題提起、論文の構成・書式、結論の整合性・妥当性について確認し、必要な修正を行うことができるように指導する。</p> <p>（7 須藤修） これまでの研究指導を踏まえ、DX、クラウドコンピューティング、情報イノベーション、オープンイノベーションなどに関する修士論文等の添削、推敲の仕方を詳細に指導する。そのうえで、学会発表の指導も行いながら、修士論文等の完成に向けた指導を行う。</p> <p>（9 平野晋） 中間発表で受けた指摘を踏まえつつ、AI・ロボット法に関する修士論文等について、論文全体の論理的整合性と妥当性について検討を加えさせ、必要な補強や修正等を行わせ、本文の文章表現の推敲と編集作業や脚注出典表記の見直し等の完成に向けた作業を進めさせて、最終審査に向けて指導する。</p> <p>（17 松崎和賢） 中間発表で受けた指摘を踏まえつつ、知能システム、サイバーセキュリティのリスク分析に関する修士論文等について、論文全体の論理的な整合性、評価の妥当性について検討を加える。その上で論文完成のために必要な指導を行う。</p> <p>（11 松野良一） 中間発表で得た指摘あるいは新しい視点を踏まえて、メディア、ジャーナリズム分野においてデジタル化が及ぼしている現状と問題に関する修士論文等について、各自が修正、加筆し、修士論文等として完成できるように指導を行う。</p> <p>（12 村田雅之） 社会心理学、メディアリテラシー、教育デザインなどに関する分野の修士論文等を完成させる。論文の全体構成、分析の妥当性、結論の整合性などに対する再検討について、最終審査に向けての支援と指導を行う。</p> <p>（19 吉田雅裕） AI、IoT、データサイエンスに関する修士論文等を完成させ、最終審査に向けて、問題提起、論文の構成、結論の整合性・妥当性について、再度確認修正を行い、指導する。</p>	

都道府県内における位置関係

東京都



学則
(教授会規程を含む)

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）
第二章 研究科（第四条—第五条）
第三章 運営の機関及び教職員（第六条—第十四条）
第四章 修学の期間（第十五条—第十八条）
第五章 入学、留学、休学、退学、懲戒、除籍等（第十九条—第三十二条）
第六章 課程の修了要件等
 第一節 履修方法等（第三十三条—第三十六条の四）
 第二節 試験及び成績（第三十七条—第三十九条）
 第三節 学位（第四十条—第四十五条）
 第四節 教育職員免許状授与資格（第四十五条の二）
第七章 奨学制度（第四十六条—第四十八条）
第八章 学費等（第四十九条—第五十四条）
第九章 他の大学院との交流（第五十五条・第五十六条）
第十章 委託生、科目等履修生及び聴講生（第五十七条—第五十九条）
第十章の二 外国人留学生等（第五十九条の二）
第十一章 施設及び設備（第六十条・第六十一条）
第十二章 改正（第六十二条）
第十三章 雑則（第六十三条）

附則

第一章 総則

（この学則の目的）

第一条 この学則は、中央大学学則第六条第二項により、中央大学（以下「本大学」という。）に設置する大学院の組織及び運営について、必要な基準を定めることを目的とする。

（本大学に設置する大学院の使命）

第二条 本大学に設置する大学院は、課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成することを目的とする。（自己評価等）

第二条の二 本大学に設置する大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況に関して自己点検及び評価に努めるものとする。

2 自己点検及び評価の実施に関する事項は、別に定める。

（修士課程及び博士課程）

第三条 本大学に設置する大学院に、標準修業年限を五年とする博士課程を置き、前期二年及び後期三年の課程に区分する。ただし、教育・研究上適当と認めるときは、標準修業年限を二年とする修士課程又は標準修業年限を三年とする後期課程のみの博士課程を置く。

2 博士課程の前期課程は、修士課程として取り扱う。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要となる高度の能力を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第三条の二 本大学に設置する大学院に、前条の課程のほか専門職学位課程を置き、これを専門職大学院とする。

2 専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第二章 研究科

（教育研究上の基本組織）

第四条 本大学に設置する大学院の教育研究上の基本組織として次の研究科を置く。

- 法学研究科
- 経済学研究科
- 商学研究科
- 理工学研究科
- 文学研究科
- 総合政策研究科

国際情報研究科

法務研究科

戦略経営研究科

(専門職学位課程を置く研究科の専攻)

第四条の二 第三条の二第一項に定める専門職学位課程は、前条に掲げる研究科のうち、次の研究科の専攻に置く。

一 法務研究科法務専攻

二 戦略経営研究科戦略経営専攻

2 前項第一号に置かれる専門職学位課程を法科大学院とする。

(専攻及び課程並びに学生定員)

第四条の三 前条の専門職学位課程を置く研究科を除く第四条の研究科(以下「本大学院」という。)の専攻及び課程並びに学生定員は、別表第一に定める。

(研究科ごとの学則の適用)

第四条の四 この学則は、特段の定めのある場合を除くほか、前条の本大学院に適用する。

2 第四条の二の専門職学位課程を置く研究科の専攻、課程、学生定員その他必要な特則は、中央大学専門職大学院学則に定める。

(研究科の教育研究上の目的等)

第四条の五 本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 法学研究科 法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

二 経済学研究科 経済学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

三 商学研究科 商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

四 理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

五 文学研究科 人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

六 総合政策研究科 人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

七 国際情報研究科 情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

第五条 削除

第三章 運営の機関及び教職員

(委員長)

第六条 各研究科に委員長を置く。

2 委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

3 委員長は、当該研究科委員会において互選する。

4 委員長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究科委員長会議)

第七条 本大学院に、各研究科に共通する事項を連絡協議するため、研究科委員長会議を置く。

2 研究科委員長会議に関する運営の手続その他必要な事項については、別に定める。

(研究科委員会)

第八条 各研究科に、研究科委員会を置く。

(研究科委員会の組織)

第九条 研究科委員会は、当該研究科に所属する専任の教員をもって組織する。ただし、学部長は、職務上委員となる。

2 学長は、研究科委員会に出席して、意見を述べることができる。

(研究科委員会の招集)

第十条 研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選によって、その代行者を定める。

(研究科委員会の審議)

第十一条 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了に関すること

二 学位論文の審査並びに学位の授与に関すること

三 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科委員長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べることができる。

3 研究科委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

4 第一項に定める事項を議決するには、出席委員の過半数の者の同意がなければならない。

5 前項の規定に関わらず、学位論文の審査及び学位の授与に関する事項並びに教員の人事に関する事項を議決するには、出席委員の三分の二以上の者の同意がなければならない。ただし、教員の人事に関する事項のうち、兼任の教員については、前項の規定を適用することができる。

6 委員長は遅滞なく研究科委員会の会議の結果を学長に報告しなければならない。

7 研究科委員会の議事は、議事録に記録し、委員長がこれを保管する。

第十二条 削除

(教員)

第十三条 本大学院における教育は、本大学の専任の教員が担当する。ただし、特別な必要がある場合は、兼任の教員により行うことができる。

(事務職員)

第十四条 本大学院に、事務長のほか、必要な事務職員を置く。

第四章 修学の期間

(学年及び学期)

第十五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は二期に分け、次の各号のとおりとする。

一 前期 四月一日から九月二十日まで

二 後期 九月二十一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第十六条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に定める休日

三 本大学の創立記念日 七月八日

四 夏季休業 七月二十一日から九月二十日まで

五 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

六 春季休業 翌年二月十五日から三月三十一日まで

2 休業日の変更又は臨時の休業日については、そのつど公示する。

(休業期間中の授業)

第十七条 特別の必要があるときは、休業期間中でも、授業を行うことができる。

(在学できる年数)

第十八条 本大学院の課程を修了するために、同一研究科に在学できる年数は、通算して次の各号に掲げる年数を限度とする。

一 博士課程の後期課程 六年

二 博士課程の前期課程又は修士課程 四年

2 前項の規定は、留学した者にも適用する。

第五章 入学、留学、休学、退学、懲戒、除籍等

(入学の時期)

第十九条 入学の時期は、四月一日とする。ただし、研究科委員会の定めるところにより、入学の時期を後期の学期の始めとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、臨時に入学を許可することがある。

(入学の資格)

第二十条 博士課程の前期課程又は修士課程に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に三年以上在学し、又は外国において学校教育における十五年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者
 - 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳に達したもの
- 2 博士課程の後期課程に入学する資格のある者は、入学の時期に、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 専門職学位を有する者
 - 三 文部科学大臣の指定した者
 - 四 第一号又は第二号と同等以上の外国の大学の学位を有する者
 - 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 六 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

（入学の選考）

第二十一条 入学を志願する者は、入学試験又はこれに代わる選考（以下「入学の選考」という。）を受けなければならない。

2 入学の選考は、研究科委員会が定める方法により、学力・人物の判定に基づいて行う。

（入学の志願）

第二十二条 入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。

（入学の手続）

第二十三条 入学の選考に合格した者は、入学の手続をすることができる。

2 入学の手続をする者は、保証人連署の誓約書その他必要な入学書類に学費を添えて、手続をしなければならない。

（保証人）

第二十四条 保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。

3 学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは居住地に変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

（学生証）

第二十五条 入学の手続を終えた者には、学生証を交付する。

（留学）

第二十五条の二 本大学の定めに従って外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関で、研究又は学修を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 許可を得て留学した者が、外国の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、博士課程の前期課程又は修士課程にあつては十五単位を、法学研究科、経済学研究科、商学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の博士課程の後期課程にあつては四単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなし、博士課程の前期課程若しくは修士課程又は博士課程の後期課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

3 留学の手続その他実施の細目は、別に定める。

（休学）

第二十六条 病気その他やむを得ない事由によって二カ月以上修学することができない者は、その理由を付して、保証人と連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

2 休学した者は、休学の事由が消滅したときは、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学年の始めに復学することができる。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、復学の時期を後期の学期の始めとする。

3 休学の期間は、第十八条に定める在学できる年数に算入しない。

(休学の期間)

第二十七条 休学の期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の三月三十一日までとする。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、前期の学期の終了の日までとする。

2 前項の期間中に休学の事由が消滅しない者は、その理由を付して、保証人と連署の再休学願を翌学年の四月十五日までに提出し、許可を受けて引き続き一年間休学することができる。ただし、前項ただし書の適用を受けた者の再休学願の提出期限については、当該休学期間終了の年の九月三十日までとする。

3 休学の期間は、博士課程の前期課程又は修士課程にあつては通算して二年、博士課程の後期課程にあつては通算して三年を超えることはできない。

(転学)

第二十八条 他の大学院の学生が所属の大学の学長又は研究科の長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 本大学院学生で他の大学院に転学を志願しようとする者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

(退学)

第二十九条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人と連署の退学届に学生証を添えて、退学の手続をしなければならない。

(懲戒)

第三十条 この学則に違反し、その他不都合な行為のあった学生に対しては、行為の軽重と教育上の必要を考慮して、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者にたいしてでなければ行うことができない。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項に定める訓告、停学又は退学の処分は、学長が別に定めるところにより行うものとする。

(除籍)

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 本大学院において修学する意志がないと認められる者
- 二 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに完納しない者
- 三 在学できる年数を超える者

2 前項第二号の規定による除籍の手続については、別に定める。

(再入学)

第三十二条 第二十九条の規定により退学した者、第三十条の規定により退学の処分を受けた者及び前条第一項の規定（第三号の規定を除く。）により除籍された者が、再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、学年の始めに限り、再入学の許可を受けることができる。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、後期の学期の始めに限り、再入学の許可を受けることができる。

2 前項の規定により再入学した者の在学できる年数は、再入学者が既に在学した期間並びに退学及び除籍の期間を含め、博士課程の前期課程又は修士課程においては、通算して四年、博士課程の後期課程においては、通算して六年とする。この場合において、在学年数に端数があるときは、その端数の期間を一年として計算する。

3 第三十条の規定により退学の処分を受けた者の再入学については、特に反省が顕著であると認められたときでなければ許可しない。

4 博士課程の後期課程に三年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについては別に定める。

第六章 課程の修了要件等

第一節 履修方法等

(授業及び研究指導)

第三十三条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等にたいする指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとする。ただし、研究科委員会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。

3 研究指導を担当する教員（以下「指導教授」という。）は、本大学の専任の教員の中から、研究科委員会で決定する。研究科委員会は、特に必要と認める場合には、指導教授と共同して指導の任に当たる副指導教授を置くことができる。

4 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は大学院若しくは研究所等において、必要な研究指導を受けることを許可することができる。

5 前項により研究指導を受けることのできる期間は、一年以内とする。ただし、博士課程の後期課程の学生については、研究科委員会が特に認めた場合に限り、更に一年以内の延長を許可することができる。

(教育方法の特例)

第三十三条の二 研究科委員会は、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができる。

(必要単位数、授業科目及び履修・研究方法)

第三十四条 各研究科の博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数は、別表第二に掲げるとおりとする。

2 法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の博士課程の後期課程の修了に必要な単位数は、別表第二の二に掲げるとおりとする。

3 各研究科の授業科目の名称、単位数及び履修・研究方法は、別表第三に掲げるとおりとする。

4 各研究科の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各研究科委員会が別に定める。

(履修の手続)

第三十五条 学生は、所定の期日までに、学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに履修届を提出しなければならない。

(単位の授与)

第三十六条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価（以下「試験」という。）に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第三十六条の二 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、十五単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定)

第三十六条の三 研究科委員会は、教育上有益と認めるときは、第二十五条の二及び第五十五条により修得した単位を、合わせて十五単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

(入学前の既修得単位及び他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の認定上限単位数)

第三十六条の四 前二条の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて二十単位を超えないものとする。

第二節 試験及び成績

(試験の方法・時期)

第三十七条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学年末又は学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第三十八条 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第三十九条 試験の成績は、S、A、B、C及びEで示し、S、A、B及びCを合格とし、Eを不合格とする。

第三節 学位

(学位論文の合格基準)

第四十条 博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

2 修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

(学位論文の提出)

第四十一条 博士の学位論文は、研究科が別に定める部数を作成し、指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、研究科が別に定める部数を作成し、博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間中の指定された期限までに、指導教授を通じて、研究科委員会に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第四十二条 学位論文の審査は、指導教授を主査とし、ほかに当該研究科委員会が委員のうちから指名する二人以上の副査を加えて行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、研究科委員会の議を経て当該研究科の兼任の教員、他研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 学位論文の審査は、博士論文については、提出後一年以内に、修士論文については、提出後三カ月以内に行う。

(最終試験)

第四十三条 最終試験は、当該研究科委員会が指名する三人以上の委員が学位論文及び関連科目について行う。

(学位の授与)

第四十四条 博士の学位は、本大学院博士課程に五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に一年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に一年以上在学すれば足りるものとする。

3 研究科委員会が特に必要と認めた場合には、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。この場合においては、この学則の規定中「修士論文」並びに第十一条第一項第二号、第十一条第五項、第三十三条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項及び第四十三条の規定中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

4 前項に定める特定の課題についての研究の成果の内容及びその審査に関しては、研究科委員会が別に定める。

5 第二項ただし書の規定による在学期間をもって本大学院博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者及び他の大学院の博士課程の前期課程又は修士課程を一年以上二年未満の在学期間で修了した者の博士課程の後期課程の修了要件については、第一項中「五年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。））」とあるのは「博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間に三年を加えた期間」と、「三年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。））」とあるのは「三年（博士課程の前期課程又は修士課程の在学期間を含む。））」と読み替える。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、第二十条第二項第二号から第七号までの適用を受けて入学した者の博士の学位は、本大学院博士課程の後期課程に三年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、二年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士課程の後期課程に一年（標準修業年限が一年以上二年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、三年から当該一年以上二年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

(在学期間の短縮)

第四十四条の二 研究科委員会が、第三十六条の二の規定により、学生が本大学院に入学する前に修得した単位（大学院の入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、かつ、当該単位の修得により本大学院の博士課程の前期課程又は修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合において、博士課程の前期課程又は修士課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

(学位)

第四十五条 学位は、博士及び修士とする。

2 本大学において授与する博士及び修士の学位に付する専攻分野の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 一 法学研究科 | 博士（法学） | 修士（法学） |
| | 博士（政治学） | 修士（政治学） |
| 二 経済学研究科 | 博士（経済学） | 修士（経済学） |
| | 博士（会計学） | |
| | 博士（経営学） | |
| 三 商学研究科 | 博士（商学） | 修士（商学） |
| | 博士（経営学） | |
| | 博士（会計学） | |
| | 博士（経済学） | |
| | 博士（金融学） | |
| 四 理工学研究科 | 博士（理学） | 修士（理学） |
| | 博士（工学） | 修士（工学） |
| 五 文学研究科 | 博士（文学） | 修士（文学） |
| | 博士（史学） | 修士（史学） |
| | 博士（哲学） | 修士（哲学） |
| | 博士（社会学） | 修士（社会学） |
| | 博士（社会情報学） | 修士（社会情報学） |
| | 博士（教育学） | 修士（教育学） |

六 総合政策研究科 博士（心理学） 修士（心理学）
博士（総合政策） 修士（総合政策）
博士（学術）

七 国際情報研究科 修士（国際情報）

3 本大学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第四節 教育職員免許状授与資格

（教育職員免許状授与の所要資格の取得）

第四十五条の二 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、別表第四に掲げるとおりとする。

第七章 奨学制度

第四十六条 削除

第四十七条 削除

（奨学）

第四十八条 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は研究能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付とする。

3 奨学の方法に関する規程は、別に定める。

第八章 学費等

（入学検定料）

第四十九条 入学を志願する者は、別表第五に掲げる入学検定料を納めなければならない。

（学費）

第五十条 学費は、次のとおりとし、納入額は、別表第六に掲げるとおりとする。

- 一 入学金
- 二 在学料
- 三 実験実習料
- 四 特別研究指導料
- 五 施設設備費

2 学費の減免措置については、別に定める。

（納期）

第五十一条 学費は、別表第六に従い毎学年四月二十五日までに全納しなければならない。ただし、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者の学費の納期については、別に定める。

（学費の分納）

第五十二条 前条の規定にかかわらず、在学料についてやむを得ない事由により全納できないときは、許可を受けて三期に分納することができる。

2 前項の規定による在学料の分納許可の手続は、別に定める。

3 分納の許可を受けた者の各期の納入期限及び納入額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|----------|
| 第一期 | 四月二十五日 | 在学料の二分の一 |
| 第二期 | 九月三十日 | 在学料の四分の一 |
| 第三期 | 十二月三十一日 | 在学料の四分の一 |

4 前項の規定にかかわらず、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者の納入期限及び納入額については、別に定める。

（論文審査手数料）

第五十三条 学位論文の審査手数料については、別に定める。

（学費等の返還制限）

第五十四条 納入した学費等は、返還しない。

第九章 他の大学院との交流

（他の大学院との交流）

第五十五条 本大学院は、教育・研究上有益であると認めるときは、他の大学院（第四項の規定を除き、以下「交流・協力校」という。）との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2 前項の規定により、他の大学院における授業科目の履修により修得した単位は、十五単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなし、博士課程の前期課程又は修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

3 交流・協力校の認定その他交流に関する重要事項については、関係のある研究科委員会の議を経なければならない。

4 前項に定める事項の議決については、第十一条第四項の規定を準用する。

5 他の大学院との交流に関し必要な細則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第五十六条 本大学院は、交流・協力校から委託があったときは、交流・協力校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、本大学院の特定の講義科目について聴講を認めることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な細則は、別に定める。

第十章 委託生、科目等履修生及び聴講生

(委託生)

第五十七条 本大学院は、官公庁、外国政府等から委託があったときは、その者を委託生として、第二十条の規定にかかわらず、入学を許可することができる。

2 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受けて合格した者には、証明書を交付する。

4 委託生に関し必要な細則は、別に定める。

(科目等履修生)

第五十七条の二 本大学院は、本大学院の学生以外の者が、大学院の正規の単位を修得することを目的として別表第六の二に定める審査料を添えて、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、研究科委員会で審査のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を許可された者は、別表第六の三に定める科目等履修費(入学手続料、科目履修料、教職履修料)を納入しなければならない。

3 科目等履修生に関する細目は、別に定める。

(聴講生)

第五十八条 本大学院の特定の講義科目について聴講を願い出た者については、各研究科の教育・研究に支障のない場合限り、審査のうえ、これを許可することがある。

2 聴講期間は、原則として一年とする。

3 聴講を願い出る者は、願書に審査料を添えて出願しなければならない。

4 前項の審査料は、別表第五の二に掲げるとおりとする。ただし、第二項の聴講期間を超えて継続して聴講を願い出る者の当該期間を超えた聴講に関しては、この限りでない。

5 聴講生として許可された者は、聴講料を納めなければならない。

(聴講料)

第五十九条 聴講生の聴講料は、別表第七に掲げるとおりとする。

第十章の二 外国人留学生等

(外国人留学生等)

第五十九条の二 外国人留学生及び帰国子女の受入れについては、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第十一章 施設及び設備

(講義室等)

第六十条 本大学院には、その教育・研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。

2 本大学院の教育・研究のために本大学の学部、附属の研究所・センター等の施設は、その教育・研究上支障を生じない場合には、必要に応じ、共用することができる。

(図書及び学術雑誌)

第六十一条 本大学附属の図書館に、本大学院の教育・研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるものとする。

第十二章 改正

(改正)

第六十二条 この学則の改正は、研究科委員会の議を経なければならない。

第十三章 雑則

(施行の細目)

第六十三条 この学則に特別の定めがあるものを除くほか、この学則の実施の手続その他この執行について必要な細目は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、昭和五十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 研究科委員会の組織及びその審議については、第七条及び第九条の規定にかかわらず、当分の間、各研究科委員会の議決をもって、なお従前の例によることができる。

3 この学則施行の際、現に在任する研究科委員長及び大学院委員会委員は、その任期中この学則により選任されたものとみなす。

4 第三条から第五条まで、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十九条、第三十二条から第三十四条まで、第三十九条から第四十五条まで、第五十条及び第五十一条の規定は、昭和五十年四月一日以降の入学生から適用し、昭和

四十九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、第五十条第一項の規定は、昭和五十一年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（規程第三百七十号）

この学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第四百十二号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十二年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については昭和五十一年四月一日以前の入学生にも適用する。

第四 経済学研究科博士課程後期課程「労働経済論特殊研究」

第六 商学研究科博士課程後期課程「経営学特殊研究Ⅷ」、「同演習」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

土木工学専攻「複合材料工学特論」、「土木解析法特論」

精密工学専攻「複合材料工学特論」

電気工学専攻「複合材料工学特論」

第八 理工学研究科博士課程後期課程

土木工学専攻「測量学特殊研究」、「同演習」、「同実験」、「応用流体力学特殊研究」、「同演習」、「同実験」

第九 文学研究科博士課程前期課程・修士課程

国文学専攻「中古文学特講」、「中古文学演習」

独文学専攻「独文学特講Ⅰ」、「独文学演習Ⅰ」、「独文学特講Ⅱ」、「独文学演習Ⅱ」、「独文学特講Ⅲ」、「独文学演習Ⅲ」、「独文学特講Ⅳ」、「独文学演習Ⅳ」

仏文学専攻「中世・ルネサンス仏文学特講」、「中世・ルネサンス仏文学演習」、「古典・啓蒙仏文学特講」、「古典・啓蒙仏文学演習」、「仏言語学特講」、「仏言語学演習」、「仏演劇特講」、「仏演劇演習」

国史学専攻「日本古代史特講」、「日本古代史演習」、「日本法制史特講」、「日本法制史演習」、「国史学特講」、「国史学演習」、「史籍研究」

東洋史学専攻「中国近代史特講」、「北・中央アジア史特講」、「北・中央アジア史演習」、「東洋史学特講」、「東洋史学演習」

西洋史学専攻「西洋史研究Ⅰ」、「西洋史研究Ⅱ」

第十 文学研究科博士課程後期課程

独文学専攻「独文学特殊研究」

国史学専攻「日本古代史特殊研究」、「日本中世史特殊研究」、「日本近世史特殊研究」、「日本近代史特殊研究」、「日本法制史特殊研究」、「国史学特殊研究」

東洋史学専攻「中国近世史特殊研究」、「北・中央アジア史特殊研究」、「東洋史学特殊研究」

附 則（規程第四百六十五号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目並びに履修及び研究方法については、昭和五十二年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

共通科目「社会科学基礎理論」、「比較体制論」、「法社会学」、「法思想史研究」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

民事法専攻「民事法特殊研究Ⅱ」

刑事法専攻「刑事法特殊研究Ⅰ」、「刑事法特殊研究Ⅱ」

政治学専攻「地域政治論特講」、「地域政治論演習」、「国際政治学特講」、「国際政治学演習」、「国際政治史特講」、「政治学特殊研究Ⅰ」、「政治学特殊研究Ⅱ」、「国際関係論演習」、「国際組織法特講」、「国際組織法演習」、「公法特殊研究Ⅰ」、「公法特殊研究Ⅱ」

英米法専攻「英米法特殊研究Ⅱ」

二 履修及び研究方法

履修及び研究方法のうち「エ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

土木工学専攻「海岸工学特論」、「同演習」、「同実験」
精密工学専攻「振動工学特論」、「同演習」、「同実験」

第八 理工学研究科博士課程後期課程

一 授業科目

土木工学専攻「海岸工学特殊研究」、「同演習」、「同実験」
精密工学専攻「振動工学特殊研究」、「同演習」、「同実験」

- 3 この学則による改正後の第五十条別表第六の施設設備資金の項中法学研究科・経済学研究科・商学研究科・文学研究科の欄に掲げる金額は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第五百三十四号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十四年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十三年四月一日以前の入学生にも適用する。

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

物理学専攻「電波分光学特論Ⅱ」、「プラズマ物理学特論」
電気工学専攻「能動回路学特論」、「能動回路学演習」、「能動回路学実験」

第九 文学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

英文学専攻「近代英文学特講Ⅴ」、「近代英文学演習Ⅴ」、「米文学演習Ⅲ」
東洋史学専攻「中国近代史演習」

- 3 昭和五十四年四月一日以前の入学生に関する学費は、第五十条別表第六の定めにかかわらず、なお従前の例による。

附 則（規程第五百七十五号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第四条第二項別表第一、第三十四条第二項別表第三及び第四十五条の二第二項別表第四は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 この学則施行の際、現に在任する研究科委員長は、その任期中この学則により選任されたものとみなす。

附 則（規程第六百十二号）

この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第六百十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十五年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目並びに履修方法については、昭和五十四年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目

「会計学原理特講Ⅱ」、「会計学原理演習Ⅱ」

二 履修方法

履修方法のうち「カ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

土木工学専攻「地質工学特論」
電気工学専攻「情報処理特論」
工業化学専攻「粉体工学特論」、「粉体工学演習」、「粉体工学実験」

第八 理工学研究科博士課程後期課程

一 授業科目

土木工学専攻「土木工学特殊研究」
精密工学専攻「精密工学特殊研究」

電気工学専攻「電気工学特殊研究」

工業化学専攻「工業化学特殊研究」

附 則（規程第六百六十二号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十八条第四項別表第五の金額については、昭和五十七年度聴講生として出願する者から適用する。

附 則（規程第六百七十六号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十六年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十五年四月一日以前の入学生にも適用する。

第四 経済学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

「農業経済論特殊研究」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「イギリス小説特殊研究Ⅱ」

附 則（規程第七百三十六号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十七年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目、履修方法、履修及び研究方法並びに研究及び履修方法については、昭和五十六年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目

「監査論特講Ⅱ」、「監査論演習Ⅱ」

二 履修方法

履修方法のうち、「ウ」、「エ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

物理学専攻「電波分光特論」、「電波分光演習」、「磁性物理学特論」

土木工学専攻「応用流体力学特論第一」、「応用流体力学特論第二」、「河川工学特論第一」、「河川工学特論第二」

電気工学専攻「応用離散数学特論」

工業化学専攻「無機材料化学特論」

二 履修及び研究方法

履修及び研究方法のうち「オ」、「カ」

第十 文学研究科博士課程後期課程

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」

附 則（規程第七百七十号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条第二項別表第三は、昭和五十八年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、昭和五十七年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

政治学専攻「社会思想史特講」

第四 経済学研究科博士課程後期課程

一 授業科目

「計量経済学特殊研究」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目

物理学専攻「素粒子物理学特論」

土木工学専攻「土木材料学特論」

工業化学専攻「無機工業化学特論第一」、「無機工業化学特論第二」、「粉体工学特論第一」、「粉体工学特論第二」、「機器分析実験」

附 則（規程第八百四十二号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和五十八年十二月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十九条別表第七は、昭和五十九年四月一日以降の入学生から適用し、昭和五十八年四月一日以前の入学生で第五十八条第二項に規定する聴講期間を超えて継続して聴講を願い出る場合の聴講料については、改正後の第五十九条別表第七を適用する。ただし、理工学研究科の聴講費については、なお従前の例による。

附 則（規程第八百六十二号）

この学則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第八百六十六号）

この学則は、昭和五十九年五月二十九日から施行する。

附 則（規程第八百九十四号）

この学則は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第三の第三経済学研究科博士課程前期課程の履修方法アの改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百十号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和六十年五月十六日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第四十九条別表第五の金額については、昭和六十二年度入学志願者から適用する。

附 則（規程第九百三十三号）

この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第九百七十九号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第五十条別表第六は、昭和六十三年四月一日以降の入学生から適用し、昭和六十二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第九百八十三号）

この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千二十七号）

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（規程第千四十二号）

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（規程第千五十四号）

（施行期日）

1 この学則は、昭和六十三年七月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第五は、昭和六十五年度入学志願者から適用する。

附 則（規程第千百四号）

この学則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百十七号）

この学則は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の二第一項の改正規定中「免許教科に係る」の下に「中学校教諭専修免許状」を加える部分及び第二項の改正規定中「資格を取得できる」の下に「中学校教諭専修免許状」を加える部分は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百三十二号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百四十四号）

この学則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百六十四号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千百七十号）

この学則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（規程第千百八十七号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千二百二十三号）

この学則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則（規程第千二百三十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成四年四月一日以降の入学生から適用し、平成三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千二百五十三号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成三年七月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の第二十五条の二第二項の規定及び別表第三の文学研究科博士課程の後期課程の研究及び履修方法は、平成三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の第四十一条第二項の規定は、平成四年度から適用する。
- 4 この学則による改正後の第四十五条の修士（教育学）の学位に関する規定は、平成四年四月一日以降の入学生から適用する。
- 5 この学則による改正後の別表第三（ただし、文学研究科博士課程の後期課程の研究及び履修方法を除く。）は、平成四年四月一日以降の入学生から適用し、平成三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千三百五十号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の学則は、平成五年四月一日以降の入学生から適用し、平成四年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成四年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程・修士課程

民事法専攻「国際経済法特講」、「国際経済法演習」

政治学専攻「国際政治史演習」、「コミュニケーション論特講」、「コミュニケーション論演習」、「政治経済学特講」、「政治経済学演習」

第五 商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「内部監査論特講」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

数学専攻「解析学特論第四」

精密工学専攻「知能化機械加工学特論」、「機械情報システム特論」、「制御工学特論」

電気工学専攻「半導体物性工学特論」、「回路・ネットワーク特論」、「放電・プラズマ工学特論」、「システム制御特論」、「通信伝送特論」、「人工知能特論」、「情報処理特論」、「計測制御工学特論」、「最適化法特論」、「コンピューテーション特論」、「コンピュータ設計特論」、「集積回路技術特論」、「情報・通信理論特論」、「集積化システム特論」

工業化学専攻「有機金属化学特論」、「表面化学特論」

管理工学専攻「ソフトウェア工学特論」、「OR特論」、「管理情報数学特論」

第十 文学研究科博士課程後期課程

仏文学専攻「仏詩特殊研究」

社会学専攻「地域社会学特殊研究」、「社会病理学特殊研究」

附 則（規程第千三百六十四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成五年六月二十四日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第五は、平成七年度入学志願者から適用する。

附 則（規程第千三百七十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千三百八十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第四は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千三百九十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条、別表第二の二及び別表第三の規定は、平成六年四月一日以降の入学生から適用し、平成五年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成五年四月一日以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程

経済学専攻「公共経済論特講」、「公共経済論演習」、「公共政策特講」、「公共政策演習」

第四 経済学研究科博士課程後期課程

経済学専攻「公共経済論特殊研究」

第五 商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「国際会計財務総論特講」、「銀行経営論特講」、「企業金融論特講」、「開発金融政策特講」、「現代株式会社論特講」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

物理学専攻「数理物理学特論」、「半導体物理学特論」

精密工学専攻「応用数学特論」

工業化学専攻「物性物理化学特論」

第九 文学研究科博士課程前期課程

東洋史学専攻「東洋文化特講」

西洋史学専攻「西洋中世史特講Ⅰ」、「西洋中世史演習Ⅰ」、「西洋中世史特講Ⅱ」、「西洋中世史演習Ⅱ」

社会学専攻「調査理論演習」

教育学専攻「文化心理学特講」、「文化心理学演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

国文学専攻「国語史特殊研究」

哲学専攻「科学哲学特殊研究」

社会学専攻「調査理論特殊研究」、「情報処理論特殊研究」

附 則（規程第千四百二十七号）

この学則は、平成六年八月十日から施行する。

附 則（規程第千四百二十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第四十五条第二項の修士（社会情報学）の学位に関する規定は、平成七年四月一日以降の入学生から適用する。

3 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成七年四月一日以降の入学生から適用し、平成六年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千四百五十七号）

この学則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（規程第千四百七十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千四百七十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千四百七十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千五百三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成八年四月一日以降の入学生から適用し、平成七年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成七年四月一日以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「地域経済論特講」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

精密工学専攻「トライボロジー特論」

応用化学専攻「数値解析法特論」、「数値流体力学特論」、「無機固体化学特論」

附 則（規程第千五百八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千五百十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三条第一項、同条第三項、第三十六条の二、第四十条第一項、第四十四条第二項から第五項まで及び第四十五条第二項第五号中「博士（社会情報学）」の規定は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千五百十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（任期の特例）

2 この学則施行後、最初に就任する総合政策研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十一年十月三十一日までとする。

附 則（規程第千五百五十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成九年四月一日以降の入学生から適用し、平成八年四月一日以前の入学生につ

いては、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成八年四月一日以前の入学生にも適用する。当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第一 法学研究科博士課程前期課程・修士課程

公法専攻「憲法特講Ⅲ」、「憲法演習Ⅲ」

民法専攻「経済法演習」、「社会保障法特講」、「社会保障法演習」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

土木工学専攻「都市計画特論第一」、「都市計画特論第二」

精密工学専攻「材料強度学特論」、「フレキシブル生産セルシステム演習」

電気電子工学専攻「非線形現象特論」、「回路シミュレーション特論」、「モバイルコミュニケーション特論」、「ニューラルネットワーク特論」、「マイクロプロセッサ特論」

応用化学専攻「無機固体化学特論第一」、「無機固体化学特論第二」

経営システム工学専攻「経済性工学特論」、「知能システム工学特論」、「ヒューマン・メディア工学特論」、「経営情報数学特論」

第九 文学研究科博士課程前期課程

英文学専攻「英文学特講Ⅷ」、「英文学演習Ⅷ」

西洋史学専攻「西洋中世史特講」、「西洋中世史演習」

社会情報学専攻「社会情報学演習Ⅵ」、「社会情報学特講Ⅹ」

第十 文学研究科博士課程後期課程

英文学専攻「英文学特殊研究Ⅷ」

東洋史学専攻「東洋文化特殊研究」

西洋史学専攻「西洋中世史特殊研究」

教育学専攻「教育政策・行政論特殊研究」

附 則（規程第千五百五十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千六百一号）

この学則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成十年四月一日以降の入学生から適用し、平成九年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目については、平成九年四月一日以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程・修士課程

共通科目「情報法」

政治学専攻「アメリカ政治特講」、「アメリカ政治演習」

第五 商学研究科博士課程前期課程

商学専攻「企業評価論特講」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

物理学専攻「物理学特別講義第一」、「物理学特別講義第二」

土木工学専攻「コンクリート工学特論第一」、「コンクリート工学特論第二」

精密工学専攻「ロボット工学特論」、「生産環境工学特論第一」、「生産環境工学特論第二」、「モーションコントロール特論第一」、「モーションコントロール特論第二」、「センシング特論第一」、「センシング特論第二」、「音響システム特論第一」、「音響システム特論第二」、「熱移動工学特論第一」、「熱移動工学特論第二」

電気電子工学専攻「非線形システム解析特論」、「システムVLSI設計特論」、「高度通信品質技術特論」、「先端技術特別講義」

応用化学専攻「構造化学特論」、「超臨界流体工学特論第一」、「超臨界流体工学特論第二」

第九 文学研究科博士課程前期課程

教育学専攻「認知心理学特講」、「認知心理学演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

社会学専攻「比較社会学特殊研究」

附 則（規程第千六百十六号）

この学則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百三十一号）

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百二十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第六は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千六百三十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千六百四十六号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

（平成十一年度に入学者の学費に関する特例）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する平成十一年度に入学者については、改正前の別表第六を適用する。

一 本大学の学部を卒業した者が、法学研究科、経済学研究科、商学研究科又は文学研究科の博士課程前期課程若しくは修士課程又は博士課程後期課程に入学者の場合

二 本大学の学部に入学者が、商学研究科博士課程前期課程に入学者の場合

三 本大学の学部を卒業した者以外の者が、社会人向けに実施する選考により法学研究科博士課程前期課程若しくは修士課程又は博士課程後期課程に入学者の場合

附 則（規程第千六百六十四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成十年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目、履修方法及びに研究及び履修方法については、平成十年四月一日以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程

二 履修方法

履修方法のうち「ウ」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「税法特講」、「流通経済論特講」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

土木工学専攻「土木設計工学特論第一」、「土木設計工学特論第二」

電気電子工学専攻「人間機械協調システム特論」、「知能機械行動学特論」、「プラズマ工学特論第一」、「プラズマ工学特論第二」

応用化学専攻「分子電気化学特論」、「分子集合体化学特論」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

日本史学専攻「史料学研究」

教育学専攻「学校臨床心理学特講」、「学校臨床心理学演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

日本史学専攻「史料学特殊研究」

教育学専攻「学校臨床心理学特殊研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「日本論Ⅰ」、「日本論Ⅱ」、「地方行政論」、「マスメディア論」、「環境監査論」、「ネゴシエーション戦略論」、「戦略的管理会計論」、「民族紛争と共生」、「南アジアの社会と文化」、「政策分析手法Ⅰ」、「政策分析手法Ⅱ」、「政策分析手法Ⅲ」、「都市計画論Ⅰ」、「都市計画論Ⅱ」、「学術研究Ⅰ」、「学術研究Ⅱ」、「学術研究Ⅲ」、「学術研究Ⅳ」、「実践的取材論」、「文献情報」、「英語プレゼンテーションの技法」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（一）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（二）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（三）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅰ（四）」、「演習（総合政策セミナー）Ⅱ」、「総合政策フォーラムⅠ」、「総合政策フォーラムⅡ」

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」から「オ」

附 則（規程第千六百六十五号）

この学則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（規程第千六百九十三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第四十五条、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成十二年四月一日以降の入学から適用し、平成十一年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百十一号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百十三号）

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百二十三号）

この学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百六十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第千六百四十六号）附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百三十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三、別表第四及び別表第六は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千七百六十九号）

この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（規程第千七百八十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、次の授業科目、履修方法並びに研究及び履修方法については、平成十二年度以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

二 履修方法

履修方法のうち「ウ」及び「オ」

第四 経済学研究科博士課程後期課程

- 一 授業科目及び単位数
「開発金融政策特殊研究」
- 第七 理工学研究科博士課程前期課程
 - 一 授業科目及び単位数
数学専攻「幾何学特論第七」、「幾何学特論第八」、「計算数学特論第三」、「計算数学特論第四」、「代数学特別講義第五」、「代数学特別講義第六」
物理学専攻「場の理論特論第三」、「固体物性化学特論第一」、「固体物性化学特論第二」
土木工学専攻「地盤環境工学特論第一」、「地盤環境工学特論第二」
電気電子情報通信工学専攻「先進研究特別講義第一」、「先進研究特別講義第二」
応用化学専攻「応用化学特別講義第一」、「応用化学特別講義第二」
- 第九 文学研究科博士課程前期課程・修士課程
 - 一 授業科目及び単位数
共通科目「総合講座」
教育学専攻「教育研究基礎論」
 - 二 履修方法
履修方法のうち「ウ」
- 第十 文学研究科博士課程後期課程
 - 二 研究及び履修方法
研究及び履修方法のうち「エ」
- 第十一 総合政策研究科博士課程前期課程
 - 二 研究及び履修方法
研究及び履修方法のうち「ウ」及び「オ」

附 則（規程第千八百五号）
(施行期日)

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年四月一日以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千八百三十七号）

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第千八百四十八号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第三は、平成十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十三年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

- 一 授業科目及び単位数
経済学専攻「産業組織論Ⅰ」、「産業組織論Ⅱ」
- 第七 理工学研究科博士課程前期課程
 - 一 授業科目及び単位数
物理学専攻「宇宙物理学特論第一」、「宇宙物理学特論第二」
土木工学専攻「交通施設工学特論」、「弾性学特論」、「地盤防災工学特論第一」、「地盤防災工学特論第二」、「構造物維持管理工学特論」
電気電子情報通信工学専攻「電気電子材料工学特論第一」、「電気電子材料工学特論第二」
- 第八 理工学研究科博士課程後期課程
 - 一 授業科目及び単位数
情報工学専攻「情報工学特殊研究Ⅰ」、「情報工学特殊研究Ⅱ」
- 第九 文学研究科博士課程前期課程
 - 一 授業科目及び単位数
独文学専攻「ドイツ文学特講」、「ドイツ文学演習」、「ドイツ文化特講」、「ドイツ文化演習」、「ドイツ哲学・思想特講」、「ドイツ哲学・思想演習」、「ドイツ芸術論特講」、「ドイツ芸術論演習」、「現代ドイツメディア論特講」、「現代ドイツメディア論演習」、「ドイツ語翻訳論特講」、「ドイツ語翻訳論演習」、「異文化交流論特講」、「異文化交流論演習」、「ドイツ語学・教授法特講」、「ドイツ語学・教授法演習」、「ドイツ語上

級特講」、「コロキウム演習」

日本史学専攻「日本考古学特講」、「日本考古学演習」

教育学専攻「教育学研究特講Ⅰ」、「教育学研究特講Ⅱ」、「生涯教育論特講Ⅰ」、「生涯教育論特講Ⅱ」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

独文学専攻「ドイツ文学特殊研究」、「ドイツ文化特殊研究」、「ドイツ哲学・思想特殊研究」、「ドイツ芸術論特殊研究」、「現代ドイツメディア論特殊研究」、「ドイツ語翻訳論特殊研究」、「ドイツ語学・教授法特殊研究」、「異文化交流論特殊研究」、「ドイツ語上級特殊研究」、「コロキウム特殊研究」

日本史学専攻「日本考古学特殊研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「ヨーロッパ文明の形成」、「アメリカの言語政策」、「政策分析手法Ⅳ」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

附 則（規程第千九百十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第千六百四十六号）附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千八百九十四号）

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十四年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目及び単位数

共通基礎科目「実習Ⅰ」、「実習Ⅱ」

経済学専攻「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

国際経済専攻「ファイナンシャル・プランニング」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

公共経済専攻「電子社会の技術インフラ」、「電子政府論」、「IT産業論」、「電子社会の法」、「地域環境政策論」、「産業環境管理論」、「国際環境政策論」、「都市と環境」、「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「マーケティング管理論」、「企業経済論」、「事業創造論」、「日本金融論」、「証券投資論」、「生命保険論」、「証券投資戦略研究」、「生命保険経営戦略研究」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

数学専攻「応用解析特別講義第一」、「応用解析特別講義第二」

精密工学専攻「フレキシブル生産セルシステム演習」、「計算機統合生産演習」

情報工学専攻「情報ネットワーク構成特論」、「電子社会と情報セキュリティ」、「オペレーティングシステム特論」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

教育学専攻「教育学特殊研究Ⅰ」、「教育学特殊研究Ⅱ」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「社会安全政策論」、「経営革新」

4 第二項の規定にかかわらず、別表第三の第七の一の「特別履修科目」は平成十四年四月一日以降の入学生から、別表第三の第八の一の「特別履修科目」は平成十三年四月一日以降の入学生から適用する。

附 則（規程第千九百三十六号）

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（規程第千九百四十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の学則は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第千九百九十八号）

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千七号）

この学則は、平成十五年九月十九日から施行する。

附 則（規程第二千九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十五年度以前の入学生にも適用する。ただし、当該授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得した者については、この限りでない。

第一 法学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

公法専攻「租税法特講Ⅰ」、「租税法演習Ⅰ」

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目及び単位数

経済学専攻「ミクロ動学Ⅰ」、「ミクロ動学Ⅱ」

国際経済専攻「企業経済論Ⅰ」、「企業経済論Ⅱ」

公共経済専攻「交通政策論Ⅰ」、「交通政策論Ⅱ」、「中小企業論Ⅰ」、「中小企業論Ⅱ」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「相続税法」、「消費税法」、「税法判例研究」、「事例研究入門」、「事例研究プロジェクト」、「導入科目Ⅰ」、「導入科目Ⅱ」、「導入科目Ⅲ」、「導入科目Ⅳ」、「導入科目Ⅴ」、「導入科目Ⅵ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

電気電子情報通信工学専攻「通信・放送特論第一」、「通信・放送特論第二」、「情報記録特論第一」、「情報記録特論第二」

経営システム工学専攻「知能情報学特論第一」、「知能情報学特論第二」

情報工学専攻「暗号と電子認証」、「メディア情報処理特論」、「情報セキュリティ技術」

特別履修科目「環境医科学特論」、「環境化学物質特論」、「社会システムとデータ解析」、「保険統計」、

「電子社会の法と経済」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

心理学専攻「学校精神保健学特講」、「学校精神保健学演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「特別研究」、「総合研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「現代メディア論」、「金融の理論とその応用」、「Cultural StudiesⅠ」、「Cultural StudiesⅡ」、「イスラーム哲学（イスラーム思想）」

附 則（規程第二千十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第四は、平成十六年度以降の入学生から適用し、平成十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千三十六号）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この学則施行後、最初に就任する公共政策研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、就任した日から平成十九年十月三十一日までとする。

附 則 (規程第二千九十号)

この学則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則 (規程第二千七十号)

この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千八十五号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の第二十五条の二及び第三十四条の規定並びに別表第二の二及び別表第三は、平成十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

国際経済専攻「企業会計論Ⅰ」、「企業会計論Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

物理学専攻「非線形物理学特論第一」、「非線形物理学特論第二」、「生物物理学特論第一」、「生物物理学特論第二」

電気電子情報通信工学専攻「光エレクトロニクス特論」

応用化学専攻「創薬学特論」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

「政策法学」、「言語とアイデンティティ」

- 4 第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十六年度以前の入学生にも適用する。ただし、この学則施行の際、改正前の別表第三に基づいて改正後の授業科目に相当する改正前の授業科目の単位を修得している者の当該授業科目については、この限りでない。

第十 文学研究科博士課程後期課程

西洋史学専攻「西洋現代史特殊研究」、「西洋近代史特殊研究」

附 則 (規程第二千八十六号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千八十七号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千二百二十九号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第六は、平成十一年度以降の入学生から適用し、平成十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、中央大学大学院学則の一部を改正する学則(規程第千六百四十六号)附則第三項の規定に該当する平成十一年度入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千百三十三号)

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千四百四十四号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第三及び別表第四は、平成十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十七年度以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程・修士課程

「環境会計」、「公会計」

第五 商学研究科博士課程前期課程

「アメリカ経済論」、「国際商務論」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

共通科目「特殊講義Ⅰ」、「特殊講義Ⅱ」、「特殊講義Ⅲ」

土木工学専攻「計算力学特論第三」、「連続体力学特論」

応用化学専攻「生物物理化学特論」、「応用化学特別講義第三」、「応用化学特別講義第四」

情報工学専攻「社会と技術の数理」

第九 文学研究科博士課程前期課程・修士課程

独文学専攻「ドイツ文化研究理論・研究法特講」、「ドイツ文化研究理論・研究法演習」

教育学専攻「教育思想史特講」、「教育思想史演習」、「教育史特講」、「学校教育学特講」、「教育方法学特講」、「教育方法学演習」、「教育社会学特講」、「教育社会学演習」、「生涯学習論特講」、「生涯学習論演習」、「教育行政学特講」、「教育行政学演習」、「教育研究総合演習」、「教育調査研究特講」

心理学専攻「学校教育心理学特講Ⅰ」、「学校教育心理学特講Ⅱ」、「認知心理学特講Ⅰ」、「認知心理学特講Ⅱ」、「文化・認知心理学特講Ⅰ」、「文化・認知心理学特講Ⅱ」、「生涯発達心理学特講Ⅰ」、「生涯発達心理学特講Ⅱ」、「発達臨床心理学特講」、「発達臨床心理学演習」、「障害児心理学特講」、「心理学情報処理演習」、「Recent Trends in Psychology」、「学校カウンセリング演習」、「臨床心理学特講Ⅰ」、「臨床心理学特講Ⅱ」、「臨床心理面接特講Ⅰ」、「臨床心理面接特講Ⅱ」、「臨床心理査定演習Ⅰ」、「臨床心理査定演習Ⅱ」、「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習」、「心理学研究法特講」、「心理統計法特講」、「Community Psychology」、「社会病理学特講」、「犯罪心理学特講」、「精神医学特講」、「心理療法特講」、「臨床心理地域援助特講」

第十 文学研究科博士課程後期課程

教育学専攻「教育哲学特殊研究」、「教育思想史特殊研究」、「教育方法学特殊研究」、「教育行政学特殊研究」、「教育社会学特殊研究」、「教育史特殊研究」、「生涯学習論特殊研究」

心理学専攻「発達障害学特殊研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

「企業経済論」、「ビジネス・エコノミクス研究」、「演劇と人間」、「ジェンダー／セクシュアリティ論」

4 第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十四年度以降の入学生から適用する。

第七 理工学研究科博士課程前期課程

特別履修科目「感性情報論第一」、「感性情報論第二」、「ヒューマンメディア工学」、「視覚情報処理論」、「画像処理」、「ソフトコンピューティング」、「感性システム論」、「感性哲学」、「感性デザイン論」、「感性・知性の脳機能論」、「音楽と聴覚の心理学」、「リハビリテーション工学」、「支援工学」、「ヒューマンメディア情報環境論」、「感性ロボティクス特別演習第一」、「感性ロボティクス特別演習第二」、「感性ロボティクス特別演習第三」、「感性ロボティクス特別演習第四」

附 則（規程第二千百五十七号）

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千百八十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十九条の規定は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千百七十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六にかかわらず、平成十九年度以前の法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科の入学生の学費は、次のとおりとする。

（第五十条第一項関係）（学費）

（単位・円）

研究科等	金額
	法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政

費 目		策研究科
入 学 金		二四〇、〇〇〇
在 学 料		五三五、八〇〇
特別研究指導料	博士課程前期課程・修士課程	四二、〇〇〇
	博士課程後期課程	九六、〇〇〇
実 験 実 習 料		四二、〇〇〇

- (注) 1 入学金は、二年目から不要である。
2 特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。
3 実験実習料は、理工学研究科に在学する者が納入するものとする。

附 則 (規程第二千八百八十六号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第三は、平成十九年度以降の入学生から適用し、平成十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。
3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十八年度以前の入学生にも適用する。

第七 理工学研究科博士課程前期課程

共通科目「プロジェクト演習Ⅰ」、「プロジェクト演習Ⅱ」、「プロジェクト演習Ⅲ」、「プロジェクト演習Ⅳ」

応用化学専攻「分光化学特論」

経営システム工学専攻「ファイナンス工学特論第一」、「ファイナンス工学特論第二」

特別履修科目「情報セキュリティ監査」

自由科目「情報メディア産業技術論一」、「情報メディア産業技術論二」、「情報メディア産業技術論三」、「情報メディア産業技術演習一」、「情報メディア産業技術演習二」、「情報メディア産業技術演習三」、「産業特別研修一」、「産業特別研修二」、「コンピュータグラフィックス」、「システムプログラム」、「知的財産権問題特論」

第十三 公共政策研究科修士課程

「リスク管理」、「地域情報と防災政策」、「自治体危機管理論」

附 則 (規程第二千九百七十七号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (規程第二千二百七十七号)

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千二百三十三号)

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (規程第二千二百四十三号)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、平成二十年四月一日以降の入学生から適用し、平成十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成十九年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「経営学原理Ⅰ」、「経営学原理Ⅱ」、「日本企業経営研究Ⅰ」、「日本企業経営研究Ⅱ」、「技術経営論Ⅰ」、「技術経営論Ⅱ」、「財務管理論Ⅰ」、「財務管理論Ⅱ」、「生産管理論Ⅰ」、「生産管理論Ⅱ」、「マーケティング研究Ⅰ」、「マーケティング研究Ⅱ」、「人的資源管理研究Ⅰ」、「人的資源管理研究Ⅱ」、「情報経営論Ⅰ」、「情報経営論Ⅱ」、「経営史Ⅰ」、「経営史Ⅱ」、「国際経営研究Ⅰ」、「国際経営研究Ⅱ」、「ビジネス

・エコノミクス研究Ⅰ」、「ビジネス・エコノミクス研究Ⅱ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅰ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅱ」、「経営学研究Ⅰ」、「経営学研究Ⅱ」、「経営戦略論Ⅰ」、「経営戦略論Ⅱ」、「経営組織研究Ⅰ」、「経営組織研究Ⅱ」、「製造・ロジスティクス研究Ⅰ」、「製造・ロジスティクス研究Ⅱ」、「ファイナンス研究Ⅰ」、「ファイナンス研究Ⅱ」、「ベンチャービジネス研究Ⅰ」、「ベンチャービジネス研究Ⅱ」、「経営分析研究Ⅰ」、「経営分析研究Ⅱ」、「環境経営研究Ⅰ」、「環境経営研究Ⅱ」、「会計学原理Ⅰ」、「会計学原理Ⅱ」、「財務会計論Ⅰ」、「財務会計論Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」、「管理会計Ⅰ」、「管理会計Ⅱ」、「原価計算論Ⅰ」、「原価計算論Ⅱ」、「会計情報システム論Ⅰ」、「会計情報システム論Ⅱ」、「監査論Ⅰ」、「監査論Ⅱ」、「税法判例研究Ⅰ」、「税法判例研究Ⅱ」、「国際税務論Ⅰ」、「国際税務論Ⅱ」、「経営分析論Ⅰ」、「経営分析論Ⅱ」、「国際会計論Ⅰ」、「国際会計論Ⅱ」、「現代制度会計Ⅰ」、「現代制度会計Ⅱ」、「監査と会計Ⅰ」、「監査と会計Ⅱ」、「コスト・マネジメントⅠ」、「コスト・マネジメントⅡ」、「財務の分析Ⅰ」、「財務の分析Ⅱ」、「商業経営論Ⅰ」、「商業経営論Ⅱ」、「マーケティング論Ⅰ」、「マーケティング論Ⅱ」、「国際マーケティング論Ⅰ」、「国際マーケティング論Ⅱ」、「消費者行動論Ⅰ」、「消費者行動論Ⅱ」、「流通論Ⅰ」、「流通論Ⅱ」、「商業史Ⅰ」、「商業史Ⅱ」、「貿易論Ⅰ」、「貿易論Ⅱ」、「貿易政策論Ⅰ」、「貿易政策論Ⅱ」、「世界経済論Ⅰ」、「世界経済論Ⅱ」、「中国・ロシア経済論Ⅰ」、「中国・ロシア経済論Ⅱ」、「アメリカ経済論Ⅰ」、「アメリカ経済論Ⅱ」、「欧米経済論Ⅰ」、「欧米経済論Ⅱ」、「東南アジア経済研究Ⅰ」、「東南アジア経済研究Ⅱ」、「損害保険論Ⅰ」、「損害保険論Ⅱ」、「海上保険論Ⅰ」、「海上保険論Ⅱ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅰ」、「ビジネス・コミュニケーション論Ⅱ」、「国際商務論Ⅰ」、「国際商務論Ⅱ」、「金融論Ⅰ」、「金融論Ⅱ」、「金融制度論Ⅰ」、「金融制度論Ⅱ」、「企業金融論Ⅰ」、「企業金融論Ⅱ」、「国際金融論Ⅰ」、「国際金融論Ⅱ」、「日本金融論Ⅰ」、「日本金融論Ⅱ」、「開発金融政策Ⅰ」、「開発金融政策Ⅱ」、「証券論Ⅰ」、「証券論Ⅱ」、「証券投資論Ⅰ」、「証券投資論Ⅱ」、「保険学Ⅰ」、「保険学Ⅱ」、「生命保険論Ⅰ」、「生命保険論Ⅱ」、「金融工学Ⅰ」、「金融工学Ⅱ」、「生命保険経営戦略研究Ⅰ」、「生命保険経営戦略研究Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ」、「マクロ経済学Ⅱ」、「ミクロ経済学Ⅰ」、「ミクロ経済学Ⅱ」、「経済学方法論Ⅰ」、「経済学方法論Ⅱ」、「日本経済論Ⅰ」、「日本経済論Ⅱ」、「経済史Ⅰ」、「経済史Ⅱ」、「計量経済学Ⅰ」、「計量経済学Ⅱ」、「景気変動論Ⅰ」、「景気変動論Ⅱ」、「統計学Ⅰ」、「統計学Ⅱ」、「財政学Ⅰ」、「財政学Ⅱ」、「現代経済学Ⅰ」、「現代経済学Ⅱ」、「数理ファイナンスⅠ」、「数理ファイナンスⅡ」、「応用経済学Ⅰ」、「応用経済学Ⅱ」、「商法Ⅰ」、「商法Ⅱ」、「法人税法Ⅰ」、「法人税法Ⅱ」、「所得税法Ⅰ」、「所得税法Ⅱ」、「相続税法Ⅰ」、「相続税法Ⅱ」、「消費税法Ⅰ」、「消費税法Ⅱ」、「事例研究入門Ⅰ」、「事例研究入門Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

数学専攻「幾何学特別講義第五」、「幾何学特別講義第六」、「解析学特別講義第五」、「解析学特別講義第六」、「応用解析特別講義第三」、「応用解析特別講義第四」、「統計数学特別講義第五」、「統計数学特別講義第六」、「情報数学特別講義第五」、「情報数学特別講義第六」

土木工学専攻「移動床河川工学特論」

情報工学専攻「高信頼プログラミング」

特別履修科目「環境保健学」、「環境バイオテクノロジー」

自由科目「集積回路とコンピュータ基礎1」、「集積回路とコンピュータ基礎2」、「LSIコンピュータ」、「知識・知能処理」、「情報処理応用」、「最適化法」

第九 文学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目及び単位数

社会学専攻「家族社会学演習」

心理学専攻「臨床心理学特論Ⅰ」「臨床心理学特論Ⅱ」「臨床心理面接特論Ⅰ」「臨床心理面接特論Ⅱ」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

社会学専攻「家族社会学特殊研究Ⅰ」

第十三 公共政策研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

「自治体政策形成論」

附 則（規程第二千二百六十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千二百九十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「進化経済学Ⅰ」、「進化経済学Ⅱ」、「ビジネス・プラティカル・ワークショップⅠ」、「ビジネス・プラティカル・ワークショップⅡ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

土木工学専攻「都市水代謝システム特論」
特別履修科目「最適化アルゴリズム」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

社会学専攻「社会階層論特講」、「社会階層論演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

社会学専攻「社会階層論特殊研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「経営リスクマネジメント」、「環境汚染管理」

第十三 公共政策研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

「経済学演習Ⅰ」、「経済学演習Ⅱ」

附 則（規程第二千三百二十五号）

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百二十八号）

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百三十六号）

(施行期日)

1 この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十二年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十一年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「企業論Ⅰ」、「企業論Ⅱ」、「流通チャネル論Ⅰ」、「流通チャネル論Ⅱ」、「Globalization of East Asia and Japanese and Asian Management」、「Modern Japanese History」、「Post-Bretton Woods Capitalism and Financial Instability」、「Financial and Capital Markets in East Asia」、「Coping with Crises in Complex Socio-Economic Systems Workshop」、「Airline Business and Tourism in Japan」、「Financial dealings and the market economy」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

土木工学専攻「都市マネジメント」、「輸送システム」、「都市環境特別講義第一」

電気電子情報通信工学専攻「信号処理特論」、「映像メディア工学特論」

応用化学専攻「先端有機化学特論」

経営システム工学専攻「経営システム工学特別講義第三」、「経営システム工学特別講義第四」

情報工学専攻「空間情報処理」、「都市空間モデリング」

特別履修科目「データ科学基礎理論第一」、「データ科学基礎理論第二」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

国文学専攻「国語科教育演習」、「国語国文学総合演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学特殊研究Ⅳ」

心理学専攻「心理療法特殊研究」、「神経心理学特殊研究」、「精神医学特殊研究」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「計量社会学」、「学際法学」、「西アジアとグローバリゼーション」、「NPO・NGO論Ⅰ」、「NPO・NGO論Ⅱ」、「開発におけるスポーツ」、「比較文化論」、「芸術と社会・芸術と産業」、「シベリアの社会と民族」

附 則（規程第二千三百四十九号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千三百八十一号）

この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千四百二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十三年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十二年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「MicroeconomicsⅠ」、「MicroeconomicsⅡ」、「Artificial Intelligent Economics」、「Artificial Intelligent Market Experiment」、「Service Sciences and the Related Economic Matters」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

土木工学専攻「地盤動力学特論Ⅰ」、「地盤動力学特論Ⅱ」

精密工学専攻「Academic Writing」、「英語プレゼンテーション入門」

応用化学専攻「ソフトマター化学特論」、「生体機能化学特論」

特別履修科目「心理計測・実験心理」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

日本史学専攻「日本政治史特講Ⅰ」、「日本政治史特講Ⅱ」、「日本政治史演習Ⅰ」、「日本政治史演習Ⅱ」

心理学専攻「Academic Writing and Presentation Skills in Psychology」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

日本史学専攻「日本政治史特殊研究Ⅰ」、「日本政治史特殊研究Ⅱ」

第十三 公共政策研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

「政策ディベートⅠ」、「政策ディベートⅡ」

附 則（規程第二千四百号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千四百二十八号）

この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千三百三十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十四年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十三年度以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「産業組織論Ⅰ」、「産業組織論Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程・修士課程

一 授業科目及び単位数

物理学専攻「相関電子系物理学特論第一」、「相関電子系物理学特論第二」、「量子光学特論第一」、「量子光学特論第二」、「非線形物理学特論第三」

土木工学専攻「環境評価」

電気電子情報通信工学専攻「ナノスケール集積デバイス特論」、「極低電力グリーンLSI回路システム特論」

応用化学専攻「有機元素化学特論」

第十三 公共政策研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

「地方財政政策」、「科学技術・イノベーション論」

附 則（規程第二千四百四十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千四百四十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千四百五十五号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第二及び別表第三は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千五百三号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十五年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十四年度以前の入学生にも適用する。

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

精密工学専攻「ナノ・マイクロ材料評価学特論」、「構造・機能材料学特論」

電気電子情報通信工学専攻「電気化学特論」、「新エネルギー技術特論」

経営システム工学専攻「マーケティング特論第一」、「マーケティング特論第二」、「品質管理特論第一」、「品質管理特論第二」

情報工学専攻「数理構造論」

生命科学専攻「分子細胞遺伝学」、「分子細胞制御学」

特別履修科目「感性認知脳科学基礎論」、「支援工学」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

独文学専攻「ドイツ社会誌特講」、「ドイツ社会誌演習」

仏文学専攻「フランス美術史特講」、「フランス美術史演習」

教育学専攻「教育史演習」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学特殊研究Ⅴ」

独文学専攻「ドイツ社会誌特殊研究」
仏文学専攻「フランス美術史特殊研究」

附 則（規程第二千五百四十号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十四条の規定並びに別表第二、別表第二の二及び別表第三は、平成二十六年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十五年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十五年度以前の入学生にも適用する。

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

物理学専攻「生物物理学特論第三」、「物理学特別講義第五」、「物理学特別講義第六」、「物理学特別講義第七」

都市環境学専攻「国際水環境デザイン論」、「水環境制御特論」

精密工学専攻「ナノバイオテクノロジー特論」、「自己組織化学特論」

応用化学専攻「分子物理化学特論」、「有機分析化学特論」

生命科学専攻「生命科学特論第三」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

国文学専攻「書誌学」、「浮世絵学」、「映像文化史」、「マンガ論」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「日本歴史民俗論」

附 則（規程第二千五百七十四号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千四百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則（規程第二千五百九十二号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千五百七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千五百九十四号）

この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千五百九十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三の第一、第三、第五、第七、第八及び第九は、平成二十七年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十六年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十六年度以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

公法専攻「行政法特講Ⅲ」、「行政法演習Ⅲ」

第三 経済学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

経済学専攻「東南アジア経済論Ⅰ」、「東南アジア経済論Ⅱ」、「環境会計論Ⅰ」、「環境会計論Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「海外特別研修」、「理工学英語セミナーⅠ」、「理工学英語セミナーⅡ」、「アクチュアリー数理Ⅱ」

都市環境学専攻「沿岸防災学」、「地盤減災工学」

電気電子情報通信工学専攻「生体情報工学特論」、「医療福祉工学特論」

応用化学専攻「有機合成化学特論」、「触媒化学特論」、「分子機能化学特論」

経営システム工学専攻「生産管理特論第一」、「生産管理特論第二」

情報工学専攻「アルゴリズム工学特論」、「応用数理工学特論」

自由科目「特別演習A」、「特別演習B」、「特別演習C」、「特別演習D」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「英語教育研究ⅠA」、「英語教育研究ⅠB」、「英語教育研究ⅡA」、「英語教育研究ⅡB」

独文学専攻「比較文学・比較文化演習A」、「比較文学・比較文化演習B」、「ドイツ文化論研究A」、「ドイツ文化論研究B」

社会学専攻「グローバル社会運動論特講A」、「グローバル社会運動論特講B」、「日常性の社会学特講」、「権力と支配の社会学特講」、「質的調査研究」、「国際フィールドワーク研究」

教育学専攻「教育思想史特講Ⅰ」、「教育思想史特講Ⅱ」、「教育調査法特講Ⅰ」、「教育調査法特講Ⅱ」

- 4 この学則施行の際、改正前の別表第三の第十の規定に基づいて単位を修得している授業科目及びその単位は、改正後の別表第三の第十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百十八号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 公共政策研究科については、平成二十八年度から学生募集を停止し、当該研究科に在学する者がいなくなるまでの間は、存続するものとする。

附 則（規程第二千六百四十号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百四十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第一及び別表第三は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千六百四十四号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十八年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十七年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十七年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「財務分析Ⅰ」、「財務分析Ⅱ」、「貿易システム論Ⅰ」、「貿易システム論Ⅱ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅰ」、「マーケティング・コミュニケーション論Ⅱ」、「経済数学Ⅰ」、「経済数学Ⅱ」、「Social ReserchⅠ」、「Social ReserchⅡ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

物理学専攻「高エネルギー加速器科学第一（放射光・ミュオン・中性子）」、「高エネルギー加速器科学第二（素粒子・原子核・宇宙）」

都市環境学専攻「健康とリスク解析の統計学」、「キネシオロジー」、「スポーツサイエンス」、「ヒューマンパフォーマンス」、「応用認知脳科学」、「社会心理学」、「行動・実験経済学」、「疫学方法論と応用」、「応用水環境システム工学」、「生物圏システム学」、「救急救命システム論」、「ウォーターセーフティ論」、「マーケティング」、「エネルギーシステムの合成と評価」、「環境・エネルギーシステム」、「地形変化と自然災害」、「応用空間情報科学」、「都市・地域環境計画」、「自然共生都市論」、「都市空間解析」、「都市人間環境プロジェクト第一」、「都市人間環境プロジェクト第二」、「都市人間環境プロジェクト第三」、「都市人間環

境特別講義第三」

応用化学専攻「応用化学特別講義第五」、「応用化学特別講義第六」、「応用化学特別講義第七」、「応用化学特別講義第八」

特別履修科目「テクノロジーベンチャーのビジネスデザインと実践」

附 則（規程第二千六百八十二号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）
- 2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千五百九十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千六百九十二号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この学則による改正後の別表第三は、平成二十九年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十八年度以前の入学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十八年度以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

公法専攻「憲法特講Ⅳ」、「憲法演習Ⅳ」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「経営管理研究Ⅰ」、「経営管理研究Ⅱ」、「イノベーション・マネジメント論Ⅰ」、「イノベーション・マネジメント論Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

都市人間環境学専攻「環境政策論」

応用化学専攻「応用化学特別講義1」、「応用化学特別講義2」、「応用化学特別講義3」、「応用化学特別講義4」、「応用化学特別講義5」、「応用化学特別講義6」、「応用化学特別講義7」、「応用化学特別講義8」、「応用化学特別講義9」、「応用化学特別講義10」、「応用化学特別講義11」、「応用化学特別講義12」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

東洋史学専攻「東南アジア史特殊研究A」、「東南アジア史特殊研究B」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「法人類学」

- 4 第二項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十七年度以降の入学生から適用する。

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「英語学研究（言語習得論Ⅰ）A」、「英語学研究（言語習得論Ⅰ）B」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）A」、「英語学研究（言語習得論Ⅱ）B」

日本史学専攻「日本中世史演習ⅢA」、「日本中世史演習ⅢB」

東洋史学専攻「東南アジア史特講A」、「東南アジア史特講B」、「東南アジア史演習A」、「東南アジア史演習B」

附 則（規程第二千七百七号）

この学則は、平成二十九年五月二十日から施行する。

附 則（規程第二千七百三十一号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。
（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）
- 2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千六百八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千七百三十九号）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成三十年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第三の第五及び第七は、平成三十年四月一日以降の入学生から適用し、平成二十九年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成二十九年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「アントレプレナーシップ研究Ⅰ」、「アントレプレナーシップ研究Ⅱ」、「マーケティング・データ分析Ⅰ」、「マーケティング・データ分析Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

精密工学専攻「マイクロ・ナノロボティクス特論」、「マイクロマニピュレーション特論」
電気電子情報通信工学専攻「生理工学特論」、「バイオシミュレーション工学特論」
生命科学専攻「生物資源経済学」

4 この学則施行の際、改正前の別表第三の第一の規定に基づいて単位を修得している授業科目及びその単位は、改正後の別表第三の第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（規程第二千七百五十六号）

この学則は、平成三十年五月二十六日から施行する。

附 則（規程第二千七百七十七号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千七百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千七百九十八号）

（施行期日）

1 この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第二及び第三は、平成三十一年四月一日以降の入学生から適用し、平成三十年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、平成三十年度以前の入学生にも適用する。

第三 経済学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

経済学専攻「リサーチ・リテラシー」、「経済史概論」、「経済学史概論」、「税法判例研究Ⅰ」、「税法判例研究Ⅱ」、「法人税法」、「所得税法」、「相続税法」、「消費税法」、「特殊講義」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「財務会計論Ⅰ」、「財務会計論Ⅱ」、「生物多様性と経済活動Ⅰ」、「生物多様性と経済活動Ⅱ」、「マイクロ計量経済学Ⅰ」、「マイクロ計量経済学Ⅱ」、「国際経済学Ⅰ」、「国際経済学Ⅱ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「アカデミック・ライティング」、「アカデミック・プレゼンテーション」、「ビッグデータ解析特論」

都市人間環境学専攻「地盤構造物の設計・施工・維持管理」

経営システム工学専攻「モデリング特論第一」、「モデリング特論第二」

情報工学専攻、「機械学習」、「幾何形状処理特論」、「位相幾何学的計算特論」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「西洋哲学」

附 則（規程第二千八百二十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千七百七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千八百三十六号）

（施行期日）

1 この学則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、令和二年四月一日以降の入学生から適用し、平成三十一年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目並びに研究及び履修方法については、平成三十一年度以前の入学生にも適用する。

第二 法学研究科博士課程後期課程

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」及び「ウ」

第四 経済学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

「リサーチ・ワークショップ」

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「計量ファイナンスⅠ」、「計量ファイナンスⅡ」、「リスクマネジメントⅠ」、「リスクマネジメントⅡ」

第六 商学研究科博士課程後期課程

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

物理学専攻「凝縮系物理学特論第一」、「凝縮系物理学特論第二」

都市人間環境学専攻「都市生態学」、「応用持続可能性科学」

応用化学専攻「理論化学特論」、「分子計測化学特論」

第八 理工学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「研究倫理」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

国文学専攻「古文教材研究」、「漢文教材研究」、「現代文教材研究」、「国文法」

社会学専攻「社会学理論特講(古典)」、「社会学理論特講(現代)」、「質的社会調査特講」、「量的社会調査特講」、「社会構想論特講」、「社会学ライティング特講」、「社会学プロジェクト演習(グローバル)ⅠA」、「社会学プロジェクト演習(グローバル)ⅡA」、「社会学プロジェクト演習(グローバル)ⅠB」、「社会学プロジェクト演習(グローバル)ⅡB」、「社会学プロジェクト演習(ヴィジョナリー)ⅢA」、「社会学プロジェクト演習(ヴィジョナリー)ⅣA」、「社会学プロジェクト演習(ヴィジョナリー)ⅢB」、「社会学プロジェクト演習(ヴィジョナリー)ⅣB」、「社会学プロジェクト演習(クリニカル)ⅤA」、「社会学プロジェクト演習(クリニカル)ⅥA」、「社会学プロジェクト演習(クリニカル)ⅤB」、「社会学プロジェクト演習(クリニカル)ⅥB」、「社会運動論特講」、「社会変動論特講」、「グローバリゼーション論特講」、「東アジア社会論特講」、「地域社会学特講」、「都市社会学特講」、「臨床社会学特講」、「家族社会学特講」、「歴史社会学特講」、「ジェンダー・セクシュアリティ特講」、「現代社会学特講」、「文献講読特講A」、「文献講読特講B」

心理学専攻「障害児心理学特講(福祉分野に関する理論と支援の展開)」、「神経心理学特講(保健医療分野に関する理論と支援の展開)」、「学校カウンセリング演習(教育分野に関する理論と支援の展開)」、「犯罪心理学特講(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)」

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

社会学専攻「文献講読特殊研究A」、「文献講読特殊研究B」、「社会構想論特殊研究」、「社会学プロジェクト専門演習(グローバル)ⅠA」、「社会学プロジェクト専門演習(グローバル)ⅡA」、「社会学プロジェクト専門演習(グローバル)ⅠB」、「社会学プロジェクト専門演習(グローバル)ⅡB」、「社会学プロジェクト専門演習(ヴィジョナリー)ⅢA」、「社会学プロジェクト専門演習(ヴィジョナリー)ⅣA」、「社会学プロジェクト専門演習(ヴィジョナリー)ⅢB」、「社会学プロジェクト専門演習(ヴィジョナリー)ⅣB」、「社会学プロジェクト専門演習(クリニカル)ⅤA」、「社会学プロジェクト専門演習(クリニカル)ⅥA」、「社会学プロジェクト専門演習(クリニカル)ⅤB」、「社会学プロジェクト専門演習(クリニカル)ⅥB」、「社会運動論特殊研究」、「社会変動論特殊研究」、「グローバリゼーション論特殊研究」、「東アジア社会論特殊研究」、「社会学理論特殊研究(古典)」、「地域社会学特殊研究」、「社会学理論特殊研究(現代)」、「都市社会学特殊研究」、「臨床社会学特殊研究」、「家族社会学特殊研究」、「歴史社会学特殊研究」、「ジェンダー・セクシュアリティ特殊研究」、「現代社会学特殊研究」

心理学専攻「臨床・健康心理学特殊研究Ⅰ」、「臨床・健康心理学特殊研究Ⅱ」

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「イ」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「リサーチ・リテラシー」、「統計・計量分析」、「社会調査法」、「公共政策」、「経済学」、「経営学」、「地域・文化研究」、「社会思想」、「政治行動論」

第十二 総合政策研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

「上級学術研究Ⅰ」、「上級学術研究Ⅱ」、「上級学術研究Ⅲ」、「上級学術研究Ⅳ」

二 研究及び履修方法

研究及び履修方法のうち「ア」

附 則（規程第二千八百五十三号）

（施行期日）

1 この学則は、令和二年四月一日から施行する。

（適用の特例）

2 改正後の第三十三条第二項及び第三十四条第四項の規定は、当該研究科委員会が定める範囲において、平成三十一年度以前の入学生に適用することができる。

附 則（規程第二千八百七十八号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

2 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千八百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千八百九十二号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第二十五条の二、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六条の四、第四十四条の二、第五十五条の規定並びに別表第二の二及び別表第三は、令和三年四月一日以降の入学生から適用し、令和二年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和二年度以前の入学生にも適用する。

第一 法学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「研究倫理・研究方法論」、「アカデミック・ライティング」、「リサーチ・リテラシー」、「特殊講義」、「総合特講」

第二 法学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

「研究指導論」、「研究報告論1」、「研究報告論2」、「特殊研究1」、「特殊研究2」、「特殊研究3」、「特殊研究4」、「特殊演習」

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「技術経営研究Ⅰ」、「技術経営研究Ⅱ」、「財務管理研究Ⅰ」、「財務管理研究Ⅱ」、「生産管理研究Ⅰ」、「生産管理研究Ⅱ」、「経営戦略研究Ⅰ」、「経営戦略研究Ⅱ」、「イノベーション・マネジメント研究Ⅰ」、「イノベーション・マネジメント研究Ⅱ」、「制度会計論Ⅰ」、「制度会計論Ⅱ」、「実証会計研究Ⅰ」、「実証会計研究Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ」、「管理会計論Ⅱ」、「業績管理会計Ⅰ」、「業績管理会計Ⅱ」、「財務分析論Ⅰ」、「財務分析論Ⅱ」、「グローバル・マーケティング論Ⅰ」、「グローバル・マーケティング論Ⅱ」、「金融機関論Ⅰ」、「金融機関論Ⅱ」、「マネタリー・エコノミクスⅠ」、「マネタリー・エコノミクスⅡ」、「金融システム論Ⅰ」、「金融システム論Ⅱ」、「コーポレート・ファイナンスⅠ」、「コーポレート・ファイナンスⅡ」、「インベストメントⅠ」、「インベストメントⅡ」、「基礎セミナー」及び「ビジネス・プラクティカル・セミナー」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「先端科学技術論Ⅰ」、「先端科学技術論Ⅱ」、「先端科学技術論Ⅲ」、「数理統計学特論」

電気電子情報通信工学専攻「光デバイス特論」、「光計測特論」、「有機エレクトロニクス特論」、「バイオエレクトロニクス特論」

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「イスラーム経済・経営論」、「メディア研究方法論」、「アメリカの社会・文化・思想」及び「文化研究方法論」

附 則（規程第二千九百二十一号）

この学則は、令和三年七月十二日から施行する。

附 則（規程第二千九百四十七号）

（施行期日）

1 この学則は、令和三年十二月六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のこの規程は、令和四年度に入学（再入学及び編入学を含む。）又は転科を志願する者から適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この規程施行の際、既に、令和四年度の入学試験を終えている場合その他やむを得ない事由があるときは、旧学則及び規程に定めるところにより「選考料」とすることができる。

附 則（規程第二千八百九十号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第一、別表第三及び別表第四は、令和四年四月一日以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百三十二号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表第六にかかわらず、平成二十三年年度の法学研究科、経済学研究科、商学研究科及び文学研究科の入学生、平成二十三年年度の理工学研究科の入学生並びに平成二十三年年度の総合政策研究科の入学生の学費は、次のとおりとする。

（単位・円）

研究科	年度	費目	入学金	在学料	特別研究指導料		実験実習料	施設設備費
					博士課程前期課程・修士課程	博士課程後期課程		
法学・文学研究科 商学・経済学・経営学	令和四年度		二四〇、〇〇〇	五一七、四〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一一八、七〇〇
理工学研究科	令和四年度		二四〇、〇〇〇	七七五、六〇〇	—	—	七二、三〇〇	一七六、六〇〇
総合政策研究科	令和四年度		二四〇、〇〇〇	六四七、〇〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四四、三〇〇	一四八、八〇〇

（注）1 入学金は、二年目から不要である。

2 特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

3 各年度の項に示した学費は、当該年度に在学した際の納入額である。

（中央大学大学院学則の一部を改正する学則の一部改正）

3 中央大学大学院学則の一部を改正する学則（規程第二千八百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び表を削り、第三項を第二項とする。

附 則（規程第二千九百六十九号）

（施行期日）

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第三十九条は、令和四年度以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（規程第二千九百七十三号）

(施行期日)

1 この学則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表第二の二及び別表第三は、令和四年四月一日以降の入学生から適用し、令和三年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、令和三年度以前の入学生にも適用する。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

「製品開発論Ⅰ」、「製品開発論Ⅱ」、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅠ」、「ビジネス・プラクティカル・セミナーⅡ」

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

都市人間環境学専攻「応用生物統計学」
精密工学専攻「デジタル生産工学特論第一」、「デジタル生産工学特論第二」
応用化学専攻「分子分光光学特論」
情報工学専攻「確率と計算」、「乱択アルゴリズム」

第八 理工学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目「ジョブ型研究インターンシップ」(経営システム工学専攻を除く)
数学専攻「数学特論」
物理学専攻「物理学特論」
都市人間環境学専攻「都市人間環境学特論A」、「都市人間環境学特論B」
精密工学専攻「精密工学特論」
応用化学専攻「応用化学特論」
生命科学専攻「生命科学特論」
電気・情報系専攻「電気・情報系特論」

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

英文学専攻「英文学研究(演劇)A」、「英文学研究(演劇)B」、「英文学研究(現代小説)A」、「英文学研究(現代小説)B」、「英文学研究(近代小説)A」、「英文学研究(近代小説)B」、「英文学研究(詩)A」、「英文学研究(詩)B」、「英語圏文学研究A」、「英語圏文学研究B」、「米文学研究(近代)A」、「米文学研究(近代)B」、「英語学研究(意味論・語用論)A」、「英語学研究(意味論・語用論)B」、「英語学研究(形態論・統語論)A」、「英語学研究(形態論・統語論)B」、「英語学研究(音声学・音韻論)A」、「英語学研究(音声学・音韻論)B」、「英語学研究(言語習得論)A」、「英語学研究(言語習得論)B」、「英語学研究(英語史)A」、「英語学研究(英語史)B」、「英語教育のための文学文化研究ⅠA」、「英語教育のための文学文化研究ⅠB」、「英語教育のための文学文化研究ⅡA」、「英語教育のための文学文化研究ⅡB」、「英語教育のための言語科学研究A」、「英語教育のための言語科学研究B」、「英語学術発表演習Ⅰ」、「英語学術発表演習Ⅱ」
日本史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」
東洋史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」
西洋史学専攻「歴史教育研究Ⅰ」、「歴史教育研究Ⅱ」、「史料教材研究Ⅰ」、「史料教材研究Ⅱ」

附 則(規程第二千九百九十七号)

(施行期日)

1 この学則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の学則は、令和五年度以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則施行後、最初に就任する国際情報研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、令和五年十月三十一日までとする。

改正 令和三・一〇・一五(規程第二千九百三十号)

別表第一（第四条の三関係）

（単位・人）

研究科名	専攻名	博士課程				修士課程	
		前期課程		後期課程		入学定員	収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
法学研究科	公法専攻	八	一六	三	九		
	民事法専攻	二〇	四〇	七	二一		
	刑事法専攻	一〇	二〇	五	一五		
	国際企業関係法専攻	二〇	四〇	一〇	三〇		
	政治学専攻計	一五	三〇	三	九		
		七三	一四六	二八	八四		
経済学研究科	経済学専攻計	五〇	一〇〇	一〇	三〇		
		五〇	一〇〇	一〇	三〇		
商学研究科	商学専攻計	二五	五〇	五	一五		
		二五	五〇	五	一五		
理工学研究科	数学専攻	二五	五〇	三	九		
	物理学専攻	二五	五〇	三	九		
	都市人間環境学専攻	六〇	一二〇	五	一五		
	精密工学専攻	五二	一〇四	三	九		
	電気電子情報通信工学専攻	四五	九〇	—	—		
	応用化学専攻	四五	九〇	三	九		
	ビジネスデータサイエンス専攻	三〇	六〇	三	九		
	情報工学専攻	四〇	八〇	—	—		
	生命科学専攻	二五	五〇	二	六		
	電気・情報系専攻計	三四七	六九四	七	二一		
				二九	八七		
文学研究科	国文学専攻	一〇	二〇	五	一五		
	英文学専攻	一〇	二〇	五	一五		
	独文学専攻	五	一〇	三	九		
	仏文学専攻	五	一〇	三	九		
	中国言語文化専攻	五	一〇	三	九		
	日本史学専攻	七	一四	五	一五		
	東洋史学専攻	五	一〇	三	九		
	西洋史学専攻	五	一〇	三	九		
	哲学専攻	五	一〇	三	九		
	社会学専攻	五	一〇	三	九		
	社会情報学専攻	五	一〇	三	九		
	教育学専攻	五	一〇	三	九		
	心理学専攻計	八	一六	四	一二		
		八〇	一六〇	四六	一三八		
総合政策研究科	総合政策専攻計	四〇	八〇	一〇	三〇		
		四〇	八〇	一〇	三〇		
国際情報研究科	国際情報専攻計					二五	五〇
						二五	五〇
	合計	六一五	一、二三〇	一二八	三八四	二五	五〇

収容定員合計 一、六六四 人

（注） 専攻名の欄の専攻は、博士課程の専攻として置く。ただし、国際情報専攻は、修士課程として置く。

別表第二（第三十四条第一項関係）

研究科	課程	必要単位数
法学研究科	博士課程前期課程	三二
経済学研究科	博士課程前期課程	三二または四〇
商学研究科	博士課程前期課程	三二
理工学研究科	博士課程前期課程	三〇
文学研究科	博士課程前期課程	三二
総合政策研究科	博士課程前期課程	三〇
国際情報研究科	修士課程	三〇または四〇

(注) 1 経済学研究科博士課程前期課程

研究科の定めるところにより、修士論文の審査を受ける者にあつては三十二単位、特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位修得すること。

2 理工学研究科博士課程前期課程

論文研修第一及び論文研修第二（論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三及び論文研修第四を設置する専攻においては、当該論文研修四科目）を含めて三十単位を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、論文研修第一（論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三及び論文研修第四を設置する専攻においては、論文研修第一及び論文研修第二）を含めて三十単位修得すること。

3 国際情報研究科修士課程

研究科の定めるところにより、修士論文の審査を受ける者にあつては三十単位、特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位修得すること。

別表第二の二（第三十四条第二項関係）

研究科	課程	必要単位数
法学研究科	博士課程後期課程	一二
経済学研究科	博士課程後期課程	六
商学研究科	博士課程後期課程	一二
理工学研究科	博士課程後期課程	一五
文学研究科	博士課程後期課程	一六
総合政策研究科	博士課程後期課程	八

(注) 1 理工学研究科博士課程後期課程（ビジネスデータサイエンス専攻除く）

特論、特殊論文研修Ⅰ（一年次）、特殊論文研修Ⅱ（一年次）、特殊論文研修Ⅲ（二年次）、特殊論文研修Ⅳ（二年次）、特殊論文研修Ⅴ（三年次）及び特殊論文研修Ⅵ（三年次）の七科目十四単位及び共通科目設置の必修科目の一科目一単位を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、以下のとおりとする。

二年半で修了する者は十三単位（特論、特殊論文研修Ⅰ～Ⅴ及び共通科目設置の必修科目）、
 二年で修了する者は十一単位（特論、特殊論文研修Ⅰ～Ⅳ及び共通科目設置の必修科目）、
 一年半で修了する者は九単位（特論、特殊論文研修Ⅰ～Ⅲ及び共通科目設置の必修科目）、
 一年で修了する者は七単位（特論、特殊論文研修Ⅰ～Ⅱ及び共通科目設置の必修科目）、
 を修得すること。

2 理工学研究科博士課程後期課程（ビジネスデータサイエンス専攻）

特殊論文研修Ⅰ（一年次）、特殊論文研修Ⅱ（一年次）、特殊論文研修Ⅲ（二年次）、特殊論文研修Ⅳ（二年次）、特殊論文研修Ⅴ（三年次）及び特殊論文研修Ⅵ（三年次）の六科目十二単位及び共通科目設置の必修科目の一科目一単位を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、以下のとおりとする。

二年半で修了する者は十一単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅴ及び共通科目設置の必修科目）、

二年で修了する者は九単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅳ及び共通科目設置の必修科目）、
一年半で修了する者は七単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅲ及び共通科目設置の必修科目）、
一年で修了する者は五単位（特殊論文研修Ⅰ～Ⅱ及び共通科目設置の必修科目）、
を修得すること。

別表第三（第三十四条第三項関係）

第一 法学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数
研究基礎科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
研究倫理・研究方法論		二
アカデミック・ライティング		二
リサーチ・リテラシー		二

共通科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
社会科学基礎理論 1		二
社会科学基礎理論 2		二
法哲学 1		二
法哲学 2		二
法史学 1		二
法史学 2		二
比較法学 1		二
比較法学 2		二
比較体制論 1		二
比較体制論 2		二
法社会学 1		二
法社会学 2		二
情報法 1		二
情報法 2		二
外国法研究 1		二
外国法研究 2		二
法思想史研究 1		二
法思想史研究 2		二
古典研究 1		二
古典研究 2		二
特殊講義		二
総合特講		二

公法専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
憲法特講 1	二	
憲法特講 2	二	
憲法演習 1		二
憲法演習 2		二
行政法特講 1	二	
行政法特講 2	二	
行政法演習 1		二
行政法演習 2		二
租税法特講 1	二	
租税法特講 2	二	
租税法演習 1		二
租税法演習 2		二
国際公法特講 1	二	
国際公法特講 2	二	
国際公法演習 1		二
国際公法演習 2		二
公法特殊研究 1	二	
公法特殊研究 2	二	
研究特論 1		二
研究特論 2		二

民事法専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
民法特講 1	二	
民法特講 2	二	

民法演習 1		二
民法演習 2		二
商法特講 1	二	
商法特講 2	二	
商法演習 1		二
商法演習 2		二
經濟法特講 1	二	
經濟法特講 2	二	
經濟法演習 1		二
經濟法演習 2		二
民事訴訟法特講 1	二	
民事訴訟法特講 2	二	
民事訴訟法演習 1		二
民事訴訟法演習 2		二
勞働法特講 1	二	
勞働法特講 2	二	
勞働法演習 1		二
勞働法演習 2		二
社会保障法特講 1	二	
社会保障法特講 2	二	
社会保障法演習 1		二
社会保障法演習 2		二
民事法特殊研究 1	二	
民事法特殊研究 2	二	
研究特論 1		二
研究特論 2		二

刑事法專攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
刑法特講 1	二	
刑法特講 2	二	
刑法演習 1		二
刑法演習 2		二
刑事訴訟法特講 1	二	
刑事訴訟法特講 2	二	
刑事訴訟法演習 1		二
刑事訴訟法演習 2		二
刑事政策特講 1	二	
刑事政策特講 2	二	
刑事政策演習 1		二
刑事政策演習 2		二
犯罪学特講 1	二	
犯罪学特講 2	二	
犯罪学演習 1		二
犯罪学演習 2		二
刑事法特殊研究 1	二	
刑事法特殊研究 2	二	
研究特論 1		二
研究特論 2		二

国際企業関係法專攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
比較企業法 1	二	
比較企業法 2	二	
經濟法 1	二	
經濟法 2	二	
知的財産法 1	二	
知的財産法 2	二	
国際私法 1	二	
国際私法 2	二	
国際取引法 1	二	
国際取引法 2	二	
国際經濟法 1	二	
国際經濟法 2	二	
国際関係法 1	二	
国際関係法 2	二	

アメリカ私法 1	二	
アメリカ私法 2	二	
アメリカ公法 1	二	
アメリカ公法 2	二	
現代国際経済論 1	二	
現代国際経済論 2	二	
国際金融為替論 1	二	
国際金融為替論 2	二	
国際企業法務論	二	
国際取引法事例研究	二	
知的財産法事例研究	二	
国際経済法事例研究	二	
国際紛争解決法	二	
現代日本外交論	二	
現代国際関係論	二	
英米契約法	二	
英米財産法	二	
情報法	二	
比較捜査法	二	
金融政策の現代的課題	二	
国際企業論	二	
国際企業財務論	二	
国際企業会計論	二	
Japanese Law 1	二	
Japanese Law 2	二	
Japanese & American Legal Systems 1	二	
Japanese & American Legal Systems 2	二	
Japanese & European Legal Systems 1	二	
Japanese & European Legal Systems 2	二	
Japanese & Islamic Legal Systems 1	二	
Japanese & Islamic Legal Systems 2	二	
Legal Research	二	
研究特論 1		二
研究特論 2		二

政治学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
政治学特講 1	二	
政治学特講 2	二	
政治学演習 1		二
政治学演習 2		二
政治思想史特講 1	二	
政治思想史特講 2	二	
政治思想史演習 1		二
政治思想史演習 2		二
政治史特講 1	二	
政治史特講 2	二	
政治史演習 1		二
政治史演習 2		二
行政学特講 1	二	
行政学特講 2	二	
行政学演習 1		二
行政学演習 2		二
地域政治論特講 1	二	
地域政治論特講 2	二	
地域政治論演習 1		二
地域政治論演習 2		二
国際政治学特講 1	二	
国際政治学特講 2	二	
国際政治学演習 1		二
国際政治学演習 2		二
アメリカ政治特講 1	二	
アメリカ政治特講 2	二	
アメリカ政治演習 1		二
アメリカ政治演習 2		二
中国政治特講 1	二	
中国政治特講 2	二	
中国政治演習 1		二

中国政治演習 2		二
国際政治史特講 1	二	
国際政治史特講 2	二	
国際政治史演習 1		二
国際政治史演習 2		二
政治社会学特講 1	二	
政治社会学特講 2	二	
政治社会学演習 1		二
政治社会学演習 2		二
コミュニケーション論特講 1	二	
コミュニケーション論特講 2	二	
コミュニケーション論演習 1		二
コミュニケーション論演習 2		二
政治経済学特講 1	二	
政治経済学特講 2	二	
政治経済学演習 1		二
政治経済学演習 2		二
比較政治学特講 1	二	
比較政治学特講 2	二	
比較政治学演習 1		二
比較政治学演習 2		二
社会思想史特講 1	二	
社会思想史特講 2	二	
社会思想史演習 1		二
社会思想史演習 2		二
政治学特殊研究 1	二	
政治学特殊研究 2	二	
研究特論 1		二
研究特論 2		二

二 履修及び研究方法

- ア 各専攻の修了に必要な単位数三十二単位を研究基礎科目、共通科目及び各専攻の授業科目の中から選択履修しなければならない。ただし、修了に必要な単位数三十二単位のうち、十単位については、他専攻若しくは他研究科の授業科目の中から選択履修することができる。
- イ 研究倫理・研究方法論（二単位）を履修しなければならない。ただし、ダブル・ディグリー受入生については任意とする。
- ウ 他専攻の授業科目を履修する場合においては、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の授業科目を履修する場合においては、その授業科目の担当教員及び関係のある研究科委員長の許可を受けなければならない。
- エ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。
- オ 同一教員による同一名称の授業科目であってもその実質的内容が異なる場合には、二ケ年に限って履修することができる。
- カ 修士論文の作成に当たっては、研究指導を受けなければならない。

第二 法学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数
研究論科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
研究指導論		二
研究報告論 1		一
研究報告論 2		一

公法専攻・民事法専攻・刑事法専攻・国際企業関係法専攻・政治学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
特殊研究 1	二	
特殊研究 2	二	
特殊研究 3	二	
特殊研究 4	二	
特殊演習		二

二 研究及び履修方法

- ア 学生は、研究及び博士論文の作成について、指導教授の研究指導を受けなければならない。
- イ 一年次五月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次四月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。
- ウ 前項イの規定にかかわらず、第十九条第一項ただし書の適用を受けた者については、一年次十月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次九月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。
- エ 各専攻の修了に必要な単位数十二単位を研究論科目及び各専攻の授業科目の中から、選択履修しなければならない。
- オ 研究指導論（二単位）、研究報告論 1（一単位）、研究報告論 2（一単位）の三科目（四単位）を履修しなければならない。
- カ 指導教授の指導により、特殊研究 1（二単位）から特殊研究 4（二単位）までの授業科目の中から、三科目（六単位）以上を履修しなければならない。

第三 経済学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

経済学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
基本科目		
リサーチ・リテラシー	二	
マクロ経済学Ⅰ	二	
マクロ経済学Ⅱ	二	
ミクロ経済学Ⅰ	二	
ミクロ経済学Ⅱ	二	
計量経済分析Ⅰ	二	
計量経済分析Ⅱ	二	
ポリティカルエコノミーⅠ	二	
ポリティカルエコノミーⅡ	二	
経済史概論	二	
経済学史概論	二	
経済学実習	二	
発展科目		
応用ミクロ経済学Ⅰ	二	
応用ミクロ経済学Ⅱ	二	
マクロ動学Ⅰ	二	
マクロ動学Ⅱ	二	
ミクロ動学Ⅰ	二	
ミクロ動学Ⅱ	二	
生態経済学Ⅰ	二	
生態経済学Ⅱ	二	
資本論体系Ⅰ	二	
資本論体系Ⅱ	二	
経済システム論Ⅰ	二	
経済システム論Ⅱ	二	
現代資本蓄積論Ⅰ	二	
現代資本蓄積論Ⅱ	二	
経済学説史Ⅰ	二	
経済学説史Ⅱ	二	
社会思想史Ⅰ	二	
社会思想史Ⅱ	二	
貨幣信用論Ⅰ	二	
貨幣信用論Ⅱ	二	
ヨーロッパ経済史Ⅰ	二	
ヨーロッパ経済史Ⅱ	二	
日本経済史Ⅰ	二	
日本経済史Ⅱ	二	
計量経済学Ⅰ	二	
計量経済学Ⅱ	二	
統計解析論Ⅰ	二	
統計解析論Ⅱ	二	
構造統計分析Ⅰ	二	
構造統計分析Ⅱ	二	
経済統計論Ⅰ	二	
経済統計論Ⅱ	二	
社会政策論Ⅰ	二	
社会政策論Ⅱ	二	
社会保障論Ⅰ	二	
社会保障論Ⅱ	二	
マクロ会計論Ⅰ	二	
マクロ会計論Ⅱ	二	
会計システム論Ⅰ	二	
会計システム論Ⅱ	二	
企業会計論Ⅰ	二	
企業会計論Ⅱ	二	
数理経済学	二	
社会福祉論	二	
ジェンダーと労働	二	
国際開発論Ⅰ	二	
国際開発論Ⅱ	二	
経済発展論Ⅰ	二	
経済発展論Ⅱ	二	

国際貿易・政策論Ⅰ	二	
国際貿易・政策論Ⅱ	二	
人口政策論Ⅰ	二	
人口政策論Ⅱ	二	
労働市場分析Ⅰ	二	
労働市場分析Ⅱ	二	
金融論Ⅰ	二	
金融論Ⅱ	二	
国際金融論Ⅰ	二	
国際金融論Ⅱ	二	
国際金融の理論と現実Ⅰ	二	
国際金融の理論と現実Ⅱ	二	
開発金融論Ⅰ	二	
開発金融論Ⅱ	二	
企業経済論Ⅰ	二	
企業経済論Ⅱ	二	
企業財務論Ⅰ	二	
企業財務論Ⅱ	二	
外国為替論	二	
証券投資論	二	
金融工学	二	
国際経営戦略論	二	
国際マーケティング論	二	
国際会計論	二	
東南アジア経済論Ⅰ	二	
東南アジア経済論Ⅱ	二	
開発コンサルティング	二	
開発プロジェクト・マネジメント論	二	
NGOと社会開発	二	
International Economy in English	二	
公共経済学Ⅰ	二	
公共経済学Ⅱ	二	
公共政策Ⅰ	二	
公共政策Ⅱ	二	
グローバル・ガバナンス論Ⅰ	二	
グローバル・ガバナンス論Ⅱ	二	
経済政策Ⅰ	二	
経済政策Ⅱ	二	
都市行政学Ⅰ	二	
都市行政学Ⅱ	二	
財政学Ⅰ	二	
財政学Ⅱ	二	
地方財政論Ⅰ	二	
地方財政論Ⅱ	二	
公的金融システム論Ⅰ	二	
公的金融システム論Ⅱ	二	
租税論Ⅰ	二	
租税論Ⅱ	二	
インターネット経済論Ⅰ	二	
インターネット経済論Ⅱ	二	
経済立地論Ⅰ	二	
経済立地論Ⅱ	二	
地域政策論Ⅰ	二	
地域政策論Ⅱ	二	
地域農業政策論Ⅰ	二	
地域農業政策論Ⅱ	二	
交通政策論Ⅰ	二	
交通政策論Ⅱ	二	
中小企業論Ⅰ	二	
中小企業論Ⅱ	二	
産業組織論Ⅰ	二	
産業組織論Ⅱ	二	
環境経済学Ⅰ	二	
環境経済学Ⅱ	二	
環境会計論Ⅰ	二	
環境会計論Ⅱ	二	
都市と環境	二	
環境ガバナンスの研究	二	
公共ガバナンスの研究	二	
公共部門の経済分析	二	

費用便益分析	二	
地域モデル分析	二	
電子社会の法	二	
租税法Ⅰ	二	
租税法Ⅱ	二	
税法判例研究Ⅰ	二	
税法判例研究Ⅱ	二	
法人税法	二	
所得税法	二	
相続税法	二	
消費税法	二	
特殊講義	二	
演習科目		
演習Ⅰ		四
演習Ⅱ		四

二 履修方法

ア 指導教授の指導によりリサーチ・リテラシー（二単位）、発展科目二科目（四単位）及び指導教授の担当する演習一科目（四単位）合計四科目十単位を選択履修しなければならない。

イ 別に定める履修方法に基づき、指導教授の指導により必要最低単位数三十二単位（修士論文の審査に代えて特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位）から前項アの十単位を除いた単位を授業科目の中から選択履修しなければならない。ただし、演習は、二科目八単位を超えて履修することはできない。

ウ 指導教授が必要と認めた場合は、前項イの規定にかかわらず、他研究科の授業科目の中から十二単位以内を選択履修することができる。他研究科の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

エ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。

オ 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の作成に当たっては、研究指導を受けなければならない。

第四 経済学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
特殊研究	四
リサーチ・ワークショップ	二

二 研究及び履修方法

- ア 指導教授に博士論文作成の研究指導を受けなければならない。一年次五月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次四月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。
- イ 授業科目の中から、必要最低単位数六単位のうち、指導教授の指導により特殊研究一科目(四単位)を履修しなければならない。

第五 商学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
経営学原理Ⅰ	二	
経営学原理Ⅱ	二	
企業論Ⅰ	二	
企業論Ⅱ	二	
技術経営研究Ⅰ	二	
技術経営研究Ⅱ	二	
財務管理研究Ⅰ	二	
財務管理研究Ⅱ	二	
生産管理研究Ⅰ	二	
生産管理研究Ⅱ	二	
マーケティング研究Ⅰ	二	
マーケティング研究Ⅱ	二	
人的資源管理研究Ⅰ	二	
人的資源管理研究Ⅱ	二	
情報経営論Ⅰ	二	
情報経営論Ⅱ	二	
経営史Ⅰ	二	
経営史Ⅱ	二	
国際経営研究Ⅰ	二	
国際経営研究Ⅱ	二	
ビジネス・エコノミクス研究Ⅰ	二	
ビジネス・エコノミクス研究Ⅱ	二	
経営戦略研究Ⅰ	二	
経営戦略研究Ⅱ	二	
経営組織研究Ⅰ	二	
経営組織研究Ⅱ	二	
経営管理研究Ⅰ	二	
経営管理研究Ⅱ	二	
製造・ロジスティクス研究Ⅰ	二	
製造・ロジスティクス研究Ⅱ	二	
ファイナンス研究Ⅰ	二	
ファイナンス研究Ⅱ	二	
ベンチャービジネス研究Ⅰ	二	
ベンチャービジネス研究Ⅱ	二	
イノベーション・マネジメント研究Ⅰ	二	
イノベーション・マネジメント研究Ⅱ	二	
アントレプレナーシップ研究Ⅰ	二	
アントレプレナーシップ研究Ⅱ	二	
会計学原理Ⅰ	二	
会計学原理Ⅱ	二	

制度会計論 I	二	
制度会計論 II	二	
実証会計研究 I	二	
実証会計研究 II	二	
管理会計論 I	二	
管理会計論 II	二	
業績管理会計 I	二	
業績管理会計 II	二	
原価計算論 I	二	
原価計算論 II	二	
会計情報システム論 I	二	
会計情報システム論 II	二	
監査論 I	二	
監査論 II	二	
税法判例研究 I	二	
税法判例研究 II	二	
国際税務論 I	二	
国際税務論 II	二	
国際会計論 I	二	
国際会計論 II	二	
財務分析論 I	二	
財務分析論 II	二	
財務会計論 I	二	
財務会計論 II	二	
商業経営論 I	二	
商業経営論 II	二	
マーケティング論 I	二	
マーケティング論 II	二	
グローバル・マーケティング論 I	二	
グローバル・マーケティング論 II	二	
消費者行動論 I	二	
消費者行動論 II	二	
流通論 I	二	
流通論 II	二	
流通チャネル論 I	二	
流通チャネル論 II	二	
商業史 I	二	
商業史 II	二	
貿易論 I	二	
貿易論 II	二	
貿易システム論 I	二	
貿易システム論 II	二	
マーケティング・コミュニケーション論 I	二	
マーケティング・コミュニケーション論 II	二	
マーケティング・データ分析 I	二	

マーケティング・データ分析Ⅱ	二	
製品開発論Ⅰ	二	
製品開発論Ⅱ	二	
中国・ロシア経済論Ⅰ	二	
中国・ロシア経済論Ⅱ	二	
アメリカ経済論Ⅰ	二	
アメリカ経済論Ⅱ	二	
生物多様性と経済活動Ⅰ	二	
生物多様性と経済活動Ⅱ	二	
ミクロ計量経済学Ⅰ	二	
ミクロ計量経済学Ⅱ	二	
損害保険論Ⅰ	二	
損害保険論Ⅱ	二	
海上保険論Ⅰ	二	
海上保険論Ⅱ	二	
ビジネス・コミュニケーション論Ⅰ	二	
ビジネス・コミュニケーション論Ⅱ	二	
国際商務論Ⅰ	二	
国際商務論Ⅱ	二	
国際経済学Ⅰ	二	
国際経済学Ⅱ	二	
金融機関論Ⅰ	二	
金融機関論Ⅱ	二	
マネタリー・エコノミクスⅠ	二	
マネタリー・エコノミクスⅡ	二	
金融システム論Ⅰ	二	
金融システム論Ⅱ	二	
コーポレート・ファイナンスⅠ	二	
コーポレート・ファイナンスⅡ	二	
国際金融論Ⅰ	二	
国際金融論Ⅱ	二	
証券論Ⅰ	二	
証券論Ⅱ	二	
インベストメントⅠ	二	
インベストメントⅡ	二	
保険学Ⅰ	二	
保険学Ⅱ	二	
生命保険論Ⅰ	二	
生命保険論Ⅱ	二	
金融工学Ⅰ	二	
金融工学Ⅱ	二	
計量ファイナンスⅠ	二	
計量ファイナンスⅡ	二	
リスクマネジメントⅠ	二	
リスクマネジメントⅡ	二	

生命保険経営戦略研究 I	二	
生命保険経営戦略研究 II	二	
マクロ経済学 I	二	
マクロ経済学 II	二	
進化経済学 I	二	
進化経済学 II	二	
経済学方法論 I	二	
経済学方法論 II	二	
日本経済論 I	二	
日本経済論 II	二	
経済史 I	二	
経済史 II	二	
計量経済学 I	二	
計量経済学 II	二	
景気変動論 I	二	
景気変動論 II	二	
統計学 I	二	
統計学 II	二	
財政学 I	二	
財政学 II	二	
現代経済学 I	二	
現代経済学 II	二	
数理ファイナンス I	二	
数理ファイナンス II	二	
応用経済学 I	二	
応用経済学 II	二	
経済数学 I	二	
経済数学 II	二	
特殊講義	二	
商法 I	二	
商法 II	二	
法人税法 I	二	
法人税法 II	二	
所得税法 I	二	
所得税法 II	二	
相続税法 I	二	
相続税法 II	二	
消費税法 I	二	
消費税法 II	二	
事例研究入門 I	二	
事例研究入門 II	二	
外国専門書研究	四	
日本語専門書研究	四	
実務英語	四	
研究セミナー I	二	

研究セミナーⅡ	四	
基礎セミナー	二	
導入セミナーⅠ	二	
導入セミナーⅡ	四	
ビジネス・プラクティカル・セミナーⅠ	二	
ビジネス・プラクティカル・セミナーⅡ	二	
MicroeconomicsⅠ	二	
MicroeconomicsⅡ	二	
Social ResearchⅠ	二	
Social ResearchⅡ	二	
Modern Japanese History	二	
Coping with Crises in Complex Socio-Economic Systems Workshop	二	
Financial dealings and the market economy	二	
Artificial Intelligent Economics	二	
Artificial Intelligent Market Experiment	二	
Service Science and the Related Economic Matters	二	
演習Ⅰ		四
演習Ⅱ		四

二 履修方法

ア 授業科目の中から主分野の講義三科目（六単位）と同指導教授の演習Ⅰ、演習Ⅱを主ゼミナールとして二科目（八単位）、合計五科目（十四単位）を選択履修し、かつ、基礎セミナー（二単位）、研究セミナー（二単位）、ビジネス・プラクティカル・セミナー（二単位）の中から二単位を選択履修しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げて一年で修了する場合の演習科目については、演習Ⅰを履修していれば足りるものとする。なお、主分野については別に定める。

イ 必要最低単位数三十二単位のうちア項の合計十六単位を除き、残りの十六単位を指導教授の指導により、授業科目の中から選択履修しなければならない。ただし、ア項ただし書に該当する場合には、指導教授の指導によって授業科目の中から選択履修しなければならない単位数を二十単位とする。

ウ 指導教授の承認を得て、他の教員担当の演習Ⅰ（一年次）及び演習Ⅱ（二年次）の中から二十単位まで副ゼミナールとして選択履修することができる。演習Ⅰ及び演習Ⅱを履修する場合には、演習Ⅱについては、演習Ⅰを担当する教員以外の教員の担当する演習を選択履修することができる。

エ 指導教授が必要と認めた場合は、イ項の規定にかかわらず、計八単位以内を他研究科の授業科目の中から選択履修することができる。

他研究科の授業科目を履修する場合においては、その授業科目の担当教員の承認及び関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

オ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。

カ 授業科目の履修に際しては、同一教員担当の同一科目の単位を重複して修得することはできない。

キ 修士論文の作成については、指導教授の研究指導を受けなければならない。

第六 商学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
特殊研究Ⅰ	四
特殊研究Ⅱ	四
特殊研究Ⅲ	四
研究セミナーⅢ	二
研究セミナーⅣ	四

二 研究及び履修方法

ア 学生は、研究及び博士論文の作成について、指導教授の研究指導を受けなければならない。

イ 一年次五月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次四月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。

ウ 学生は、修了に必要な単位数十四単位を、主分野の特殊研究Ⅰ～Ⅲ（各四単位）合計三科目（十二単位）並びに指導教授以外が担当する特殊研究Ⅰ～Ⅲ（各四単位）又は研究セミナーⅢ～Ⅳ（二単位）から一科目（二単位）以上選択履修しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げて博士学位請求論文を一年次で提出する者は、特殊研究Ⅰを、二年次で提出する者は、特殊研究Ⅰ及び特殊研究Ⅱを履修していること。なお、主分野については別に定める。

第七 理工学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
特殊講義Ⅰ	二	
特殊講義Ⅱ	二	
特殊講義	四	
プロジェクト演習Ⅰ		一
プロジェクト演習Ⅱ		一
プロジェクト演習Ⅲ		一
プロジェクト演習Ⅳ		一
アカデミック・ライティング	二	
アカデミック・プレゼンテーション	二	
海外特別研修		二
理工学英語セミナーⅠ		一
理工学英語セミナーⅡ		一
先端科学技術論Ⅰ	二	
先端科学技術論Ⅱ	二	
先端科学技術論Ⅲ	二	
環境テクノロジーⅠ	二	
環境テクノロジーⅡ	二	
沿岸環境システム概論Ⅰ	二	
沿岸環境システム概論Ⅱ	二	
地球環境気象学特論Ⅰ	二	
地球環境気象学特論Ⅱ	二	
環境数学	二	
地球環境モデリング概論	二	
海洋環境学	二	
地球温暖化特論	二	
データサイエンス特論第一	二	
データサイエンス特論第二	二	
統計学基礎	二	
多変量解析特論	二	
ビジネスデータ解析特論	二	
データマイニング特論	二	
ビッグデータ解析特論	二	
計算機集約型統計モデル特論	二	
機械学習特論	二	
線形モデル特論	二	
ベイズ統計特論	二	
数理統計学特論	二	
極値統計学特論	二	
非線形モデル特論	二	
医学データ解析特論	二	
バイオインフォマティクス特論	二	
アクチュアリー数理Ⅰ	二	
アクチュアリー数理Ⅱ	二	
生命保険数理	二	

数学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
代数学特論第一	二		
代数学特論第二	二		
代数学特論第三	二		
代数学特論第四	二		
代数学特論第五	二		
代数学特論第六	二		
幾何学特論第一	二		
幾何学特論第二	二		
幾何学特論第三	二		
幾何学特論第四	二		
幾何学特論第五	二		
幾何学特論第六	二		
幾何学特論第七	二		
幾何学特論第八	二		
解析学特論第一	二		
解析学特論第二	二		
解析学特論第三	二		
解析学特論第四	二		
解析学特論第五	二		
解析学特論第六	二		
統計学特論第一	二		
統計学特論第二	二		
統計学特論第三	二		
統計学特論第四	二		
計算数学特論第一	二		
計算数学特論第二	二		
計算数学特論第三	二		
計算数学特論第四	二		
数学論文研修第一		三	
数学論文研修第二		三	
数学特別演習第一		一	
数学特別演習第二		一	
数学論文研修第三		三	
数学論文研修第四		三	
代数学特別講義第一	二		
代数学特別講義第二	二		
代数学特別講義第三	二		
代数学特別講義第四	二		
代数学特別講義第五	二		
代数学特別講義第六	二		
幾何学特別講義第一	二		
幾何学特別講義第二	二		
幾何学特別講義第三	二		
幾何学特別講義第四	二		
幾何学特別講義第五	二		
幾何学特別講義第六	二		
解析学特別講義第一	二		
解析学特別講義第二	二		
解析学特別講義第三	二		

解析学特別講義第四	二		
解析学特別講義第五	二		
解析学特別講義第六	二		
応用解析特別講義第一	二		
応用解析特別講義第二	二		
応用解析特別講義第三	二		
応用解析特別講義第四	二		
統計数学特別講義第一	二		
統計数学特別講義第二	二		
統計数学特別講義第三	二		
統計数学特別講義第四	二		
統計数学特別講義第五	二		
統計数学特別講義第六	二		
情報数学特別講義第一	二		
情報数学特別講義第二	二		
情報数学特別講義第三	二		
情報数学特別講義第四	二		
情報数学特別講義第五	二		
情報数学特別講義第六	二		

物理学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
数理物理学特論第一	二		
数理物理学特論第二	二		
相関電子系物理学特論第一	二		
相関電子系物理学特論第二	二		
量子光学特論第一	二		
量子光学特論第二	二		
パターン形成物理学特論第一	二		
パターン形成物理学特論第二	二		
非線形物理学特論第一	二		
非線形物理学特論第二	二		
非線形物理学特論第三	二		
量子物理学特論第一	二		
量子物理学特論第二	二		
場の理論特論第一	二		
場の理論特論第二	二		
場の理論特論第三	二		
固体物理学特論第一	二		
固体物理学特論第二	二		
固体物性化学特論第一	二		
固体物性化学特論第二	二		
凝縮系物理学特論第一	二		
凝縮系物理学特論第二	二		
素粒子論特論第一	二		
素粒子論特論第二	二		
宇宙物理学特論第一	二		
宇宙物理学特論第二	二		
生物物理学特論第一	二		
生物物理学特論第二	二		
生物物理学特論第三	二		
高エネルギー加速器科学第一 (放射光・ミュオン・中性子)	二		
高エネルギー加速器科学第二 (素粒子・原子核・宇宙)	二		
物理学特別講義第一	二		
物理学特別講義第二	二		
物理学特別講義第三	二		
物理学特別講義第四	二		
物理学特別講義第五	二		
物理学特別講義第六	二		
物理学特別講義第七	二		
物理学論文研修第一		三	
物理学論文研修第二		三	
物理学論文研修第三		三	
物理学論文研修第四		三	

都市人間環境学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
健康とリスク解析の統計学	二		
政策評価手法	二		
環境の数理とモデリング	二		
偏微分方程式と数値解析	二		
連続体力学	二		
計算固体力学	二		
非線形力学	二		
材料科学論	二		
道路舗装工学	二		
地盤動力学	二		
地盤減災工学	二		
基礎の破壊と安定性	二		
地盤構造物の設計・施工・維持管理	二		
性能設計	二		
信頼性評価	二		
構造物の安全性・信頼性	二		
構造物の診断と維持補修	二		
交通施設工学	二		
バイオメカニクス	二		
スポーツサイエンス	二		
ヒューマンパフォーマンス	二		
応用認知脳科学	二		
応用心理学	二		
認知行動・実験経済学	二		
応用生物統計学	二		
大気科学	二		
水と社会	二		
計算流体力学	二		
洪水流の水理と河道設計	二		
河川管理論	二		
海岸水理学	二		
沿岸防災学	二		
応用水環境システム工学	二		
都市生態学	二		
応用持続可能性科学	二		
生物圏システム学	二		
救急救命システム論	二		
ウォーターセーフティ論	二		
応用認知マーケティング	二		
離散選択モデル	二		
エネルギーシステムの合成と評価	二		
環境・エネルギーシステム	二		
環境リスクとその評価	二		
環境政策論	二		
地形変化と自然災害	二		
環境情報処理・リモートセンシング	二		
応用空間情報科学	二		

エコロジカル・プランニング	二		
都市防災・まちづくり	二		
都市空間解析	二		
交通まちづくり論	二		
輸送システム	二		
都市人間環境プロジェクト第一		二	
都市人間環境プロジェクト第二		二	
都市人間環境プロジェクト第三		二	
インターンシップ	二		
都市人間環境特別講義第一	二		
都市人間環境特別講義第二	二		
都市人間環境特別講義第三	二		
都市人間環境学論文研修第一		三	
都市人間環境学論文研修第二		三	
都市人間環境学論文研修第三		三	
都市人間環境学論文研修第四		三	

精密工学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
デジタル生産工学特論第一	二		
デジタル生産工学特論第二	二		
流体工学特論	四		
マイクロマシン特論	二		
マイクロシステム特論	二		
ヒューマンインタフェース特論第一	二		
ヒューマンインタフェース特論第二	二		
マイクロ・ナノロボティクス特論	二		
マイクロマニピュレーション特論	二		
生産情報システム特論第一	二		
生産情報システム特論第二	二		
情報ナノシステム特論	二		
制御工学特論	二		
ロボット工学特論	二		
固体力学特論第一	二		
固体力学特論第二	二		
アクチュエータ工学特論	二		
バイオメカトロニクス特論	二		
ナノ・マイクロ材料評価学特論	二		
構造・機能材料学特論	二		
センシング特論第一	二		
センシング特論第二	二		
音響システム特論第一	二		
音響システム特論第二	二		
熱移動工学特論第一	二		
熱移動工学特論第二	二		
ナノバイオテクノロジー特論	二		
自己組織化学特論	二		
計算機統合生産演習		二	
Academic Writing	二		
英語プレゼンテーション入門		二	
精密工学論文研修第一		三	
精密工学論文研修第二		三	
精密工学論文研修第三		三	
精密工学論文研修第四		三	

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
知的システム特論第一	二		
知的システム特論第二	二		
人間機械協調システム特論	二		
知能機械行動学特論	二		
生理工学特論	二		
生体情報薬理学特論	二		
生体情報工学特論	二		
医療福祉工学特論	二		
システム制御特論	二		
デジタル制御特論	二		
知能情報制御特論	二		
電気電子材料工学特論第一	二		
電気電子材料工学特論第二	二		
電気化学特論	二		
新エネルギー技術特論	二		
情報記録特論第一	二		
情報記録特論第二	二		
光デバイス特論	二		
光計測特論	二		
基礎物性工学特論	二		
光エレクトロニクス特論	二		
半導体物性工学特論	二		
有機エレクトロニクス特論	二		
バイオエレクトロニクス特論	二		
集積回路技術特論	二		
L S I 回路設計特論	二		
ナノスケール集積デバイス特論	二		
極低電力グリーンL S I 回路システム特論	二		
システムV L S I 設計特論	二		
マイクロプロセッサ特論	二		
並列システム設計特論	二		
回路シミュレーション特論	二		
非線形システム解析特論	二		
グラフとネットワーク特論	二		
回路・ネットワーク・システム特論	二		
ニューラルネットワーク特論	二		
モバイルコンピューティング特論	二		
アルゴリズム設計特論	二		
暗号理論特論	二		
符号理論特論	二		
映像情報処理特論	二		
信号処理特論	二		
電磁気学特論	二		
電磁波工学特論	二		
電磁理論特論第一	二		
電磁理論特論第二	二		
先端技術特別講義	二		
先進研究特別講義第一	二		
先進研究特別講義第二	二		

電気電子情報通信工学論文研修第一		三	
電気電子情報通信工学論文研修第二		三	
電気電子情報通信工学論文研修第三		三	
電気電子情報通信工学論文研修第四		三	

応用化学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
機能性高分子化学特論	二		
環境化学特論	二		
環境医科学特論	二		
有機反応化学特論	二		
有機合成化学特論	二		
ナノ物理化学特論	二		
計算化学特論	二		
理論化学特論	二		
生化学特論	二		
生物工学特論	二		
有機金属化学特論第一	二		
有機金属化学特論第二	二		
表面化学特論	二		
構造化学特論	二		
生命科学特論	二		
化学流体力学特論	二		
無機固体化学特論第一	二		
無機固体化学特論第二	二		
超臨界流体工学特論第一	二		
超臨界流体工学特論第二	二		
分子電気化学特論	二		
分子計測化学特論	二		
分子物理化学特論	二		
分子機能化学特論	二		
分光化学特論	二		
固体光化学特論	二		
生体機能化学特論	二		
有機元素化学特論	二		
有機分析化学特論	二		
先端有機化学特論	二		
分子分光化学特論	二		
応用化学特別講義1	一		
応用化学特別講義2	一		
応用化学特別講義3	一		
応用化学特別講義4	一		
応用化学特別講義5	一		
応用化学特別講義6	一		
応用化学特別講義7	一		
応用化学特別講義8	一		
応用化学特別講義9	一		
応用化学特別講義10	一		
応用化学特別講義11	一		
応用化学特別講義12	一		
応用化学論文研修第一		三	
応用化学論文研修第二		三	
応用化学論文研修第三		三	
応用化学論文研修第四		三	

ビジネスデータサイエンス専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
ヒューマンメディア工学特論第一	二		
ヒューマンメディア工学特論第二	二		
統計工学特論第一	二		
統計工学特論第二	二		
金融工学特論第一	二		
金融工学特論第二	二		
ソフトウェア工学特論	二		
ソフトウェア工学特論第二	二		
情報検索	二		
自然言語処理論	二		
品質環境マネジメント特論	二		
人間信頼性工学特論	二		
オペレーションズ・マネジメント特論第一	二		
オペレーションズ・マネジメント特論第二	二		
OR 特論	二		
OR 特論第二	二		
データサイエンス基礎数学第二	二		
時系列解析特論	二		
知能情報学特論第一	二		
知能情報学特論第二	二		
経営情報特論第一	二		
経営情報特論第二	二		
データサイエンス基礎数学第一	二		
応用最適化	二		
数理統計学	二		
ベイズ統計学	二		
応用統計学特論第一	二		
応用統計学特論第二	二		
モデリング	二		
機械学習	二		
データサイエンス特別講義第一	二		
データサイエンス特別講義第二	二		
データサイエンス特別講義第三	二		
アクチュアリー数理特論	二		
データサイエンス論文研修第一		三	
データサイエンス論文研修第二		三	
データサイエンス論文研修第三		三	
データサイエンス論文研修第四		三	

情報工学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
離散アルゴリズム	二		
近似アルゴリズム	二		
計算基礎理論	二		
アルゴリズム応用	二		
アルゴリズム工学特論	二		
応用数理工学特論	二		
アルゴリズム微分	二		
数値情報処理論	二		
言語系人工知能デザイン	二		
応用系人工知能デザイン	二		
システムのモデリングと最適化特論第一	二		
システムのモデリングと最適化特論第二	二		
暗号と電子認証	二		
メディア情報処理特論	二		
コンピュータグラフィックスとバーチャルリアリティ	二		
システム解析と可視化	二		
組合せ最適化特論	二		
数理構造論	二		
空間情報処理	二		
都市空間モデリング	二		
機械学習アルゴリズム	二		
幾何形状処理特論	二		
位相幾何学的計算特論	二		
社会と技術の数理	二		
情報ネットワーク構成特論	二		
確率と計算	二		
乱択アルゴリズム	二		
情報工学論文研修第一		三	
情報工学論文研修第二		三	
情報工学論文研修第三		三	
情報工学論文研修第四		三	
暗号理論特論	二		
オペレーティングシステム特論第一	二		
オペレーティングシステム特論第二	二		
情報セキュリティ技術	二		
ネットワークセキュリティ	二		
高信頼プログラミング	二		
情報セキュリティの管理と監査	二		
ネットワーク時代のセキュリティとガバナンス	二		
システム監査	二		
情報セキュリティ法制	二		
先進ICT演習		二	
電子社会と情報セキュリティ	二		

生命科学専攻

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
分子細胞機能論	二		
細胞機能制御論	二		
細胞構造生物学	二		
生体計測・解析	二		
環境生命科学	二		
微生物圏生態学	二		
多様性統合生物学	二		
分子細胞遺伝学	二		
応用分子生物学	二		
生命高分子情報学	二		
分子生理機能工学	二		
分子生物物理学	二		
医用生命科学基礎	二		
資源生物学	二		
分子細胞制御学	二		
生物工学特論	二		
生命科学特論第一	二		
生命科学特論第二	二		
生命科学特論第三	二		
生命科学特別講義第一	二		
生命科学特別講義第二	二		
生物資源経済学	二		
生命科学論文研修第一		三	
生命科学論文研修第二		三	
生命科学論文研修第三		三	
生命科学論文研修第四		三	

特別履修科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
環境・生命工学概論	二	
環境・生命科学概論	二	
環境・生命特別演習Ⅰ		二
環境・生命特別演習Ⅱ		二
データ科学・アクチュアリー特別演習Ⅰ		二
データ科学・アクチュアリー特別演習Ⅱ		二
情報セキュリティ特別演習Ⅰ		三
情報セキュリティ特別演習Ⅱ		三
感性情報論第一	二	
感性情報論第二	二	
ヒューマンメディア工学	二	
視覚情報処理論	二	
心理計測・実験心理	二	
感性認知脳科学基礎論	二	
ソフトコンピューティング	二	
感性システム論	二	
プロジェクトマネジメントのための感性の実践哲学	二	
感性デザイン論	二	
感性・知性の脳機能論	二	
音楽認知	二	
テクノロジーベンチャーのビジネスデザインと実践	二	
ヒューマンメディア情報環境論	二	
支援工学	二	
感性ロボティクス特別演習第一		二
感性ロボティクス特別演習第二		二
感性ロボティクス特別演習第三		二
感性ロボティクス特別演習第四		二

自由科目

授 業 科 目	単 位 数		
	講 義	演 習	実 験
産業科学技術論 A	二		
産業科学技術論 B	二		
産業科学技術論 C	二		
産業科学技術演習 A		一	
産業科学技術演習 B		一	
産業科学技術演習 C		一	
産業科学技術研修 1		二	
産業科学技術研修 2		二	
コンピュータグラフィックス	二		
特別演習 A		二	
特別演習 B		二	
特別演習 C		二	
特別演習 D		二	

二 研究及び履修方法

- ア 修士論文の作成については指導教授の研究指導を受けなければならない。
- イ 授業科目の履修については指導教授の指導を受けなければならない。
- ウ 各専攻の必要最低単位数三十単位のうち論文研修第一（一年次）及び論文研修第二（二年次）の二科目十二単位を履修しなければならない。
 なお、論文研修第一、論文研修第二（一年次）及び論文研修第三、論文研修第四（二年次）を設置する専攻においては、各専攻の必要最低単位数三十単位のうち当該論文研修四科目十二単位を履修しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げて修士論文を一年次で提出する者は、各専攻の必要最低単位数三十単位のうち論文研修第一（論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三及び論文研修第四を設置する専攻においては論文研修第一及び論文研修第二）を履修していること。
- エ 論文研修を除く各専攻の必要単位数については、その専攻の授業科目の中から選択履修しなければならない。
- オ 前項エのうち十単位については、前項の規定にかかわらず、共通科目若しくは他専攻の授業科目若しくは他研究科の授業科目又は交流・協力校が聴講を認めた授業科目を選択履修することができる。
 他専攻の授業科目を履修する場合には、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の授業科目を履修する場合には、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。
- カ 第三十六条の二の規定にかかわらず、学生が本研究科に入学する前に大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち、本研究科における授業科目の履修により修得した単位としてみなすことのできる単位数は、十単位を限度とする。
- キ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。
- ク 特別履修科目の履修方法は、別に定める。
- ケ 自由科目の履修方法は、別に定める。

第八 理工学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
研究倫理	一	
ジョブ型研究インターンシップ		二

数学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
数学特論		二
数学特殊論文研修Ⅰ		二
数学特殊論文研修Ⅱ		二
数学特殊論文研修Ⅲ		二
数学特殊論文研修Ⅳ		二
数学特殊論文研修Ⅴ		二
数学特殊論文研修Ⅵ		二

物理学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
物理学特論		二
物理学特殊論文研修Ⅰ		二
物理学特殊論文研修Ⅱ		二
物理学特殊論文研修Ⅲ		二
物理学特殊論文研修Ⅳ		二
物理学特殊論文研修Ⅴ		二
物理学特殊論文研修Ⅵ		二

都市人間環境学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
都市人間環境学特論A		二
都市人間環境学特論B		二
都市人間環境学特殊研究Ⅰ	二	
都市人間環境学特殊研究Ⅱ	二	
都市人間環境学特殊論文研修Ⅰ		二
都市人間環境学特殊論文研修Ⅱ		二
都市人間環境学特殊論文研修Ⅲ		二
都市人間環境学特殊論文研修Ⅳ		二
都市人間環境学特殊論文研修Ⅴ		二
都市人間環境学特殊論文研修Ⅵ		二

精密工学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
精密工学特論		二
精密工学特殊論文研修 I		二
精密工学特殊論文研修 II		二
精密工学特殊論文研修 III		二
精密工学特殊論文研修 IV		二
精密工学特殊論文研修 V		二
精密工学特殊論文研修 VI		二

応用化学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
応用化学特論		二
応用化学特殊論文研修 I		二
応用化学特殊論文研修 II		二
応用化学特殊論文研修 III		二
応用化学特殊論文研修 IV		二
応用化学特殊論文研修 V		二
応用化学特殊論文研修 VI		二

ビジネスデータサイエンス専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
データサイエンス特殊論文研修 I		二
データサイエンス特殊論文研修 II		二
データサイエンス特殊論文研修 III		二
データサイエンス特殊論文研修 IV		二
データサイエンス特殊論文研修 V		二
データサイエンス特殊論文研修 VI		二

情報工学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
情報工学特殊研究 I	二	
情報工学特殊研究 II	二	
情報工学特殊論文研修 I		二
情報工学特殊論文研修 II		二
情報工学特殊論文研修 III		二
情報工学特殊論文研修 IV		二
情報工学特殊論文研修 V		二
情報工学特殊論文研修 VI		二

生命科学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
生命科学特論		二
生命科学特殊論文研修Ⅰ		二
生命科学特殊論文研修Ⅱ		二
生命科学特殊論文研修Ⅲ		二
生命科学特殊論文研修Ⅳ		二
生命科学特殊論文研修Ⅴ		二
生命科学特殊論文研修Ⅵ		二

電気・情報系専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
電気・情報系特論		二
電気・情報系特殊研究Ⅰ	二	
電気・情報系特殊研究Ⅱ	二	
電気・情報系特殊論文研修Ⅰ		二
電気・情報系特殊論文研修Ⅱ		二
電気・情報系特殊論文研修Ⅲ		二
電気・情報系特殊論文研修Ⅳ		二
電気・情報系特殊論文研修Ⅴ		二
電気・情報系特殊論文研修Ⅵ		二

特別履修科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
環境・生命特別演習Ⅰ		二
環境・生命特別演習Ⅱ		二
データ科学・アクチュアリー特別演習Ⅰ		二
データ科学・アクチュアリー特別演習Ⅱ		二
情報セキュリティ特別演習Ⅰ		二
情報セキュリティ特別演習Ⅱ		二
感性ロボティクス特別演習第一		二
感性ロボティクス特別演習第二		二
感性ロボティクス特別演習第三		二
感性ロボティクス特別演習第四		二

二 研究及び履修方法

ア 研究の計画、実施及び博士論文作成に当たっては、指導教授の研究指導を受けなければならない。

イ 一年次の九月末日までに研究計画書を、二年次の十二月末日までに研究経過報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。

ウ 指導教授の指導により、特論（ビジネスデータサイエンス専攻除く）、特殊論文研修Ⅰ（一年次）、特殊論文研修Ⅱ（一年次）、特殊論文研修Ⅲ（二年次）、特殊論文研修Ⅳ（二年次）、特殊論文研修Ⅴ（三年次）及び特殊論文研修Ⅵ（三年次）の七科目十四単位を履修しなければならない。

エ 共通科目設置の必修科目を履修しなければならない。

ただし、優れた研究業績を上げて博士学位論文を一年次で提出する者は、特論（ビジネスデータサイエンス専攻除く）、特殊論文研修Ⅰ、特殊論文研修Ⅱ及び共通科目設置の必修科目を、二年次で提出する者は、特論（ビジネスデータサイ

エンス専攻除く)、特殊論文研修Ⅰ、特殊論文研修Ⅱ、特殊論文研修Ⅲ、特殊論文研修Ⅳ及び共通科目設置の必修科目を履修していること。

オ 指導教授が必要と認めた場合は、他専攻又は他研究科の授業科目の中から十単位以内に限り履修することができる。

他専攻の授業科目を履修する場合には、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の授業科目を履修する場合には、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

カ 特別履修科目の履修方法は別に定める。

第九 文学研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	実 習
特殊講義	二	
総合講座	二	
インターンシップ		二

国文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
上代文学研究 A	二	
上代文学研究 B	二	
中古文学研究 A	二	
中古文学研究 B	二	
中世文学研究 A	二	
中世文学研究 B	二	
近世文学研究 A	二	
近世文学研究 B	二	
近代文学研究 A	二	
近代文学研究 B	二	
現代文学研究 A	二	
現代文学研究 B	二	
日本漢文学研究 A	二	
日本漢文学研究 B	二	
国語学研究 A	二	
国語学研究 B	二	
国語史研究 A	二	
国語史研究 B	二	
書誌学	二	
浮世絵学	二	
映像文化史	二	
マンガ論	二	
国語科教育研究 A	二	
国語科教育研究 B	二	
古文教材研究	二	
漢文教材研究	二	
現代文教材研究	二	
国文法	二	

英文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
英文学研究（演劇）A	二	
英文学研究（演劇）B	二	
英文学研究（現代小説）A	二	
英文学研究（現代小説）B	二	
英文学研究（近代小説）A	二	
英文学研究（近代小説）B	二	
英文学研究（詩）A	二	
英文学研究（詩）B	二	
英語圏文学研究A	二	
英語圏文学研究B	二	
米文学研究（近代）A	二	
米文学研究（近代）B	二	
米文学研究（現代Ⅰ）A	二	
米文学研究（現代Ⅰ）B	二	
米文学研究（現代Ⅱ）A	二	
米文学研究（現代Ⅱ）B	二	
米文学研究（現代Ⅲ）A	二	
米文学研究（現代Ⅲ）B	二	
英語学研究（意味論・語用論）A	二	
英語学研究（意味論・語用論）B	二	
英語学研究（形態論・統語論）A	二	
英語学研究（形態論・統語論）B	二	
英語学研究（音声学・音韻論）A	二	
英語学研究（音声学・音韻論）B	二	
英語学研究（言語習得論）A	二	
英語学研究（言語習得論）B	二	
英語学研究（社会言語学）A	二	
英語学研究（社会言語学）B	二	
英語学研究（心理言語学）A	二	
英語学研究（心理言語学）B	二	
英語学研究（英語史）A	二	
英語学研究（英語史）B	二	
英語教育研究ⅠA	二	
英語教育研究ⅠB	二	
英語教育研究ⅡA	二	
英語教育研究ⅡB	二	
英語教育のための文学文化研究ⅠA	二	
英語教育のための文学文化研究ⅠB	二	
英語教育のための文学文化研究ⅡA	二	
英語教育のための文学文化研究ⅡB	二	
英語教育のための言語科学研究A	二	

英語教育のための言語科学研究B	二	
英語表現演習 I		二
英語表現演習 II		二
英語学術発表演習 I		二
英語学術発表演習 II		二

独文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
ドイツ文学演習A		二
ドイツ文学演習B		二
ドイツ語学・教授法演習A		二
ドイツ語学・教授法演習B		二
ドイツ文化演習A		二
ドイツ文化演習B		二
ドイツ芸術論演習A		二
ドイツ芸術論演習B		二
ドイツ社会誌演習A		二
ドイツ社会誌演習B		二
比較文学・比較文化演習A		二
比較文学・比較文化演習B		二
学術ドイツ語・研究法演習A		二
学術ドイツ語・研究法演習B		二
ドイツ文化論研究A	二	
ドイツ文化論研究B	二	

仏文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
フランス古典啓蒙文学演習A		二
フランス古典啓蒙文学演習B		二
フランス近代文学演習A		二
フランス近代文学演習B		二
フランス現代文学演習A		二
フランス現代文学演習B		二
フランス詩演習A		二
フランス詩演習B		二
フランス演劇・映画演習A		二
フランス演劇・映画演習B		二
フランス言語思想演習A		二
フランス言語思想演習B		二
フランス文化・社会史演習A		二
フランス文化・社会史演習B		二
フランス近代美術史演習A		二
フランス近代美術史演習B		二

中国言語文化専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
中国現代文学演習A		二
中国現代文学演習B		二
中国古典文学演習A		二
中国古典文学演習B		二
中国思想文化演習A		二
中国思想文化演習B		二
日中比較文化演習A		二
日中比較文化演習B		二
中国語現代文法演習A		二
中国語現代文法演習B		二
中国語語彙論演習A		二
中国語語彙論演習B		二
中国語表現演習A		二
中国語表現演習B		二
中国語翻訳演習A		二
中国語翻訳演習B		二

日本史学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
日本古代史演習 I A		二
日本古代史演習 I B		二
日本古代史演習 II A		二
日本古代史演習 II B		二
日本中世史演習 I A		二
日本中世史演習 I B		二
日本中世史演習 II A		二
日本中世史演習 II B		二
日本中世史演習 III A		二
日本中世史演習 III B		二
日本近世史演習 I A		二
日本近世史演習 I B		二
日本近世史演習 II A		二
日本近世史演習 II B		二
日本近代史演習 I A		二
日本近代史演習 I B		二
日本近代史演習 II A		二
日本近代史演習 II B		二
日本政治史演習 I A		二
日本政治史演習 I B		二
日本政治史演習 II A		二
日本政治史演習 II B		二
日本政治史演習 III A		二
日本政治史演習 III B		二
日本考古学演習 A		二
日本考古学演習 B		二
記録史料学研究 A	二	
記録史料学研究 B	二	
史料管理学研究	四	
考古学研究 A	二	
考古学研究 B	二	
歴史教育研究 I	二	
歴史教育研究 II	二	
史料教材研究 I	二	
史料教材研究 II	二	

東洋史学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
中国古代史特講A	二	
中国古代史特講B	二	
中国古代史演習A		二
中国古代史演習B		二
中国中世史特講A	二	
中国中世史特講B	二	
中国中世史演習A		二
中国中世史演習B		二
中国近世史特講A	二	
中国近世史特講B	二	
中国近世史演習A		二
中国近世史演習B		二
中国近代史特講A	二	
中国近代史特講B	二	
中国近代史演習A		二
中国近代史演習B		二
中央ユーラシア史特講A	二	
中央ユーラシア史特講B	二	
中央ユーラシア史演習A		二
中央ユーラシア史演習B		二
イスラーム史特講A	二	
イスラーム史特講B	二	
イスラーム史演習A		二
イスラーム史演習B		二
東南アジア史特講A	二	
東南アジア史特講B	二	
東南アジア史演習A		二
東南アジア史演習B		二
東洋史学特講A	二	
東洋史学特講B	二	
東洋史学演習A		二
東洋史学演習B		二
東洋文化特講A	二	
東洋文化特講B	二	
歴史教育研究 I	二	
歴史教育研究 II	二	
史料教材研究 I	二	
史料教材研究 II	二	

西洋史学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
西洋古代史演習 I A		二
西洋古代史演習 I B		二
西洋古代史演習 II A		二
西洋古代史演習 II B		二
西洋古代史演習 III A		二
西洋古代史演習 III B		二
西洋中世史演習 I A		二
西洋中世史演習 I B		二
西洋中世史演習 II A		二
西洋中世史演習 II B		二
西洋近世史演習 I A		二
西洋近世史演習 I B		二
西洋近世史演習 II A		二
西洋近世史演習 II B		二
西洋近代史演習 I A		二
西洋近代史演習 I B		二
西洋近代史演習 II A		二
西洋近代史演習 II B		二
西洋現代史演習 A		二
西洋現代史演習 B		二
西洋史基礎演習 I A		二
西洋史基礎演習 I B		二
西洋史基礎演習 II A		二
西洋史基礎演習 II B		二
歴史教育研究 I	二	
歴史教育研究 II	二	
史料教材研究 I	二	
史料教材研究 II	二	

哲学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
西洋古代中世哲学研究 I A	二	
西洋古代中世哲学研究 I B	二	
西洋古代中世哲学研究 II A	二	
西洋古代中世哲学研究 II B	二	
西洋近世哲学研究 I A	二	
西洋近世哲学研究 I B	二	
西洋近世哲学研究 II A	二	
西洋近世哲学研究 II B	二	
西洋近代哲学研究 I A	二	
西洋近代哲学研究 I B	二	
西洋近代哲学研究 II A	二	
西洋近代哲学研究 II B	二	
西洋現代哲学研究 I A	二	
西洋現代哲学研究 I B	二	
西洋現代哲学研究 II A	二	
西洋現代哲学研究 II B	二	
中国哲学研究 I A	二	
中国哲学研究 I B	二	
中国哲学研究 II A	二	
中国哲学研究 II B	二	
日本倫理思想研究 I A	二	
日本倫理思想研究 I B	二	
日本倫理思想研究 II A	二	
日本倫理思想研究 II B	二	
科学哲学A	二	
科学哲学B	二	

社会学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
社会問題演習 A		二
社会問題演習 B		二
逸脱の社会学特講 A	二	
逸脱の社会学特講 B	二	
家族社会学演習 A		二
家族社会学演習 B		二
ジェンダー論特講 A	二	
ジェンダー論特講 B	二	
社会学理論（古典）特講	二	
社会学理論（現代）特講	二	
理論社会学演習 A		二
理論社会学演習 B		二
地域社会学演習		二
都市社会学演習		二
惑星社会論特講 A	二	
惑星社会論特講 B	二	
比較社会学演習 A		二
比較社会学演習 B		二
グローバル社会運動論特講 A	二	
グローバル社会運動論特講 B	二	
臨床社会学演習		二
歴史社会学演習		二
日常性の社会学特講	二	
権力と支配の社会学特講	二	
質的調査研究		二
国際フィールドワーク研究		二
現代社会論特講 A	二	
現代社会論特講 B	二	
現代理論社会学特講 A	二	
現代理論社会学特講 B	二	
調査理論特講 A	二	
調査理論特講 B	二	
社会学理論特講（古典）	二	
社会学理論特講（現代）	二	
質的社会調査特講	二	
量的社会調査特講	二	
社会構想論特講	二	
社会学ライティング特講	二	
社会学プロジェクト演習（グローバル） I A		二
社会学プロジェクト演習（グローバル） II A		二
社会学プロジェクト演習（グローバル） I B		二

社会学プロジェクト演習（グローバル）ⅡB		二
社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅢA		二
社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅣA		二
社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅢB		二
社会学プロジェクト演習（ヴィジョナリー）ⅣB		二
社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅤA		二
社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅥA		二
社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅤB		二
社会学プロジェクト演習（クリニカル）ⅥB		二
社会運動論特講	二	
社会変動論特講	二	
グローバリゼーション論特講	二	
東アジア社会論特講	二	
地域社会学特講	二	
都市社会学特講	二	
臨床社会学特講	二	
家族社会学特講	二	
歴史社会学特講	二	
ジェンダー・セクシュアリティ特講	二	
現代社会学特講	二	
文献講読特講A	二	
文献講読特講B	二	

社会情報学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
社会心理学特講A	二	
社会心理学特講B	二	
社会心理学演習A		二
社会心理学演習B		二
文化社会学特講A	二	
文化社会学特講B	二	
文化社会学演習A		二
文化社会学演習B		二
メディア・コミュニケーション論特講A	二	
メディア・コミュニケーション論特講B	二	
メディア・コミュニケーション論演習A		二
メディア・コミュニケーション論演習B		二
社会情報学基礎理論特講A	二	
社会情報学基礎理論特講B	二	
社会情報学調査法演習A		二
社会情報学調査法演習B		二
図書館情報学特講A	二	
図書館情報学特講B	二	
図書館情報学演習A		二
図書館情報学演習B		二
情報システム学特講A	二	
情報システム学特講B	二	
情報システム学演習A		二
情報システム学演習B		二
コミュニケーション論特講A	二	
コミュニケーション論特講B	二	
メディア論特講A	二	
メディア論特講B	二	
情報科学特講A	二	
情報科学特講B	二	
記録管理学特講A	二	
記録管理学特講B	二	

教育学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
教育哲学特講	二	
教育哲学演習		二
教育史特講	二	
教育史演習		二
教育思想史特講Ⅰ	二	
教育思想史特講Ⅱ	二	
教育方法学特講	二	
教育方法学演習		二
教育行政学特講	二	
教育行政学演習		二
学校教育学特講Ⅰ	二	
学校教育学特講Ⅱ	二	
教育社会学特講	二	
教育社会学演習		二
生涯学習論特講	二	
生涯学習論演習		二
教育調査法特講Ⅰ	二	
教育調査法特講Ⅱ	二	
教育学研究特講Ⅰ	二	
教育学研究特講Ⅱ	二	
教育学総合演習A		二
教育学総合演習B		二

心理学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
心理学基礎理論Ⅰ	二	
心理学基礎理論Ⅱ	二	
臨床神経心理学特講Ⅰ	二	
臨床神経心理学特講Ⅱ	二	
臨床神経心理学演習Ⅰ		二
臨床神経心理学演習Ⅱ		二
認知心理学特講Ⅰ	二	
認知心理学特講Ⅱ	二	
認知心理学演習Ⅰ		二
認知心理学演習Ⅱ		二
文化・認知心理学特講Ⅰ	二	
文化・認知心理学特講Ⅱ	二	
文化・認知心理学演習Ⅰ		二
文化・認知心理学演習Ⅱ		二
生涯発達心理学特講Ⅰ	二	
生涯発達心理学特講Ⅱ	二	
生涯発達心理学演習Ⅰ		二
生涯発達心理学演習Ⅱ		二
発達臨床心理学演習		二
障害児心理学特講（福祉分野に関する理論と支援の展開）	二	
神経心理学特講（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	二	
心理学情報処理演習		二
Academic Writing and Presentation Skills in Psychology	二	
学校カウンセリング演習（教育分野に関する理論と支援の展開）		二
臨床心理学特論Ⅰ	二	
臨床心理学特論Ⅱ	二	
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	二	
臨床心理面接特論Ⅱ	二	
臨床心理査定演習Ⅰ		二
臨床心理査定演習Ⅱ		二
臨床心理基礎実習Ⅰ		一
臨床心理基礎実習Ⅱ		一
臨床心理実習A（心理実践実習）		二
臨床心理実習B		二
心理学研究法特講	二	
心理統計法特講	二	
Community Psychology	二	
社会病理学特講	二	
犯罪心理学特講（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	二	
心理療法特講	二	

臨床心理地域援助特講	二	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	二	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	二	
心理的アセスメントに関する理論と実践	二	
心の健康教育に関する理論と実践	二	

特別指定科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
特別指定科目Ⅰ	二	
特別指定科目Ⅱ	二	
特別指定科目Ⅲ	二	
特別指定科目Ⅳ	二	
特別指定科目Ⅴ	二	
特別指定科目Ⅵ	二	

二 履修方法

- ア 各専攻の授業科目は、指導教授の指導及び各専攻の定めるところにより選択履修しなければならない。
- イ 修了に必要な単位数三十二単位は、各専攻の授業科目及び共通科目の中から選択履修しなければならない。
- ウ 指導教授が必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、十二単位以内を他専攻又は他研究科の授業科目の中から選択履修することができる。
- エ 他専攻の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担任教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。
- オ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。
- カ 修士論文の作成に当たっては、指導教授の研究指導を受けなければならない。
- キ 特別指定科目の履修方法は、別に定める。

第十 文学研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

共通科目

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
特別研究	二	
総合研究	二	
インターンシップ		二

国文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
上代文学特殊研究A		二
上代文学特殊研究B		二
中古文学特殊研究A		二
中古文学特殊研究B		二
中世文学特殊研究A		二
中世文学特殊研究B		二
近世文学特殊研究A		二
近世文学特殊研究B		二
近代文学特殊研究A		二
近代文学特殊研究B		二
現代文学特殊研究A		二
現代文学特殊研究B		二
国語学特殊研究A		二
国語学特殊研究B		二
日本漢文学特殊研究A		二
日本漢文学特殊研究B		二
国語史特殊研究A		二
国語史特殊研究B		二

英文学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
英文学特殊研究ⅠA	二
英文学特殊研究ⅠB	二
英文学特殊研究ⅡA	二
英文学特殊研究ⅡB	二
英文学特殊研究ⅢA	二
英文学特殊研究ⅢB	二
英文学特殊研究ⅣA	二
英文学特殊研究ⅣB	二
英文学特殊研究ⅤA	二
英文学特殊研究ⅤB	二
英文学特殊研究ⅥA	二
英文学特殊研究ⅥB	二
英文学特殊研究ⅦA	二
英文学特殊研究ⅦB	二
英文学特殊研究ⅧA	二
英文学特殊研究ⅧB	二
米文学特殊研究ⅠA	二
米文学特殊研究ⅠB	二
米文学特殊研究ⅡA	二
米文学特殊研究ⅡB	二
米文学特殊研究ⅢA	二
米文学特殊研究ⅢB	二
米文学特殊研究ⅣA	二
米文学特殊研究ⅣB	二
米文学特殊研究ⅤA	二
米文学特殊研究ⅤB	二
英語学特殊研究ⅠA	二
英語学特殊研究ⅠB	二
英語学特殊研究ⅡA	二
英語学特殊研究ⅡB	二
英語学特殊研究ⅢA	二
英語学特殊研究ⅢB	二
英語学特殊研究ⅣA	二
英語学特殊研究ⅣB	二
英語学特殊研究ⅤA	二
英語学特殊研究ⅤB	二

独文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
ドイツ文学特殊研究A		二
ドイツ文学特殊研究B		二
ドイツ語学・教授法特殊研究A		二
ドイツ語学・教授法特殊研究B		二
ドイツ文化特殊研究A		二
ドイツ文化特殊研究B		二
ドイツ芸術論特殊研究A		二
ドイツ芸術論特殊研究B		二
ドイツ社会誌特殊研究A		二
ドイツ社会誌特殊研究B		二
比較文学・比較文化特殊研究A		二
比較文学・比較文化特殊研究B		二

仏文学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講	義
フランス古典啓蒙文学特殊研究A		二
フランス古典啓蒙文学特殊研究B		二
フランス近代文学特殊研究A		二
フランス近代文学特殊研究B		二
フランス現代文学特殊研究A		二
フランス現代文学特殊研究B		二
フランス詩特殊研究A		二
フランス詩特殊研究B		二
フランス演劇・映画特殊研究A		二
フランス演劇・映画特殊研究B		二
フランス言語思想特殊研究A		二
フランス言語思想特殊研究B		二
フランス文化・社会史特殊研究A		二
フランス文化・社会史特殊研究B		二
フランス近代美術史特殊研究A		二
フランス近代美術史特殊研究B		二

中国言語文化専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
中国語学特殊研究 I A	二
中国語学特殊研究 I B	二
中国語学特殊研究 II A	二
中国語学特殊研究 II B	二
中国文学特殊研究 I A	二
中国文学特殊研究 I B	二
中国文学特殊研究 II A	二
中国文学特殊研究 II B	二
中国文化特殊研究 I A	二
中国文化特殊研究 I B	二
中国文化特殊研究 II A	二
中国文化特殊研究 II B	二

日本史学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
日本古代史特殊研究 A	二
日本古代史特殊研究 B	二
日本中世史特殊研究 A	二
日本中世史特殊研究 B	二
日本近世史特殊研究 A	二
日本近世史特殊研究 B	二
日本近代史特殊研究 A	二
日本近代史特殊研究 B	二
日本政治史特殊研究 I A	二
日本政治史特殊研究 I B	二
日本政治史特殊研究 II A	二
日本政治史特殊研究 II B	二
日本史学特殊研究 I A	二
日本史学特殊研究 I B	二
日本史学特殊研究 II A	二
日本史学特殊研究 II B	二
日本考古学特殊研究 A	二
日本考古学特殊研究 B	二
史料学特殊研究	四

東洋史学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
中国古代史特殊研究A	二
中国古代史特殊研究B	二
中国中世史特殊研究A	二
中国中世史特殊研究B	二
中国近世史特殊研究A	二
中国近世史特殊研究B	二
中国近代史特殊研究A	二
中国近代史特殊研究B	二
中央ユーラシア史特殊研究A	二
中央ユーラシア史特殊研究B	二
イスラーム史特殊研究A	二
イスラーム史特殊研究B	二
東南アジア史特殊研究A	二
東南アジア史特殊研究B	二
東洋史学特殊研究（インド史）A	二
東洋史学特殊研究（インド史）B	二
東洋史学特殊研究（朝鮮史）A	二
東洋史学特殊研究（朝鮮史）B	二
東洋文化特殊研究A	二
東洋文化特殊研究B	二

西洋史学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
西洋現代史特殊研究A	二
西洋現代史特殊研究B	二
西洋近代史特殊研究A	二
西洋近代史特殊研究B	二
西洋近世史特殊研究A	二
西洋近世史特殊研究B	二
西洋中世史特殊研究A	二
西洋中世史特殊研究B	二
西洋古代史特殊研究A	二
西洋古代史特殊研究B	二

哲学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	
西洋古代中世哲学特殊研究A		二
西洋古代中世哲学特殊研究B		二
西洋近世哲学特殊研究A		二
西洋近世哲学特殊研究B		二
西洋近代哲学特殊研究A		二
西洋近代哲学特殊研究B		二
西洋現代哲学特殊研究A		二
西洋現代哲学特殊研究B		二
日本倫理思想特殊研究A		二
日本倫理思想特殊研究B		二
中国哲学特殊研究A		二
中国哲学特殊研究B		二
科学哲学特殊研究A		二
科学哲学特殊研究B		二

社会学専攻

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
文献講読特殊研究A	二	
文献講読特殊研究B	二	
社会構想論特殊研究	二	
社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅠA		二
社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅡA		二
社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅠB		二
社会学プロジェクト専門演習（グローバル）ⅡB		二
社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅢA		二
社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅣA		二
社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅢB		二
社会学プロジェクト専門演習（ヴィジョナリー）ⅣB		二
社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅤA		二
社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅥA		二
社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅤB		二
社会学プロジェクト専門演習（クリニカル）ⅥB		二
社会運動論特殊研究	二	
社会変動論特殊研究	二	
グローバリゼーション論特殊研究	二	
東アジア社会論特殊研究	二	
社会学理論特殊研究（古典）	二	
地域社会学特殊研究	二	

社会学理論特殊研究（現代）	二	
都市社会学特殊研究	二	
臨床社会学特殊研究	二	
家族社会学特殊研究	二	
歴史社会学特殊研究	二	
ジェンダー・セクシュアリティ特殊研究	二	
現代社会学特殊研究	二	

社会情報学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
社会心理学特殊研究A	二
社会心理学特殊研究B	二
社会情報学理論と方法論特殊研究A	二
社会情報学理論と方法論特殊研究B	二
文化社会学特殊研究A	二
文化社会学特殊研究B	二
メディア論特殊研究A	二
メディア論特殊研究B	二
図書館情報学特殊研究A	二
図書館情報学特殊研究B	二
情報システム学特殊研究A	二
情報システム学特殊研究B	二
コミュニケーション論特殊研究A	二
コミュニケーション論特殊研究B	二
メディア・コミュニケーション論特殊研究A	二
メディア・コミュニケーション論特殊研究B	二
情報科学特殊研究A	二
情報科学特殊研究B	二

教育学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
教育哲学特殊研究A	二
教育哲学特殊研究B	二
教育方法学特殊研究A	二
教育方法学特殊研究B	二
教育行政学特殊研究A	二
教育行政学特殊研究B	二
教育社会学特殊研究A	二
教育社会学特殊研究B	二
教育史特殊研究A	二
教育史特殊研究B	二
生涯学習論特殊研究A	二
生涯学習論特殊研究B	二
教育学特殊研究I	二
教育学特殊研究II	二

心理学専攻

授 業 科 目	単 位 数
	講 義
学校臨床心理学特殊研究Ⅰ	二
学校臨床心理学特殊研究Ⅱ	二
認知心理学特殊研究Ⅰ	二
認知心理学特殊研究Ⅱ	二
文化・認知心理学特殊研究Ⅰ	二
文化・認知心理学特殊研究Ⅱ	二
生涯発達心理学特殊研究Ⅰ	二
生涯発達心理学特殊研究Ⅱ	二
臨床・健康心理学特殊研究Ⅰ	二
臨床・健康心理学特殊研究Ⅱ	二
神経心理学特殊研究Ⅰ	二
神経心理学特殊研究Ⅱ	二
精神医学特殊研究Ⅰ	二
精神医学特殊研究Ⅱ	二
心理学特殊講義Ⅰ	二
心理学特殊講義Ⅱ	二

二 研究及び履修方法

ア 博士論文作成に当たっては、指導教授の研究指導を受けなければならない。

イ 一年次五月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次四月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。

ウ 各専攻の授業科目及び共通科目の中から、指導教授の指導により講義十六単位を選択履修しなければならない。

ただし、社会学専攻の学生は講義及び演習から文献講読特殊研究A、文献講読特殊研究B及び社会構想論特殊研究を含む十六単位を選択履修しなければならない。

エ 指導教授が必要と認めた場合は、他専攻若しくは他研究科の授業科目又は交流・協力校が聴講を認めた授業科目の中から、八単位を選択履修することができる。

他専攻の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認を、他研究科の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

オ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。

第十一 総合政策研究科博士課程前期課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
研究基礎科目		
リサーチ・リテラシー	二	
統計・計量分析	二	
社会調査法	二	
公共政策	二	
経済学	四	
経営学	二	
地域・文化研究	二	
社会思想	二	
総合政策フォーラム	二	
研究発展科目		
正義と法	二	
政治行動論	二	
行政管理論	二	
司法過程論	二	
社会安全政策論	二	
政策法学	二	
学際法学	二	
公共経済と公共選択	二	
応用ミクロ経済学	二	
人的資源論	二	
金融の理論とその応用	二	
市場と規制の政策分析	二	
法人類学	二	
地方財政論	二	
経営組織論	二	
経営戦略論	二	
多国籍企業と人事管理	二	
国際経営論	二	
ビジネス・ファイナンス	二	
ベンチャービジネス経営論	二	
国際マーケティング戦略	二	
環境監査論	二	
経営リスクマネジメント	二	
企業経済論	二	
ビジネス・エコノミクス研究	二	
イスラーム経済・経営論	二	
国際関係と外交	二	
現代外交史	二	
安全保障論	二	
民族紛争と共生	二	
西アジアとグローバリゼーション	二	

現代メディア論	二	
メディア研究方法論	二	
環境と都市	二	
NPO・NGO論 I	二	
開発におけるスポーツ	二	
イスラーム文明と現代世界	二	
イスラーム哲学 (イスラーム思想)	二	
アメリカの民族と言語	二	
アメリカの社会・文化・思想	二	
比較文化論	二	
演劇と人間	二	
ジェンダー・セクシュアリティ論	二	
西洋哲学	二	
文化研究方法論	二	
東南アジアの社会と文化	二	
日本・アジア関係史	二	
アジアの宗教	二	
シベリアの社会と民族	二	
アジア開発経済論	二	
南アジアの社会と文化	二	
華人の社会と文化	二	
日本歴史民俗論	二	
英語プレゼンテーションの技法	二	
学術研究 I	二	
学術研究 II	二	
学術研究 III	二	
学術研究 IV	二	
特殊講義 I	二	
特殊講義 II	二	
研究応用科目		
演習 (総合政策セミナー) I (一)		二
演習 (総合政策セミナー) I (二)		二
演習 (総合政策セミナー) I (三)		二
演習 (総合政策セミナー) I (四)		二
演習 (総合政策セミナー) II		四

二 研究及び履修方法

- ア 研究基礎科目のリサーチ・リテラシー、統計・計量分析、社会調査法、総合政策フォーラム (各二単位) 合計八単位並びに研究応用科目の演習 (総合政策セミナー) I (一)、(二)、(三)、(四) (各二単位) 合計八単位及び演習 (総合政策セミナー) II (四単位) を履修し、セミナーに関連する修士論文又は共同研究報告書を作成し提出しなければならない。
- イ 研究基礎科目のうち、前項アの八単位を除く五科目から二科目四単位を選択履修しなければならない。
- ウ 修了に必要な単位数三十単位のうち、ア及びイ項の合計二十四単位を除く六単位を研究基礎科目、研究発展科目及び他研究科の授業科目又は交流・協力校が聴講を認めた授業科目の中から選択履修しなければならない。
- エ 他研究科の授業科目を履修する場合においては、その授業科目の担当教員及び関係のある研究科委員長の許可を受けなければならない。
- オ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。
- カ 修士論文又は共同研究報告書の作成に当たっては、研究指導を受けなければならない。

第十二 総合政策研究科博士課程後期課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
特殊研究Ⅰ	四	
特殊研究Ⅱ	四	
上級学術研究Ⅰ	二	
上級学術研究Ⅱ	二	
上級学術研究Ⅲ	二	
上級学術研究Ⅳ	二	

二 研究及び履修方法

- ア 一年次五月末日までに研究計画書を、二年次以降各年次四月末日までに研究状況報告書をそれぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければならない。
- イ 博士論文作成に当たっては、指導教授の研究指導を受けなければならない。
- ウ 学生は指導教授の担当する特殊研究Ⅰ（一年次）、特殊研究Ⅱ（二年次）、合計八単位を履修しなければならない。

第十三 国際情報研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
専門共通科目		
ベースライン		
研究の計画と遂行	二	
E L S I 研究法 I	二	
E L S I 研究法 II	二	
情報基盤研究法	二	
情報法研究法	二	
グローバル・コミュニケーション		
コミュニケーション特論 (1)	二	
コミュニケーション特論 (2)	二	
比較文明学特論	二	
哲学特論	二	
専門分野科目		
A I ・データサイエンス		
H C I 特論	二	
データマイニングと A I 特論	二	
並列・分散システム特論	二	
法律人工知能特論	二	
国際情報学実践研究 (1)	二	
社会デザイン・社会実装		
情報イノベーション学特論	二	
情報心理学特論	二	
インターネットの技術と文化特論	二	
情報セキュリティ特論	二	
デジタルジャーナリズム特論	二	
国際情報学実践研究 (2)	二	
情報法		
情報公法特論	二	
情報民事法特論	二	
情報刑事法特論	二	
プライバシー情報法特論	二	
ネットワーク情報法特論	二	
A I ・ロボット情報法特論	二	
国際情報学実践研究 (3)	二	
研究指導科目		
国際情報学研究指導 I		二
国際情報学研究指導 II		二
国際情報学研究指導 III		二
国際情報学研究指導 IV		二

二 履修方法

ア 指導教授の指導により専門共通科目の研究の計画と遂行、E L S I 研究法 I、E L S I 研究法 II (各二単位) 合計六単位及び研究指導科

目の国際情報学研究指導Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ（各二単位）合計八単位を履修しなければならない。

イ 別に定める履修方法に基づき、指導教授の指導により必要最低単位数三十単位（修士論文の審査に代えて特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位）から前項アの十四単位を除いた単位を授業科目から選択履修しなければならない。

ウ 他研究科の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

エ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続は、別に定める。

オ 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の作成に当たっては、研究指導を受けなければならない。

別表第四 (第四十五条の二第二項関係)

研究科名	専攻名	免許状の種類及び教科	
		中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
法学研究科	公法専攻	社 会	公 民
	民法法専攻	社 会	公 民
	刑事法専攻	社 会	公 民
	国際企業関係法専攻	社 会	公 民
	政治学専攻	社 会	地 理 歴 史 公 民
経済学研究科	経済学専攻	社 会	地 理 歴 史 公 民
商学研究科	商学専攻	社 会	商 業
理工学研究科	数学専攻	数 学	数 学
	物理学専攻	理 科	理 科
	都市人間環境学専攻		工 業
	精密工学専攻		工 業
	電気電子情報通信工学専攻		工 業
	応用化学専攻	理 科	理 科
	ビジネスデータサイエンス専攻		情 報
	情報工学専攻		情 報
文学研究科	国文学専攻	国 語	国 語
	英文学専攻	外国語(英 語)	外国語(英 語)
	独文学専攻	外国語(ドイツ語)	外国語(ドイツ語)
	仏文学専攻	外国語(フランス語)	外国語(フランス語)
	中国言語文化専攻	外国語(中国語)	外国語(中国語)
	日本史学専攻	社 会	地 理 歴 史
	東洋史学専攻	社 会	地 理 歴 史
	西洋史学専攻	社 会	地 理 歴 史
	哲学専攻	社 会	公 民
	社会学専攻	社 会	公 民
	社会情報学専攻		情 報
	教育学専攻	国 語 社 会 数 学 理 科 英 語 ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 中 国 語	国 語 地 理 歴 史 公 民 数 学 理 科 工 業 商 業 英 語 ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 中 国 語 情 報
	心理学専攻	社 会	公 民
総合政策研究科	総合政策専攻	社 会	公 民

別表第五（第四十九条関係）

（単位・円）

費 目	金 額
入 学 検 定 料	三五、〇〇〇
推 薦 入 学 検 定 料	三五、〇〇〇

別表第五の二

（単位・円）

費 目	金 額
審 査 料	五、〇〇〇

別表第六（第五十条第一項関係）

法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科及び国際情報研究科

（単位・円）

研究科	年度	入学金	在学料	特別研究指導料		実験実習料	施設設備費
				博士課程前期課程・修士課程	博士課程後期課程		
法学・商学・文学研究科 経済学・経営学	令和四年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
理工学研究科	令和四年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
総合政策研究科	令和四年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
国際情報研究科	令和四年度	—	—	—	—	—	—
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇

（注）1 入学金は、二年目から不要である。

2 特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

別表第六の二（第五十七条の二第一項関係）

（単位・円）

費目	金額
審査料	一一、〇〇〇

別表第六の三（第五十七条の二第二項関係）

（単位・円）

研究科等	金額	
	法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策・国際情報研究科	
入学手続料	一〇、〇〇〇	
科目履修料	一単位	三一、〇〇〇
教職履修料	一八、〇〇〇	

別表第七（第五十九条関係）

（単位・円）

研究科等 費 目	金 額
	法学・経済学・商学・理工学・ 文学・総合政策・国際情報研究科
聴 講 料	一単位 一五、〇〇〇

変更事項を記載した書類

変更事項を記載した書類

平成三十一年度に設置した国際情報学部は、ICT情報基盤、情報規範及びグローバル教養を切り口に幅広い視野から複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題を解明した上で、その諸問題の解決策を提案し、実行する為の国際的な標準となり得る制度や規範をも提言し、且つその提言を他者理解と協働により実現させ、あるいはビジネス環境を自ら構築できる有為な人材の育成を行ってきた。令和四年度に完成年度を迎えるに当たり、大学院の設置構想を検討した結果、令和五年四月、収容定員を増員し、入学定員二十五人、収容定員五十人の国際情報研究科修士課程を設置することとしたので、所要の改正を行いたい(第四条、第四条の五、第四十五条、別表第一、別表第二、別表第三、別表第六、別表第六の三、別表第七)。

変更部分の新旧対照表

現 行

改 正 案

(教育研究上の基本組織)

第四条 本大学に設置する大学院の教育研究上の基本組織として次の研究科を置く。

- 法学研究科
- 経済学研究科
- 商学研究科
- 理工学研究科
- 文学研究科
- 総合政策研究科

- 法務研究科
- 戦略経営研究科

(研究科の教育研究上の目的等)

第四条の五 本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学研究科 法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 二 経済学研究科 経済学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 三 商学研究科 商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 四 理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 五 文学研究科 人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 六 総合政策研究科 人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

(委員長)

第六条 各研究科に委員長を置く。

2 委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。

(教育研究上の基本組織)

第四条 本大学に設置する大学院の教育研究上の基本組織として次の研究科を置く。

- 法学研究科
- 経済学研究科
- 商学研究科
- 理工学研究科
- 文学研究科
- 総合政策研究科
- 国際情報研究科

- 法務研究科
- 戦略経営研究科

(研究科の教育研究上の目的等)

第四条の五 本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学研究科 法学、政治学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 二 経済学研究科 経済学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 三 商学研究科 商学及びその関連諸分野に関する理論並びに実務にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有する研究者の育成及び優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 四 理工学研究科 理学、工学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 五 文学研究科 人文科学、社会科学及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、専攻分野における教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 六 総合政策研究科 人文科学、社会科学、自然科学、工学及びその関連諸分野を総合する観点から、現代社会における政策に関する理論及び諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、政策と文化を融合する学問分野を開拓しつつ教育研究活動その他の高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。
- 七 国際情報研究科 情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

(委員長)

第六条 (現行どおり。)

2 (現行どおり。)

- 3 委員長は、当該研究科委員会において互選する。
- 4 委員長の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学位)

第四十五条 学位は、博士及び修士とする。

2 本大学において授与する博士及び修士の学位に付する専攻分野の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学研究科 博士(法学) 修士(法学)
博士(政治学) 修士(政治学)
- 二 経済学研究科 博士(経済学) 修士(経済学)
博士(会計学)
博士(経営学)
- 三 商学研究科 博士(商学) 修士(商学)
博士(経営学)
博士(会計学)
博士(経済学)
博士(金融学)
- 四 理工学研究科 博士(理学) 修士(理学)
博士(工学) 修士(工学)
- 五 文学研究科 博士(文学) 修士(文学)
博士(史学) 修士(史学)
博士(哲学) 修士(哲学)
博士(社会学) 修士(社会学)
博士(社会情報学) 修士(社会情報学)
博士(教育学) 修士(教育学)
博士(心理学) 修士(心理学)
- 六 総合政策研究科 博士(総合政策) 修士(総合政策)
博士(学術)

3 本大学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

別表第一(第四条の三関係)

(別紙Ⅱのとおり。)

別表第二(第三十四条第一項関係)

研 究 科	課 程	必 要 単 位 数
法 学 研 究 科	博士課程前期課程	三二

- 3 (現行どおり。)
- 4 (現行どおり。)
- 5 (現行どおり。)

(学位)

第四十五条 (現行どおり。)

2 本大学において授与する博士及び修士の学位に付する専攻分野の名称は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法学研究科 博士(法学) 修士(法学)
博士(政治学) 修士(政治学)
- 二 経済学研究科 博士(経済学) 修士(経済学)
博士(会計学)
博士(経営学)
- 三 商学研究科 博士(商学) 修士(商学)
博士(経営学)
博士(会計学)
博士(経済学)
博士(金融学)
- 四 理工学研究科 博士(理学) 修士(理学)
博士(工学) 修士(工学)
- 五 文学研究科 博士(文学) 修士(文学)
博士(史学) 修士(史学)
博士(哲学) 修士(哲学)
博士(社会学) 修士(社会学)
博士(社会情報学) 修士(社会情報学)
博士(教育学) 修士(教育学)
博士(心理学) 修士(心理学)
- 六 総合政策研究科 博士(総合政策) 修士(総合政策)
博士(学術)
- 七 国際情報研究科 修士(国際情報)

3 (現行どおり。)

附 則(規程第二千九百九十七号)

(施行期日)

1 この学則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の学則は、令和五年度以降の入学生から適用し、令和四年度以前の入学生については、なお従前の例による。

3 この学則施行後、最初に就任する国際情報研究科委員長の任期は、第六条第四項の規定にかかわらず、令和五年十月三十一日までとする。

別表第一(第四条の三関係)

(別紙Ⅰのとおり。)

別表第二(第三十四条第一項関係)

研 究 科	課 程	必 要 単 位 数
法 学 研 究 科	博士課程前期課程	三二

総合政策研究科	博士課程前期課程	三〇
---------	----------	----

(注) 1 経済学研究科博士課程前期課程

研究科の定めるところにより、修士論文の審査を受ける者にあつては三十二単位、特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位修得すること。

2 理工学研究科博士課程前期課程

論文研修第一及び論文研修第二（論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三及び論文研修第四を設置する専攻においては、当該論文研修四科目）を含めて三十単位を修得すること。ただし、優れた研究業績を上げて早期に修了する場合は、論文研修第一（論文研修第一、論文研修第二、論文研修第三及び論文研修第四を設置する専攻においては、論文研修第一及び論文研修第二）を含めて三十単位修得すること。

別表第三（第三十四条第三項関係）

第十二 総合政策研究科博士課程後期課程

(省略)

別表第六（第五十条第一項関係）

(別紙Vのとおり。)

別表第六の三（第五十七条の二第二項関係）

(単位・円)

研究科等 費目	金額
	法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策研究科
入学手続料	一〇、〇〇〇

総合政策研究科	博士課程前期課程	三〇
国際情報研究科	修士課程	三〇または四〇

(注) 1 (現行どおり。)

2 (現行どおり。)

3 国際情報研究科修士課程

研究科の定めるところにより、修士論文の審査を受ける者にあつては三十単位、特定の課題についての研究の成果の審査を受ける者にあつては、四十単位修得すること。

別表第三（第三十四条第三項関係）

第十二 総合政策研究科博士課程後期課程

(省略)

第十三 国際情報研究科修士課程

(別紙IIIのとおり。)

別表第六（第五十条第一項関係）

(別紙IVのとおり。)

別表第六の三（第五十七条の二第二項関係）

(単位・円)

研究科等 費目	金額
	法学・経済学・商学・理工学・文学・総合政策・国際情報研究科
入学手続料	一〇、〇〇〇

科目履修料	一単位 三一、〇〇〇
教職履修料	一八、〇〇〇

別表第七（第五十九条関係）

（単位・円）

研究科等 費目	金額
	法学・経済学・商学・理工学・ 文学・総合政策 <u>研究科</u>
聴講料	一単位 一五、〇〇〇

科目履修料	一単位 三一、〇〇〇
教職履修料	一八、〇〇〇

別表第七（第五十九条関係）

（単位・円）

研究科等 費目	金額
	法学・経済学・商学・理工学・ 文学・総合政策・ <u>国際情報研究科</u>
聴講料	一単位 一五、〇〇〇

別紙Ⅰ (改正案)
別表第一 (第四条の三関係)

(単位・人)

研究科名	専攻名	博士課程				修士課程	
		前期課程		後期課程		入学定員	収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		
法学研究科	公法専攻	八	一六	三	九		
	民事法専攻	二〇	四〇	七	二一		
	刑事法専攻	一〇	二〇	五	一五		
	国際企業関係法専攻	二〇	四〇	一〇	三〇		
	政治学専攻	一五	三〇	三	九		
	計	七三	一四六	二八	八四		
経済学研究科	経済学専攻	五〇	一〇〇	一〇	三〇		
		五〇	一〇〇	一〇	三〇		
商学研究科	商学専攻	二五	五〇	五	一五		
		二五	五〇	五	一五		
理工学研究科	数学専攻	二五	五〇	三	九		
	物理学専攻	二五	五〇	三	九		
	都市人間環境学専攻	六〇	一二〇	五	一五		
	精密工学専攻	五二	一〇四	三	九		
	電気電子情報通信工学専攻	四五	九〇	—	—		
	応用化学専攻	四五	九〇	三	九		
	ビジネスデータサイエンス専攻	三〇	六〇	三	九		
	情報工学専攻	四〇	八〇	—	—		
	生命科学専攻	二五	五〇	二	六		
		電気・情報系専攻			七	二一	
	計	三四七	六九四	二九	八七		
文学研究科	国文学専攻	一〇	二〇	五	一五		
	英文学専攻	一〇	二〇	五	一五		
	独文学専攻	五	一〇	三	九		
	仏文学専攻	五	一〇	三	九		
	中国言語文化専攻	五	一〇	三	九		
	日本史学専攻	七	一四	五	一五		
	東洋史学専攻	五	一〇	三	九		
	西洋史学専攻	五	一〇	三	九		
	哲学専攻	五	一〇	三	九		
	社会学専攻	五	一〇	三	九		
	社会情報学専攻	五	一〇	三	九		
	教育学専攻	五	一〇	三	九		
心理学専攻	八	一六	四	一二			
	計	八〇	一六〇	四六	一三八		
総合政策研究科	総合政策専攻	四〇	八〇	一〇	三〇		
		四〇	八〇	一〇	三〇		
国際情報研究科	国際情報専攻					二五	五〇
	計					二五	五〇
	合計	六一五	一、二三〇	一二八	三八四	二五	五〇

収容定員合計 一、六六四 人

(注) 専攻名の欄の専攻は、博士課程の専攻として置く。ただし、国際情報専攻は、修士課程として置く。

別紙Ⅱ (現行)
別表第一 (第四条の三関係)

(単位・人)

研究科名	専攻名	博士課程			
		前期課程		後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	公法専攻	八	一六	三	九
	民事法専攻	二〇	四〇	七	二一
	刑事法専攻	一〇	二〇	五	一五
	国際企業関係法専攻	二〇	四〇	一〇	三〇
	政治学専攻	一五	三〇	三	九
	計	七三	一四六	二八	八四
経済学研究科	経済学専攻	五〇	一〇〇	一〇	三〇
	計	五〇	一〇〇	一〇	三〇
商学研究科	商学専攻	二五	五〇	五	一五
	計	二五	五〇	五	一五
理工学研究科	数学専攻	二五	五〇	三	九
	物理学専攻	二五	五〇	三	九
	都市人間環境学専攻	六〇	一二〇	五	一五
	精密工学専攻	五二	一〇四	三	九
	電気電子情報通信工学専攻	四五	九〇	—	—
	応用化学専攻	四五	九〇	三	九
	ビジネスデータサイエンス専攻	三〇	六〇	三	九
	情報工学専攻	四〇	八〇	—	—
	生命科学専攻	二五	五〇	二	六
	電気・情報系専攻	—	—	七	二一
計	三四七	六九四	二九	八七	
文学研究科	国文学専攻	一〇	二〇	五	一五
	英文学専攻	一〇	二〇	五	一五
	独文学専攻	五	一〇	三	九
	仏文学専攻	五	一〇	三	九
	中国言語文化専攻	五	一〇	三	九
	日本史学専攻	七	一四	五	一五
	東洋史学専攻	五	一〇	三	九
	西洋史学専攻	五	一〇	三	九
	哲学専攻	五	一〇	三	九
	社会学専攻	五	一〇	三	九
	社会情報学専攻	五	一〇	三	九
	教育学専攻	五	一〇	三	九
心理学専攻	八	一六	四	一二	
計	八〇	一六〇	四六	一三八	
総合政策研究科	総合政策専攻	四〇	八〇	一〇	三〇
	計	四〇	八〇	一〇	三〇
	合 計	六一五	一、二三〇	一二八	三八四

収容定員合計 一、六一四 人

(注) 専攻名の欄の専攻は、博士課程の専攻として置く。

別紙Ⅲ (改正案)

第十三 国際情報研究科修士課程

一 授業科目及び単位数

授 業 科 目	単 位 数	
	講 義	演 習
専門共通科目		
ベースライン		
研究の計画と遂行	二	
E L S I 研究法 I	二	
E L S I 研究法 II	二	
情報基盤研究法	二	
情報法研究法	二	
グローバル・コミュニケーション		
コミュニケーション特論 (1)	二	
コミュニケーション特論 (2)	二	
比較文明学特論	二	
哲学特論	二	
専門分野科目		
A I ・データサイエンス		
H C I 特論	二	
データマイニングと A I 特論	二	
並列・分散システム特論	二	
法律人工知能特論	二	
国際情報学実践研究 (1)	二	
社会デザイン・社会実装		
情報イノベーション学特論	二	
情報心理学特論	二	
インターネットの技術と文化特論	二	
情報セキュリティ特論	二	
デジタルジャーナリズム特論	二	
国際情報学実践研究 (2)	二	
情報法		
情報公法特論	二	
情報民事法特論	二	
情報刑事法特論	二	
プライバシー情報法特論	二	
ネットワーク情報法特論	二	
A I ・ロボット情報法特論	二	
国際情報学実践研究 (3)	二	
研究指導科目		
国際情報学研究指導 I		二
国際情報学研究指導 II		二
国際情報学研究指導 III		二
国際情報学研究指導 IV		二

二 履修方法

ア 指導教授の指導により専門共通科目の研究の計画と遂行、E L S I 研究法 I、E L S I 研究法 II (各二単位) 合計六単位及び研究指導科目の国際情報学研究指導 I、II、III、IV (各二単位) 合計八単位を履修しなければならない。

イ 別に定める履修方法に基づき、指導教授の指導により必要最低単位数三十単位 (修士論文の審査に代えて特定の課題についての研究成果の審査を受ける者にあつては、四十単位) から前項アの十四単位を除いた単位を授業科目から選択履修しなければならない。

ウ 他研究科の授業科目を履修する場合は、その授業科目の担当教員の承認並びに関係研究科委員長の許可を受けなければならない。

エ 交流・協力校が聴講を認めた授業科目を履修する場合の手続きは、別に定める。

オ 修士論文又は特定の課題についての研究成果の作成に当たっては、研究指導を受けなければならない。

別紙Ⅳ (改正案)

別表第六 (第五十条第一項関係)

法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科及び国際情報研究科

(単位・円)

研究科	年度	費目	入学金	在学料	特別研究指導料		実験実習料	施設設備費
					博士課程前期課程・修士課程	博士課程後期課程		
法学・文学研究科 法学・経済学・経営学	令和四年度		二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和五年度		二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和六年度		二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和七年度		二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
理工学研究科	令和四年度		二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和五年度		二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和六年度		二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和七年度		二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
総合政策研究科	令和四年度		二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和五年度		二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和六年度		二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和七年度		二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
国際情報研究科	令和四年度		—	—	—	—	—	—
	令和五年度		二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇
	令和六年度		二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇
	令和七年度		二四〇、〇〇〇	六九一、〇〇〇	—	—	三五、〇〇〇	一四五、〇〇〇

(注) 1 入学金は、二年目から不要である。

2 特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。
ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

別紙Ⅴ (現行)

別表第六 (第五十条第一項関係)

法学研究科、経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科及び総合政策研究科

(単位・円)

研究科	年度 費目	入学金	在学料	特別研究指導料		実験実習料	施設設備費
				博士課程前期課程・修士課程	博士課程後期課程		
法学・文学研究科 法学・経済学・経営学	令和四年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	五五九、六〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一二八、三〇〇
理工学研究科	令和四年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	八〇六、八〇〇	—	—	七五、二〇〇	一八三、七〇〇
総合政策研究科	令和四年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和五年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和六年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇
	令和七年度	二四〇、〇〇〇	六九九、九〇〇	四二、〇〇〇	九六、〇〇〇	四七、八〇〇	一六一、一〇〇

(注) 1 入学金は、二年目から不要である。

2 特別研究指導料は、社会人向けに実施する選考により法学研究科、経済学研究科又は総合政策研究科に入学した者が納入するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する場合は必要としない。

設置の趣旨等を記載した書類

目次

1. 設置の趣旨及び必要性	2
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	6
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	6
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	6
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	7
6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	11
7. 基礎となる学部との関係	11
8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	12
9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	12
10. 入学者選抜の概要	13
11. 教員組織の編制の考え方及び特色	15
12. 施設・設備等の整備計画	17
13. 管理運営	19
14. 自己点検・評価	19
15. 情報の公表	20
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	22

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の経緯及び必要性

近年、「AI (Artificial Intelligence 人工知能)」や「IoT (Internet of Things)」および「ビッグデータ」に代表される技術革新により、情報化とグローバル化が急激に進展し、加速度的に社会が変化していく中で、サイバー空間と現実世界とが密接に接合する「サイバー・フィジカル」な社会 (Society 5.0) に内在する複雑な社会問題に対応できる人材が求められている。

本学はその時代の社会の変化に応じた教育組織の設置と研究体制の改革を行ってきた。その上で、長年にわたって蓄積されたこれまでの教育研究の実績に立脚し、幅広い視野からグローバルなサイバー・フィジカル社会に内在する諸問題を解明し、解決策を提案し、かつ実行するための国際的な標準となり得る制度や規範を提言し、協働により実現させる実行力を備えた人材を輩出すべく、2019年に国際情報学部を創設した。

国際情報学部では、情報学に関する理論と、情報に関連する法律・規範に関する理論、およびサイバー・フィジカル社会における諸現象にかかる教育研究を実施している。情報システムがインフラ化し、高度に運用される社会においては、それを制御する法体系が不可欠である。しかし、世界のどの国も満足な法体系とそれを実装面で担保する情報技術を得られていない。そのような現状において、社会に生起する複雑な事象や問題を解明し解決するためには、情報学と法学の統合が不可欠である。これを実現するために同学部においては、情報基盤を含む情報学と情報法の学修を踏まえ、専門分野における知識や技術修得に加え、社会でその能力を発揮するために欠かせない高い倫理観や異文化理解力、およびコミュニケーション能力の修得に向けた教育研究を展開している。このように同学部では、学問領域を横断的に学修し、かつ産業界との連携による実際的な教育および研究を行うことで即戦力となる人材を育成できる教育体系を構築した。

一方で企業や官公庁の現場では、情報技術の進化に伴い、社会に受容される新たな情報サービスや情報政策を実現できる人材の確保が急務であり、そのような人材の育成には、同学部での教育のみならず、既に社会で活躍する社会人への再教育も必要であると考えられる。

このような状況の中で本学は、同学部の上に、社会人の再教育を主とする国際情報研究科を創設する。本研究科は単に情報と法律の知識を学際的に授けるだけではなく、未だ統合されずにいる膨大な情報の知見、法律の知見を結びつけ、新たな研究手法を確立し、それを世に問うことのできる人材を輩出することを目的としている。これを一言で、「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」と表現したい。

もっとも情報学と法学の統合は極めて新しい試みゆえに、現有教員の手により統合を成し遂げて新しい分野を拡充するための速度と射程には限りがある。したがって、統合そのものを実行できる素養を備えた人材の育成と確保が喫緊の課題であり、そのミッションの遂行は現代社会で解決困難と考えられている諸課題に取り組み、かつ解きほぐし

ていくことにも有用であると考える。

また、昨今の産業界および官公庁ではAIの利活用が注目を集めており、AI関連研究も本研究科の主要な研究領域である。単にAIの技術を洗練させ、人間の代替業務を行なわせるような研究だけではなく、社会に浸透したAIシステムがたとえば命の選択をしなければならない状況に陥ったときにどう振る舞わせるべきか等についても、最先端かつ実証的なELSI (Ethical, Legal and Social Implications) 研究を行い世に公表することで、研究機関としての意義を確立し社会に貢献する。STEM(Science, Technology, Engineering, Mathematics)などの情報教育がエンジンであるならば、それを適切にステアリングするためのELSIも同時に教育研究していく。

これらの状況を背景として、国際情報学部での教育研究活動を昇華し、産業界および官公庁とも連携し、その人材育成要請に応えた高度な教育および研究を遂行するために、国際情報研究科設置は必須である。

(2) 教育研究の目的と養成する人材像

現代社会において生じる諸問題には、その円滑な運用や問題を解決するための体系が整えられてきた。法学や経済学がその典型例である。現在では、情報技術が個人や組織に強い影響を及ぼす圧倒的なインフラになりつつあるにも拘わらず、それをコントロールする知識体系が未熟である。情報技術の熟練者は多いが、これを社会インフラとして認識し、よりよい社会を実現するために情報技術のグランドデザインを描ける人材はほとんど皆無と言ってよい。本研究科はそのような人材を、「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材として輩出する。

【研究科の教育研究上の目的等】 (中央大学大学院学則第四条の五 抜粋)

七 国際情報研究科 情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

(3) 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) と教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

本研究科では、学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を以下のように定める。

【養成する人材像】

国際情報研究科では、本学の建学の精神「**實地應用ノ素ヲ養フ**」に基づき、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成します。

【修了するにあたって備えるべき知識・能力】

国際情報研究科では、所定の教育課程を修め、以下のような知識・能力を身につけた者に対し、修士 (国際情報) の学位を授与します。

- ①情報基盤を含む情報学と情報法の専門分野に関する社会課題に対し、具体的な解決策を提示するための方法論を十全に使いこなし、かつ実際に問題を解決することができる。
- ②情報基盤を含む情報学と情報法の理論および研究手法を昇華・統合し、かつ問題解決の新たな方法論を導き出すことができる。
- ③同専門分野に関する深い学識を有し、資料を収集、分析し、かつ高度の専門性を有した問題解決や研究成果を示すことができる。

本研究科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のよう
に定める。

【カリキュラムの基本構成】

国際情報研究科では、情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する
人材を養成するため、以下の点を踏まえて教育課程を編成します。

専門共通科目：

「ベースライン科目」において、情報学または法学の基盤知識を有さない学生を想
定し、様々な基礎的素養を持つ学生に共通の知識基盤を構築し、「グローバル・コミュ
ニケーション科目」によって幅広く深い学識の涵養を図り、1～2年次にかけて行わ
れる情報学と法学の知的統合を円滑に達成します。

専門分野科目：

情報学と法学の専門性を高め統合させるために、「AI・データサイエンス」「社会デ
ザイン・社会実装」「情報法」の3分野の科目をバランスよく配置します。学生は自身
の情報学と法学の専門的素養を踏まえて、主分野を決めた上で受講することにより、
情報学と法学の知的統合に結び付けます。

研究指導科目：

指導教員と相談の上、「国際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ」で「修士論文」又は「特定課
題研究論文」のいずれかを選択します。それに連動して、専門分野科目を履修するこ
とで得られた専門的知識を前提として、「国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ」においては、
研究テーマの選択方法、研究調査方法などを、それぞれ専門性の異なる指導教員、副
指導教員による複数指導体制により修得します。これらの研究指導により、情報学と
法学の知的統合を達成の上、成果を修士論文又は特定課題研究論文として結実させま
す。

【カリキュラムの体系性】

国際情報研究科では、以下の点を踏まえて学生が段階的に能力の伸長が図れるよう、
教育体系を整えています。

1年次：

専門共通科目を通じて情報学と法学の知識基盤を構築し、専門分野科目および「国
際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ」の受講により、自身の研究テーマを選択し、関連する専門

知識を修得する。

2年次：

専門分野科目を履修することで得られた高度な学際性と専門性を前提に「国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ」において、研究テーマの選択方法、研究調査方法などを、それぞれ専門性の異なる指導教員、副指導教員による複数指導により修得し、修士論文又は特定課題研究論文の作成を通じて、情報学と法学の知的統合を達成する。

また、資料1のとおり、本研究科の教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの双方を体现する課程となっており、これらの相関によって、本研究科が養成しようとする人材の輩出を実現するものである。

(4) 研究対象とする中心的な研究分野

本研究科が研究対象とする中心的な研究分野は、情報の理論及び技術などの情報基盤(情報学)、またサイバー・フィジカル社会が進展する過程において、それらの技術を社会実装するために必要となる規範に関する情報法(法学)であり、その統合が研究科としてのミッションである。

なお、本研究科における情報基盤分野は、情報技術、情報工学、および情報コミュニケーションなどの情報学に関する横断的な分野を扱い、情報法分野では、法律学、法規規範、およびグローバルな社会規範を包含する情報規範といった情報社会における法学適用の実践的な分野を扱う。両分野は単独で教育研究を進めるのではなく、分野横断的な教育研究を行うことに本研究科の価値がある。

(5) 修了後の進路・人材需要の見通し

本研究科は、高度の専門的職業人の養成に重点を置き、様々な組織、企業、官公庁、および社会全般において情報技術を社会インフラとして認識し、かつよりよい社会を実現するために「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を輩出する。

具体的な進路として、グローバルICT企業、シンクタンク、コンサルティングファーム、国連やOECDやJICAなど国際機関、および官公庁などを想定する。

これらの機関では、社会のグランドデザインを描ける人材のニーズが急速に高まっており、2021年4月の東京都デジタルサービス局や同年9月のデジタル庁の設置に端を発する、ICT職やデジタル区分での職員採用の動きはその最たるものである。国政・都政による社会全体のデジタル化に向けた取組に加え、2020年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、民間企業においてもデジタル化・DXの推進の動きが広がりを見せていることは言うまでもない。

このような状況から、「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材は、今後さらに社会で必要とされていく見通しである。

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

本研究科は、国際情報学部を基礎とし、その教育を通じて得られた知見を活かし、情報学と法学を統合した知見と技法が求められる職場を担う能力を持った人材養成を目的としており、社会人の再教育を中心とした修士課程で開始する。

博士課程については、修士課程の成果を踏まえつつ、検討を行う計画である。

3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科は、「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材の養成を目的とし、国境を越えた情報社会に関する諸問題の解決を目指す研究科である。よって、名称を「国際情報研究科」とする。英文名称については、単に「情報」を扱うのではなく、それらの理論や技術を広く社会に実装するための教育研究を行うことから、「Graduate School of Global Informatics / Global Informatics Course」とする。

研究科名称

国際情報研究科 / Graduate School of Global Informatics

専攻名称

国際情報専攻 / Global Informatics Course

取得学位の名称

修士 (国際情報) / Master of Global Informatics

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科の教育課程では、

①人と人を繋ぐ情報技術や情報コミュニケーション等のICT情報基盤素養からなる情報学、および

②法規範のみならずグローバルな社会規範も包含した情報規範としての情報法の高い専門性を学び、これらを統合した視点からの解決策やその実装を可能とする能力の養成を主眼としている。先述のとおり、現代の情報社会においては情報と法律の知見を併せ持つ人材の確保は急務であり、それを実現するための情報学と法学を統合する授業科目の構成こそが最大の特色である。

中央教育審議会「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（平成17年）では、修士課程の目的・役割は「幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う」ことであると示されている。

「幅広く深い学識の涵養」については、情報学および情報法という2つの観点から現代の情報社会が抱える課題を多面的に捉えるための知見を教授する「専門分野科目」によって実現し、「研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した

能力」については、「研究指導科目」において複数指導体制を敷くことによって情報と法律の双方の視点からの研究指導を担保し、学際的な視点が求められる情報社会を牽引する能力を醸成することで、これを実現する。

「専門分野科目」においては、情報学と法学の専門性を高めて統合させるために、「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」の3つの分野の科目をバランスよく配置する。学生は自身の情報学または法学の専門的素養を踏まえて主分野を決めて受講することにより、情報学と法学の知的統合に結び付ける。

「研究指導科目」は、それぞれ専門の異なる指導教員、副指導教員による複数指導体制で運営される。本研究科の学生は「修士論文」執筆による修了を原則とするが、指導教員と相談の上、「国際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ」で特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究論文」という）の完成を目指した研究を選択することも可能とする。それを踏まえて、「専門分野科目」を履修することで得られた専門的知識を前提として、「国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ」において、研究テーマの選択方法、研究調査方法などを修得し、情報学と法学の知的統合を達成の上、成果を修士論文又は特定課題研究論文として結実させる。

「専門共通科目」では、「専門分野科目」および「研究指導科目」における学修がより円滑に進むように科目を配置した。本研究科入学までの学士課程での学修や職務経験に鑑みて、それぞれの学生が有する情報学または法学の基盤知識に大幅な格差があることも想定し、「ベースライン」分野の科目において、様々なバックグラウンドを持つ学生に共通の知識基盤を構築する。また「グローバル・コミュニケーション」分野の科目によって、幅広く深い学識の涵養を図る。これらによって、情報学と法学の知的統合を円滑に達成する素地を準備する。

なお、カリキュラム・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの相関については、先述のとおりである。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

本研究科を修了するにあたって備えるべき知識・能力を学生が十分に修得できるように、入学定員を25名に抑えることで、少人数を重視した教育手法により、多様な視点からの知識の修得や、思考力および課題解決能力の向上を図る。

学生は、指導教員を入学選考時に仮決定し、入学時の4月にオリエンテーションを踏まえて決定する。本研究科は情報学および情報法を柱とする、分野横断領域を研究対象とする研究科である。したがって、複数の分野から研究指導を行う体制を構築する。学生はまず、主たる研究分野を決め、指導教員の研究指導を受ける。それに加え、指導教員とは異なる分野に所属する副指導教員を置くことで、学際的視点と議論の多様性を担保する。学生は、原則として「修士論文」を完成させなければならないが、入学後に指導教員と相談の上、「特定課題研究論文」を選択することも可能とする。副指導教員の

決定は、入学時に学生の研究テーマに合わせて選定し、研究科委員会で決定する。研究指導科目である「国際情報学研究指導Ⅰ～Ⅳ」は、指導教員、副指導教員による複数指導体制で運営する。また、論文中間発表会を催すことで、全教員が指導と進捗状況の確認を行う機会を確保する。このように、複数教員による指導体制と研究科全体での取組により、本研究科の修了によって授与される学位の質を担保する。

なお、修了までのスケジュールは資料2のとおりである。

(2) 修了要件設定の考え方

「修士論文」で修了する学生は、「専門共通科目」から8単位以上、「専門分野科目」の「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」3分野のうち、学生自身が選択した主分野から8単位以上、当該分野以外から6単位以上、「研究指導科目」から8単位の計30単位以上を修得し、「修士論文」の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

「特定課題研究論文」で修了する学生は、「専門共通科目」中、「ベースライン」から8単位以上、「グローバル・コミュニケーション」から4単位以上、「専門分野科目」の「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」3分野のうち、学生自身が選択した主分野から10単位以上、当該分野以外から10単位以上、「研究指導科目」から8単位の計40単位以上を修得し、「特定課題研究論文」の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

なお、修了に至るまでの履修モデルは資料3のとおりである。

(3) 年間登録上限（CAP制）の考え方

本研究科入学生の多くは、社会人を想定しているが、授業科目は平日夜間と土曜日に開講し、また一部メディア授業の活用も検討されることから、年間20単位程度の履修の場合は働きながらも十分な学修時間の確保が見込め、単位修得はそれほど困難ではない。また2年次は、修士論文又は特定課題研究論文の作成が本格化することから、1年目より少なめの科目履修が望ましい。以上のことから、履修科目の年間登録上限（CAP制）は設けないものの、1年目に20単位以上修得し、2年目は履修単位数を抑えられるよう、指導教授による履修指導やガイダンス等を通じた指導を行う。

(4) 学位論文作成に関する研究活動に対する単位数の妥当性

研究指導に係る授業科目の学修時間については、1回2時間の授業時間を14回行うこととしているが、各回において4～5時間の予復習を求めるため、半期2単位として妥当な科目である。研究指導に係る各科目の概要及び単位認定基準は以下のとおりである。

1年次前期「国際情報学研究指導Ⅰ」

- ・研究指導計画を作成し、修士論文または特定課題研究論文（以下、修士論文等と表記する）のどちらで修了するかを指導。
- ・専門知識、分析能力の養成と研究分野における先行研究の指導。

- ・指導教員と異なる分野を専門とする副指導教員を置き、学際的視点を養成。
- [単位認定の基準]：研究を進めるうえで必要な専門知識、分析能力を培い、先行研究の内容や課題について理解していると判断されること。

1年次後期「国際情報学研究指導Ⅱ」

- ・研究テーマの設定についての指導。
- ・文献の収集と分析視点についての指導。

[単位認定の基準]：修士論文等として取り組む研究テーマを設定し、テーマに沿った文献や判例等の資料を収集し、分析の視点を設定していると判断されること。

2年次前期「国際情報学研究指導Ⅲ」

- ・修士論文等の完成に至る研究計画の立案について指導。
- ・修士論文等全体の構成について指導。
- ・中間発表会に向けた指導。

[単位認定の基準]：修士論文等の構成が確定され、かつ、7、8割程度、執筆がなされていること。

2年次後期「国際情報学研究指導Ⅳ」

- ・修士論文等の完成及び最終審査に向けて、問題意識、論理構成、結論の整合性・妥当性について指導。
- ・中間発表会で受けた指摘の解決方法について指導。
- ・修士論文等提出後の口述試験の準備。

[単位認定の基準]：修士論文等を完成させ、提出されていること

(5) 学位論文審査体制・評価の基準の公表方法

本研究科は、情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する人材を養成することを目的としており、修士論文又は特定課題研究論文の審査においては、情報学系の成果であっても法学系の視点からの意義を評価すること、また、法学系の成果であっても情報学系の視点からの評価が必要となる。そのため、それぞれに専門を置く教員が連携して大学院生の研究指導に当たる複数指導体制が特徴の一つである。

修士号の学位論文審査にあたっては、情報学系と法学系を専門とする教員をそれぞれ1名以上含む合計3名以上の教員が担当し、ディプロマ・ポリシー及び修士論文等に係る評価の基準に照らして、情報学及び法学の総合的な観点から学位授与の判定にあたる。修士論文等に係る評価の基準については、研究科委員会において定め、入学時に配付する履修要項に掲載することで、修士論文等の構想を練り始める初期の段階から、これを念頭に置いた学修や論文執筆ができるようにする。あわせて、中央大学公式 Web サイトに掲出することで、学外への公表も行う。

学位授与のプロセスは次のとおりである。研究指導を受け、所定の単位を修得する見込みのある者が、中央大学学位規則第5条に定める論文の提出を行ったときに、研究科委員会は、指導教員を主査とし、他に2名以上からなる副査を指名する。指名に当たっては、審査の専門

性と客観性を担保できることを念頭に置き、論文に最も専門に近い教員 1 名、他の領域から 1 名を必ず含むものとする。学位論文の審査及び学力の確認は、主査・副査による論文審査が行われた後、最終試験(口述試験)を実施して行う。

最終試験に合格した者に対しては、構成員の過半数が出席する研究科委員会において、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を得ることで、学位授与を決定する。審査結果については、遅滞なく学長へ報告を行う。

学位論文については、電子データ化し、国際情報学部図書室にて、閲覧可能とする。

(6) 研究の倫理審査体制

本学では、研究活動における不正行為及び公的研究費の不適正な使用を防止するため、文部科学省が定めるガイドラインに基づく取組を推進しており、次のとおり研究倫理に関する規程を制定し、研究活動における倫理意識の向上に取り組んでいる。

まず、研究活動上の不正行為防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応について、必要な事項を定め、本学における研究倫理の向上を促進することを目的とした「中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程」(資料4)を制定している。本規程では、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、学長を統括責任者とし、学部長や研究科委員長等本学研究機関の長を、当該機関における研究倫理向上及び研究活動上の不正行為防止等に関する権限と責任を持ち、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる研究倫理教育責任者と定めている。また、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応を行うために、研究倫理委員会を設置し、①研究倫理の向上についての研究者等に対する研修及び教育の企画及び実施に関する事項、②機関における研究データの保存・管理・開示等に関する事項、③「研究者の行動規範」の策定及び改定に関する事項、④学生への研究倫理教育の実施に関する事項、⑤研究活動上の不正行為の調査に関する事項等、を主な審議事項としている。

加えて、「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」(資料5)を制定し、研究者が遵守すべき基本姿勢を示すとともに安全性及び倫理的妥当性を確保するために必要な事項を定めている。あわせて、この規程に基づいた研究が適正かつ円滑に実施されるよう、「中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程」(資料6)を定め、研究の実施計画等の適否その他の事項について審査を行うこととしている。

また、公的研究費については、不適正に使用されることのない環境を整備し、本学における研究の促進を目的とした「中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程」(資料7)を制定し、適正な管理を行い、不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外から公的研究費に係る通報を受けた場合に適切に取り扱うことのできる体制を構築している。

6. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科を修了するためには、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「特定課題研究論文」という）の審査及び最終試験に合格する必要がある。

本研究科の学生は、修士論文の執筆による修了を原則とするが、入学後、4月上旬開催のオリエンテーションを経た後に、指導教員と相談の上、特定課題研究論文による修了も可能とする。

特定課題研究論文を選択した学生は、修士論文に取り組む学生と同様に、指導教員による履修指導を受け、履修モデルを参考としつつ履修科目を決定することとしている。また、特定課題研究論文の指導についても、複数教員による研究指導体制とすることで、修士の学位を授与するにふさわしい教育水準を確保する。

修士論文は自らが設定するテーマについて、先行研究を踏まえた上で独自の仮説を立ててその理論的・実証的分析を行い学術的な貢献を目指すものである一方、特定課題研究論文は、サイバー・フィジカル社会における実務的・実践的な課題に対して、データ分析や事例研究を行い、解決策を立案するものである。

特定課題研究論文の作成にあたっては、

- (1) 実務的・実践的な課題を分析し評価する能力
- (2) 実務的・実践的な課題を解決するための企画・立案能力
- (3) 説得力のある論文を作成するための構成力および表現力

が要求されることから、特定課題研究論文は、修士論文に相当する価値をもつものである。審査については、修士論文、特定課題研究論文ともに審査委員会を設け、ディプロマ・ポリシー及び修士論文等に係る評価の基準に基づき、論文審査および最終試験（口述試験）により審査を行い、審査結果を研究科委員会で審議の上、合否を判定する。

7. 基礎となる学部との関係

本研究科は、2019年に開設された国際情報学部を基礎とし、情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する人材を養成する研究科である。国際情報学部で得られた学際的知見を積極的に活用して研究科での教育を行い、そこで得られた知見を学部にも還元するマネジメントを確立する。これが機能することによって、学部の価値と研究科の価値の両方を高める相乗効果を狙う。

国際情報学部では、情報基盤・情報法・グローバル教養の3つの分野を教育の柱に据えているが、本研究科ではより高度な専門的知見の教授の観点から、情報学と法学の2つの分野を専門領域とし、それぞれの分野の連携をより緊密にして高度な教育と研究を実施する。

国際情報学部と本研究科の間における、教育研究の柱となる領域（分野）のつながりについての関係図は資料8のとおりである。

8. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学大学院では、中央大学大学院学則第33条第2項において「研究科委員会が特に必要と認める場合には、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができるものとする。」、同第34条第4項において「各研究科の授業科目のうち、多様なメディアを高度に利用して行う授業科目及び履修方法等は、各研究科委員会が別に定める。」と規定している。本研究科ではこれらの規定に基づき、「研究指導科目」を除く一部の科目において多様なメディアを高度に利用した授業を行う。

本学では、インターネット回線を利用したWEB会議システムの包括契約を締結しており、全学生及び教職員が当該システムのアカウントを保有している。当該システムでは、教員及び学生双方の映像と音声と同時に双方向で送受信することができ、かつ、双方が持つ端末の画面共有機能も有している。本研究科に所属する教員及び学生にも当該システムのアカウントを付与し、当該システムを活用することで、平成13年文部科学省告示第51号の定める「通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」で、「同時かつ双方向に行われるもの」の要件を満たす。

また、本学では、全学授業支援システムを導入しており、各科目の担当教員及び履修学生が当該システムを通じて教材やレポート等の授受や、授業終了後の文字情報による質疑、履修学生間の文字情報による意見交換等を日常的に行っている。本研究科においても当該システムを活用することで、平成13年文部科学省告示第51号の定める「当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの」や「当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの」の要件を満たす。

上述の両システムの複合的な活用により、授業を行う教室と同等の学修環境が担保されることを前提に、各学生にとって利便性の良い環境での学修の機会提供を実現する。

9. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科は、先述のとおり社会人の再教育に主眼を置いており、後述のとおり入試形態別の募集定員も社会人特別入学試験を最も大きく設定している。そのため、本研究科に入学する社会人学生への履修上の配慮として、大学院設置基準第14条及び中央大学大学院学則第33条の2に定める教育方法を実施する。なお、本教育方法は、社会人特別入学試験以外の、一般入学試験や学内選考入学試験によって入学する学生にも適用する。

ア 修業年限

中央大学大学院学則第3条において修士課程の標準修業年限を2年と定めており、また、同第18条第1項において修士課程に在学できる年数の限度を4年と定めている。

イ 履修指導及び研究指導の方法

各学生の状況や学修・研究の方針をもとに、履修モデルや本研究科の修了要件等と照らし、指導教授と相談しながら履修計画を立てる体制を構築する。

ウ 授業の実施方法

本研究科の設置科目は、原則として平日夜間（6限：18時50分～20時30分）及び土曜日（1～6限：9時～20時30分）に授業を開講する。

エ 教員の負担の程度

本研究科の授業担当教員の各期の担当コマ数は、研究指導科目である「国際情報学研究指導Ⅰ～Ⅳ」及びオムニバス科目を除いて1コマであり、一部の教員への負担の大きな偏りは認められない。他方で、本研究科の授業担当教員は全て、本研究科の基礎となる学部国際情報学部に所属しており、当該学部の授業も担当しているため、本研究科開設後は、当該学部での授業負担も勘案する。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本研究科が設置される市ヶ谷田町キャンパスには、既に国際情報学部図書室が整備されており、本研究科の学生も本図書室を利用する。本図書室は原則として、平日・土曜日は22時まで開室しており、夜間の授業後にも図書室を利用できる体制が整っている。

また、本キャンパスは原則として、平日・土曜日は23時まで開館しており、情報処理機器が設置された教室も利用可能である。

本研究科の事務組織についても、その窓口を本キャンパス内に置き、開室時間を授業開講時間に合わせて設定することで、学生及び教員の研究・教育を支える体制を整える。

カ 入学者選抜の概要

後述のとおり、本研究科の入学者選抜は、一般入学試験、学内選考入学試験及び社会人特別入学試験によって実施する。いずれの入学者選抜においても、その審査は工学系の学位を持つ教員と法学系の学位を持つ教員が担当し、「情報学」と「法学」に関する知識・関心について複眼的に審査する体制を担保することで、入学者受け入れの方針に沿った学生の受け入れを実現する。

10. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科では、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定める。

国際情報研究科では、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

- ・グローバル化、IT化が浸透した現代社会に強い興味を持ち、その問題点を法学と情報学の知見を駆使して解決していく志を持つ人
- ・法学と情報学を統合した新しい知の創造を志向する人
- ・論理的かつ明晰な思考能力を持ち、さらにそれを高める意欲を持つ人
- ・修めた学識で社会に持続的にコミットし、そこに貢献しようとする意欲を持つ人以上に基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。
- ・法学、もしくは情報学のいずれか、または両方の学士水準の学識を有している。
- ・学術文献を理解する読解力と思考能力、およびコミュニケーション能力を有している。

(2)選抜方法、選抜体制、選抜基準

本研究科では、以下に記載の入学選抜を実施する。いずれの入学選抜においても、その審査は工学系の学位を持つ教員と法学系の学位を持つ教員が担当し、「情報学」と「法学」に関する知識・関心について複眼的に審査する体制を担保することで、入学受け入れの方針に沿った学生の受け入れを実現する。

①一般入学試験

学士の学位を取得（取得見込みを含む）している者又はこれに準ずる者を対象に、筆答試験と口述試験を実施する。なお、募集人員は5名とする。

②学内選考入学試験

本学学部を卒業見込みの者を対象に、書類審査と口述試験を実施する。なお、募集人員は5名とする。

③社会人特別入学試験

高い研究意欲を有する社会人に対して、一般学生と同様の教育条件のもとで就学の機会を提供し、豊富な社会的体験と深い実務経験を有する社会人の入学が、本研究科の研究と教育にも多大の寄与をもたらすことを狙い、3年以上の実務経験を有する社会人を対象に、筆答試験と口述試験を実施する。また、本学の各機関ですでに連携実績のある企業・機関や、今後連携を促進していく企業・機関等を対象に、所属社員・職員の推薦入学を募る指定機関推薦入学制度を導入し、本研究科での研究を志向する学生を確保するとともに、産官学の連携を促進する副次的効果をも狙う。なお、募集人員は15名とする。

(3) 社会人の受け入れにあたっての方策

本研究科は、社会人の再教育を軸に、情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する高度専門的職業人の養成を目的としており、指導教員は、職業を有している者等が標準修業年限内に修了できるよう、履修計画及び研究計画を立てられるように指導を行う。

授業科目は、社会人学生の勤務状況に配慮し、平日夜間（18時50分～20時30分）と土曜日に開講する。一部科目では多様なメディアを高度に利用した授業方式を採用し、

社会人学生が勤務を続けながら学修可能となるカリキュラムとする。

キャンパスにある国際情報学部図書室は、授業実施期間中の月曜日から土曜日まで、22時まで開室となっており、大学院生用の電子ジャーナルやオンラインデータベース等も備えており、社会人学生の研究を支援する体制を構築している。

(4) 科目等履修生制度

本研究科での研究を希望しながらも、勤務上の制約のある社会人に対しては、本研究科入学に向けたステップとして、科目等履修生制度を用意する。科目等履修生として出願した者を研究科委員会で審査の上、履修可否を決定する。科目等履修生は、自身の都合に合わせて科目選択が可能であり、履修した授業科目の試験に合格した場合は単位が付与される。付与された単位は、本研究科に入学後、修了に必要な単位として、15単位を上限として認定を行う。このことにより、修了に必要な単位のうち、一部の単位の修得を終えて入学できるため、社会人学生の研究活動の時間確保や、入学者確保に対して寄与する。なお、受け入れは若干名とする。

1.1. 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教員組織編制

分野横断領域の本研究科の科目は全て本研究科の専任教員19名が担当する。科目を担当する専任教員が保有する学位は、法学5名、工学3名、総合政策3名、文学3名、学際情報学、理工学、情報理工学、経済学、教育学が各1名であり、本研究科の学際性を担保する体制となっている。なお、研究指導はこのうち博士号を保有する12名が担当する。

本研究科は、社会人の再教育を主眼に置いており、高度専門職業人の養成を目指す。19名の専任教員のうち10名は実務経験を有しており、その経験則に基づく実践的な学修・研究の機会を提供することができる。

表1では、上述の教員配置を主たる担当科目別に記載する。ただし、専門共通科目のベースラインは、複数の教員が担当する科目群であるため記載していない。

表1 主たる担当科目別の教員配置と実務経験・保有する学位（単位：人）

科目区分		職位	教授	准教授	計	実務経験 のある者	博士号 保有者
専門共通 科目	グローバル・ コミュニケーション		2(0)	2(0)	4(0)	1(0)	2(0)
	AI・データサイエンス		2(2)	2(2)	4(4)	2(2)	4(4)
専門分野 科目	社会デザイン・社会実装		4(4)	1(1)	5(5)	3(3)	5(5)
	情報法		4(3)	2(0)	6(3)	4(3)	4(3)
合計			12(9)	7(3)	19(12)	10(8)	15(12)

※研究指導科目「国際情報学研究指導」を担当する人数を()に内数で表示している。

本研究科は、情報学と法学の複合分野を扱う研究科であり、学生の学修・研究のニーズも多岐にわたることが想定される。そのため、各分野においては、教員の研究分野に偏りが出ないように留意して教員を配置しており、学生の学修・研究ニーズを満たす体制を整えている。

表2では、専任教員の主な研究内容を科目群別に記載する。

表2 科目群「専門分野科目」からみる教員の主な研究分野

科目群	研究内容
AI・データサイエンス	STEM、AI、IoT、ビッグデータ、データマイニング、通信プロトコル、ヒューマン・コンピュータ・インタラクション、ユーザー・インターフェース、法令工学、クラウドコンピューティング、Webアプリケーション 等
社会デザイン・社会実装	DX、デジタルイノベーション、サイバーセキュリティ、仮想空間、情報心理学、サブカルチャー、メタバース、デジタルジャーナリズム 等
情報法	ELSI、プライバシー・個人情報、GDPR、知的財産、消費者保護、契約法、不法行為法、CPSの製造物責任、憲法、行政法、競争法、フェイクニュース、サイバー犯罪、ロボット法、Legal Tech 等

(2) 年齢構成

本研究科における専任教員の年齢構成は、「表3 主たる担当科目の完成年度3月31日時点における専任教員の年齢構成」の通りである。これは、専任教員が担当する主たる科目群ごとに完成時、開設時の年齢による教員数を示したものである。ただし、専門共通科目のベースラインは、複数の教員が担当する科目群であるため記載していない。

表3 主たる担当科目別の完成年度3月31日時点における専任教員の年齢構成（単位：人）

科目群		年齢					計
		30-39	40-49	50-59	60-69		
専門共通科目	グローバル・コミュニケーション	-	1(0)	2(0)	1(0)	4(0)	
専門分野科目	AI・データサイエンス	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	4(4)	
	社会デザイン・社会実装	-	1(1)	1(1)	3(3)	5(5)	
	情報法	1(0)	1(0)	2(1)	2(2)	6(3)	
合計		2(1)	4(2)	6(3)	7(6)	19(12)	

※研究指導科目「国際情報学研究指導」を担当する人数を()に内数で表示している。

表3に示すとおり、本研究科の完成年度においては、30-39歳2人、40-49歳4人、50-59歳6人、60-69歳7人、平均年齢54歳となっている。完成年度までに定年に達する教員はいない。「中央大学教員定年規則」を資料9として提示する。

12. 施設・設備等の整備計画

ア 校地の整備計画

本研究科の校地は、市ヶ谷田町キャンパス（東京都新宿区）とする。

本研究科は社会人の再教育に主眼を置いており、入学する社会人学生の多くは、職場を都内に持つことを想定している。本キャンパスの最寄り駅である市ヶ谷駅は、都内主要駅からのアクセスが良く、社会人学生の受け入れに適した所在である。

なお、本キャンパスの敷地は1,495㎡である。

イ 校舎等施設の整備計画

本キャンパスには既に国際情報学部が設置されており、定員20名から200名までの様々な面積の教室や図書室、情報環境、学修スペースも整備されており、入学定員25名の本研究科の授業運営に不都合はない。ただし、本研究科の授業時間割編成にあたっては、国際情報学部の授業との重複を避ける必要があるが、先述のとおり、本研究科は平日夜間（18:50～）と土曜日で編成するため、国際情報学部の授業教室との共用で対応可能である。具体的な施設利用計画は資料10のとおりである。

また、本研究科の学生を受け入れるにあたっての施設の改良計画として、3階小会議室を本研究科の学生の共同研究室に改修し（資料11）、集中して学修・研究を進めることのできる環境を整える。併せて、情報環境の拡充として5階ワークステーションのリプレイスも予定している。

本研究科を担当する教員は全て国際情報学部所属として既に個人研究室を有しており、情報管理等の機密性やプライバシーの確保にも問題はない。

ウ 図書等の資料及び図書館の整備計画

本キャンパスの図書室では、本研究科及び国際情報学部の教育・学修・研究の支援を主たる目的として図書資料や電子コンテンツの提供、レファレンス・サービスなどを始めとする図書館サービスを行う。

主に情報科学や法律分野に関する図書・雑誌を中心に資料収集を行い、開設年度の2023年4月には、約2万1千冊程度を揃える見込である。また、中央大学図書館全体では約250万冊の蔵書があり、このうち上記分野に関する図書は約28万冊で、これら蔵書の大半を本図書室へ取寄せての利用が可能となっている。その他紙媒体の資料以外に、約8万4千タイトルの電子ジャーナル、約86万タイトルの電子書籍、86種類のデータベースが全学的に提供されている。これらの電子コンテンツの多くは、学内からだけでなく自宅などからも閲覧可能となっている。

本図書室は、市ヶ谷田町キャンパスの2階フロア全面を用い開室している。室内は、

書架と閲覧席のある静謐な図書・閲覧スペースと、多人数でのディスカッションなどアクティブな学習ができるラーニング commons の動静半面ずつの空間となっている。図書・閲覧スペースには、個人利用に適した間仕切り付きの閲覧席があり、静かな空間での個人学習が可能である。ラーニング commons には、可動式の机・椅子、ホワイトボードやプロジェクターなどの他、グループ学習向けの個室やリラクゼーションスペースとして利用できるソファや畳の小上がり、メディテーションルーム等を備えている。

- 総面積 634㎡（内訳：図書閲覧スペース331.83㎡／ラーニング commons 173.59㎡／事務スペース 55.70㎡／その他サービススペース（出入口・カウンターなど）34.57㎡／トイレ・廊下など40.75㎡）
- 収容可能冊数 22,368冊
- 閲覧席数 111席（内訳：閲覧席:60席/検索端末機椅子:2席/ラーニング commons :33/ラーニング commons ハイカウンター:4席/グループ学習室:12)
- 利用者用検索端末 2台

所蔵資料概要（2021/12/11時点）

蔵書数総計 18,179冊（和 17,206冊 洋 973冊）

※開設年度（2023年4月）時点での所蔵冊数は、21,000冊程度を予定。

※中央大学図書館全体の蔵書は、約250万冊

逐次刊行物（2021/12/11時点）

未製本雑誌 総計 約6,018冊（和5,273冊 洋745冊）

①継続タイトル 107タイトル 和105タイトル 洋4タイトル

②新聞 10紙 和5紙 洋5紙

電子ジャーナル・電子書籍

情報科学・法学系をはじめ全分野について、全学的に閲覧可能な和洋電子ジャーナル・電子ブックが多数あり、大半は学外からも閲覧が可能となっている。

電子ジャーナル 和書 5,013タイトル 洋書 79,198タイトル

電子書籍 和書 7,128タイトル 洋書 855,183タイトル

データベース

<法律分野の例>

「LLI 判例秘書」、 「Westlaw Japan」等の法令・判例・法律関係文献など法情報データベース

<理工情報分野の例>

「J-DreamIII」、 「Science Direct」、 「ACM Digital Library」等理工・情報学系の

文献情報・記事データベース

<その他の例>

各社新聞記事データベース、辞書・辞典データベース

など86種類（国内 38種類 国外48種類）

1 3. 管理運営

中央大学大学院学則第8条及び第9条に基づき、国際情報研究科に所属する専任の教員をもって国際情報研究科委員会を組織する。研究科委員会は大学院学則第11条の規定により、①学生の入学及び課程の修了に関する事、②学位論文の審査並びに学位の授与に関する事、③その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、について審議し、その意見を学長又は研究科委員長に述べるものとしている。そのほか、学長および研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は、学長および研究科委員長の求めに応じて、意見を述べるができる。

研究科委員会は、原則として毎月1回開催する。また、研究科委員会の下に審議事項等に関連する課題を整理、議論するための研究科内委員会（表4）を設置し、その協議、検討結果を研究科委員会で審議し、決定する。

表4 国際情報研究科における委員会

委員会 (国際情報研究科〇〇委員会)	主な分掌	構成
教務・研究委員会	カリキュラム、授業時間割編成、学籍、成績評価、研究指導 等 教育・研究活動の改善実践、教育研究活動の組織的支援・促進 等 教育活動、研究活動、研究科運営に関する自己点検・評価	研究科委員会 互選委員若干名
入試・広報委員会	入学試験基本方針、広報活動方針、奨学金	研究科委員会 互選委員若干名

1 4. 自己点検・評価

(1) 全学的な取組

本学では、全学的な自己点検・評価システムを平成20年に整備し、毎年、本学の諸活動全般に係る自己点検・評価を実施しており、教育研究をはじめとする諸活動についても、当該システムに基づいて自己点検・評価を行っている。

実施体制としては、自己点検・評価活動の実施・運営に関する基本的な事項について審議決定する「大学評価委員会」の下、その実務を担う「大学評価推進委員会」が中心

となって、「組織別評価委員会」、「分野系評価委員会」における自己点検・評価の内容について検証・調整し、これに「外部評価委員会」による客観的な視点を加え、実施する体制となっている。また、全学的な自己点検・評価活動の推進の支援を学事部企画課が担っている。

自己点検・評価活動により明らかとなった問題点・課題については各組織が改善に努めているほか、全学的な課題として重点的に取り組むべきものを大学評価委員会において「最重要課題」として設定し、これを次年度の事業計画や各組織レベルの行動計画の策定に活用している。さらに、平成30年度からは大学評価委員会より各組織に対して「指定課題」として改善を勧告する仕組みを導入し、成果報告を義務付けることで、内部質保証システムの高度化に努めている。

なお、本学は学校教育法第109条に基づき、政令で定められた期間内に認証評価機関による認証評価を受審しており、平成21年度と平成28年度に公益財団法人大学基準協会の実施する機関別認証評価を受審し、「適合」の認定を得ている。本学では、この認証評価の機会を自己点検・評価結果の客観性を担保するための機会として認識するとともに、平成28年度に認証評価機関から指摘された8項目の努力課題については、その内容を真摯に受け止め、これらの問題点の改善・改革に全学を挙げて取り組んでいる。

(2) 研究科としての取組

国際情報研究科における自己点検・評価の実施体制については、全学組織である大学評価委員会の下に設置される「国際情報研究科組織評価委員会」が担うこととする。自己点検・評価の結果、明らかとなった問題点・課題等について、「国際情報研究科組織評価委員会」における検討を通じて具体的な改善に努める。

15. 情報の公表

本学における教育研究活動等の状況に関する情報の公表は、中央大学公式Webサイトを中心に周知している。このWebサイトは広報室が管理・運用を行い、広報ポリシーの制定からページ構成、情報発信方法、発信する情報カテゴリの適否判断に至るまで、一括管理を行い、大学として一元管理の下、正確かつ迅速な情報発信を行っている。また、学校教育法等に定められた公表事項についても、遺漏なく掲載している。さらに、各学部・専攻・研究科や各種機関等に関する情報提供媒体として、それぞれの機関が発行するガイド類も情報の公表の補完的役割を担っている。下記の項目については、以下のとおり公式Webサイトに掲載している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(建学の精神)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/key_message/

(教育目標)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/principle/educational_goal/

イ 教育研究上の基本組織に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(組織図)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/organigram/>

(全学の設置学部・学科・大学院研究科等2021年5月1日現在)

http://www.chuo-u.ac.jp/media/aboutus/overview/evaluation/result/2021basic_data/basic_data2021_01-01.pdf

ウ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(教職員数)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/head_count/head_count06.html

(各教員が有する学位及び業績)

<http://researchers.chuo-u.ac.jp/>

エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する
こと

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(大学院在籍学生数)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/head_count/head_count02.html

(卒業生数)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/head_count/head_count05.html

(進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(進路・就職データ)

http://www.chuo-u.ac.jp/career/center/employment_data/

オ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(土地・建物(面積))

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/biz_overview/area/

ク 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(学費・入学金)

<http://www.chuo-u.ac.jp/admission/fees/>

(大学院学費一覧(2023年度入試受験生用))

http://www.chuo-u.ac.jp/academics/fees/admission/gschool_new_student/

(学生納付金に関する情報)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/#nouhu

ケ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/#syougakukin

(キャリアサポート)

<http://www.chuo-u.ac.jp/career/>

コ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/

(自己点検・評価活動)

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/self_inspect/

(自己点検・評価結果)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/result/>

(認証評価)

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/overview/evaluation/accreditation/>

サ 大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての基準

http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/public_info/#seika

16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1) ファカルティ・ディベロップメントに係る大学としての体制・基本方針

本学では全学的なファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」という。)を推進する機関として「中央大学FD推進委員会(以下、「FD推進委員会」という。)」を設置している。この委員会は、「中央大学FD推進委員会設置要綱」第三条に基づき、学部長、大学院研究科委員長から互選された者、各教授会および研究科から互選された者、

関連事務室職員等から構成され、全学的なFD活動の企画および実施、各学部および大学院各研究科におけるFDの連絡・調整、FDに関する情報の収集・提供等を行うこととなっている。本学におけるFD活動の前提となる「FDの定義」については、平成26年度にこのFD推進委員会において検討・明文化され、「建学の精神『實地應用ノ素ヲ養フ』を踏まえ、学部・研究科等の教育組織が掲げる学位授与方針等に基づいた教育活動の質をさらに向上させるための教職員が協働して行う組織的な取組。」と定義している。

本学ではこの定義のもと、本学におけるFD活動の活性化に資するよう、年に数度FD推進委員会を開催し、授業評価アンケートや授業参観、シラバスのあり方、全学的な教員研修の企画、各教員の教育手法の向上に資するFD・SD講演会の内容等について検討を行っている。その際には、学部・研究科にそれぞれ設置されたFDに関する委員会を通じて情報を共有し、教育の特性や独自性に配慮しながらFD活動の方向性の共有にも努めている。

加えて、大学院においては、中央大学大学院FD推進委員会を設置し、研究指導を始めとする大学院特有の教育活動に関するFDについて、各研究科の取組の連絡・調整を図っている。

2) 本研究科の実施内容

本研究科のFD活動は、研究科内に設置する委員会がその企画・立案および運用を担う。現時点で想定しているFDに資する具体的な取組として、①研究状況・授業等に関するアンケートの実施、②教員相互の授業参観の実施が挙げられる。

①研究状況・授業等に関するアンケート

毎年度末に「研究状況・授業等に関するアンケート」を実施し、学生の研究状況の把握に努め、広く学生の意見を求めている。

②教員相互の授業参観

各教員が担当する授業や論文指導の方法等について、各教員の意思を確認した上で積極的に他の教員にも公開することで、各自の授業や論文指導に役立てる。

そのほか、中央大学大学院FD推進委員会を通じて、既設研究科におけるFDに資する取組の最新の好事例を参照し、具体的な取組を企画・実施する。

(2) 管理運営に必要な教職員への研修等

本学におけるスタッフ・ディベロップメント（以下、「SD」という。）としては、現在のところ専任職員を対象としたものを中心として実施している状況であり、大学の管理運営を担うマネジメント層においては日常の業務執行を通じての取組が主となっている。専任教職員を対象としたFD・SD講演会を実施している他、職員研修制度を職員の能力の向上及び資質の啓発に資するものとして位置づけており、次の3種類の研修制度を設けて人材の育成や個々の職員の資質向上にあたる。

1) 資格別研修

資格別研修は、人事部長が職員に対し、当該職員が格付けられた職能資格における基準を充足し、又は将来的に当該職能資格の上位資格の基準を充足するために行う研修で

ある。資格別研修は4つの階層で構成され、①書記資格（入職1年目から入職3年目を対象）の研修では、主にチームワークやコミュニケーション能力の向上を目的とし、自己理解および他者理解を通じて、組織の一員として働く上での基本マインドを醸成している。②副主事資格（入職4年目と入職8年目の中堅職員を対象）の研修では、キャリア能力開発とプロジェクト・マネジメント（実践型課題解決プログラム）を実施し、広く深い視野で物事を捉え、培った経験や知識を活かしながら、他者と協働して目的を達成するための思考力や実践力を鍛えている。③主事資格（監督職対象）および④副参事・参事資格（管理職対象）の研修では、部下の意欲・能力を引き出し、組織を活性化するためのマネジメントスキルを習得することを目的とし、個々の潜在能力を引き出す育成力を養っている。各研修は年に1回開催し、対象者については参加を必須としている。

2) 目的別研修

目的別研修は、人事部長が職員に対し、本学における管理運営、教育研究活動その他本学が行う事業に関する専門的知識を修得するために行う研修である。主に、外部機関主催の研修への派遣、人事部が立案・主催して実施する研修の2種類がある。

派遣研修先は研修実施年度により異なるが、主として、①一般社団法人私立大学連盟主催研修、②公益社団法人私立大学情報教育協会主催研修、③公益財団法人大学セミナーハウス主催研修等があり、参加者および派遣者は学内公募又は人事部の指名により決定している。

なお、人事部が立案・主催する研修は内容に応じて、通知・公募を行っている。近年では、他大学との合同研修を開催し、年次や部門の異なる他大学職員との交流の機会を設けている。研修を通じて、各大学の取組みに見える様々な工夫点や課題点に気づくことで、さらなる視野の広がりを目指している。また、グローバル研修の一環として、英会話講座や英文Eメール講座、短期海外研修を実施している。いずれも異文化コミュニケーションスキルの向上を目的とし、年に1回開催している。語学講座は希望者20名ほどが参加し、対面またはオンラインにて実施している。短期海外研修は、希望者の中から1名を選抜し、約1か月間の語学学校での研修と、参加者自身で設定した研究課題に取り組むプログラムとなっている。

3) 職場研修

職場研修は、部課室長が当該部課室に所属する職員に対し、必要に応じて、同部課室の業務に関し必要な知識、技術その他の能力の向上を図るために、当該部課室において行う研修である。

以上

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料1	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相関.....	2
資料2	修了までの流れについて.....	3
資料3	履修モデル.....	4
資料4	中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程.....	10
資料5	中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程.....	24
資料6	中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程.....	27
資料7	中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程.....	32
資料8	基礎となる学部との関係図.....	39
資料9	中央大学教員定年規則.....	40
資料10	国際情報研究科及び国際情報学部 授業時間割.....	41
資料11	国際情報研究科学生研究室図面.....	43

資料1

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相関

1年次： CP抜粋
 専門共通科目を通じて情報学と法学の知識基盤を構築し、専門分野科目および「国際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ」の受講により、自身の研究テーマを選択し、関連する専門知識を修得する。

2年次： CP抜粋
 専門分野科目を履修することで得られた高度な学際性と専門性を前提に「国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ」において、研究テーマの選択方法、研究調査方法などを、それぞれ専門性の異なる指導教員、副指導教員による複数指導により修得し、修士論文又は特定課題研究論文の作成を通じて、情報学と法学の知的統合を達成する。

専門共通科目： CP抜粋
 「ベースライン科目」において、情報学または法学の基盤知識を有さない学生を想定し、様々な基礎的素養を持つ学生に共通の知識基盤を構築し、「グローバル・コミュニケーション科目」によって幅広く深い学識の涵養を図り、1～2年次にかけて行われる情報学と法学の知的統合を円滑に達成します。

専門分野科目： CP抜粋
 情報学と法学の専門性を高め統合させるために、「AI・データサイエンス」「社会デザイン・社会実装」「情報法」の3分野の科目をバランスよく配置します。学生は自身の情報学と法学の専門的素養を踏まえて主分野を決めた上で受講することにより、情報学と法学の知的統合に結び付けます。

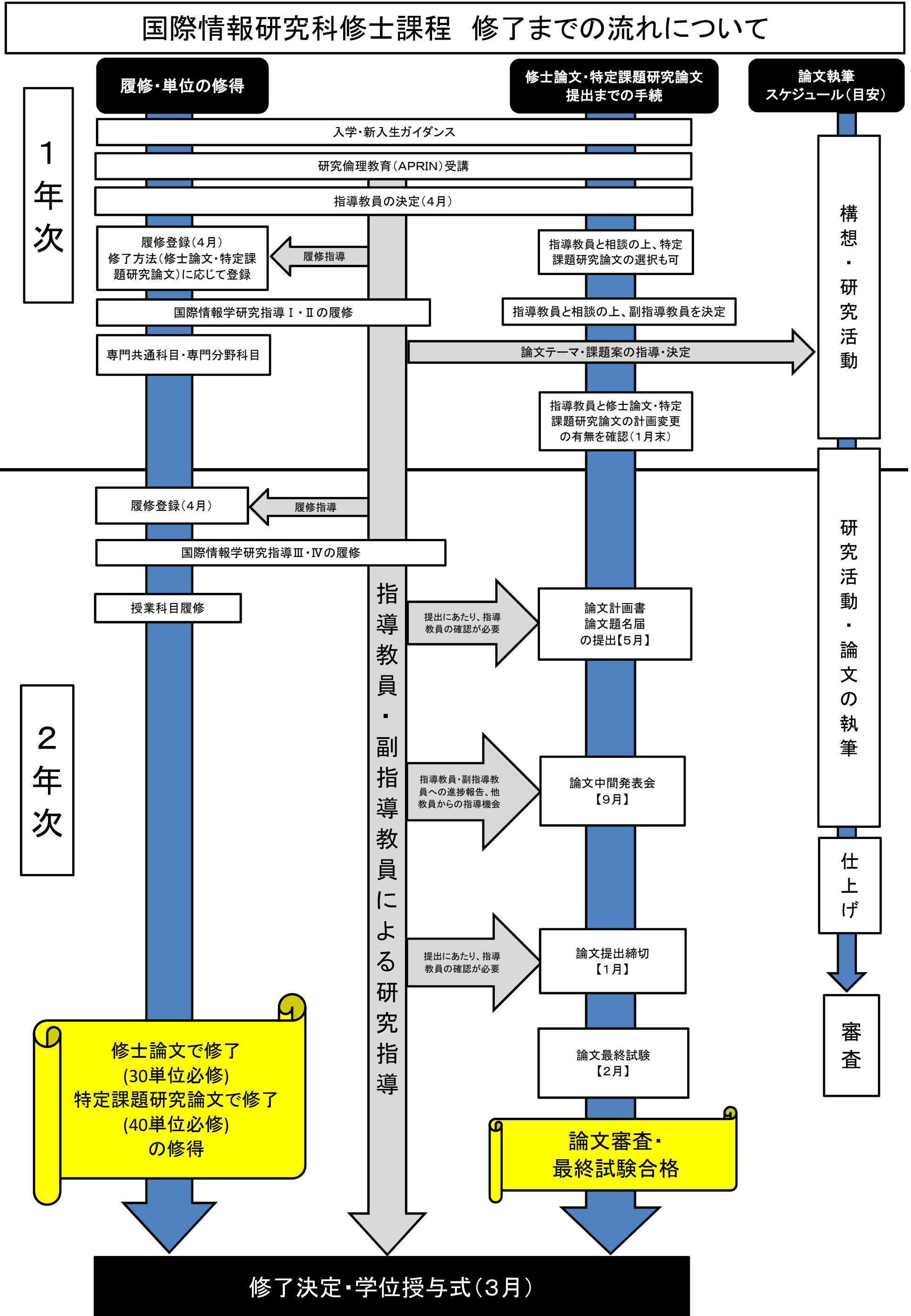
研究指導科目： CP抜粋
 指導教員と相談の上、「国際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ」で「修士論文」又は「特定課題研究論文」のいずれかを選択します。それに連動して、専門分野科目を履修することで得られた専門的知識を前提として、「国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ」においては、研究テーマの選択方法、研究調査方法などを、それぞれ専門性の異なる指導教員、副指導教員による複数指導体制により修得します。これらの研究指導により、情報学と法学の知的統合を達成の上、成果を修士論文又は特定課題研究論文として結実させます。

		1年次	2年次
専門共通科目	ベースライン	研究の計画と遂行 ELSI研究法Ⅰ・Ⅱ 情報基盤研究法 情報法研究法	
	グローバル・コミュニケーション	コミュニケーション特論(1)・(2) 比較文明学特論 哲学特論	
専門分野科目	AI・データサイエンス	HCI特論 データマイニングとAI特論 並列・分散システム特論 法律人工知能特論 国際情報学実践研究(1)	
	社会デザイン・社会実装	情報イノベーション学特論 情報心理学特論 インターネットの技術と文化特論 情報セキュリティ特論 デジタルジャーナリズム特論 国際情報学実践研究(2)	
	情報法	情報公法特論 情報民事法特論 情報刑事法特論 プライバシー情報法特論 ネットワーク情報法特論 AI・ロボット情報法特論 国際情報学実践研究(3)	
研究指導科目		国際情報学研究指導Ⅰ・Ⅱ	国際情報学研究指導Ⅲ・Ⅳ

【養成する人材像】 DP抜粋
 国際情報研究科では、本学の建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に基づき、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成します。

情報基盤を含む情報学と情報法の専門分野に関する社会課題に対し、具体的な解決策を提示するための方法論を十分に使いこなし、かつ実際に問題を解決することができる。	情報基盤を含む情報学と情報法の専門分野の理論および研究手法を昇華・統合し、かつ問題解決の新たな方法論を導き出すことができる。	情報基盤を含む情報学と情報法の専門分野に関する深い学識を有し、資料を収集、分析し、かつ高度の専門性を有した問題解決や研究成果を示すことができる。
DP抜粋	DP抜粋	DP抜粋
○	◎	◎
○	○	
◎	◎	○
◎	◎	○
◎	◎	○
◎	◎	◎

◎：よく当てはまる、○あてはまる



資料3

■履修モデル1-1 専門分野科目の主分野を「AI・データサイエンス」に指定(修士論文で修了)

「AI・データサイエンス」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数	
	前期		後期		前期		後期				
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数			
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報法研究法	2 2				8	8 単 位 以 上	
	グローバル・ コミュニケーション								0		
専門 分野 科目	AI・データサイエンス	○データマイニングとAI特論	2	○並列・分散システム特論	2	○HCI特論	2	○法律人工知能特論	2	8	主 と な る 分 野 か ら 8 単 位 以 上 、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 6 単 位 以 上
	社会デザイン・社会実装	○情報セキュリティ特論	2	○情報心理学特論	2					4	
	情報法			○プライバシー情報法特論	2					2	
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導II	2	◎国際情報学研究指導III	2	◎国際情報学研究指導IV	2	8	8単位	
合計単位数		10		12		4		4	30	30単位以上	

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 AI・IoT関連企業 ロボット関連企業 ネットワークエンジニア 進学(大学院博士後期課程)

■履修モデル1-2 専門分野科目の主分野を「AI・データサイエンス」に指定(特定課題研究論文で修了)

「AI・データサイエンス」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数	
	前期		後期		前期		後期				
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数			
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報法研究法	2 2				8	8単位以上	
	グローバル・ コミュニケーション	○コミュニケーション特論(1)	2	○コミュニケーション特論(2)	2				4	4単位以上	
専門 分野 科目	AI・データサイエンス	○データマイニングとAI特論	2	○並列・分散システム特論	2	○HCI特論 ○国際情報学実践研究(1)	2 2	○法律人工知能特論	2	10	主 と な る 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上 、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上
	社会デザイン・社会実装	○情報セキュリティ特論	2	○情報イノベーション学特論	2	○インターネットの技術と文化特論	2		6		
	情報法					○AI・ロボット情報法特論	2	○プライバシー情報法特論	2	4	
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導II	2	◎国際情報学研究指導III	2	◎国際情報学研究指導IV	2	8	8単位	
合計単位数		12		12		10		6	40	40単位以上	

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 AI・IoT関連企業 ロボット関連企業 ネットワークエンジニア

■履修モデル2-1 専門分野科目の主分野を「社会デザイン・社会実装」に指定(修士論文で修了)

「社会デザイン・社会実装」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数	
	前期		後期		前期		後期				
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数			
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報法研究法	2 2				8	8 単 位 以 上	
	グローバル・ コミュニケーション										
専門 分野 科目	AI・データサイエンス	○HCI特論	2			○データマイニングとAI特論	2		4	主 と な る 分 野 か ら 8 単 位 以 上 、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 6 単 位 以 上	
	社会デザイン・社会実装	○デジタルジャーナリズム特論	2	○情報イノベーション学特論	2	○インターネットの技術と文化特論	2	○情報心理学特論	2		8
	情報法			○ネットワーク情報法特論	2				2		
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導 II	2	◎国際情報学研究指導 III	2	◎国際情報学研究指導 IV	2	8	8単位	
合計単位数		10		10		6		4	30	30単位以上	

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 AI・IoT関連企業 ロボット関連企業 ネットワークエンジニア 進学(大学院博士後期課程)

■履修モデル2-2 専門分野科目の主分野を「社会デザイン・社会実装」に指定(特定課題研究論文で修了)

「社会デザイン・社会実装」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数	
	前期		後期		前期		後期				
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数			
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報基盤研究法	2 2				8	8単位以上	
	グローバル・ コミュニケーション	○比較文明学特論	2	○哲学特論	2				4	4単位以上	
専門 分野 科目	AI・データサイエンス				○データマイニングとAI特論 ○国際情報学実践研究(1)	2 2	○並列・分散システム特論	2	6	主 と なる 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上	
	社会デザイン・社会実装	○デジタルジャーナリズム特論	2	○情報心理学特論	2	○情報セキュリティ特論	2	○情報イノベーション学特論 ○国際情報学実践研究(2)	2 2		10
	情報法	○情報公法特論	2	○プライバシー情報法特論	2				4		
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導 II	2	◎国際情報学研究指導 III	2	◎国際情報学研究指導 IV	2	8	8単位	
合計単位数		12		12		8		8	40	40単位以上	

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 AI・IoT関連企業 ロボット関連企業 ネットワークエンジニア

■履修モデル3-1 専門分野科目の主分野を「情報法」に指定(修士論文で修了)

「情報法」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数
	前期		後期		前期		後期			
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数		
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報基盤研究法	2 2				8	8 単 位 以 上
	グローバル・ コミュニケーション								0	
専門 分野 科目	AI・データサイエンス			○並列・分散システム特論	2	○データマイニングとAI特論	2		4	主 と な る 分 野 か ら 8 単 位 以 上 、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 6 単 位 以 上
	社会デザイン・社会実装	○情報セキュリティ特論	2						2	
	情報法	○AI・ロボット情報法特論	2	○情報刑事法特論	2	○国際情報学実践研究(3)	2	○ネットワーク情報法特論	2	
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導II	2	◎国際情報学研究指導III	2	◎国際情報学研究指導IV	2	8	8単位
合計単位数		10		10		6		4	30	30単位以上

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 ICT関連企業の総務・法務・営業 官公庁(公的部門DX担当・サイバー公安対策) 法務・行政専門職 進学(大学院博士後期課程)

■履修モデル3-2 専門分野科目の主分野を「情報法」に指定(特定課題研究論文で修了)

「情報法」分野を中心に「情報学と法学を統合し、社会のグランドデザインを主導する」人材を育成するモデル

※「◎」は必修科目、「○」は選択科目

	1年次				2年次				区分別 単位数 計	修了に 必要な 単位数
	前期		後期		前期		後期			
	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数	科目名	単 位 数		
専門 共通 科目	ベースライン	◎研究の計画と遂行 ◎ELSI研究法 I	2 2	◎ELSI研究法 II ○情報基盤研究法	2 2				8	8単位以上
	グローバル・ コミュニケーション	○コミュニケーション特論(1)	2	○哲学特論	2				4	4単位以上
専門 分野 科目	AI・データサイエンス			○データマイニングとAI特論	2	○法律人工知能特論	2	2	4	主 と な る 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上 、 そ れ 以 外 の 分 野 か ら 1 0 単 位 以 上
	社会デザイン・社会実装	○情報セキュリティ特論	2	○情報イノベーション学特論	2	○デジタルジャーナリズム特論	2		6	
	情報法	○AI・ロボット情報法特論	2	○プライバシー情報法特論	2	○情報公法特論 ○情報民事法特論	2 2	○ネットワーク情報法特論	2	
研究指導科目	◎国際情報学研究指導I	2	◎国際情報学研究指導 II	2	◎国際情報学研究指導 III	2	◎国際情報学研究指導 IV	2	8	8単位
合計単位数		12		12		10		6	40	40単位以上

想定される出口(進路)
ITコンサルティング企業 法に詳しいAI・ICT技術者 ICT企業のコンプライアンススタッフ マスメディア・インターネットメディア 官公庁(公的部門DX担当・サイバー公安対策)

資料4

中央大学における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応に関する規程

規程第二千六百五十六号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 不正防止のための体制（第四条—第九条）
- 第三章 通報及び相談（第十条—第十三条）
- 第四章 関係者の取扱い（第十四条—第十七条）
- 第五章 事案の調査（第十八条—第三十三条）
- 第六章 研究活動上の不正行為等の認定（第三十四条—第四十条）
- 第七章 認定結果確定後の公表及び措置（第四十一条—第四十六条）
- 第八章 その他（第四十七条）
- 第九章 雑則（第四十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、中央大学（学校法人中央大学に設置の研究所を含む。以下「本大学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、もって本大学における研究倫理の向上を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究活動上の不正行為 研究活動上の不適切な行為であって、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 二 研究者等 学校法人中央大学に雇用されて研究活動に従事している者、本大学の施設や設備を利用して研究に携わる者及び本大学の刊行物等により研究発表等を行う者（以上は学生を含む）
- 三 機関 研究が行われる、大学院・学部・研究所等の本大学の学内機関
- 四 配分機関 本大学に対して、競争的資金等の配分をする学外機関

(研究者等の責務)

第三条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による研究活動上の不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、第一条に定める適正な対応のために、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第二章 不正防止のための体制

(統括責任者)

第四条 学長は、研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関し、本大学を統括する権限と責任を有する統括責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第五条 機関の長は、当該機関における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する権限と責任を持つ研究倫理教育責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 機関の長は、研究倫理教育責任者として、当該機関に所属する研究者等に対し、研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(設置)

第六条 本大学に、研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合における適正な対応を行うため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

(構成)

第七条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、学長が委嘱する。

- 一 学部長及び研究科長で互選した者 二人
- 二 研究科委員長で互選した者 二人
- 三 研究所長で互選した者 二人
- 四 専任教員から学長が指名する者 二人から四人

2 委員長は、委員のうちから学長が指名することによって定める。この場合において、委員長の任期は、当該委員の任期と同一とする。

- 3 委員長は、委員会を招集、主宰及び代表する。
- 4 委員長を補佐し、職務を代行するため、委員の互選により、副委員長一人を置く。
- 5 第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 7 学長は統括責任者として、機関の長は研究倫理教育責任者として、委員会に出席して意見を述べることができる。
- 8 委員会は、必要に応じて、科学研究における行動規範等について専門知識を有する者等第一項に定める者以外の者(外部有識者を含む)に出席を求め、意見を聴くことができる。

(倫理委員会の議事)

第八条 倫理委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 倫理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(倫理委員会の職務)

第九条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 研究倫理の向上についての研究者等に対する研修及び教育の企画及び実施に関する事項

- 二 研究倫理の向上についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項

- 三 機関における研究データの保存・管理・開示等に関する事項

- 四 「研究者の行動規範」の策定及び改定に関する事項

- 五 学生への研究倫理教育の実施に関する事項

- 六 本規程に定める研究者等の研究活動上の不正行為の調査に関する事項

- 七 その他研究倫理に関する事項

- 2 倫理委員会が職務を遂行するにあたっては、関係諸機関と十分な連携を取るものとする。

第三章 通報及び相談

(通報の受付窓口)

第十条 通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学事部学事・社会連携課に受付窓口を置くものとする。

- 2 受付窓口は、研究活動上の不正行為の通報を受け付ける。

- 3 受付窓口は、研究活動上の不正行為に関する相談(研究活動上の不正行為がこれから行われようとしている場合を含む)を受け付ける。

(通報の受付体制)

第十一条 何人も、研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する場合は、書面、ファクシ

ミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 通報を行う者は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容を明示し、かつ、不正とする合理的理由を示さなければならない。
- 3 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネットその他の方法等により、研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、受付窓口はこれを通報に準じて取り扱うことができる。
- 4 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに、学長及び倫理委員会委員長に報告するものとする。学長は、当該通報に係る機関の長等に、その内容を通知するものとする。
- 5 受付窓口は、通報者に対し通報を受け付けた旨を、通知するものとする。

(相談等)

第十二条 何人も、研究活動上の不正行為が行われ又はこれから行われる疑いがあると思料する場合は、受付窓口に対して相談を行うことができる。

- 2 通報の意思を明示しない相談(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)があったときは、受付窓口は、その内容を倫理委員会に報告する。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、学長及び倫理委員会委員長に報告するものとする。
- 4 第三項の報告があったときは、学長又は倫理委員会委員長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(受付にあたっての配慮等)

第十三条 通報の受付に当たっては、受付窓口の職員は、通報者の秘密の遵守その他通報者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前二項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

第四章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第十四条 この規程の実施に関わる全ての者は、その地位において知り得た情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

2 学長及び倫理委員会委員長は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長又は倫理委員会委員長は、当該通報に係る事案が学外に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長又は倫理委員会委員長は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に対し、本規程に定める連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

5 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(通報者の保護義務)

第十五条 本大学に所属する全ての者は、当該通報者に対し、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長及び機関の長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の研究教育・職場等の環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

3 学長及び機関の長は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じなければならない。

4 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(被通報者の保護)

第十六条 本大学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長及び機関の長は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

(悪意に基づく通報)

第十七条 何人も、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報（悪意に基づく通報）を行ってはならない。

2 学長及び機関の長は、本規程の手続きにより悪意に基づく通報であったことが認定された場合は、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じることができる。

3 学長は、前項の措置を講じたときは、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を報告する。

4 前三項の規定は、第十二条に定める相談についても準用する。

第五章 事案の調査

（予備調査委員会）

第十八条 第十一条に基づく通報があった場合又はその他の理由により予備調査の必要が生じた場合は、倫理委員会は速やかに予備調査委員会を設置しなければならない。

2 予備調査委員会は、三人から五人の委員によって構成するものとし、倫理委員会委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3 予備調査委員には、対象事案の研究分野に精通した者を一人以上指名しなければならない。

4 予備調査委員には、必要に応じて本大学に属さない外部有識者を指名することができる。

5 予備調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

7 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査委員会の議事）

第十九条 予備調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 予備調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（予備調査の対象）

第二十条 予備調査委員会は、本調査の可否を判断するために必要な事項について調査を行う。

2 対象事案に係る論文等が既に取り下げられている場合は、取下げに至った経緯及び事情も調査しなければならない。

（本調査の決定等）

第二十一条 予備調査委員会は、設置の日から起算して原則として三十日以内に、予備調査に係る資料等を添えて予備調査結果を倫理委員会に報告する。

- 2 倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。
- 4 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、学長へ報告しなければならない。学長は、速やかに、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。
- 5 倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して通報者に通知する。この場合、通報者等の求めに応じて開示する場合に備えて、予備調査に係る資料を保存するものとする。

(調査委員会の設置)

第二十二条 倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、六人から八人の委員によって構成するものとし、倫理委員会委員長が倫理委員会の議を経て指名する。
- 3 調査委員会の委員の半数以上は、本大学に属さない外部有識者でなければならない。
- 4 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者を含むものとする。
 - 一 倫理委員会の委員長又は倫理委員会の委員
 - 二 対象事案の研究分野に精通した者
 - 三 法律の知識を有する者
- 5 調査委員会には、予備調査委員会の委員を加えることができる。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(調査委員会の議事)

第二十三条 調査委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、第三十二条に定める判定については、出席委員の三分の二の賛成がなければ判定をすることができない。

(本調査の通知)

第二十四条 倫理委員会は、調査委員会を設置するときは、調査委員会委員の氏名及び所属

を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して七日以内に、書面により、倫理委員会に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の任務)

第二十五条 調査委員会は、前条に定める手続き後、直ちに、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、必要に応じて、調査の対象者に対して関係資料その他調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 通報者、被通報者及びその他対象事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第二十六条 本調査の対象は、対象事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第二十七条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、対象事案に係る研究活動に関して、認定結果が確定するまでの間、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 調査委員会は、対象事案に係る研究活動が本大学以外の組織で行われたものである場合は、当該研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該組織に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前二項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはな

らない。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第二十八条 調査委員会は、調査の対象が公表前のデータ、論文又は技術上秘密とすべき情報である場合には、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(本調査中における一時的措置)

第二十九条 学長は、倫理委員会が本調査を行うことを決定したときから倫理委員会の認定結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して、対象事案に係る研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

2 学長は、対象事案に係る配分機関から、被通報者に配分した競争的資金等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(本調査の中間報告)

第三十条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、倫理委員会の議を経て、対象事案に係る配分機関及び関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を配分機関等に報告することができる。

(研究活動上の不正行為の疑惑への説明責任)

第三十一条 調査委員会の本調査において、被通報者が研究活動上の不正行為の不存在を主張する場合には、次の各号に定める事項について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

一 対象事案に係る研究活動が適正な方法及び手続きにのっとり行われたものであること

二 論文等が適正な方法及び手続きにのっとり行われた研究活動の成果を正確に反映したものであること

(判定)

第三十二条 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた資料等を総合的に判断して、研究活動上の不正行為か否かの判定を行うものとする。

(判定の手続)

第三十三条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して百五十日以内に調査報告書を資料を付して倫理委員会に提出する。

2 調査報告書には、次の各号に定める事項を示すものとする。

一 研究活動上の不正行為の存否及びその理由

二 研究活動上の不正行為に関与した者とその関与の程度

三 通報が悪意に基づくものであるか否か

四 その他必要な事項

3 第一項に掲げる期間につき、百五十日以内に調査報告書の提出を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び提出の予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

4 調査委員会は、通報が悪意に基づく旨の判定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

第六章 研究活動上の不正行為等の認定

(認定)

第三十四条 倫理委員会は、調査委員会の調査報告書及び調査によって得られた資料等を総合的に判断して、研究活動上の不正行為か否かの認定を行うものとする。

(認定の手続)

第三十五条 倫理委員会は、調査委員会の調査報告書等に基づき、直ちに認定を行う。

2 倫理委員会は、調査委員会の調査報告書等につき、再調査の必要を認める場合には、再調査及び再調査報告書の提出を命じることができる。

3 倫理委員会は、第一項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に認定結果報告書を資料を付して報告しなければならない。

(認定結果の通知及び報告)

第三十六条 学長は、速やかに、認定結果及び認定結果報告書を通報者、被通報者及び被通報者以外で対象事案に関する調査の対象となった者に通知するものとする。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、認定結果を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく通報との認定結果があった場合は、通報者が本大学以外の組織に所属しているときは、その所属組織にも認定結果を通知する。

(不服申立て)

第三十七条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して十四日以内に、倫理委員会に対して理由を付して認定結果について書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者(被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。)は、その認定について、第一項の例により、不服申立てをすることができる。本不服申立てがあった場合、通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知するものとする。
- 3 倫理委員会は不服申立てに基づき、再判定の可否を判断する。倫理委員会は再判定を行う旨の決定をした場合には、直ちに、調査委員会に再判定を命じるものとする。ただし、倫理委員会は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。
- 4 前項ただし書に定める新たな調査委員は、第二十二條第二項から第五項に準じて指名する。
- 5 倫理委員会は、不服申立てに対して再判定を行う旨の決定後、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 6 学長は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下又は再判定開始の決定をしたときも同様とする。

(再判定)

第三十八條 前條に基づく不服申立てについて、再判定を実施する決定がなされた場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、認定結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再判定に協力することを求めるものとする。

- 2 不服申立人からの協力が得られない旨の報告を受けた場合には、倫理委員会は、認定結果を覆さない旨の判定をすることができる。その場合には、倫理委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再判定のための手続きを開始した場合には、その開始の日から起算して五十日以内に、再判定報告書を資料を付して、倫理委員会へ提出する。ただし五十日以内に再判定報告書の提出ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び提出の予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得るものとする。

(再認定の手続き)

第三十九條 倫理委員会は、調査委員会の再判定報告書等に基づき、直ちに再認定を行う。

- 2 倫理委員会は、再認定が終了したときは、直ちに、学長に再認定結果報告書を資料を付

して報告しなければならない。

(再認定結果の通知及び報告)

第四十条 学長は、速やかに、再認定結果及び再認定結果報告書を通報者、被通報者及び被通報者以外で対象事案に関する調査の対象となった者に通知するものとする。被通報者が本大学以外の組織に所属している場合は、その所属組織にも通知する。

2 学長は、前項の通知に加えて、再認定結果を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 学長は、悪意に基づく通報との再認定結果があった場合は、通報者が本大学以外の組織に所属しているときは、その所属組織にも再認定結果を通知する。悪意に基づく通報との認定結果に関して、悪意に基づかない通報との再認定結果が出された場合も同様とする。

第七章 認定結果確定後の公表及び措置

(公表)

第四十一条 学長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定が確定した場合には、速やかに、認定結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本大学が公表時までに行った措置の内容、倫理委員会及び調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、認定結果を公表しないものとする。ただし、被通報者の名誉を回復する等、公表の必要があると認められる場合には、認定結果を公表することができる。

5 学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、倫理委員会及び調査委員会の委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表することができる。

(研究費の使用中止)

第四十二条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに対象事案に係る研究費の使用中止措置を講じるものとする。

(被認定者への勧告)

第四十三条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を直ちにとることを勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して十四日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を書面により学長に行わなければならない。

3 学長は、被認定者が第一項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(名誉回復措置)

第四十四条 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分に係る措置)

第四十五条 学長は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと確定した場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令又は学内諸規程に従って、必要な措置を講じるものとする。

2 学長は、前項に基づき処分がなされたときは、対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を報告する。

(是正措置等)

第四十六条 倫理委員会は、調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと確定した場合は、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを求めるものとする。

2 学長は、前項の求めに基づき、当該研究活動上の不正行為に関係する機関に対し、是正措置等を講ずることを求める。学長が必要と認めるときは、本大学の全機関に対し是正措置等を講ずることを求めるものとする。

3 学長は、第二項に基づいてとった是正措置等の内容を対象事案に係る配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

第八章 その他

(本大学以外の組織の調査に対する協力)

第四十七条 本大学は、本大学以外の組織の調査等に対する協力を行う。

2 学長は、本大学以外の組織の調査等に係る事案が、機関における研究活動であった場合、本大学以外の組織の要請に応じ、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

第九章 雑則

(事務の所管)

第四十八条 本規程に関する事務は学事部学事・社会連携課が所管する。

附 則

この規程は、平成二十八年五月二十八日から施行する。

改正 平成二九・一〇・九（規程第二千七百二十号）

中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程

規程第二千八百七十一号

(目的)

第一条 この規程は、中央大学（以下「本大学」という。）において人を対象とする研究を実施する際に、研究者が遵守すべき基準を示すとともに安全性及び倫理的妥当性を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第二条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 「個人のデータ・試料等」

個人の氏名、生年月日、性別、思考、行動、個人環境、身体その他の個人のデータ及びヒト由来の試料（血液、体液、組織、細胞、遺伝子又は排泄物等）

二 「人を対象とする研究」

人を直接の対象として個人のデータ・試料等を収集・採取して行われる研究

三 「研究者」

学校法人中央大学に雇用されて研究活動に従事している者及び本大学の施設や設備を利用して研究に携わる者（指導する教員の下で研究に携わる学生を含む）

四 「研究対象者」

人を対象とする研究のために個人のデータ・試料等を提供する者

(基本姿勢)

第三条 人を対象とする研究を行う研究者は、研究対象者の生命の尊厳、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法で、その研究を遂行しなければならない。研究の利益を研究対象者の安全に優先させてはならない。

2 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、法令、所轄庁の告示、学会の指針等及び本大学の諸規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、個人のデータ・試料等を収集・採取するときは、安全な方法で行い、研究対象者に身体的、精神的負担及び苦痛をできる限り与えないようにしなければならない。

4 研究者は、研究の実施に携わる上で知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。

5 研究者は、研究に係る秘密の漏えい等、研究対象者の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに所属機関の長に報告しなければならない。

(研究者の説明責任)

第四条 研究者が個人のデータ・試料等を収集・採取するときは、研究対象者に対して研究目的、研究計画及び研究成果の公表方法等を、事前に説明しなければならない。ただし、研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報を明らかにすることができない場合は、中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）の承認を得て事前に開示しないことができる。この場合において、事後に理由を付したうえで情報を開示しなければならない。

2 研究者は、人を対象とする研究の実施期間において、研究対象者が不利益を受けることなく、いつでも次の各号に掲げる権利を行使できることを事前に説明しなければならない。

一 次条に規定する同意を撤回し、人を対象とする研究への協力を中止する権利

二 当該研究対象者に係る個人のデータ・試料等の開示を求める権利

三 当該研究対象者に係る個人のデータ・試料等の廃棄を求める権利

(インフォームド・コンセント)

第五条 研究者が、個人のデータ・試料等を収集・採取するときは、事前に研究対象者の自由意思に基づく同意を得なければならない。

2 研究対象者からの同意は、書面で行われなければならない。

3 研究対象者からの同意には、研究目的、研究計画、個人のデータ・試料等の収集・採取、保管、利用及び廃棄並びに研究成果の公表の方法等に関わる事項を含む。

4 研究者は、研究対象者が第一項に規定する同意能力がないと判断される場合には、当該研究対象者に代わる者（以下「代諾者」という。）から同意を得なければならない。

5 研究者は、研究対象者又は代諾者からの相談、問合せ又は苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

6 研究者は、研究対象者又は代諾者から当該個人のデータ・試料等の開示を求められたときは、速やかにこれを開示しなければならない。

7 研究者は、研究対象者又は代諾者から当該個人のデータ・試料等の廃棄を求められたときは、速やかにこれを廃棄しなければならない。ただし、既に研究成果として公表している資料及び情報についてはこの限りではない。

8 研究対象者又は代諾者は、いつでも同意を撤回し、人を対象とする研究への協力を中止することができる。

(個人のデータ・試料等の保管、利用及び廃棄)

第六条 研究者は、収集・採取した個人のデータ・試料等について、適切に保管、利用し、

かつ、適切な時期に、適切な方法で廃棄しなければならない。

- 2 研究者は、本大学内の他の研究者又は他の研究機関と共同して研究を実施しようとする場合には、個人のデータ・試料等の収集・採取、保管、利用及び廃棄について、共同して研究を実施する各研究者の役割及び責任を明確にしなければならない。

(第三者への委託)

第七条 研究者が第三者に委託して、個人のデータ・試料等を収集・採取する場合は、本規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

- 2 研究者が収集・取得した個人のデータ・試料等を第三者に委託して整理・分類等をさせる場合についても、前項と同様とする。

(学生が行う研究)

第八条 学生が人を対象とする研究を行う場合は、指導する教員の下で行わなければならない。

- 2 学生が人を対象とする研究を行う場合は、指導する教員が監督責任を負う。

(授業等における収集又は採取)

第九条 教員が、講義、演習、実験又は実習等の教育実施の過程において、研究のために当該授業の履修者から個人のデータ・試料等の提供を求めるときは、履修者からの個人のデータ・試料等の提供の有無を、履修者の成績評価に反映させてはならない。

(謝礼の提供)

第十条 研究者が、研究対象者に対し謝礼を提供する場合、その謝礼は当該研究費の支出基準に基づくものとし、その受け払いについて適切に管理しなければならない。

(研究成果の公表)

第十一条 研究者は、知的財産権の取得等の合理的な理由のために公表に制約がある場合を除き、研究成果を速やかに公表しなければならない。

- 2 研究者は、研究成果の公表にあたり、研究対象者が特定されないよう匿名化しなければならない。ただし、倫理審査委員会が認めた場合はこの限りでない。

(改廃)

第十二条 この規程の改廃は、研究戦略会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、令和二年十二月七日から施行する。

資料6

中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会に関する規程

規程第二千八百七十三号

(目的)

第一条 この規程は、中央大学研究戦略会議規程第八条に基づき、中央大学（以下「本大学」という。）における人を対象とする研究が適正かつ円滑に実施されるよう、審査及びその他必要な措置を講ずることを目的として、中央大学における人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(倫理審査委員会の構成)

第二条 倫理審査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成し、学長が委嘱する。

一 副学長の中から学長が指名する者 一人

二 医学、医療の専門家等、自然科学を専門とする専任教員 若干人

三 倫理学、法律学の専門家等、人文・社会科学を専門とする専任教員 若干人

四 学内外の有識者（専任教員を除く） 若干人

2 前項第二号から第四号までの委員は、研究戦略会議が推薦するものとする。

3 倫理審査委員会は、ジェンダーバランスとダイバーシティを考慮した構成とするものとする。

4 委員長は、第一項第一号の委員をもって充てる。

5 委員長は、倫理審査委員会を招集、主宰及び代表する。

6 委員長を補佐し、職務を代行するため、第一項第二号及び第三号の委員の互選により、副委員長一人を置く。

7 第一項第二号から第四号までの委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

9 倫理審査委員会は、必要に応じて、第一項に定める委員以外の有識者（外部有識者を含む）に出席を求め、意見を聴くことができる。

(倫理審査委員会の審議事項)

第三条 倫理審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

一 人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づく、研究計画の審査に関する事項

二 実施が承認された、人を対象とする研究計画の実施状況の審査に関する事項

三 実施された人を対象とする研究計画に関する事項

四 その他倫理審査委員会が必要と認める事項

2 倫理審査委員会は、前項により審議決定した事項を研究戦略会議に報告する。

(審査の申請の方式)

第四条 研究計画の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、倫理審査委員会が定める「人を対象とする研究倫理審査申請書」（以下「申請書」という。）を委員長に提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる者とする。

一 専任教員

二 学校法人中央大学に雇用されて研究活動に従事している者のうち、本大学における自主的な研究活動の実施を所属機関において認められている者

三 本大学の施設や設備を利用して研究に携わる者のうち、本大学における自主的な研究活動の実施を所属機関において認められている者又は指導する教員の下で本大学において研究活動を実施する学生

3 前項第三号に掲げる者が申請者となる場合は、その研究活動に責任を負う専任教員の承認を要するものとする。

4 申請者は、倫理審査委員会が定める人を対象とする研究に関する倫理教育を受講しなければならない。

(審査の基準)

第五条 倫理審査委員会における審査の基準（以下「審査基準」という。）は、次の各号に基づくものとする。

一 中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程

二 前号以外に、研究戦略会議が審査に必要と認める基準

(研究計画の審査)

第六条 研究計画の審査は、倫理審査委員会が実施する予備審査及び本審査によって行う。

2 倫理審査委員会委員（以下「委員」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該研究計画の予備審査及び本審査に加わることができない。

一 委員が、申請者又は当該研究計画に携わる者である場合

二 委員が、申請者又は当該研究計画に携わる者と特別な利害関係を有する場合

3 予備審査及び本審査は第五条各号に定める基準に基づいて行う。

4 前項の規定にかかわらず、研究計画の審査において、次の各号のいずれかに該当する場合には、倫理審査委員会が実施する審査の一部を省略できる。

一 過去に承認された研究計画の軽微な変更に関する審査

二 他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理審査委員会において研

究計画全体が承認されている場合の審査

三 侵襲（研究行為により、研究対象者の身体又は精神に、障害又は負担が生じることをいう。以下同じ。）を伴わず、介入（研究により、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。以下同じ。）を行わない研究である場合

四 軽微な侵襲を伴い、介入を行わない研究である場合

五 匿名化され、研究用として一般に入手可能な個人のデータ・試料等のみを用いる研究計画に係る審査

六 既に倫理審査委員会において承認された研究計画に準じて類型化されている場合の審査

（予備審査）

第七条 予備審査は、研究計画ごとに委員長が指名する一人又は二人以上の委員（以下「担当委員」という。）が専門的見地から書類審査によって行う。

2 担当委員は予備審査を行う上で必要と判断した場合、申請者に対し、資料の提出、ヒアリングの実施、又はその双方を求めることができる。

3 担当委員は倫理審査委員会宛に予備審査結果の所見を提出する。

（本審査）

第八条 倫理審査委員会は、休業期間中を除き毎月一回、本審査を実施する。ただし、委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。

2 本審査は担当委員から提出された所見を踏まえ、多角的な見地から合議による審査を実施する。

3 委員長が必要と認めるときは、申請者を本審査に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。

4 本審査における議決を行うにあたっては、委員の過半数の出席及び出席委員の三分の二以上の同意を要する。

（判定）

第九条 倫理審査委員会は、本審査の結果、当該研究計画に対し、次の各号のいずれかの判定を行うものとする。

一 承認（研究計画を承認する）

二 条件付き承認（条件を付して研究計画を承認する）

三 変更の勧告（研究計画の変更を求める）

四 不承認 (研究計画を承認しない)

五 非該当 (審査対象外である)

(審査結果の通知)

第十条 委員長は、本審査終了後、速やかに審査結果を申請者に書面で通知しなければならない。

2 審査結果が前条第二号から第五号までのいずれかに該当する場合には、その条件又は判定の理由を通知しなければならない。

(再審査)

第十一条 審査結果に異議のある場合、又は第九条第三号の判定を受け、研究計画を変更した場合には、申請者は第四条に定める方式により「人を対象とする研究倫理再審査申請書」を提出して再審査を申請することができる。

2 審査結果に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて申請しなければならない。

3 再審査は第八条から第十条までの規定を準用して行う。

(研究計画の変更)

第十二条 研究計画の承認を受けた者が、承認された研究計画の変更を行う場合には、第四条に定める申請の方式に基づき、改めて研究計画の申請を行わなければならない。

(実地調査及び実施状況の審査)

第十三条 倫理審査委員会は、研究が研究計画に沿って適切に行われているかを実地調査することができる。

2 倫理審査委員会は、前項の実地調査の結果に基づいて、当該研究計画の実施状況が審査基準に抵触していないかどうか審査を行うものとする。

(研究中止等の勧告)

第十四条 前条第二項の審査の結果、研究が研究計画に沿って適切に行われていないと倫理審査委員会が判断した場合、委員長は研究者に対し、研究計画に沿って研究を適切に行うよう勧告する。

2 前条第二項の審査の結果、当該研究計画の実施状況が審査基準に抵触していると倫理審査委員会が判断した場合、委員長は研究者に対し、当該研究の中止の勧告を行う。

(報告書の提出)

第十五条 研究者は、承認された研究計画を終了又は中止した場合には、速やかに倫理審査委員会が定める報告書を提出しなければならない。

(議事要旨等の公開)

第十六条 倫理審査委員会は、次の各号に該当する項目を公開するものとする。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護等に支障が生じるおそれがある部分は非公開とすることができる。

- 一 倫理審査委員会の議事要旨 (研究課題名、申請者、研究期間及び審査結果)
- 二 倫理審査委員会の構成及び委員の氏名・所属

(記録の保存)

第十七条 倫理審査委員会の審査に関する記録の保存期間は、次の各号に定めるところによる。

- 一 承認された研究計画については、研究計画の終了又は中止の翌年度から五年間
- 二 承認されなかった研究計画については、審査終了の翌年度から五年間

(守秘義務)

第十八条 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(改廃)

第十九条 この規程の改廃は、研究戦略会議の議を経なければならない。

(事務の所管)

第二十条 倫理審査委員会に関する事務は、研究支援室が所管する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和二年十二月七日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に学部又は研究所において実施が承認され、又は実施された人を対象とする研究計画の取扱いについては、なお従前の例による。

中央大学における公的研究費の適正な使用及び公的研究費に係る通報に関する規程

規程第二千五百五十一号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 公的研究費の管理体制（第四条—第七条）
- 第三章 公的研究費適正使用推進委員会（第八条—第十一条）
- 第四章 通報及び調査（第十二条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程は、中央大学（以下「本大学」という。）における公的研究費について、適正な管理を行い、公的研究費の不適正な使用を誘発する要因を除去するとともに、学内外からの通報に対する適切な取扱いについて定めることにより、公的研究費が不適正に使用されることのない環境を整備し、もって本大学における研究を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、公的研究費とは、国又は地方公共団体等の公的団体から研究のために使用条件を定めて提供された資金をいう。

2 前項の規定にかかわらず、研究のために資金を提供した民間団体等から、あらかじめその資金の使用及び管理につき本規程を準用すべき旨の申し出があった場合には、これによる。

3 この規程において、公的研究費の適正な使用とは、公的研究費を、当該公的研究費が提供された目的及び提供に際して定められた使用及び管理の条件（以下「提供条件」という。）に従い、かつ、第四条第三項に定める基本方針及び同条第四項に定める基本方針実施細目に従って使用することをいう。

4 この規程において、公的研究費の不適正な使用とは、公的研究費を前項に反して使用することをいう。

（研究者等の責務）

第三条 本大学において公的研究費を用いて研究を行う者及び公的研究費の使用及び管理に関与する者（以下「研究者等」という。）は、公的研究費が社会から付託された資金で

あることを自覚し、それを研究のために適正に使用及び管理しなければならない。

- 2 研究者等は、公的研究費を、当該公的研究費が提供された目的及び提供条件に従って使用及び管理しなければならない。
- 3 研究者等は、前項に定めるものの他、本大学が第四条第三項に基づき定める基本方針及び同条第四項に基づき定める基本方針実施細目によらなければならない。

第二章 公的研究費の管理体制

(最高管理責任者)

第四条 本大学における公的研究費の使用及び管理（以下「公的研究費の使用等」という。）を統括し、これに関する責任を果たすため、公的研究費最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、第八条に定める公的研究費適正使用推進委員会の意見を聴いて、公的研究費の使用等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。
- 4 基本方針を実現するために必要な事項（以下「基本方針実施細目」という。）については、公的研究費適正使用推進委員会において定めるものとする。

(統括管理責任者)

第五条 本大学に、公的研究費統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、基本方針及び基本方針実施細目に従って、公的研究費の使用等の状況を把握するとともに、必要に応じて最高管理責任者に対して、公的研究費の使用等に関する意見を申し述べることができる。
- 3 統括管理責任者は、学部長会議の意見を聞いて、本大学専任教員（次条に定めるコンプライアンス推進責任者を除く。）から学長が委嘱する。
- 4 学長は、前項の委嘱に際して、統括管理責任者の任期を定める。ただし、当該学長の任期の末日を越えてはならない。
- 5 前二項の結果は、各教授会に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第六条 公的研究費を使用する研究が行われる本大学の学内機関（以下「機関」という。）に、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 機関が主体となって公的研究費を使用する場合 当該機関の長
 - 二 本大学の学部、研究科、全学連携教育機構、研究所及び研究開発機構に所属する研究

者等が公的研究費を使用する場合 当該研究者等が所属する機関の長(当該研究者等が、複数の機関に所属する場合においては、当該複数の所属する機関の長が協議により定めた機関の長)

三 その他の場合 最高管理責任者が指定した者

3 コンプライアンス推進責任者は、当該機関における公的研究費の使用等について、これが適正なものとなるよう、当該機関の啓発を行い、研究者等に公的研究費の使用等について報告を求め、必要に応じて、改善の指示をするものとする。

(相談)

第七条 本大学に、公的研究費の使用等にかかる研究者等の相談を受けるため、公的研究費使用相談窓口を置く。

2 公的研究費使用相談窓口の組織及び運営については、公的研究費適正使用推進委員会の意見を聴き、最高管理責任者が別に定める。

第三章 公的研究費適正使用推進委員会

(設置)

第八条 基本方針を推進し、研究者等に対して公的研究費の使用等に関する啓発を図り、本大学において公的研究費が不適正に使用及び管理されることのない環境が整備されているかの調査(以下「点検」という。)を行うため、公的研究費適正使用推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

(構成)

第九条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

一 統括管理責任者

二 コンプライアンス推進責任者

2 推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

3 推進委員会は委員長が招集し、議長となる。

4 推進委員長を補佐し、職務を代行するため、委員の互選により、副委員長一人を置く。

5 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(啓発活動)

第十条 推進委員会は、基本方針を推進するため、研究者等に対し、その責務の重要性を認識させ、意識の向上を図るとともに、公的研究費が不適正に使用及び管理されることのない環境を整備するため、公的研究費の使用等に関する啓発活動を行うものとする。

(点検)

第十一条 推進委員会は、点検を行うものとする。

- 2 推進委員会は、点検を行うに際して、研究の自由を侵害してはならず、点検が、研究内容に及ばないようにしなければならない。
- 3 推進委員会は、点検の結果に基づき、研究者等に対して必要な助言又は勧告を行うことができる。
- 4 推進委員会は、点検及び前項に定める助言又は勧告を行った場合、最高管理責任者に対して報告を行うものとする。

第四章 通報及び調査

(通報)

第十二条 何人も、公的研究費の不適正な使用の疑いを認めた場合、公的研究費にかかる通報窓口（以下「通報窓口」という。）にこれを通報することができる。

- 2 前項に定める通報は、方法及び頭名の有無を問わないものとする。
- 3 通報者は、公的研究費の不適正な使用の疑いを示す証憑がある場合は、これを提出することができる。

(通報者の保護)

第十三条 本大学は、通報者が通報したことを理由として、当該通報者の研究又は就業環境が悪化することのないよう適切な措置を講じるとともに、解雇その他の不利益な取扱いを行わないものとする。

(通報窓口)

第十四条 第十二条に定める通報窓口は、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び学事部学事・社会連携課とする。

- 2 通報を受けた通報窓口は、直ちに最高管理責任者及び統括管理責任者に対して、当該通報を回報しなければならない。

(予備調査の開始)

第十五条 通報があった場合、統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、次条に定める予備調査委員会に対し、予備調査を命じるものとする。

(予備調査委員会)

第十六条 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 当該調査にかかる機関のコンプライアンス推進責任者
- 二 前号のコンプライアンス推進責任者の推薦に基づき最高管理責任者が指名する者
二人以上五人以内

- 2 予備調査委員会に委員長を置き、前項のコンプライアンス推進責任者をもって充てる。
- 3 前二項の定めにかかわらず、委員長たるコンプライアンス推進責任者が当該調査にかかる研究者等である場合には、コンプライアンス推進責任者に代えて統括管理責任者をもって充てる。

(予備調査の方法等)

第十七条 予備調査委員会は、中央大学構成員及び当該公的研究費の使用等に関係のある者に協力を求めることができる。

- 2 予備調査は、原則として証憑書類（書類には電磁的又は電子的記録を含む。）の調査によるものとする。ただし、予備調査委員会が必要と認める場合、通報者、研究者本人及びその他関係者に対する聞き取り調査を行うことができる。

(予備調査の結果)

第十八条 予備調査委員会は、予備調査の結果を、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。ただし、公的研究費の不適正な使用の疑いが認められないとの結論を報告しようとするときは、あらかじめ、通報者（匿名の通報者を除く。）の意見を聞き、期限を定めて、最高管理責任者及び統括管理責任者に対して意見書を提出する機会を与えなければならない。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の結果（前項ただし書きに基づき、通報者から提出された意見書を含む。）に基づき、公的研究費の不適正な使用の疑いを認めた場合、統括管理責任者に本調査を開始することを命じなければならない。

(本調査)

第十九条 本調査は、次条に定める調査委員会によって行うものとする。

(調査委員会)

第二十条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- 一 統括管理責任者
- 二 最高管理責任者が指名する者 二人以上六人以内
- 2 調査委員会には、本大学外の有識者を加えられるものとする。
- 3 調査委員会には、予備調査委員会の委員（委員長を含む。）を加えることができる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(本調査の方法等)

第二十一条 調査委員会は、中央大学構成員及び当該公的研究費の使用等に関係のある者に協力を求めることができる。

- 2 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）、研究者本人及びその他関係者に対する聞き取り調査を行うことができる。
- 3 調査委員会は、公的研究費の不適正な使用の疑いがある研究者等に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、通報者（匿名の通報者を除く。）に、意見を述べる機会を与えなければならない。

（本調査の結果）

第二十二条 調査委員会は、本調査が終了したときは、報告書を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。ただし、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定するためには、全委員の過半数の賛成を必要とする。

- 2 最高管理責任者は、本調査の結果を本調査の対象研究者等及び通報者（匿名の通報者を除く。）に通知しなければならない。

（異議申立て）

第二十三条 公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された研究者等は、最高管理責任者に対し、異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、前条第二項の通知の日から七日以内に争う事実を記載した書面を提出することによって行うものとする。
- 3 最高管理責任者は、異議申立てがなされた場合、統括管理責任者に争われている事実に関し、再調査を命じなければならない。
- 4 再調査については、第十九条から第二十二条の規定を準用する。
- 5 再調査の結果に対しては、異議を申し立てることができない。

（措置）

第二十四条 本調査の報告（異議の申立てがなされた場合においては、再調査にかかる報告をいう。）において、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された場合、最高管理責任者は、当該公的研究費の提供者への当該事実の報告、当該事実の公表、公的研究費の返還及び懲戒等に必要な措置等をとらなければならない。

（権利利益の保護）

第二十五条 最高管理責任者は、公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等について、その名誉その他の権利又は利益を回復する必要があると認めた場合、これらを回復するために必要な措置をとるものとする。

- 2 公的研究費の不適正な使用の事実がないと認定された研究者等は、最高管理責任者に対

して、前項に定める措置をとるよう申し出ることができる。

第五章 雑則

(守秘義務)

第二十六条 この規程に係わる業務に従事している教職員等は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第二十七条 公的研究費の不適正な使用の疑いが認められる事案に関し、通報によらないものについては、本規程を準用することができる。

(事務の所管)

第二十八条 公的研究費の使用等に関する啓発活動及び公的研究費に係る通報に関する事務は、学事部学事・社会連携課が所管する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成二十六年五月十七日から施行する。

(経過措置)

- 2 最高管理責任者は、当分の間、点検を行うに際して、理事長の承認を得て、内部監査室に推進委員会への協力を求めることができる。

附 則 (規程第二千七百二十号)

この規程は、平成二十九年十月九日から施行する。

基礎となる学部との関係図

国際情報学部

【中央大学学則 第3条の2】（学部の教育研究上の目的）
情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象にかかる教育研究を行う。専門分野における高度な知識を有し、複雑さを極めてグローバルな性格を有する情報の諸問題に対する解決策を立案し、提案し、かつ実現することで公正な社会を構築しうる人材を養成し、社会に貢献する。

「情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論と社会における諸現象」に関する主たる科目

専門科目群	情報基盤	基礎情報学 プログラミング基礎 オブジェクト指向プログラミング 統計学 情報理論 データサイエンス基礎 データベース論 データマイニングとAI インターネット概論 情報ネットワーク論 コンピュータアーキテクチャ OSとハードウェア システムとソフトウェア システム開発論 情報セキュリティ論 セキュリティマネジメント 等	
	情報法	情報と憲法 行政法（情報行政法） 競争法（情報競争法） 情報通信法 情報と国家安全保障 民事法（情報不法行為法） 民事法（情報財産権法） 企業と情報法 消費者保護法 刑事法（サイバー犯罪の刑事規制） 刑事法（サイバーセキュリティと刑事法） 刑事法（デジタル・フォレンジック） 情報法 情報プライバシー権法 AI・ロボット法 等	
	関連科目	情報発展	イノベーションと技術 技術戦略論 プロジェクトマネジメント 企業の情報戦略とEA 情報戦略論 システムコンサルティング技法 ICTケーススタディ（セキュリティインシデント） 等
		情報実践	比較メディア論 情報心理学 特殊講義（デジタルジャーナリズム論） 特殊講義（アジアとメディア） 特殊講義（クラウドコンピューティング） 特殊講義（ブロックチェーン） デジタルメディアとコンテンツ 現代視覚文化論 等

国際情報研究科

【中央大学大学院学則 第4条の5】（研究科の教育研究上の目的等）
情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

「情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象」に関する主たる科目

AI・データサイエンス	HCI特論 データマイニングとAI特論 並列・分散システム特論 法律人工知能特論 国際情報学実践研究（1）
社会デザイン・社会実装	情報イノベーション学特論 情報心理学特論 インターネットの技術と文化特論 情報セキュリティ特論 デジタルジャーナリズム特論 国際情報学実践研究（2）
情報法	情報公法特論 情報民事法特論 情報刑事法特論 プライバシー情報法特論 ネットワーク情報法特論 AI・ロボット情報法特論 国際情報学実践研究（3）

資料9

中央大学教員定年規則

規程第六十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、中央大学教員の定年に関する事項を定める。

2 この規則において教員とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 専任教員（特任教員を含む。）

ア 教授

イ 准教授

ウ 助教（助教A、助教B、助教C）

エ 専任講師

オ 実験講師

二 非常勤教員

ア 兼任教授

イ 兼任講師

ウ 客員教員

エ 外国人客員教員

オ 総合政策学部外国人外国語契約講師

カ 法科大学院実務講師

(定年)

第二条 教員の定年は、満七十才とし、定年に達した者はその学年度の末日をもつて退職するものとする。

(定年扱い)

第三条 第一条第二項第一号の教員が満六十五才に達した日以後、願い出により退職したとき、または死亡したときは、これを定年退職とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和三十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間に定年に達した者は、第二条の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十一日をもつて退職するものとする。

附 則

この規則は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則（規程第三百十七号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（規程第三百四十二号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（規程第二千六百六十八号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

改正 平成一九・九・一九（規程第二千二百二十号）

時限	曜日	月		火		水		木		金		土		
		科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	
1時限	9:00-10:40	情報ネットワーク論	401	情報フルエンシー	501	統合英語 I	801	統合英語 I	801	統合英語 I	901	情報フルエンシー	901	
		情報産業における人的資源管理論	301	統合英語 I	901	統合英語 I	802	統合英語 I	901	English for Current Topics	501	研究の計画と遂行	501	
		デジタルメディアとコンテンツ	501	セキュリティマネジメント	401	プログラミングのための数学	501	歴史入門	701					
								情報サービスとゲーミフィケーション	501					
2時限	10:50-12:30	基礎情報学	301	民法法(総則と情報契約法)	401	情報フルエンシー	701	国際情報概論	301	インターネット概論	301	金融情報システム論	801	
		情報理論	401	情報英語 I	901	情報フルエンシー	901	情報英語 I	702	情報英語 I	901	FLP演習A(ジャーナリズム)	701	
		情報と国家安全保障	501	刑事法(サイバーセキュリティと刑事法)	301	情報フルエンシー	902	システム開発論	401	政治入門	501	FLP演習B(ジャーナリズム)	802	
				情報と国際政治	501	情報英語 I	801	情報社会と社会的包摂	902	民法法(情報財産権法)	401	FLP演習C(ジャーナリズム)	901	
				システム監査論	701	情報英語 I	802	SNSとコミュニケーション	501	システムとソフトウェア	701	ELSI研究法 I	501	
						情報英語 I	901	比較文明論	701	特殊講義(デジタルパブリッシング)	801			
						法情報学	301	情報判例研究A	801					
3時限	13:20-15:00	情報フルエンシー	701	民法法(情報不法行為法)	401	法学概論	301	統合英語 I	901	情報プライバシー権法	301	FLP演習A(ジャーナリズム)	501	
		情報フルエンシー	702	国際情報演習 II	701	法学概論	401	国際情報演習 II	501	国際情報演習 II	801	国際情報学研究指導 I(飯尾)	1101	
		情報英語 I	901	国際情報演習 II	801	情報英語 I	901	国際情報演習 II	902	国際情報演習 IV	502	国際情報学研究指導 I(岡嶋)	1102	
		Practical English for Informatics	902	企業と情報法	301	オブジェクト指向プログラミング	701	国際情報演習 IV	701	国際情報演習 IV	701	国際情報学研究指導 I(小向)	1103	
		国際情報演習 II	801	特殊講義(言語とメディア)	501	国際情報演習 IV	902	国際情報演習 IV	702	国際私法	401	国際情報学研究指導 I(平野)	1104	
		国際情報演習 IV	802			データベース論	501	国際情報演習 IV	801	異文化間コミュニケーション論	501	国際情報学研究指導 I(村田)	1001	
						イノベーションと技術	801	国際情報演習 IV	802				国際情報学研究指導 III(石井)	1002
													国際情報学研究指導 III(角田)	1003
4時限	15:10-16:50	統合英語 I	901	AI・ロボット法	401	情報フルエンシー	701	情報フルエンシー	801	哲学	301	FLP演習B(ジャーナリズム)	501	
		国際情報演習 II	502	国際情報演習 II	902	生命科学	401	特殊講義(デジタルジャーナリズム論)	501	国際規約と国際標準化団体	701	国際情報学研究指導 I(石井)	1002	
		国際情報演習 II	701	国際情報演習 IV	701			比較思想論	701	国際情報演習 II	901	国際情報学研究指導 I(角田)	1003	
		国際情報演習 II	702	国際情報演習 IV	801			コンピュータアーキテクチャ	802	国際情報演習 IV	801	国際情報学研究指導 I(小花)	1004	
		国際情報演習 II	802	情報判例研究B	301			国際情報演習 II	1001	競争法(情報競争法)	401	国際情報学研究指導 I(吉田)	901	
		国際情報演習 II	902	ICTケーススタディ(ネットワーク構築)	501			国際情報演習 II	1002	インターフェースデザインとユーザ体験	501	国際情報学研究指導 III(飯尾)	1101	
		国際情報演習 IV	801					国際情報演習 II	1003			国際情報学研究指導 III(岡嶋)	1102	
		情報戦略論	501					国際情報演習 II	1101			国際情報学研究指導 III(小向)	1103	
								国際情報演習 II	1102			国際情報学研究指導 III(平野)	1104	
								国際情報演習 II	1103			国際情報学研究指導 III(村田)	1001	
5時限	17:00-18:40	基礎演習	502	基礎演習	801	環境科学	401	基礎演習	701	情報セキュリティ論	301	国際情報学研究指導 III(松野)	501	
		基礎演習	702	基礎演習	902			基礎演習	801	比較メディア論	401	国際情報学研究指導 I(須藤)	1101	
		基礎演習	801	基礎演習	1001			基礎演習	902	国際情報演習 IV	901	国際情報学研究指導 I(松崎)	1001	
		基礎演習	802	基礎演習	1003			基礎演習	1001	ICTビジネスと公共政策	501			
		基礎演習	901	基礎演習	1101			基礎演習	1002	情報と外交	701			
		基礎演習	902	国際情報演習 II	901			基礎演習	1003	比較宗教論	801			
		国際情報演習 IV	701	国際情報演習 IV	501			基礎演習	1101					
		システムコンサルティング技法	501	国際情報演習 IV	802			基礎演習	1102					
				国際契約の起案学	401			基礎演習	1103					
		特殊講義(クラウドコンピューティング)	701			情報教育論	501							
6時限	18:50-20:30	情報セキュリティ特論	501	インターネットの技術と文化特論	501	データマイニングとAI特論	501	コミュニケーション特論(1)	501	AI・ロボット情報法特論	701	国際情報学研究指導 I(松野)	501	
		情報民法特論	701	国際情報学実践研究(3)	701	比較文明学特論	701	国際情報学実践研究(1)	701	デジタルジャーナリズム特論	501	国際情報学研究指導 III(須藤)	1101	
		HCI特論	801					情報公法特論	801			国際情報学研究指導 III(松崎)	1001	

は国際情報研究科の設置科目
 は国際情報学部の設置科目

時限	曜日	100分	月		火		水		木		金		土		
			科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	科目名	教室	
1時限		9:00-10:40			統合英語Ⅱ	901	統合英語Ⅱ	901	統合英語Ⅱ	801	情報と憲法	301	プログラミング基礎	901	
					法交渉学	501	統合英語Ⅱ	902	統合英語Ⅱ	901			情報基盤研究法	701	
							データサイエンス基礎	501	著作権実務	301			情報法研究法	501	
							行政法(情報行政法)	401							
2時限		10:50-12:30	国際情報史	301	刑事法(概論)	301	情報法	301	プログラミング基礎	701	情報政策概論	301	FLP演習A(ジャーナリズム)	701	
			技術戦略論	501	情報英語Ⅱ	901	情報英語Ⅱ	702	情報英語Ⅱ	901	情報英語Ⅱ	901	FLP演習B(ジャーナリズム)	801	
					情報通信法	401	情報英語Ⅱ	901	特殊講義(ブロックチェーン)	401	ICTケーススタディ(セキュリティインシテ	401	FLP演習C(ジャーナリズム)	901	
					外交政策論	501	情報英語Ⅱ	902			デジタルブランディング	501	ELSI研究法Ⅱ	501	
								801							
								401							
								501							
3時限		13:20-15:00	倫理学	301	プログラミング基礎	801	プログラミング基礎	701	情報倫理	401	統合英語Ⅱ	901	FLP演習A(ジャーナリズム)	501	
			情報英語Ⅱ	901	プログラミング基礎	901	プログラミング基礎	801	情報英語Ⅱ	901	国際情報演習Ⅴ	502	国際情報学研究指導Ⅱ(飯尾)	1101	
			国際情報演習Ⅰ	701	刑事法(サイバー犯罪の刑事規制)	301	プログラミング基礎	802	国際情報演習Ⅲ	501	国際情報演習Ⅴ	701	国際情報学研究指導Ⅱ(岡嶋)	1102	
			国際情報演習Ⅲ	801	国際情報演習Ⅲ	701	統合英語Ⅱ	901	国際情報演習Ⅲ	802	国際情報演習Ⅴ	801	国際情報学研究指導Ⅱ(小向)	1103	
			国際情報演習Ⅴ	802			国際情報演習Ⅴ	902	国際情報演習Ⅲ	902			国際情報学研究指導Ⅱ(平野)	1104	
							情報判例研究C	501	国際情報演習Ⅴ	701			国際情報学研究指導Ⅱ(村田)	1001	
									国際情報演習Ⅴ	702			国際情報学研究指導Ⅳ(石井)	1002	
									国際情報演習Ⅴ	801			国際情報学研究指導Ⅳ(角田)	1003	
													国際情報学研究指導Ⅳ(小花)	1004	
													国際情報学研究指導Ⅳ(吉田)	901	
4時限		15:10-16:50	統合英語Ⅱ	901	法と経済学	401	文学	301	リスクコミュニケーション	401	宗教学	701	FLP演習B(ジャーナリズム)	501	
			統計学	501	応用倫理学	501	電子商取引法	401	特殊講義(アジアとメディア)	501	システムマネジメント	301	国際情報学研究指導Ⅱ(石井)	1002	
			意思決定論	401	国際情報演習Ⅲ	802			OSとハードウェア	801	情報心理学	401	国際情報学研究指導Ⅱ(角田)	1003	
			国際情報演習Ⅲ	502	国際情報演習Ⅲ	901			国際情報演習Ⅲ	1001	国際情報演習Ⅲ	901	国際情報学研究指導Ⅱ(小花)	1004	
			国際情報演習Ⅲ	701	国際情報演習Ⅴ	701			国際情報演習Ⅲ	1002	特殊講義(ゲームプランニング)	501	国際情報学研究指導Ⅱ(吉田)	901	
			国際情報演習Ⅲ	702	国際情報演習Ⅴ	902			国際情報演習Ⅲ	1003	刑事法(デジタル・フォレンジック)	801	国際情報学研究指導Ⅳ(飯尾)	1101	
			国際情報演習Ⅲ	802	国際情報演習Ⅴ	1001			国際情報演習Ⅲ	1101			国際情報学研究指導Ⅳ(岡嶋)	1102	
			国際情報演習Ⅲ	902	社会入門	801			国際情報演習Ⅲ	1102			国際情報学研究指導Ⅳ(小向)	1103	
			国際情報演習Ⅴ	801	消費者保護法	301			国際情報演習Ⅲ	1103			国際情報学研究指導Ⅳ(平野)	1104	
			経済入門	301	情報と言語	702			国際情報演習Ⅴ	802			国際情報学研究指導Ⅳ(村田)	1001	
									国際情報演習Ⅴ	901					
									国際情報演習Ⅴ	902					
5時限		17:00-18:40	国際情報演習Ⅰ	502	プログラミング基礎	902	特殊講義(eスポーツ)	301	メディア論	401	国際情報演習Ⅰ	401	国際情報学研究指導Ⅱ(須藤)	1101	
			国際情報演習Ⅰ	702	情報政策ワークショップ	801	問題解決とアルゴリズム	401	国際情報演習Ⅰ	501	国際情報演習Ⅰ	901	国際情報学研究指導Ⅱ(松崎)	1001	
			国際情報演習Ⅰ	801	国際情報演習Ⅰ	802	Technical Writing	801	国際情報演習Ⅰ	901	パブリックコミュニケーション	301	国際情報学研究指導Ⅳ(松野)	501	
			国際情報演習Ⅰ	802	国際情報演習Ⅲ	901	現代視覚文化論	501	国際情報演習Ⅰ	902	宗教とメディア	701			
			国際情報演習Ⅰ	901	国際情報演習Ⅴ	501	ITILとサービスマネジメント	701	国際情報演習Ⅰ	1001					
			国際情報演習Ⅰ	902	国際情報演習Ⅴ	702			国際情報演習Ⅰ	1002					
			国際情報演習Ⅴ	701	健康・スポーツ	301			国際情報演習Ⅰ	1003					
			広告論	501	ネットビジネスとマネタイズ	401			国際情報演習Ⅰ	1101					
					特殊講義(位置情報システム論)	701			国際情報演習Ⅰ	1102					
									国際情報演習Ⅰ	1103					
									企業の情報戦略とEA	701					
									各国ICT事情	801					
6時限		18:50-20:30	プライバシー情報法特論	701	法律人工知能特論	701	並列・分散システム特論	701	情報心理学特論	701	国際情報実践研究(2)	701	国際情報学研究指導Ⅱ(松野)	501	
			コミュニケーション特論(2)	501	情報イノベーション学特論	501	哲学特論	501	ネットワーク情報法特論	501	情報刑事法特論	501	国際情報学研究指導Ⅳ(須藤)	1101	
													国際情報学研究指導Ⅳ(松崎)	1001	

は国際情報研究科の設置科目
 は国際情報学部の設置科目

資料11

国際情報研究科学生研究室図面

<校舎内図面につき、安全管理上の観点から、公開しない>

学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	2
① 学生の確保の見通し	2
(ア) 定員充足の見込み	2
(イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	4
(ウ) 学生納付金の設定の考え方	10
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	11
(ア) 国際情報研究科のアドミッション・ポリシー	11
(イ) 多様な手段を用いた学生募集広報	12
(ウ) 多様な入学者選抜	12
(2) 人材需要の動向等社会の要請	13
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)	13
(ア) 国際情報研究科の教育研究上の目的及び養成する人材像	13
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を 踏まえたものであることの客観的な根拠	14
(ア) 社会及び地域における人材需要の需給見通し	14
(イ) 設置する研究科に類似する本学既設研究科・専攻の就職状況	17

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

①学生の確保の見通し

(ア) 定員充足の見込み

(a) 入学定員設定の考え方・定員を充足する見込み

国際情報研究科は、複雑な社会問題が内在するサイバー・フィジカル社会 (Society5.0) において、情報学と法学を統合した新しい解決アプローチの創造によって社会のグランドデザインを主導する人材を輩出することを目的として、設置するものである。

本研究科国際情報専攻の入学定員の設定にあたっては、社会人並びに学部学生を対象としたアンケート調査の結果を踏まえつつ、研究指導を始めとする教育に係る体制を考慮して検討を行い、その結果、定員を 25 名と設定した。

本研究科はグローバル ICT 企業、シンクタンク、コンサルティングファーム、国連や OECD や JICA など国際機関及び官公庁の中核要員を始めとする社会人をターゲットとして位置づけている。社会人を対象に、Web アンケート調査を実施したところ、「受験して学びたい」との意向を示した者が 4 割を超える結果であった。

加えて、本研究科は、中央大学（以下「本学」という。）が平成 31 年（2019 年）に設置した国際情報学部を基礎として設置するものであることから、同学部在学学生への大学院進学の意向に関するアンケート調査を実施した。その調査によって、アンケート回答者のうち約 11%が学部卒業後に本研究科への進学を検討していることが明らかになった。

そのようにして、入学希望者のニーズを確認する一方で、大学院においては、研究指導により修士論文又は特定の課題についての研究の成果をまとめ上げる過程でとりわけ緊密な指導が求められることから、研究指導担当教員数を始めとする教育に係る諸条件についても熟慮の上で、定員設定の検討を進めた。

本研究科に所属する専任教員のうち、研究指導を担う予定である教員は 12 名（教授 9 名、准教授 3 名）である。指導教員は、学生の希望を勘案したうえで研究科が決定するものであるため偏りが生じる可能性はあるが、平均して指導教員一人当たり約 2 名（修士課程 2 学年で約 4 名）程度の指導学生数とすることで、研究指導の質と量が十分に担保され、学生の満足度の維持向上も図られ

ると考えた。

これらに加えて、施設・設備の利用状況の見通しや財政面への影響の検証等も踏まえて総合的に判断した結果、25名の入学定員の妥当性を確認し、設定を行った。

(b) 基本計画書の既設大学等の状況にある学部・学科のうち、定員超過率が0.7倍未満の学科等について

基本計画書に記載の通信教育部（法学部通信教育課程）の定員超過率は、0.12倍となっている。本学法学部通信教育課程は創設時に大学通信教育設置基準に定める基準に準拠して、入学定員3,000人、収容定員12,000人とし、この定員数は、通信教育課程の特質に鑑み現在も継続して規定している。

通信教育課程においては、創設以来、高等教育機関における法学教育の門戸を広く開放することを方針に教育活動を展開しており、入学者選抜についても、入学資格を満たしている者については原則として入学を許可し、学力審査は行っておらず、定員についてもより多くの人々を受け入れ可能とするように設定している。

通信教育課程の在籍学生数は、社会の状況によって大きく変化する傾向が見られ、昭和60年代（1980年代の後半）から平成の初期（1990年代）にかけて増加してきた在籍学生数が、各大学の入学定員の拡大に伴う学修機会の増加や18歳人口の減少とともにその減少傾向が強くなっており、平成23年（2011年）の東日本大震災を契機として、志願者が激減した。

一方、在学生の内訳を見ると、高等学校卒業と同等以上の資格を有する1年次入学生が減少し、それに代わって3年次編入学生が在学生の過半数を占めるようになってきている。令和元年（2019年）末からの新型コロナウイルス禍における在宅勤務の併用やいわゆる「働き方改革」の影響などにより、令和2年（2020年）以降、志願者が増加しており、本課程における令和3年度（2021年度）10月生の学生募集状況については、前年度比122.7%と高い伸び率を記録している。

通信教育課程は最長で12年の在籍が可能であり、個々の学習環境によって長い学習スケジュールを立てて在籍する学生が多く見られることから、本学として通学課程と同様の定員管理を行うことはそぐわないものと思料するが、前述の社会的な状況を背景とする

入学志願者の増加傾向が強く、堅調に推移しているものの、今現在も定員未充足の状態となっている。

なお、学生募集については、より多くの学生の受け入れを企図して、従来の対面式の入学説明会からオンラインによる説明会にすることにより集客力の強化を図るとともに、本学公式 Web サイトや Twitter 等における各種情報の発信、DSP の手法を用いたインターネット広告等を用いて、全国各地に居住する社会人や主婦等、多様な背景を有する志願者が本学通信教育課程の情報にアクセスし易くなるよう取り組んでいる。

また、教育環境においても、コロナ禍を受け、感染拡大防止の観点からスクーリングをオンラインで実施するなど、課程のデジタル化を推進し、学生がアクセスしやすくなるよう工夫しているところである。

(イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(a) 受験対象者等へのアンケート調査

本研究科は、社会人学生を主たる学生として想定している。社会人のニーズを確認するため、研究科の設置構想を進める段階において、株式会社進研アドに委託してアンケート調査【資料 1】を実施した。

調査の概要は、次のとおりである。

- ・ 調査方法：インターネット調査
- ・ 調査期間：令和 3 年（2021 年）4 月 28 日～4 月 29 日
- ・ 調査対象：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県居住
23 歳から 59 歳
有職者（パート・アルバイト除く）
最終学歴が 4 年制大学卒業もしくは大学院修士課程修了である。
「AI・データサイエンス」もしくは「情報法」に関する学びに興味があり、かつ 1 万円以上の費用をかけて学ぶ意向のある者。
- ・ 回答数：310 名

「AI・データサイエンス」「情報法」を学びたい理由について複数回答で尋ねたところ、最も多い回答は、「幅広い知識・技能を得るため（仕事は関係なく個人的に興味がある）」53.5%であった。また、「専門知識が現在の職務に必要なため」28.4%、「会社の方針や部署

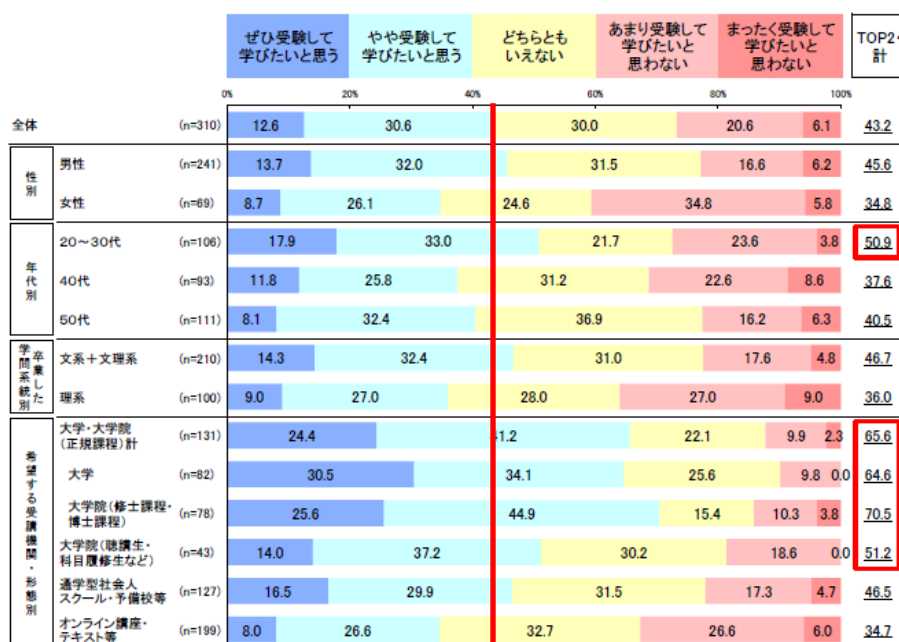
異動により今後必要になるため」27.7%、「専門知識を活かして現在とは違う仕事に就くため（転職・副業）」21.9%と、仕事に絡めた回答が上位を占めた（Q2）。

さらに、本研究科の設置構想の概要（専門分野の柱等を含む教育内容、キャンパス所在地、学費等）を示したうえで、「あなたはこの社会人向けの大学院について、受験して学びたいと思いますか。あてはまるものを1つお選びください」と問うた設問（Q6）においては、「ぜひ受験して学びたい」と「やや受験して学びたい」を合わせた回答（以下受験意向率という）は43.2%、134名に及び、高い受験意向があることが分かった（図1参照）。また、属性別に見てみると、特に受験意向率が高いものとしては、男性は45.6%、20代から30代の受験意向率が50.9%と高い値を示した。

なお、Q3において「大学院（聴講生・科目履修生など）」や「オンライン学習サービス・通信講座」「本・テキスト教材」といったものまで含めた多様な受講機関・形態の選択肢を示して意向を尋ねたが、Q6の回答結果とかけあわせてみると、Q3のうち「大学院（修士課程・博士課程）」を選択した者が、Q6において最も受験意向が高い（70.5%）結果となった。本研究科のコンセプトが、大学院で学びたいという意向を持つ者のニーズに合致していることが読み取れる。

図1 社会人の受験意向

Q6. あなたはこの社会人向けの大学院について、受験して学びたいと思いますか。あてはまるものを1つお選びください。



© Shinken-Ad. Co., Ltd. All Rights Reserved.



Q 6 の回答の理由を尋ねたところ、受験意向がある者の代表的な意見としては、「キャリアアップの役に立ちそうだから」、「専門知識をしっかりと学べそうだから」、「今後必要とされる分野だと思うから」、「業務で必要になる知識だから」といったものが挙げられ、仕事上の必要性から学びたいとの Q 2 の回答傾向を裏付ける結果だった。

コンセプトの中で魅力に感じた点は、「『AI・データサイエンス』『情報法』『情報学』という 3 つの専門分野を中心に学べる」53.9%、「平日夜間と土曜日に授業が配置されている」41.6%、「社会人対象の特別入試も用意される」31.6%など、特色を評価する回答が上位を占めた（Q 8）。一方、選択肢のうち最も回答が少なかったのは「中央大学の大学院が提供する学びである」17.7%であった。この設問の回答結果からは、回答者が、単に中央大学の大学院であるという点ではなく、しっかりと本研究科の特色を理解し評価していることが読み取れ、Q 6 において示された受験意向は、学生の確保の見通しとして確かなものであると考えられる。

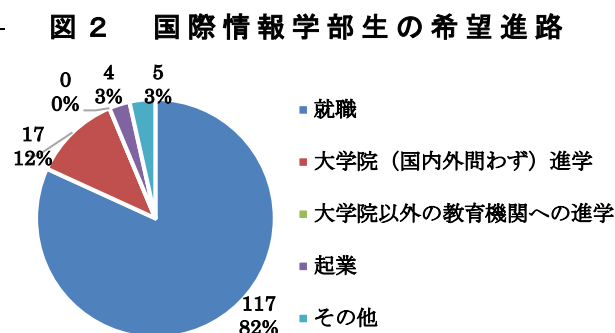
（b）本学国際情報学部在学学生へのアンケート調査

前項で触れた社会人アンケートに加えて、本研究科は平成 30 年（2018 年）に設置した国際情報学部を基礎とした研究科であることから、同学部を卒業しストレートに本研究科へ進学する可能性も大いに考えられるため、同学部在学学生を対象に、令和 3 年（2021 年）12 月から令和 4 年（2022 年）1 月にかけて、大学院進学に関するアンケート調査【資料 2】を行った。

アンケートは、学内の Web システムを活用して実施し、対象学生数 443 名のうち 143 名から回答を得た。回答者の学年の比率は、同学部の 1 期生である 3 年生が約 34%、2 年生が約 33%、1 年生が約 34%とほぼ均等となった。

卒業後の希望進路（設問 2）
について最もあてはまるものを聞いたところ、就職と回答した者が約 82%、大学院進学と回答した者が約 12%であった（図 2 参照）。

大学院進学と回答した者



に対して、本研究科の設置構想の概要を示したうえで、受験を検討することはありそうか問うたところ（設問7）、9割を超える者からポジティブな回答があった（「検討する」「検討する可能性が高い」「検討しても良い」をあわせた数値）。

また、本研究科の入学試験に合格した場合に進学を検討するかどうかの設問（設問9）に対しては、「是非進学したい」約33%、「進学を検討したい」約40%、「どちらかと言えば、進学を検討したい」約27%という結果となった。

上記の設問に対する回答の傾向について、学年ごとの特段の違いは見られなかった。2、3年生においては、これまでの学修活動を通じて同学部の専任教員（多くが本研究科の専任教員となる）の専門領域への理解も深まってきており、他方で、特に3年生においては学部卒業後の自身の進路（大学院進学も含む）のイメージも具体的に形成されてきている時期であることから、このアンケートによる進学に関する意向の確度は高いものと考えられる。

本研究科は社会人学生を中心に構想しているため、学部卒業後すぐに進学する学生が多数を占めることは想定していない。それでも、以上の結果からは、国際情報学部が入学定員150名であることを踏まえると、毎年10%強、実数にして20名弱が大学院進学を希望し、そのうち9割以上が本研究科への進学検討の意向があることがわかる。他大学院に進学する者が半数程度いると仮定しても、最終的に10名弱が本研究科に進学する状況も推察される。この結果は、社会人中心に構想する入学定員25名の研究科にとっては、十分な学部学生の進学意向である。

（c）設置する研究科に類似する他大学の研究科・専攻の定員充足の状況

本研究科は、教育・研究領域のユニークさから、他大学の研究科・専攻においては類似性の強いものは見当たらないため、いわゆる競合校に相当する研究科・専攻は存在しないが、AI・データサイエンス領域、情報テクノロジーと社会との関係に関する領域を扱っており、加えて社会人教育という側面を持ち合わせている大学院として、次の4つの研究科を挙げ、定員充足の状況を確認した（各大学 Web サイトより）。

・立教大学大学院人工知能科学研究科

立教大学大学院人工知能科学研究科は令和2年（2020年）に開設された、東京都豊島区にある同大池袋キャンパスに所在する研究科である。AIを架け橋として文理融合を図りながら、社会実装を重視した教育研究を展開しており、入学者の半数以上を社会人が占めている。昼夜開講形式により、平日夜間と土曜を中心とした授業実施を行っている。

最先端の情報技術と社会との接点をフィールドとしている点は、本研究科と近い性質を持ち合わせている。また、立地的にも、官公庁や企業等の集積地に近く、交通の利便性も非常に高い点は、本研究科と類似する特徴を有している。以上のことから、本研究科の定員充足の状況を見通すにあたり、類似の研究科として取り上げる大学院として適切であると考えた。

人工知能科学研究科（博士課程前期課程）の入学定員は63名である。

志願状況は、2021年度一般入学試験において、一般区分では学内者14名、学外者50名、合計64名の志願があり、合格者30名であった。指定企業推薦区分では学内者1名、学外者6名、合計7名の志願があり、合格者7名。また自己推薦区分では学外者4名の志願があり、合格者2名となっている。

このほか社会人入学試験においては、学内者2名、学外者36名、合計38名の志願があり、合格者25名であった。

入学定員の約1.8倍の志願者があり、入学者の質を担保しながら定員を満たしていると考えられる状況である。

・明治大学大学院情報コミュニケーション研究科

明治大学大学院情報コミュニケーション研究科は（平成20年）2008年に開設された、東京都千代田区にある同大駿河台キャンパスに所在する研究科である。新しい学際性・学域横断性に基づいた教育研究を実現するため、情報、メディア、コミュニケーションの3つの専門領域を柱に、情報コミュニケーション学専攻の教育課程が構築されている。社会人学生比率は約4人に1人と高くはないものの、情報を中心とした新規性の強い学際領域を取り扱っていることから、類似研究科として対象とした。

入学定員25名に対して、2021年度は志願者122名、入学者20名、

2020年度は志願者 111 名、入学者 16 名、2019 年度は志願者数 98 名、入学者 21 名、2018 年度は志願者 87 名、入学者 25 名と安定して入学者の募集と確保が行われている。

・ 東京都立産業技術大学院大学産業技術研究科情報アーキテクチャコース

東京都立産業技術大学院大学は、東京都が設置した専門職大学院で、品川区にキャンパスを構えているほか、秋葉原駅前にもサテライトキャンパスを置いている。産業技術研究科産業技術専攻に、事業設計工学コース、情報アーキテクチャコース、創造技術コースの 3 つのコースを設置している。

このうち情報アーキテクチャコースにおいて、情報システムの開発の現場で活躍できる情報システム開発のための各種の IT 高度専門職技術者「情報アーキテクト」を育成するカリキュラムが提供され、修了者には情報システム学修士の専門職学位が授与される。学生は、社会人学生が大半を占めている。

同コースについては情報システムの技術面についての教育が主であり、本研究科の教育研究領域の一つである情報法の要素は少ないが、同じ都区部に位置し、社会人学生が主たる対象であるという特質から、本研究科の定員充足の状況を見通すにあたり、類似の研究科として取り上げる大学院として適切であると考えた。

産業技術研究科は 2020 年度にそれまで複数設置していた専攻の改組を行い、新たに入学定員 100 名の産業技術専攻を置くこととなった。情報アーキテクチャコースについては、2021 年 4 月 1 日現在の学生数は、1 年次が 50 名、2 年次（産業技術専攻の 1 期生にあたる）が 36 名となっている。他の 2 コースも合わせると、1 年次は 125 名、2 年次は 88 名である。年による多寡はありつつも、専攻単位では定員相当の学生を確保できていることが見てとれ、また専攻内においても情報アーキテクチャコースは約 4 割から 5 割の学生数を占めていることから、当該の領域にはニーズがあると考えられる。

また、改組前となるが、前身の情報アーキテクチャ専攻としては、2019 年度の募集人員 45 人に対して志願者 72 人、2018 年度以前も募集人員 50 名に対して 60 から 80 名ほどの志願者数が続いており、安定したニーズのもとで学生募集ができていると読み取れる。

・情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科

情報セキュリティ大学院大学は、平成 16 年(2004 年)に開学した、情報セキュリティ研究科のみを設置する大学院大学である。情報セキュリティ研究科では、数理学、サイバーセキュリティとガバナンス、システムデザイン、セキュリティ/リスクマネジメントという 4 つのコースにおいて、暗号、ブロックチェーン、AI の理論、応用、サイバー攻撃検知、防御技術と法制度、セキュアなシステムの構築技術、セキュリティの管理について、教育研究を行っている。

キャンパスは神奈川県横浜駅前に位置し、東京都内や神奈川県から交通至便な環境にある。社会人が在職のまま学修できるよう、平日夜間や土曜日にも授業を実施している。学生は約 6 割が社会人である。

以上のような特徴から、本研究科の定員充足の状況を見通すにあたり、類似の研究科として取り上げる大学院として適切であると考えた。

情報セキュリティ研究科博士課程前期課程の入学定員は 40 名である。入学試験の志願者数・合格者数等の詳細な状況は、Web サイトや受験生向け資料においては明らかにされていないが、直近 3 年度における入学者数は、2019 年度 41 名、2020 年度 30 名、2021 年度 28 名となっている。定員未充足の年度も散見されることから、入学者の獲得に腐心していることは想像に難くない。したがって、この例をもって本学の本研究科の定員充足の裏付けとすることは適切ではないものの、情報セキュリティ研究科は基礎となる学部を持たないという、本研究科との大きな差異がある。他大学卒業者及び社会人の学生のみで 30~40 名あまりの学生を集めていることは、情報セキュリティ分野の技術や社会実装のための法整備等に関するニーズが強いことの裏付けであろう。

(ウ) 学生納付金の設定の考え方

本研究科の学生納付金は、在学料 691,000 円、実験実習料 35,000 円、施設設備費 145,000 円、合計 871,000 円である。初年度についてはこれに入学金 240,000 円を加え、合計 1,111,000 円とする。

学生納付金の設定にあたっては、本学の既設学部及び研究科の学生納付金の設定状況に加えて、他大学の類似研究科における設定状況を勘案しつつ、検討を行った。

最終的に、完成年度に収支の均衡が図れることを前提に、本研究科運営に係る人件費及び教育研究や管理運営に係る物件費の財政試算を複数パターン行ったうえで、実質的な採算分岐点に基づき設定した。

なお、前項で類似の研究科として取り上げた大学院各研究科の初年度学費（入学金含む）は立教大学 1,725,000 円、明治大学 823,000 円、産業技術大学院大学 802,800 円（都内在住者は 661,800 円）、情報セキュリティ大学院大学 1,500,000 円となっている（各大学ホームページより）。それぞれの教育内容や設置形態が異なるため一概に比較することは困難であるが、本研究科の金額は平均的なところにある。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

本研究科の具体的な取組状況については、(ア) 国際情報研究科のアドミッション・ポリシー、(イ) 多様な手段を用いた学生募集広報、(ウ) 多様な入学者選抜の 3 つの項に分けて、記載する。

(ア) 国際情報研究科のアドミッション・ポリシー

本研究科のアドミッション・ポリシーは次の通り定めている。

国際情報研究科では、情報及び情報に関連する法律・規範に関する理論を統合し、その知見をもって現代社会における諸問題を解決するための教育研究を行うことにより、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、社会のグランドデザインを主導することのできる人材を養成することを目的としています。この目的を達成するため、次のような学生を求めています。

- ・グローバル化、IT化が浸透した現代社会に強い興味を持ち、その問題点を法学と情報学の知見を駆使して解決していく志を持つ人
- ・法学と情報学を統合した新しい知の創造を志向する人
- ・論理的かつ明晰な思考能力を持ち、さらにそれを高める意欲を持つ人
- ・修めた学識で社会に持続的にコミットし、そこに貢献しようとする意欲を持つ人

以上にに基づき、次のような知識・能力等を備えた学生を多様な選抜方法によって受け入れます。

- ・法学、もしくは情報学のいずれか、または両方の学士水準の学識を有している。
- ・学術文献を理解する読解力と思考能力、およびコミュニケーション能力を有している。

(イ) 多様な手段を用いた学生募集広報

本学が刊行する大学院ガイドブックや本学 Web サイトによる広報活動を主要な広報媒体として活用し、加えて、研究科パンフレットの作成を行うとともに、本研究科の教育研究内容に高い関心を持つと思われる層へより強く訴求することを狙い、インターネット広告や情報ツールを用いた広報活動も計画する。また、大学院進学相談会については学内開催のほか、学外で他大学院とともに開催するものへの参加も行う。

社会人に対しては、利便性の高い情報ツールを用いたオンライン上の進学相談を予定しているほか、後述する指定機関推薦入学制度の導入にあたり、連携を図る企業・機関及び就学を検討する社員・職員に対して、個別に本研究科の学びの特色を伝える機会を設けることを予定している。

さらに、国際情報学部の学生に対しては、学部内で行う大学院進学ガイダンスや専任教員の教育活動を通じた大学院での学びの紹介によって、より子細に本研究科の魅力を伝える。また、進路検討の初期段階から本研究科への進学が選択肢のひとつとなるよう、低学年次から広報活動を行う。

(ウ) 多様な入学者選抜

一般入学試験に加えて、社会人特別入学試験及び学内選考入学試験によって、アドミッション・ポリシーに掲げた学生の受入れを行う。

(a) 一般入学試験

学士の学位を取得（取得見込みを含む）している者又はこれに準ずる者を対象に、筆答試験と口述試験を実施する。なお、募集人員は5名とする。

(b) 社会人特別入学試験

高い研究意欲を有する社会人に対して、一般学生と同様の教育条

件のもとで就学の機会を提供し、豊富な社会的体験と深い実務経験を有する社会人の入学が、本研究科の研究と教育にも多大の寄与をもたらすことを狙い、3年以上の実務経験を有する社会人を対象に、筆答試験と口述試験を実施する。

また、本学の各機関ですでに連携実績のある企業・機関や、今後連携を促進していく企業・機関等を対象に、所属社員・職員の推薦入学を募る指定機関推薦入学制度を導入し、本研究科での研究を志向する学生を確保するとともに、産官学の連携を促進する副次的効果をも狙う。

なお、募集人員は15名とする。

(c) 学内選考入学試験

本学学部を卒業見込みの者を対象に、書類審査と口述試験を実施する。なお、募集人員は5名とする。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

(ア) 国際情報研究科の教育研究上の目的及び養成する人材像

本研究科の教育研究上の目的及び養成する人材像は、中央大学大学院学則第四条の五において、次の通り定めている。

情報、情報に関連する法律・規範及びその関連諸分野に関する理論並びに諸現象にかかる高度な教育研究を行い、高い研究能力と広く豊かな学識を有し、優れた見識と高度の専門性を必要とする業務を遂行することのできる人材を養成する。

これに加えて、ディプロマ・ポリシーにおいて、「修了するにあたって備えるべき知識・能力」を具体的に示している。

- ① 情報基盤を含む情報学と情報法の専門分野に関する社会課題に対し、具体的な解決策を提示するための方法論を十全に使いこなし、かつ実際に問題を解決することができる。
- ② 情報基盤を含む情報学と情報法の理論および研究手法を昇華・統合し、かつ問題解決の新たな方法論を導き出すことができる。
- ③ 同専門分野に関する深い学識を有し、資料を収集、分析し、

かつ高度の専門性を有した問題解決や研究成果を示すことができる。

②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

(ア) 社会及び地域における人材需要の需給見通し

(a) 社会環境の動向、企業・社会の人材ニーズ

情報通信技術の進展に伴い、産業界における技術活用はもとより、家庭におけるスマートフォンを始めとするデジタルデバイスの急速な普及や、日常生活におけるいわゆる電子マネーの利用拡大、あるいは新型コロナウイルス感染症の感染対策を契機としたテレワークの実施の拡がりなど、社会の在り様は急速に変化してきている。

政府の施策においては、令和3年(2021年)9月に内閣直属の組織としてデジタル庁が創設された。デジタル庁は、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化を。一人ひとりの多様な幸せを実現するデジタル社会を目指し、世界に誇れる日本の未来を創造します」(デジタル庁 Web サイト※より)をミッションとして掲げており、産業界や市民の一部がデジタルを活用する社会ではなく、社会全体のデジタル化を目指し、誰もがその恩恵を受けられることを志向している。※<https://www.digital.go.jp/about/organization>

また、令和3年(2021年)11月には、政府によりデジタル田園国家構想実現会議が開催され、デジタル田園都市国家構想関連施策が検討されている。この施策においては、施策の全体像を(1)デジタル基盤の整備、(2)デジタル人材の育成・確保、(3)地方の課題を解決するためのデジタル実装、(4)誰一人取り残されないための取組の4つに分類しているが、(2)デジタル人材の育成・確保においては、「大学等における教育」、あるいは「企業のデジタル人材育成・確保推進」など関係府省庁による施策が多数盛り込まれている(【資料3】、【資料4】)。

このような社会情勢にあるところ、これを支える人材需要についても、近年複数の調査・統計がなされ、各種報道等においても取り上げられている。

平成31年(2019年)4月に経済産業省により実施された、I T

人材需給に関する調査では、2018年から2030年のIT人材全体数の需要・供給や、AI人材の需要・供給について試算が行われている（【資料5】）。

これによれば、IT人材全体数の需要と供給の差は、その試算の中位シナリオにおいて、2030年に45万人が不足するとされる。

また、AI人材の需要・供給については、AIを実現する数理モデルについての研究者（ただし、学術・研究機関を除く）やAI機能を搭載したソフトウェアやシステムの開発者、AIを活用した製品・サービスの企画・販売者を「AI人材」として定義し、その需給及び需給ギャップを試算したところ、AI市場の需要の伸びが平均シナリオであった場合に、2030年においては12.4万人の不足が生じることとされている。

令和3年度情報通信白書においては、アンケート調査で明らかになった、企業活動におけるデジタル・トランスフォーメーションにおける課題として、『人材不足』はいずれの国でも上位に来ているが、日本は特に多く、ダントツの1位となっている。」とまとめている。さらに、具体的にどのような人材が不足しているか尋ねたところ、「DXの主導者」、「新たなビジネスの企画・立案者」、「デジタル技術に精通している者」、「UI・UXに係るシステムデザインの担当者」、「AI・データ解析の専門家」という選択肢のいずれにも、不足しているという回答が7割に及ぶ結果を示している（【資料6】）。

以上のように、社会や企業におけるデジタル化の進展や、それを支える人材の養成の必要性は例を挙げれば枚挙にいとまがない。本学においては、情報化、グローバル化が急激に進展し、加速度的に社会が変化していく中で、この情報社会に内在する複雑な社会問題に対応できる人材が求められているとの認識から、平成31年（2019年）に国際情報学部を設置した。同学部では、幅広い視野からグローバルな情報社会に内在する諸問題を解明し、解決策を提案し、かつ実行する為の国際的な標準となり得る制度や規範を提言し、協働により実現させる実行力を備えた人材を輩出すべく、日夜、教育研究活動が行われている。

このような社会情勢及び社会調査等を踏まえれば、本研究科はまさに社会の要請に即した存在として創設されるものであり、デ

デジタル社会を支える新たな知見を有した人材を養成することで、中央大学として社会貢献の責務を果たすものである。

(b) 企業等に対する採用意向調査

本研究科の設置構想にあたり、令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)1月に企業・団体に対して、採用意向調査を実施した【資料7】。

調査の概要は、次のとおりである。

- ・調査方法：インターネット調査
- ・調査期間：2021年11月25日～2022年1月12日
- ・回答数：112社

回答のあった企業・団体の概要としては、本社所在地は東京都(72%)、大阪府(11%)によりほとんどが占められ(設問2)、また業種は製造業34%、卸売・小売業23%、サービス業9%、情報通信業7%となった(Q3)。

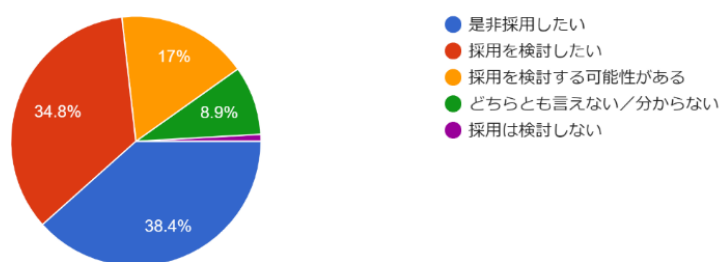
本研究科の概要を示したうえで、研究科の3つの特色に対してどの程度魅力を感じるか聞いたところ、「とても魅力を感じる」「ある程度魅力を感じる」を合わせた回答の比率は、いずれの特色でも約98%に上った(Q5)。また、本研究科はこれからの社会にとって必要だと思うか尋ねたところ、「必要だと思う」と「どちらかと言えば必要だと思う」を合わせた回答は、98%に及んだ(Q6)。

さらに、本研究科の修了生の採用ニーズとしては、「ぜひ採用したい」38.4%、「採用を検討したい」34.8%、「採用を検討する可能性がある」17%となり、約90%もの採用意向が確認できた(Q7。図3参照)。

図3 企業・団体における修了生の採用意向

また、社会人学生を想定した設問として、社員・職員が本研究科で学位を修めることで自社の組織力の向上に寄与するか問うたところ、「寄与すると思う」「寄与する

Q7.貴社・貴団体では、本研究科を修了した学生を採用したいと思いますか。
112件の回答



可能性があると思う」が約 95%となった (Q 8)。

以上のいずれの設問においても、非常に高い値で肯定的な回答が得られていることから、本研究科の教育研究や養成する人材について、強いニーズがあることが見て取れる。

他方で、社員の修士または博士の学位取得を促進する制度の有無を問うたところ、8割以上の企業では設けていないことが判明した (Q 9)。次に、本研究科と企業・団体との連携による指定機関推薦入学制度について聞いたところ、「関心があり派遣を検討したい」「条件があれば派遣を検討したい」が合わせて約 15%あったものの、「どちらとも言えない／わからない」75%、「関心がなく検討は考えていない」9.8%と慎重な回答が多くを占めた (Q 10)。

また、「DX の推進や AI・IoT 等の情報技術を駆使した設備・システムの開発・導入・運用等にあたって、貴社・貴団体が抱える課題等があれば、ご回答ください」との設問には、多数の記述回答が寄せられた (Q 11)。回答が最も多いのは、デジタル人材の不足を訴える声であるが、あわせて「ビジネスとしての DX 化は軌道に乗ってきていますが、社内の DX 化が進んでいない」「DX の具体的な進め方、デジタル化の社内への浸透方法、従業員への IT リテラシー教育、シニア世代への理解浸透」といった声に代表されるように、企業・団体が既存の組織体制や業務執行手法を改められていないことも、回答からは読み取れた。

Q 9～11 の回答結果は、先に触れた情報通信白書 (【資料 6】) で明らかにされた DX を進める際の課題と合致しており、企業・団体の現場ではおしなべてデジタル人材の不足感は強いものの、その人材の育成手法や支援制度の整備は追いついておらず、デジタル人材が主導する全社的な DX 化は端緒についたばかりであると言えよう。

本調査を通じて、前項で述べたいわゆる IT 人材や、ことに AI 等に強みのある人材の不足という、各種の調査統計を裏付けるような結果を得た。本研究科は、まさにそのような改革を主導する人材を養成する研究科であり、修了生のニーズはたいへんに旺盛であると言える。

(イ) 設置する研究科に類似する本学既設研究科・専攻の就職状況

本研究科と教育研究領域が強く類似する本学既設大学院研究科・専攻はないが、中央大学大学院修了者が実社会にてどのように

必要とされ、活躍しているかを見ることで、本研究科修了生の進路の方向性も見通すことができることから、比較的領域の近いものとして、法学研究科及び理工学研究科情報工学専攻の進路・就職に関する状況を挙げた。

(a) 法学研究科

法学研究科（博士課程前期課程）の直近3年間の修了生の進路は、図4の通りとなっている。

図4 法学研究科（博士課程前期課程）修了生の進路

年	修了者数	就職者	進学者	受験準備	その他
令和2(2020)	13	6	3	3	1
令和元(2019)	19	7	4	3	5
平成30(2018)	14	5	4	1	4

法学研究科（博士課程前期課程）の進路は、就職する者、後期課程に進学する者、資格試験や入学試験の準備をする者など、多様な内訳を有している。就職者の業種についても同様であり、製造業、運輸業、放送業、公務員など多岐にわたっている。

学生の進路志向が多様であるため、一概には言えないところであるが、就職を志す者については、在学期間中の研究目標への自身の取組と実績とが、就職活動にそのまま直結し、企業等からの評価につながっているものと捉えている。

(b) 理工学研究科情報工学専攻

理工学研究科情報工学専攻（博士課程前期課程）の直近3年間の修了生の進路は、図5の通りとなっている。

図5 理工学研究科（博士課程前期課程）修了生の進路

年	修了者数	就職者	進学者	受験準備	その他
令和2(2020)	12	12	0	0	0
令和元(2019)	20	20	0	0	0
平成30(2018)	18	17	1	0	0

理工学研究科情報工学専攻（博士課程前期課程）の進路は、就職する者がほとんどを占め、直近3年間においても、進学者1人を

除いてはすべて就職者である。

業種別では、修了者 50 人中、情報サービス業が 20 人、電気・情報通信機械器具製造業が 10 人となっている他、製造業、通信業、広告業、その他の専門・技術サービス業などにも複数人が就職している。

以上のように、法学研究科と理工学研究科情報工学専攻とでは、進路に大きな差異が認められる。本研究科は、両者とも異なる教育研究領域を有しており、また、もとより社会人学生を第一に想定していることから、進路について端的にまとめることは適切ではないが、情報工学専攻において進路の中核をなしている情報サービス業や、電気・情報通信機械器具製造業を中心としつつ、デジタル化があらゆる業態において進展している情勢を踏まえると多様な業種に就職することが考えられる。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	カワイ ヒサシ 河合 久 <令和3年5月>		商学修士		中央大学 学長 (令和3年5月～令和6年5月)

教 員 の 氏 名 等													
(国際情報研究科修士課程国際情報専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	担 単 位	当 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	イイオ ジュン 飯尾 淳 <令和5年4月>		博士(工学)		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ 情報基盤研究法※ HCI特論 国際情報学実践研究(1)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1後 1後 1・2前 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 0.3 0.8 2 0.8 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成25年4月)	5日	
2	専	教授	イシイ(ミノダ) カオリ 石井(巖田) 夏生利 <令和5年4月>		博士(法学)		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ プライベート情報法特論 国際情報学実践研究(3)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1後 1・2後 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.1 0.1 2 0.3 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成31年4月)	5日	
3	専	教授	イワクマ ミチヒロ 岩隈 道洋 <令和5年4月>		修士(法学)※		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ 情報法研究法 情報公法特論 国際情報学実践研究(3)※	1前 1後 1後 1・2前 1・2前	0.1 0.1 2 2 0.5	1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成31年4月)	5日	
4	専	教授	オカジマ ユウシ 岡嶋 裕史 <令和5年4月>		博士(総合政策)		研究の計画と遂行※ ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ 情報基盤研究法※ インターネットの技術と文化特論 国際情報学実践研究(2)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1前 1後 1後 1・2前 1・2後 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 0.3 0.3 0.3 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成27年4月)	5日	
5	専	教授	カクタ トクヤス 角田 篤泰 <令和5年4月>		博士(工学)		情報基盤研究法※ 法律人工知能特論 国際情報学実践研究(1)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1後 1・2後 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成31年4月)	5日	
6	専	教授	コムカイ タロウ 小向 太郎 <令和5年4月>		博士(法学)		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ ネットワーク情報法特論 国際情報学実践研究(3)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1後 1・2後 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.1 0.1 2 0.3 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (令和2年4月)	5日	

教 員 の 氏 名 等													
(国際情報研究科修士課程国際情報専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	担 単 位	当 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
7	専	教授	スドウ オサム 須藤 修 <令和5年4月>		経済学博士		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ 情報イノベーション学特論 国際情報学実践研究(2)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1後 1・2後 1・2後 1前 1後 1・2前 1・2後	0.2 0.2 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1		中央大学 国際情報学部 教授 (令和2年4月)	5日
8	専	教授	ハンモト タケヒロ 橋本 健広 <令和5年4月>		Master of Arts※ (アメリカ)		コミュニケーション特論(1)	1・2前	2		1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成31年4月)	5日
9	専	教授	ヒラノ ススム 平野 晋 <令和5年4月>		博士(総合政策)		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ AI・ロボット情報法特論 国際情報学実践研究(3)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1後 1・2前 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 0.3 2 0.3 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1 1		中央大学 国際情報学部 教授 (平成16年10月)	5日
10	専	教授	ホサカ シュンジ 保坂 俊司 <令和5年4月>		文学修士		ELSI研究法Ⅰ※ ELSI研究法Ⅱ※ 比較文明学特論	1前 1後 1・2前	0.3 0.3 2		1 1 1	中央大学 国際情報学部 教授 (平成20年9月)	5日
11	専	教授	マツノ リョウイチ 松野 良一 <令和5年4月>		博士(総合政策)		研究の計画と遂行※ デジタルジャーナリズム特論 国際情報学実践研究(2)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1・2前 1・2後 1前 1後 1・2前 1・2後	0.4 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		中央大学 国際情報学部 教授 (平成15年4月)	5日
12	専	教授	ムラタ マサユキ 村田 雅之 <令和5年4月>		博士(工学)		研究の計画と遂行※ 情報心理学特論 国際情報学実践研究(2)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1・2後 1・2後 1前 1後 1・2前 1・2後	0.4 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		中央大学 国際情報学部 教授 (平成30年4月)	5日
13	専	准教授	コハナ マサキ 小花 聖輝 <令和5年4月>		博士(理工学)		研究の計画と遂行※ 並列・分散システム特論 国際情報学実践研究(1)※ 国際情報学研究指導Ⅰ 国際情報学研究指導Ⅱ 国際情報学研究指導Ⅲ 国際情報学研究指導Ⅳ	1前 1・2後 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 2 0.4 2 2 2 2	1 1 1 1 1 1 1		中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日

教 員 の 氏 名 等														
(国際情報研究科修士課程国際情報専攻)														
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位	当 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
14	専	准教授	サイトウ ユキエ 斎藤 裕紀恵 <令和5年4月>		Doctor of Philosophy in Education (アメリカ)		コミュニケーション特論(2)	1・2後	2		1	1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日
15	専	准教授	ナカシマ ミカ 中島 美香 <令和5年4月>		修士(法学)※		研究の計画と遂行※ 情報民事法特論 国際情報学実践研究(3)※	1前 1・2前 1・2前	0.3 2 0.3		1 1 1	1 1 1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日
16	専	准教授	ナカムラ マリコ 中村 真利子 <令和5年4月>		博士(法学)		研究の計画と遂行※ 情報刑事法特論 国際情報学実践研究(3)※	1前 1・2後 1・2前	0.3 2 0.3		1 1 1	1 1 1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日
17	専	准教授	マツザキ カズタカ 松崎 和賢 <令和5年4月>		博士(情報理工学)		情報基盤研究法※ 情報セキュリティ特論 国際情報学実践研究(2)※ 国際情報学研究指導I 国際情報学研究指導II 国際情報学研究指導III 国際情報学研究指導IV	1後 1・2前 1・2後 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 2 0.4 2 2 2 2		1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日
18	専	准教授	ヤジマ ソウヘイ 矢島 壮平 <令和5年4月>		博士(文学)		ELSI研究法I※ ELSI研究法II※ 哲学特論	1前 1後 1・2後	0.3 0.3 2		1 1 1	1 1 1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日
19	専	准教授	ヨシダ マサヒロ 吉田 雅裕 <令和5年4月>		博士(学際情報学)		情報基盤研究法※ データマイニングとAI特論 国際情報学実践研究(1)※ 国際情報学研究指導I 国際情報学研究指導II 国際情報学研究指導III 国際情報学研究指導IV	1後 1・2前 1・2前 1前 1後 1・2前 1・2後	0.3 2 0.4 2 2 2 2		1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	中央大学 国際情報学部 准教授 (平成31年4月)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況

職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士				3人	4人	2人		9人	
	修 士				2人		1人		3人	
	学 士									
	短 期 大 士									
	そ の 他									
准 教 授	博 士		2人	3人	1人				6人	
	修 士			1人					1人	
	学 士									
	短 期 大 士									
	そ の 他									
講 師	博 士									
	修 士									
	学 士									
	短 期 大 士									
	そ の 他									
助 教	博 士									
	修 士									
	学 士									
	短 期 大 士									
	そ の 他									
合 計	博 士		2人	3人	4人	4人	2人		15人	
	修 士			1人	2人		1人		4人	
	学 士									
	短 期 大 士									
	そ の 他									